

平成26年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成26年 3 月 4 日 開会

平成26年 3 月 14 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成26年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第19号の上程、説明	16
一般質問	76
森川 忠君	77
休会の件	92
散会の宣告	92

第 2 号 (3月6日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
諸般の報告	95
一般質問	95

齋藤 順一 君	95
浅野 孝男 君	110
鈴木 和彦 君	124
山崎 貞一 君	139
川島 富士子 君	154
休会の件	171
散会の宣告	171

第 3 号 (3月14日)

議事日程	173
本日の会議に付した事件	174
出席議員	174
欠席議員	174
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	175
職務のため出席した者の職氏名	175
開議の宣告	176
諸般の報告	176
議案第1号の質疑、討論、採決	176
議案第2号の質疑、討論、採決	176
議案第3号の質疑、討論、採決	177
議案第4号の質疑、討論、採決	178
議案第5号の質疑、討論、採決	179
議案第6号の質疑、討論、採決	188
議案第7号の質疑、討論、採決	189
議案第8号の質疑、討論、採決	189
議案第9号の質疑、討論、採決	190
議案第10号の質疑、討論、採決	190
議案第11号の質疑、討論、採決	192
議案第12号の質疑、討論、採決	193
議案第13号の質疑、討論、採決	245

議案第14号の質疑、討論、採決	248
議案第15号の質疑、討論、採決	248
議案第16号の質疑、討論、採決	249
議案第17号の質疑、討論、採決	251
議案第18号の質疑、討論、採決	255
議案第19号の質疑、討論、採決	265
陳情の件	265
閉会の宣告	266
署名議員	267

3 月 定 例 会

(第 1 号)

平成26年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年3月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第19号について
(町長 施政方針、提案理由説明)
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課主幹	郡司民夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高蝶政道	書 記	椎名圭子
-----	------	-----	------

◎開会の宣告

- 議長（伊藤罔樹君） 過ごしやすい春の日という感じではありますが、おはようございます。
これより平成26年3月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時57分）

◎開議の宣告

- 議長（伊藤罔樹君） 本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

1番 鈴木和彦 議員

17番 川島勝美 議員

を指名します。

◎会期決定の件

- 議長（伊藤罔樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月17日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（伊藤罔樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承
を願います。

なお、本日の配付されました税務課長、急用でございまして、税務課主幹の郡司民夫氏に変更の届け出がございました。議員各位にはご了承を願いたいと思います。

次に、陳情の付託についてをご報告いたします。

今期定例会に受理しました陳情1件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告をいたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、1月24日に開催された八匠水道企業団議会定例会について、山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） おはようございます。

去る1月24日に開催されました八匠水道企業団議会平成26年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、議長の選挙並びに3議案が上程されておりましたが、議案1件と議員発議1件が追加上程され、審議を行いました。

初めに、議長の選挙が行われ、指名推薦により匠瑤市選出の浅野勝義氏が選出されました。

議案第1号は、八匠水道企業団職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

議案第2号は、平成25年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、年間総給水量を416万立方メートルから412万立方メートルに改め、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を2,878万円減額し、12億2,849万3,000円とするとともに、支出の水道事業費用を25万7,000円減額し、12億6,945万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を52万6,000円増額し、5,988万9,000円とするとともに、資本的支出を899万円減額し、2億3,958万2,000円とするものであります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,969万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するもので

あります。

議案第3号は、平成26年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を1万5,223戸、年間総給水量を410万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億1,812万5,000円、支出は水道事業費用を13億2,566万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が4,005万2,000円で、資本的支出が2億2,403万1,000円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,397万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

追加上程された議案第4号は、八匠水道企業団監査委員の選任についてであり、本案は、監査委員の佐藤悟氏から辞職願が提出され、これを承認したので、新委員に匠瑳市選出の江波戸友美氏を選任すべく提案されたものであります。

次に、追加上程された発議案第1号は、八匠水道企業団議会会議規則の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正等に伴い、公聴会の開催にかかわる規定その他所要の条文を整備するため制定されたものであります。

上程されました議案並びに発議は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匠水道企業団議会平成26年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、1月28日に開催された匠瑳市横芝光町消防組合議会定例会について、若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） おはようございます。

去る1月28日に開催されました匠瑳市横芝光町消防組合議会平成26年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議長の選出並びに6議案が上程され、議長には、指名推薦により匠瑳市から選出の山崎剛氏が選出されました。

初めに、議案第1号は、匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかわる専決処分の承認を求めるものであります。

本案は、千葉県人事院勧告及び構成市町の給与条例の改正状況を勘案し、若手層職員にか

かわる給料月額を増額等を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成26年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ10億4,747万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金の10億2,756万6,000円で、うち当町の分担金は3億8,812万9,000円であります。そのほか、3款繰越金1,000万円、5款組合債850万円等があります。

一方、歳出は、人件費を主とする2款総務費9億4,653万7,000円を初め、3款公債費9,580万7,000円のほか、議会費、予備費の513万3,000円であります。

議案第3号は、平成26年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。当町の負担分は3億8,812万9,000円で、分担割合は37.77%となります。

議案第4号は、平成25年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ3,516万円を減額し、予算の総額を10億1,404万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入では、1款分担金及び負担金で4,461万3,000円、5款組合債で1,090万円を減額、3款繰越金で2,035万3,000円を増額し、歳出では2款総務費を3,516万円減額するものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、消防長及び消防署長の職に必要な資格を条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、上程されました6議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上で、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成26年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

す。

〔 8 番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、1月29日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について、鈴木唯夫議員。

〔 1 5 番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○ 1 5 番（鈴木唯夫君） 去る1月29日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会は、副議長の選挙並びに報告1件、議案3件が上程されておりましたが、議員発議1件が追加上程され、審議を行いました。

初めに、副議長の選挙が行われ、指名推薦により匝瑳市選出の岩井孝寛氏が選出されました。

報告第1号は、損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分の報告であります。

本案は、平成25年4月10日に、松山清掃工場ごみ処理施設内で、組合の車両が来場者の車両に接触した事故について、平成26年1月16日付で地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号は、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ7億176万3,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金4億9,555万5,000円、2款使用料及び手数料1億3,229万6,000円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で5,391万2,000円であります。

一方、歳出は、2款総務費1億495万8,000円、3款衛生費4億7,493万7,000円、4款公債費1億1,874万1,000円のほか、議会費、予備費の312万7,000円であります。

議案第2号は、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。当町の負担金は8,847万4,000円で、その内訳は、火葬場事業費3,067万2,000円、清掃事業費5,780万2,000円であります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

追加上程されました発議案第1号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正等に伴い、公聴会開催に係る規定その他所要の条文を整備するため提案されたものであります。

上程された議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月7日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月7日に開催されました平成26年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案7議案、請願1件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、広域連合職員の給与について、県に準じて改正するものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成26、27年度の保険料率、保険料の賦課限度額及び保険料軽減措置に関する規定を改正するものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療利用制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、基金事業を継続するため、条例の有効期限を平成27年3月31日まで延長するものであります。

議案第4号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ3,902万9,000円を減額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ17億8,552万9,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、1款分担金及び負担金、1項負担金を1億1,849万5,000円減額する一方、5款繰入金、1項基金繰入金に8,017万5,000円を追加し、歳出では、2款総務費、1項総務管理費を2,038万円と、3款民生費、1項社会福祉費の1,864万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第5号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）に

ついてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,881億3,015万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、1款市町村支出金、1項市町村負担金で2億6,191万7,000円、8款繰入金で8,017万5,000円をそれぞれ減額する一方、2款国庫支出金、2項国庫補助金で1億6,204万4,000円、10款諸収入では1億7,803万2,000円を追加し、歳出では、1款総務費、1項総務管理費で1,793万1,000円を減額する一方、2款保険給付費、1項療養諸費で712万6,000円、5款保健事業費、1項健康保持増進事業費で876万1,000円を追加するものであります。

議案第6号は、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,006万8,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、1款分担金及び負担金に17億4,160万5,000円、2款国庫支出金に27億5,401万9,000円を計上し、歳出では、2款総務費に4億6,462万3,000円、3款民生費に40億4,021万円を計上したものであります。

議案第7号は、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,939億7,234万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、1款市町村支出金に906億8,080万3,000円、2款国庫支出金に1,485億8,167万1,000円、3款県支出金に396億9,065万5,000円、4款支払基金交付金に2,069億5,946万1,000円、8款繰入金に58億8,842万円を計上し、歳出では、1款総務費に12億9,209万2,000円、2款保険給付費に4,889億410万円、5款保健事業費に19億4,313万4,000円を計上したものであります。

提案されました7議案は、原案どおり可決承認されました。

請願第1号は、憲法25条を生かし、高齢者が安心して医療にかかれるよう求める請願書についてでありまして、議会として、国と関係省庁に対し、全ての高齢者が安心して医療にかかれるよう、憲法25条を生かした国の施策を求める意見書を提出するものであります。

提案されました請願1件は不採択となりました。

なお、今回の定例会では、私も、ジェネリック薬品の普及促進と国保から後期高齢者医療に移行した被保険者の保険料は引き続き年金天引きできないかについての一般質問を行いました。広域連合からの答弁は、いずれも予算等の絡みがあるので、すぐに実施はできないが、今後、検討してまいるという内容でありました。

以上、平成26年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

[9番議員 川島富士子君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月18日に開催されました山武郡市広域水道企業団議会定例会について、森川忠議員。

[5番議員 森川 忠君登壇]

○5番（森川 忠君） 去る2月18日に開催されました平成26年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程された案件は5議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年10月17日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、山武郡市広域水道企業団職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項の規定により、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

議案第3号は、山武郡市広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、部分休業の対象となる子の範囲及び時間に改正の必要が生じたもので、これを改正すべく提案したものであります。

議案第4号は、平成25年度山武郡市水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、給水戸数を6万1,689戸から6万2,223戸に、また年間総給水量を1,900万4,980立方メートルから1,894万4,410立方メートルに改め、収益的収入及び支出の補正で、収入の水道事業収益を1億5,061万6,000円減額し、47億3,898万6,000円とするとともに、支出の水道事業費用を896万2,000円減額し、48億6,307万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入で269万3,000円を減額し、3,114万5,000円とするとともに、資本的支出で1,030万4,000円を増額し、12億5,339万4,000円とするものであります。

なお、これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億2,284万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第5号は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を6万2,861戸、年間総給水量を1,895万3,880立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を52億4,462万6,000円とし、支出は水道事業費用を50億3,128万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を2,803万8,000円とし、資本的支出を12億6,669万8,000円とするものであります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額12億3,866万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案された議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成26年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月20日に開催された東総衛生組合議会定例会について、齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） おはようございます。

去る2月20日に開催された東総衛生組合議会平成26年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は3議案であります。

議案第1号は、平成26年東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,072万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金1億9,645万6,000円で、うち当町の分担金は262万9,000円であります。2款使用料及び手数料2億8,445万円、3款繰入金5,980万円のほか、繰越金、財産収入等の1,001万5,000円であります。

一方、歳出の内容は、2款総務費9,877万5,000円、3款衛生費3億8,438万9,000円、4款公債費5,722万4,000円のほか、議会費、予備費で1,033万3,000円であります。

議案第2号は、東総衛生組一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,570万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,550万8,000円とするものであります。

その内容は、東日本大震災による被災世帯を対象に行った手数料の減免措置に対して、構成市町に震災復興特別交付税が交付されていることから、これを分担金として組合に納付し、財政調整基金として積み立てるものであります。

議案第3号は、東総衛生組合監査委員の選任につき、同意を求めるものであります。

本案は、監査委員、景山岩三郎氏が昨年12月31日をもって任期満了となったことから、新たに旭市松ヶ谷在住の木内欽市氏を選任するに当たり、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるべく提案したものであります。

提案された議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成26年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月28日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会定例会について、杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） 去る2月28日に開催された平成26年山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提案された議案は7議案であります。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条の4第1項並びに第2項及び第3項の規定により、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合職員定数条例第4条で規定している定数外職員について、所要の改正の必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定に伴い、所要の改正の必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第3号同様、山武郡市環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定に伴い、所要の改正の必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第5号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、千葉県人事委員会の給与に関する報告及び勧告に基づく地方公務員法第24条第3項の規定による職員の給与の改定及び再任用職員の給与の設定を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、平成25年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、当初予算において、基幹的設備改良事業の実施財源として、循環型社会形成推進交付金補助残額の90%、6億4,000万円及び補助対象外経費の75%、9,000万円を組合債をもって充てることとしておりましたが、補助残額が震災復興特別交付税として構成市町に交付されることとなったことから、組合債7億3,800万円を減額し、構成市町負担金7億1,652万1,000円、財政調整基金繰入金390万4,000円及び繰越金1,757万5,000円をもって、財源を振りかえるものであります。

議案第7号は、平成26年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ19億4,800万円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金6億3,513万円、2款使用料及び手数料1億7,335万4,000円、3款国庫支出金2億1,600万円、8款組合債7億7,760万円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で1億4,591万6,000円であります。

一方、歳出では、2款総務費6,333万8,000円、3款衛生費18億7,886万1,000円のほか、議会費、公債費、予備費の580万1,000円であります。

平成25年度に引き続き大型予算となっておりますが、これは、平成25年度、26年度の2カ年継続事業で実施している基幹的設備改良事業に12億41万6,000円を計上したことによるものであります。

追加上程された議案第8号は、監査委員の選任についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合議員でありました堀越保夫氏が議員を辞職したことに伴い、監査委員が1名空席となったことから、後任として芝山町選出の川口幸雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

提案されました8議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成26年山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 最後に、2月25日に開催された山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告といたします。

次に、議会改革特別委員会の審査最終報告について、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 川島 透君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（川島 透君） おはようございます。

それでは、私から、議会改革特別委員会の審議結果の最終報告といたしまして、昨年度の議会活性化検討委員会の最終報告の中で、特別委員会を設置して検討すべきとされた議員定数、議員報酬の見直し、政務活動費の支給、会派制の導入の議会改革に関する事項について報告いたします。

本委員会は、昨年4月24日の第1回委員会からこれまでに9回の委員会の開催と先進地視察を実施し、検討事項について協議を重ねてまいりました。また、同年10月15日開催の議会議員全員協議会において中間報告をさせていただき、これに対し、皆様から、さまざまなご指摘、ご意見をいただきましたので、これらを踏まえまして、最終報告として、本委員会としての結論を取りまとめ、本年1月28日開催の議会議員全員協議会に報告し、ご承認をいただいたところであります。

お手元にお配りしました資料の議会改革特別委員会の審議結果の2ページをごらんいただきたいと思っております。

検討事項の1番目といたしまして、議員定数・報酬の見直しについてとありますが、初めに議員定数の見直しについては、次の選挙から、現行の18人から2人減の16人とする審議結果となりました。

理由については、議員の職務の重要性を大切にしながら、町民の声と全国及び近隣市町の状況を考慮し、大幅な削減を行った場合、町民の声が届きにくくなることが懸念されるため、

定数の算定に当たっては、平成25年3月31日現在の本町と人口が同規模の全国の市町村の議員定数の状況を調査しました。

10ページをごらんください。

本町と人口同規模の全国の27市町の議員1人当たりの人口は1,583人であり、これを本町の人口に当てはめると、議員定数は16.1人となりました。

また、11ページをごらんください。

近隣市町の議員定数削減状況についてであります。ごらんのとおり、既に議員定数を削減しております。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

このような状況を総合的に勘案し、本議会も、みずから定数を削減すべきと考え、本町の議員定数は、16人が妥当であるとの結論に至りました。

なお、参考意見の抜粋については、後ほどごらんいただきたいと思います。

3ページをごらんください。

次に、議員報酬の見直しについてであります。議員報酬は現行どおりとし、見直しは行わないとする審議結果となりました。

理由についてであります。中間報告では、報酬を引き上げることといたしましたが、昨年11月に実施した3常任委員会合同視察研修先の辰野町では、定数を削減することにより、議員活動における負担がふえるため、報酬の引き上げを検討したが、近隣市町に影響を及ぼすことなどの理由から、現状維持としたとのことであり、また報酬の引き上げについては、町民の理解を得るのは難しいと考え、これらを勘案し、報酬の見直しは行わないとの結論に至りました。

続きまして、検討事項の2番目、政務活動費の支給についてであります。議会における会派所属議員が1人の場合を含む及び会派に属しない議員に対して支給するという審議結果となりました。

理由については、議員の調査研究その他の活動に資するための経費として必要であるという結論に至りました。

なお、金額については、月額2万円とするものであります。

なお、8ページ及び9ページに、県内市町村の政務活動費の状況を載せてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4ページをごらんください。

最後に、検討事項の3番目、会派制の導入についてであります。会派制を導入するとの審議結果となりました。

理由については、会派制には、メリット、デメリットがありますが、会派で、調査研究、議論を行い、個々の議員の資質の向上に役立てることができるという点を踏まえ、会派制を導入するとの結論に至りました。

以上、横芝光町議会改革特別委員会の審議結果の最終報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員会委員長 川島 透君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午前11時5分からといたします。

(午前10時53分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎議案第1号ないし議案第19号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第1号ないし議案第19号を一括議題とします。

町長からの施政方針及び提案理由説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成26年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度も、残すところ、あとわずかとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、改めて議会を初め町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、2月7日から17日間にわたって開催されました第22回冬季オリンピック・ソチ大会において、日本選手団はメダル8個を獲得いたしました。これは、1998年長野大会の10個に次ぐ史上2番目の獲得数であります。

今大会は、10代の若手選手の活躍とベテラン選手の強い意思と熱い思いが感じられた素晴らしい大会ではなかったかと思います。

私も、2期目の町政を担わせていただいてから、これまで、町民の幸せと町の発展を願い、「住みよいまち、活力ある地域社会」をつくるため、強い意思と決意をもって全力で取り組んでまいりました。

私が公約に掲げた各種事業も、一步一步ではありますが、着実に前進しているものと考えております。これも、ひとえに議会を初め町民の皆様方のご支援とご協力のたまものと心から御礼申し上げます。

これからの2年間は、合併10周年の節目に向けて大切な2年間となると考えております。今後の町政運営につきましても、引き続き不撓不屈の精神で取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位には、これまで以上に、ご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

当町の財政状況につきましては、依然として、町の各種施策を実施するために、必要な費用の6割以上を依存財源で賄っている状況でございます。

今後も、合併関連事業に伴う公債費や高齢化率の上昇による扶助費、繰出金の増加等に伴い、財政の硬直化が、より一層進むことが懸念され、また平成32年度には、合併市町村の特例措置である合併算定がえが終了する予定であることから、次の世代に負担を先送りしないためにも、増大した予算を平成28年度の一般会計当初予算で、90億円規模とすることを目標とし、今後、より一層の経常経費削減に向けて、事務事業評価制度を本格導入し、抜本的な事務事業の見直しにより、堅固な財政基盤の構築に努めてまいります。

それでは、議会開会に当たりまして、平成26年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成26年度横芝光町当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向であります。国の平成26年度一般会計予算案は、25年度補正予算と一体となり、機動的な財政運営を実現するため、15カ月予算として編成され、その総額は95兆8,823億円で、25年度と比較すると3兆2,708億円の増加となりました。本予算案は、経済再生・デフレ不況からの脱却と財政健全化をあわせて目指すとともに、日本の競争力の強化につながる未来への投資や生活の基盤を守る暮らしの安全・安心といった事項に、予算を重点配分していることに加え、社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算として、消費税増収分を活用した社会保障の充実と安定化のための予算の増額が際立っています。また、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの改善と国債発行額の減額が数値目標として掲

げられていることは、財政健全化の道筋を確かなものとするためにも、できるだけ早期の成立を期待しております。

このような状況下で、当町の新年度の予算規模は、一般会計が92億5,000万円、国民健康保険特別会計が36億2,000万円、後期高齢者医療特別会計が2億2,700万円、介護保険特別会計が21億9,400万円、農業集落排水事業特別会計が5,540万円、東陽食肉センター特別会計が2億3,870万円、病院事業会計が、収益的収支では13億5,003万8,000円、資本的収支では、収入が1億8,597万8,000円、支出が2億5,981万3,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は、155億8,510万円で、前年度当初予算と比較すると、率で4.2%、金額で6億7,680万円の減額予算となっています。

なお、国の25年度補正予算に係る当町の対応については、本議会へ提案させていただきました補正予算案に日吉小学校屋内運動場改築事業を計上してございます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。デマンド交通システムの導入につきましては、平成22年度から検討してまいりましたが、私の公約の一つとして、去る平成24年4月の臨時議会における所信表明において、「デマンド交通システムの導入を積極的に進める」としたところであり、町といたしましても、町民生活の利便性の向上を図る上の重点施策として取り組んでまいりました。

これまで、利用者アンケート調査や町民意見交換会等を実施するとともに、議会並びに利用者の代表を初め、旅客自動車運送業者など関係機関から成る横芝光町地域公共交通会議で検討を重ね、平成26年度において、デマンドタクシーの導入による新たな交通システムの運行がスタートすることになりました。

次に、空港対策室関係につきましては、成田国際空港に離発着する航空機による騒音対策の一環として、新たに航空機騒音対策空気調和機器設置事業を実施したいと考えております。

この事業は、町が指定した地区の住宅を対象にして、空調機を設置する場合に、その経費の一部を助成するもので、実施期間は、平成26年度から平成28年度までの3カ年を予定しております。

なお、事業内容については、1月に開催いたしました成田国際空港関連問題対策委員会に諮り、ご承認をいただき、新規事業として平成26年度当初予算案に所要の経費を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

続いて、環境防災課関係についてであります。宮川地先の旧ひかり食品跡地での微量PCB廃棄物処理施設につきましては、橋場区はもとより、多くの町民の皆様にご心配をかけてまいりましたが、1月28日の議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、建物の解体工事が1月22日より開始され、試験研究に使用されました微量PCB汚染廃棄物のトランス及び絶縁油、洗浄液のほか、試験装置の全部について、愛知県春日井市へ搬出されたことを2月18日に、千葉県廃棄物指導課の職員とともに確認をいたしました。

また、試験研究に使用された建物については、既に解体済みで、その他の建物についても、3月29日までには、解体工事が終了する予定であります。これにより、微量PCB廃棄物処理施設の問題については、解決したものと確信をしております。

今後とも、横芝光町の住みよい環境を守り、快適で健康なまちづくりを町民の皆様とともに推進してまいります。

次に、防災関係事業につきましては、平成24年度から継続事業で実施してまいりました地域防災計画の改定が、3月下旬に開催する防災会議を経て、完了する見込みとなりました。地域防災計画の改定にあわせて、防災マップの津波編と洪水・土砂災害編を作成し、地域防災計画概要版と一緒に、5月上旬をめどに、町内全戸に配布する予定でございます。

津波一時避難施設として指定している白浜小学校、上塚小学校及び光楽園老人ホームの屋上への津波避難用外階段設置工事と屋形立会地先の津波避難タワー建設工事については、本年度事業で財源補填措置のある有利な起債事業採択を受け、設計業務を進めておりますが、建築資材及び労務単価のたび重なる増加に伴い、事業費の増額を行う必要が生じたため、年度内の工事完了が困難となったことから、繰越明許事業として実施すべく補正予算を計上させていただきましたので、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

続いて、産業振興課関係についてであります。農業行政関係につきましては、現在、国では、「攻めの農林水産業」が展開されており、昨年12月に、米の生産調整、いわゆる減反の5年後の廃止と減反に参加した農家に支給する定額補助金の段階的な撤廃などを柱とした農業の活性化策「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられました。農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を推進し、政策転換では、これまで小規模・零細農家の保護を優先してきた農政から脱却し、競争力のある大規模農家を育てて、農業を成長産業とする狙いがあります。

具体的方策としては、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活

用と米政策の見直し、日本型直接支払い制度の創設という4つの農政改革がございますが、実施に当たっては、まだまだ不透明な部分もございますので、改革の実行元年となる平成26年度町予算執行については、これら4つの改革に注視し、町農政の事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、農業生産基盤整備関係につきましては、当初、平成20年度から6カ年で計画されておりました篠本新井地区の県営基盤整備事業が、農業農村整備予算の削減などの影響により事業進捗がおくれたため、工期を3カ年延長し、平成28年度完成を目指して事業が進められているところであります。

今後、昨年同様、国の農林水産予算における農業農村整備事業費が拡大される見込みであるため、計画どおりに事業が完了できるものと考えております。平成26年度の篠本新井地区の事業内容は、2つ目の排水機場建設や排水路整備、暗渠排水整備などが計画されております。

また、同地区内で基盤整備と連携して工事が進められてきました国営両総土地改良事業の栗山川統合機場は、平成25年度末には、全ての工事が完了し、ことしの稲作からは、新しい施設からパイプラインによって用水供給が開始されます。これに伴い、老朽化が激しかった両総南条支線の用水施設も、県営事業により更新を行うべく、両総土地改良区南条支部管理委員会から土地改良事業の施工申請書が千葉県に提出され、平成25年度途中で県営かんがい排水事業として採択され、用水施設整備が開始されたと伺っております。

これら農業農村整備事業は、大小にかかわらず、農業の持続的発展と食料の安定供給、さらに多面的機能を発揮するための重要な施策であり、当町における担い手確保のために、今後も積極的に実施してまいりたいと考えております。

なお、国営土地改良事業による営農効果を発揮し、他の模範となる組織が受ける国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰に、関東地区でただ一つ、篠本新井土地改良区が選ばれ、去る2月27日に関東農政局にて表彰式典が開催され、栄誉ある賞を受賞されました。これも、鈴木克征理事長を初め、土地改良区と地区の皆さんが協力し、土地改良事業と集落営農に取り組んだ努力とご尽力のたまものであり、敬意を表したいと存じます。これを契機に、町農業のリーダーとして、さらなる発展と活躍をご期待申し上げます。

続いて、都市建設課関係についてであります。道路整備事業につきましては、町の一体性の向上を図るため、東西方向の連絡道路である清長大橋を含むI-14号線や、当町の骨格となる幹線道路網を形成する1、2級町道5路線の整備を引き続き推進してまいります。

また、住民生活の利便性の向上を図るため、身近な生活道路の環境整備も行ってまいります。

次に、横芝駅前広場整備事業につきましては、本年度内に、事業区域内の用地取得、建物等の移転が完了するため、平成26年度は全面的に工事を実施する予定であります。平成22年度から千葉県が進めている駅前変形交差点の解消を主目的とした県道横芝上堺線道路改良事業との一体的な整備が欠かせないことから、千葉県山武土木事務所と緊密に連携をとりながら、事業の完成を図ってまいります。

次に、建設から約45年以上経過した町営住宅の老朽化対策につきましては、平成24年度に策定しました町営住宅長寿命化計画に基づき、平成26年度より、社会資本総合整備交付金の補助を受け、小田部住宅から順次改修工事を実施することとしております。

続いて、福祉課関係についてであります。消費税の引き上げに伴う負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として支給することとなります。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、現在、行っております町県民税等の申告に基づき対象者が決定いたしますので、支給に向け準備を進めてまいります。

また、私の公約の一つとして、平成25年4月から高校1年生まで対象を広げて実施いたしました児童医療費助成事業につきましては、さらなる子育ての支援の充実を図るため、平成26年4月から、高校2年生まで対象を広げ実施すべく、現在、準備を進めております。

次に、障害福祉につきましては、平成23年度に策定した第3期障害福祉計画が平成26年度で終了することから、第4期障害福祉計画を策定するとともに、平成29年度までを計画期間とする第2次障害者基本計画を改定し、計画の着実かつ効果的な推進に取り組んでまいります。

また、聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、山武郡市共同による手話奉仕員養成研修事業を新規に実施すべく、平成26年度当初予算に所要の経費を計上させていただきました。

なお、平成27年度から現物給付化が見込まれております重度心身障害者（児）医療費の給付事業についても、所要の準備を進めてまいります。

続いて、教育課関係についてであります。平成26年度当初予算で予定をしておりました日吉小学校屋内運動場改築事業につきましては、予算案の概要でも申し上げましたが、国の平成25年度第1次補正予算、いわゆる好循環実現のための経済対策として、国庫補助事業での実施が可能となったことから、補正予算案に所要の経費を計上させていただきましたので、

よろしく願いいたします。

なお、国においては、全国での補助事業採択希望の集計結果によっては、補助単価の上積みを検討しているとのことから、歳入の増が見込める場合は、国からの確定情報があり次第、対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

次に、児童クラブ運営につきましては、児童クラブの入所希望者が年々増加し、平成26年度においては、40名程度の待機児童が発生することが見込まれています。そのため、一部既存の児童クラブの定員をふやすとともに、東陽病院託児所を使用し、臨時的に児童クラブを開設する措置をとることにより、平成26年度児童クラブ入所における待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成26年度中に、子ども・子育て会議におけるニーズ調査結果を踏まえ、今後の学童保育事業の展望を鑑み、児童クラブの拡大に努めてまいります。

続いて、社会文化課関係についてであります。懸案でありました光スポーツ公園の外トイレ改修工事を行う予定であります。老朽化により、雨漏りや器具等の故障でご不便をおかけしていましたが、安心して気持ちよくご利用いただけるよう環境整備に努めてまいります。

また、平成26年4月より、町体育館と横芝B&G海洋センター体育館並びに学校施設開放事業に伴います各小中学校の体育館につきましては、電気料金の高騰を初め、適切な施設運営のため、新たに照明料金を設定させていただくこととなりました。ご利用される皆様にご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、生涯学習事業につきましても、社会の変化に対応できるたくましい子供の育成や町民の皆様の自主的な文化・スポーツ活動などの支援等、誰もが、いつでも、関心ある学習やスポーツ活動に取り組み、その成果を生かすことのできる環境づくりを進めてまいります。

次に、図書館関係につきましては、図書館は、おかげさまで本年11月に開館20周年を迎えます。この記念イベントとして、11月3日の開館記念日に、仮称「図書館まつり」を開催する予定であります。

続いて、東陽食肉センターについてであります。消費者は、食肉の流通に対し安心・安全を求めており、食肉処理場における衛生対策はますます重要になってきています。本年度、時代に即した衛生環境確保のために計画した枝肉カット処理室改修工事、懸肉室・予冷室のレール・ポイント改修工事等は、センター利用関係者のご理解とご協力により順調に進捗し、予定どおり完成することができました。関係者の皆様方には、深く感謝申し上げます。

いずれにいたしましても、食肉センターを取り巻く環境は、一層厳しさを増しておりますが、今後も、安心・安全な食肉の流通に努めるとともに、より一層の経費削減を図り、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指してまいります。

最後に、東陽病院の運営状況について申し上げます。

1月末現在での延べ患者数は、入院で1万7,149人、病床利用率は56.0%でございます。昨年と比較して、4,825人の増、病床利用率では15.7ポイントほど増加している状況であります。外来は、延べ3万5,721人で、昨年と比較して、1,963人の増となっており、これらにより医業収益の増加が見込まれるところであります。

健全経営には、患者確保が必要不可欠であり、東陽病院運営検討委員会を開催し、協議を行った結果、入院患者の確保等をより一層努めていくことといたしました。

続きまして、平成26年度当初予算案の概要であります。安全で質の高い医療を提供するため、手術環境の整備に重点的な予算配分を行い、医療収益については、手術・入院患者等の増を見込み積算したところであります。一方、費用では、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営をすべく編成したところであります。

また、建設改良費につきましては、支出では、老朽化に伴う外壁改修工事及び医療機器等の更新を計上し、施設整備を図ることといたしました。

以上、平成26年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり、計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成26年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものをご覧ください。

議案第1号 消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布されたことにより、平成26年4月1日から消費税率と地方消費税率との合計が5%から8%に引き上げられることに伴い、使用料等の変更を行う必要が生じたことから、改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を

制定すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、医療業務に従事する職員の処遇を改善する必要があることから、新規の特殊勤務手当を設けるため、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、平成26年度児童クラブの入所に当たり待機児童を緩和する必要があることから、臨時的に東陽病院託児所を使用し、児童クラブを開設するため、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準について条例で定める必要が生ずるため、横芝光町社会教育委員条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本案は、主要な歳入の決算見込み及び国の好循環実現のための経済対策への対応に伴う日吉小学校屋内運動場改築事業に要する経費の追加のほか、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、図書館一般設備維持管理事業及び一般廃棄物処理負担金事業等、主要事業の歳出決算見込みに立った調整を要するため、歳入歳出それぞれ2億9,086万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,720万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、交付決定に基づく国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの補助金、負担金及び交付金並びに一般会計繰入金金の調整、特定健診等委託料の減額や東陽病院事業会計への繰出金の決定等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ417万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,512万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、調定額及び徴収割合の変更による後期高齢者医療保険料の調整、一般会計からの保険基盤安定繰入金金の減額やこれらに基づく後期高齢者医療広域連合納付金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,848万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に係る調整に伴い、国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億6,094万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,343万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第9号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本案は、施設の維持管理等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,672万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、本案は、消費税及び地方消費税額の確定、財政調整基金積立金のほか、歳入歳出の決算見込みに立った調整を要するため、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,678万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、国民健康保険調整交付金及び地域医療再生基金災害医療体制整備事業補助金の交付決定により補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に460万円を追加し、総額を12億2,437万2,000円にするとともに、資本的収支予算の収入に365万2,000円を追加し、資本的収入の総額を2億16万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 平成26年度横芝光町一般会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。平成26年度予算は、平成25年度の執行状況を踏まえつつ、扶助費や公債費等の義務的経費、施設維持費を初めとする経常的経費及び新町建設計画に基づいて実施する合併特例事業債を活用した事業を中心に、合併における財政面での支援措置終了に向けた財政構造の改善を見据えた予算編成となるよう配慮した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、景気回復による法人町民税の増が見込まれることから、町民税を増額したほか、新築家屋の増加による固定資産税の増額等を考慮し、

予算額は24億5,259万8,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、普通交付税の合併特例事業債の償還額の減額や町税の増額による影響などを考慮し、予算額は27億5,000万円を見込みました。

このほか、地方消費税率の引き上げを受け、地方消費税交付金は2億3,990万円、国庫支出金は道整備交付金の皆減や児童手当国庫負担金の減少等により7億5,523万9,000円、県支出金は保育所緊急整備事業補助金の皆減等により5億5,120万7,000円、町債では、合併特例事業債を2億6,850万円、臨時財政対策債を4億2,000万円見込みましたが、なお不足する財源については、財政調整基金繰入金5億3,000万円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、経常経費の節減合理化を図りつつ、重点事業の継続性や緊急性などを考慮し、町政全般に目を配り、各種事業を計上しております。

新規事業として、航空機騒音の影響を軽減するため、空気調和機器の設置工事に補助を行う航空機騒音対策空気調和機器設置事業や、従来の町内循環バスと組み合わせて利便性や公平性にすぐれた公共交通体系の確立を図る乗り合いタクシー運行事業、老朽化が進む道路等の調査を行うストック総点検事業など計上し、よりよい生活環境の整備を推進します。

その他、農業や商工観光業等の産業の振興、駅前広場整備事業や主要道路改良事業などの都市基盤整備、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成したところであります。

議案第13号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。平成26年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に9億5,377万1,000円、前期高齢者交付金に6億3,800万1,000円、県支出金に2億5,625万9,000円、高額医療費に係る共同事業交付金に4億1,704万2,000円を計上しております。

歳出においては、最近の医療費動向を勘案し、保険給付費に22億9,364万1,000円を計上したほか、後期高齢者支援金に5億2,363万7,000円、介護納付金に2億4,670万4,000円、高額医療費の共同事業拠出金に4億2,823万5,000円を計上しております。また、7年目を迎えた特定健診・保健指導についても、関係部局との連携により、積極的に推進すべく、必要な経

費2,386万3,000円を保健事業費において計上したところであります。

議案第14号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。平成26年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,700万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分97%と見込み、さらに低所得者や被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置の延長等により、1億4,832万2,000円の後期高齢者医療保険料を算出したほか、一般会計繰入金として、事務費繰入金516万4,000円及び保険料軽減分を公費補填する保険基盤安定繰入金6,614万9,000円を計上しております。

歳出においては、その約94%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億1,447万1,000円を計上したほか、後期高齢者の健康診査事業については541万4,000円を計上したところであります。

議案第15号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成26年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,400万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を3億8,182万1,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を5億994万6,000円、支払基金交付金を6億121万5,000円、県支出金を3億2,065万1,000円、介護給付費準備基金繰入金2,510万5,000円を見込んだほか、一般会計から3億5,266万5,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で3.2%増の20億6,154万円を計上いたしました。主な保険給付費は、介護サービス給付費18億8,858万9,000円、介護予防サービス給付費4,740万6,000円を計上しております。

また、地域支援事業費4,662万5,000円の中に、生活機能評価事業費として476万3,000円、横芝光町地域包括支援センター運営委託料として2,300万円等を計上し、介護予防事業のさらなる推進を図ろうとするものであります。

議案第16号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。平

成26年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,540万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み922万9,000円、前年度繰越金は、平成25年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,516万7,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費865万7,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として、委託費、修繕費及び汚泥処理手数料等1,050万3,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,524万円と予備費100万円を計上したところであります。

議案第17号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてでございますが、食肉センターの経営は、平成21年度からの増頭傾向による料金収入の増収がある一方、設備機器等への過負荷や老朽化による維持補修費が増加し、さらに円安や東日本大震災等の影響により燃料費や電気料金が値上がりし、経常経費が増加傾向にあります。

これらの影響から、センター経営は厳しい環境にあります。安心・安全な肉の流通に努めるとともに、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指し、予算編成をした結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,870万円とすべく計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入においては、近年の屠畜頭数の実績を考慮し、豚の屠畜頭数を15万頭、牛の屠畜頭数を3,500頭で見込みました。

歳出においては、カット室改修に伴うガスや水道料金の増加、重油や電気料金の値上げによる負担増に対応しつつ、施設の適正な稼働が図られるよう、維持管理費・整備費に重点を置き予算編成したところであります。

議案第18号 平成26年度横芝光町病院事業会計予算についてでございますが、本案は、平成26年度横芝光町病院事業会計予算議定についてでございますが、まず東陽病院経営は、国の医療制度改革や慢性的な医師・看護師不足などの影響により、引き続き大変厳しい状況を余儀なくされています。

こうした中、新院長のもと、安全で質の高い医療を提供するため、手術環境を整え、手術・入院患者数及び収益の増加を見込むとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく、予算

編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で、収入支出とも13億6,003万8,000円、資本的収支予算では、収入が1億8,597万8,000円、支出が2億5,981万3,000円とすべく計上したものであります。

収益的収支予算においては、収入の根幹となる医業収益で、一日平均の患者数を入院で70人、外来で180人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上しております。

資本的収支予算においては、老朽化に伴う外壁改修工事、救急棟庇取付工事、医療機器等の更新費用及び企業債償還金に要する経費を計上し、財源として、各種工事や機械更新に係る企業債や一般会計繰入金等を見込んだところであります。

議案第19号 横芝光町監査委員の選任についてでございますが、本案は、横芝光町監査委員の高橋俊夫氏の任期が本年5月17日をもって満了となることから、その後任として伊藤美宣氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提案いたしました案件につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長からの説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（午後 0時00分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由の説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

す。

ピンク色の表紙の議案つづりをお手元にご用意願います。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、町長が提案理由説明でもご説明申し上げましたとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の公布によりまして、平成26年4月1日から、消費税率と地方消費税率の合計が、現在の5%から8%に引き上げられることに伴いまして、町の条例で定める使用料、手数料等につきまして、変更を行う必要が生じたことから、改正が必要となる関係6条例を一括して整理すべく、消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例として制定しようとするものがあります。

本条例で改正しようとする町の条例は、6つの条例でございます。

議案つづり、3ページをお開き願います。

第1条から第6条まで、それぞれの条例について所要の改正をするものであります。

第1条は横芝光町使用料及び手数料条例、第2条は横芝光町営東陽食肉センター条例、4ページの第3条は東陽病院使用料及び手数料条例、第4条は横芝光町農業集落排水処理施設条例、5ページの第5条は横芝光町法定外公共物管理条例、第6条は横芝光町道路占用料徴収条例で、以上の6条例の改正でございます。

条例の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

次は、黄色い表紙になります。議案説明資料の1ページをごらん願います。

初めに、横芝光町使用料及び手数料条例でございます。改正箇所は、土地及び建物の行政財産使用料について定めた別表第1のアンダーライン部分であります。土地については、期間が1カ月に満たない使用の場合、建物については、全部または一部を使用する場合、現行条例では、それぞれの算定額に、「100分の105を乗じて得た額」とあるところを、右側の改正案のとおり、「100分の108を乗じて得た額」に改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

横芝光町営東陽食肉センター条例でございます。改正箇所は、第9条の食肉センターの各

施設の使用料について定めた部分であります。本条例においては、消費税を含んだ総額表示として規定しておりますので、現行の5%加算表示を8%加算表示に改めるものであります。例えば、第9条第1号のアは、牛、馬1頭につき5,250円となっておりますが、この5,250円は、5,000円に5%の250円を加算したものですので、これを右側の改正案のとおり、8%加算の5,400円に改めるものでございます。以下、同様に改正するのがアンダーライン部分の金額表示でございます。

なお、第2号の冷蔵庫使用料のエでございます山羊、めん羊の後段のほうでございますが、1夜超えるごとに16円加算、この部分、それと次の3ページの第4号、カット室使用料イの牛頭1個につき32円、この部分につきましては、税抜き使用料に消費税を加算した総額表示が、現在の消費税が5%から8%に引き上げられましても、端数処理をした後は同一金額となるため、アンダーラインが引いてございません。つまり、今回、改正を行わないという部分でございます。それ以外は、総額表示改正部分ということでご理解いただきたいと存じます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

東陽病院使用料及び手数料条例でございます。改正箇所は、第2条の病院の使用料及び手数料の算定について定めた部分で、第3項におきまして、使用料及び手数料の額は、同項の規定により算定した額に「100分の105を乗じて得た額」とあるところを、右側の改正案のとおり、「100分の108を乗じて得た額」に改めるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

横芝光町農業集落排水処理施設条例でございます。改正箇所は、別表第2の使用料について定めたアンダーライン部分であります。これまでは、左表の現行のとおり、基本料金2,100円となっておりますが、この部分のみ消費税を含めた総額表示として、加算金額、その右側の表になりますが、加算額については、消費税を含まない額に、備考の2で、この加算額に100分の105を乗じて得た額というふうにしたのが現行でございます。それで、その使用料は、その基本料金と加算額の合計としておるのが現行の条例構成でございます。

今回の改正におきましては、使用料への消費税加算をよりわかりやすく整理するために、右側の改正案のとおり、基本料金、それと加算額ともに、この表中におきましては、消費税を含まない金額として、備考の2において、これらを合計した算定額に、100分の108を乗じて得た額を使用料とするという規定に改正することといたしました。したがって、基本料金については、一般家庭その他とも、現行では、ごらんいただいたように、5%消費税込

みの「2,100円」となっているところを、改正案では、消費税を含まない「2,000円」に改めまして、備考の2では、アンダーライン部分の「加算額」、「100分の105」とあるところを、それぞれ「使用料」、「100分の108」に改める、このような改正とするものでございます。

7ページ、お願いいたします。

横芝光町法定外公共物管理条例でございます。改正箇所は、占用料の額を定めた別表第1の備考の8、それとその後、採取料の額を定めました別表第2の備考の3でございます。それぞれ「100分の105を乗じて得た額」とあるところを、「100分の108を乗じて得た額」というふうに改めるものでございます。

最後でございます。8ページをお願いいたします。

8ページは、横芝光町道路占用料徴収条例でございます。改正箇所は、これも、同じように、占用料の額について定めた別表の備考の8でございますが、この表により算出した額の「100分の105を乗じて得た額」とあるところを、アンダーライン部分、「100分の108」に改めるものでございます。

それでは、再びピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページの一番最後になりますが、附則で、条例の施行期日を定めております。平成26年4月1日から施行する、消費税率の改正に伴いまして、同日から、この条例につきましても施行するというものでございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議を賜り、可決ご承認いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤園樹君） 次に、議案第2号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第2号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き、このピンク色の表紙、議案つづりの7ページから12ページ、それと黄色の表紙になりますが、議案関係資料の9ページから13ページになります。

それでは、最初にピンク色の表紙、議案つづりの7ページをごらんください。

議案第2号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、医療業務に従事する職員の処遇改善を目的に、処遇の手当を追加すべく、本議会に提案したものでございます。

9ページをごらんください。

主な改正内容といたしましては、第2条第1項に、特殊勤務手当の種類として、6号から11号を追加するもののほか、既存の手当に、支給を受ける者の区分等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案関係資料、黄色の表紙、9ページをごらんください。表の左側が現行条例、右側が改正案となっており、改正箇所をアンダーラインで表記しております。

第2条第1項でございますが、特殊勤務手当の種類といたしまして、第6号に特別診療手当、第7号、呼出手当、第8号、早出手当、第9号、残番手当、第10号、手術手当、第11号に死体処理手当を追加するものであります。

第3項及び次のページになりますが、第6項につきましては、第1項の第2号に規定しております放射線手当及び第5号の待機手当に支給を受ける者の区分等の追加、第5項「以下同じ」につきましては、正規の勤務時間の定義づけを行うものでございます。

第7項から第12項の規定は、各手当の支給要件等を示したものでありまして、詳細につきまして、別表で説明をさせていただきます。

また、11ページの第3条でございますが、第2条第1項の各特殊勤務手当の追加に伴いまして、第6項までを第12項までに改めるものでございます。

それでは、別表により説明させていただきます。

11ページ下段から12ページ上段にかけての放射線手当につきましては、支給を受ける者の区分に、「看護師または准看護師」を加え、手当の額につきましては、勤務形態に合わせ、日額300円としたものであります。

次に、待機手当でございますが、支給を受ける者の区分に、「看護師または准看護師」を加え、手当の額は、休日を除く待機1回につき500円、休日の待機1回につき1,000円として支給するものであります。これは、夜勤または日直勤務に充てる看護師等を必要最小限の配

置としていることから、緊急搬送業務等で人員が不足した場合の対応策といたしまして、輪番制により看護師等を自宅等で待機させて拘束しておりますので、これを手当として支給するものであります。

次の特別診療手当、呼出手当、早出手当、残番手当につきましては、正規の勤務時間外に勤務した医師を支給対象とするものでありまして、特別診療手当は、救急外来患者の診療等に従事したときに、それぞれの処置に応じて500円から3,000円、呼出手当は、入院患者等の急変により病院から呼び出しを受けて、患者の診療等に従事したときに、1万円を超えない額、早出手当、残番手当につきましては、非常勤の医師が当直を行う場合、職員であります常勤医師が、正規の勤務時間前または正規の勤務時間後に勤務することがございますので、これに従事したときに、1回当たり2,000円を支給するものであります。また、手術手当につきましては、手術に従事する看護師を支給対象とし、従事1回当たりの支給額を500円としております。手術に従事する看護師は、感染症等のリスクもございましたことから、これを特殊勤務手当として支給することといたしました。

なお、手術室従事の看護師は、専任配置としておりませんので、1回当たりの支給額といたしております。

次の死体処理手当につきましては、病院に勤務する職員が死体処理に従事したときに支給するもので、処理1件につき200円を支給することといたしております。

お手数ですが、このピンク色の表紙、議案つづりの12ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、議案第3号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第3号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案資料につきましては、13ページからになります。議案資料の13ページをお開きください。

議案第3号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 3月 4日 提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例改正は、冒頭、町長からの提案理由説明にもございましたように、放課後児童クラブの平成26年度入所希望者が増加したことから、多くの待機者が発生することになり、その待機者を減少させるために、来年度中に、施設利用する予定がない東陽病院託児所を活用いたしまして、臨時的に放課後児童クラブを開設しようとするものでございます。そのための条例の一部改正であります。

説明につきましては、黄色い表紙の議案関係資料14ページでご説明をさせていただきます。

この横芝光町児童クラブ条例は、第2条で、施設の名称及び位置を規定しており、現行、3施設の次に、名称といたしまして「ひかり第2児童クラブ」、位置として横芝光町宮川5423番地3を加える改正でございます。

議案つづりに戻っていただいて恐縮ですが、15ページをごらんいただきたいと思っております。

議案つづり15ページでございますが、この改正条例は、さきにご説明したとおり、臨時的な開設でございますことから、附則で、平成26年4月1日から施行いたしまして、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした時限適用でございます。

この時限を設定した理由でございますが、児童福祉法の改正を受けまして、子ども・子育て支援事業計画策定作業の中で、小学6年生までの児童クラブニーズを調査した上で、その需要量に見合った児童クラブ施設拡充をしなければならないことから、その施設整備が完了するまでの間の臨時的な待機者緩和措置として行うものでございます。

なお、このひかり第2児童クラブは、主に光地域の児童入所を予定しております。定員につきましては、19人以下の小規模施設でございます。

また、横芝地域の待機者緩和策としましては、上堺小児童クラブの定員拡大により対処することとしております。

以上で、議案第3号の説明といたします。慎重審議の上、可決ご承認くださいますよう、お願いを申し上げます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、議案第4号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 議案第4号 横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

資料につきましては、ピンク色の冊子と、それから黄色い冊子になります。

初めに、ピンク色の17ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号 横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町長からの提案理由説明でご説明申し上げましたとおり、社会教育法の一部改正に伴い、現行の条例に委嘱基準を設ける必要が生じたことから、横芝光町社会教育委員条例の一部を改正するものであります。

ピンク色の冊子の19ページをごらんいただきたいと思います。

具体的には、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めるものとされたことから、第2条で、選任区分を明確にするものであります。これに伴い、第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げるものです。

恐れ入ります、黄色の冊子の最終ページ、15ページになりますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表であります。現行では、1条から6条まで明記してございますが、改正案で第2条に、「委嘱の基準」を設けるものであります。「委員は、次に掲げる者の中から委嘱する」ということで、（1）学校教育及び社会教育の関係者、（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者、（3）学識経験を有する者ということになります。

以下、現行2条からの部分については、1条ずつ繰り下げるものであります。

以上で説明を終わります。

慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第5号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書、一般会計第5号でございます、お手元にご用意いただきたいと存じます。

平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ2億9,086万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ108億7,720万8,000円とし、第2条では、継続費の補正、第3条では、繰越明許費の設定、第4条では、地方債の補正を行おうとするものでございます。

2ページから6ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。ここでは、記載内容のご確認をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。第2表、継続費補正でございます。

2款1項総務管理費の広報紙デジタル化事業は、契約実績により年割額において平成25年度で、760万2,000円を減額し433万7,000円に、総額では814万9,000円とするものでございます。

7款2項道路橋りょう費の（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業は、事業実績によりまして、平成25年度の年割額を2,575万7,000円減額し5,424万3,000円に、総額では3億2,424万3,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページは、第3表、繰越明許費でございます。

本補正予算におきまして、繰越明許費を設定いたしますのは、本表に記載の14事業で、事業費の総額は11億8,848万8,000円でございます。いずれの事業も、平成25年度内に事業完了ができないため、翌年度に繰り越そうとするものでありますが、事業ごとに、その理由をご説明申し上げます。

まず、3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業677万8,000円は、消費税率改正に伴い、住民税非課税者に対して交付される福祉給付金の給付事務に係る事業であります。本事業については、平成26年度課税に基づき給付することから、年度内に事業が完了できないものであります。

同項の老人福祉総務事務費2,359万5,000円は、津波避難対策として実施する光楽園老人ホーム外階段設置事業への補助であります。建設場所の調整、協議等に時間を要し、年度内に事業が完了できないものであります。

2項児童福祉費の保育委託事業は、フタバ保育園園舎移転改築事業への補助であります。新園舎の建設予定地については、町民農園として使用しており、その契約解除に時間を要したことから、年度内に事業完了ができないため、消費税率改正に伴う経費増分の追加補助を加えた1億6,432万8,000円を繰り越すものであります。

4款1項保健衛生費の次世代自動車充電インフラ整備促進事業850万5,000円は、千葉県の整備ビジョンに基づき、図書館駐車場内に設置する電気自動車の急速充電スタンドについて、

補助金申請後の交付決定までに時間を要することから、年度内に事業完了ができないものがあります。

7款2項道路橋りょう費については、主要幹線町道及び橋梁整備に係る7事業でありまして、町道Ⅱ-10号線道路改良事業では、工事に使用する特殊材料の納品に不測の日数を要したことから、本工事が年度内に完了できず2,260万円、町道Ⅰ-12号線道路改良事業では、用地交渉の難航から、補償物件の移転作業がおくれたことにより、年度内に事業完了ができず3,411万1,000円、町道Ⅰ-9号線道路改良事業では、東京電力及びN T Tの電柱移転協議に当たり、移設先の用地選定や移設工法の検討に不測の日数を要したことから7,794万円、町道Ⅰ-18号線道路改良2期事業では、買収用地の分筆及び所有権移転登記が年度内に完了できないことから627万8,000円、新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業では、千葉県発注の旧橋鉄橋工事の施工に当たり、建設資材運搬路の地元調整ができないこと、また2期事業のルート選定に不測の日数を要し、関係機関との協議が進められないことから7,220万5,000円、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業では、橋の高欄工事に係る契約手続に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できないことから4,572万3,000円、町道Ⅰ-8号線道路改良事業では、補償物件の移転及び土地の所有権移転登記が年度内に完了できないことから1,161万円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

4項都市計画費の駅前広場整備事業1,150万円は、受注生産品である分電盤、待機場入り口サインが、需要の集中により製作に不測の日数を要するもので、年度内に事業が完了できないものであります。

8款1項消防費の災害対策施設整備事業8,497万1,000円は、避難タワー等の津波避難施設を設置するに当たり、建設場所の調整協議等に時間を要し、年度内に事業が完了できないものであります。

最後に、9款2項小学校費の日吉小学校屋内運動場改築事業については、国の補正予算による好循環実現のための経済対策として追加事業採択を受けたことから、今回の補正による予算計上を行うもので、年度内に事業が完了できないことから、6億1,834万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。

1、地方債の変更は4事業でございます。いずれも、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

合併特例事業では、限度額を1億6,750万円増額し7億6,690万円に、農業基盤整備事業で

は、限度額を1,070万円増額し5,800万円に、道路橋梁整備事業では、限度額を3,790万円減額し4,790万円に、防災基盤整備事業では、限度額を2,970万円増額し1億1,210万円に、それぞれ補正しようとするものでございます。

内容につきましては、歳入の21款町債の項目の際に説明させていただきます。

続きまして、10ページから12ページは、事項別明細書の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、13ページをお願いいたします。歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

なお、3月補正予算につきましては、決算見込みに立った調整が主なものとなっております。

1款1項1目個人町民税は、現年課税分で、株式譲渡所得に係る所得割の増が見られたほか、滞納繰越分についても、徴収努力により歳入増が見込めるため、総額で1億772万4,000円の増額となっております。

2目法人町民税は、均等割が減となるものの、企業収益の改善により法人割の増が見込めるため、2,800万円の増額となったものであります。

2項1目固定資産税は、土地の価格下落が見込みを下回ったことや、償却資産では、東京ガスのパイプライン工事の完了により1,940万円の課税があったこと、また滞納繰越分でも増額が見込まれることから、総額では2,665万3,000円の増額となっております。

4項1目町たばこ税は、たばこ売り上げ本数が当初見込みを上回ることから、500万円の増額であります。

5項1目鉱産税は、天然ガス産出量が当初見込みを下回るため、12万円の減額であります。

次の2款1項1目地方揮発油譲与税は210万円の減、2項1目自動車重量贈与税は1,260万円の減額ですが、いずれも、25年度の普通交付税基準財政収入額を参考に、決算見込みを算出したものであります。

続く4款1項1目配当割交付金は150万円の増、14ページに移っていただきまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は350万円の増、6款1項1目地方消費税交付金は180万円の減、8款1項1目自動車取得税交付金は1,940万円の増額となっておりますが、これらは、いずれも県からの通知による決算見込みに立った調整でございます。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税では、交付決定に合わせ、1億8,410万8,000円を増額し、震災復興特別交付税につきましては、山武郡市環境衛生組合の基幹的整備改良事業に係る構成市町村負担金分が交付されることから、1億7,574万6,000円を計上するものであ

ります。

12款2項1目民生費負担金は、1節の老人福祉費負担金で、入所者数の減により老人福祉施設入所措置費負担金が111万円の減額、2節児童福祉費負担金は、私立保育所の入所者が当初見込みよりも少なかったこと等から、保育所入所児童保護者負担金が361万7,000円の減額をそれぞれ計上したものでございます。

2目農林水産業費負担金は、栗山川漁港事業関係市町村負担金で、栗山川漁港しゅんせつ工事が実施されなかったため、29万4,000円全額を減額するものであります。

3目教育費負担金は、図書館空気調和設備機能回復工事に係る成田空港株式会社からの負担金で、工事費の確定に伴う交付決定により4,340万円を減額するものでございます。

13款1項1目総務使用料は、旧行政センター倉庫の貸し付けが終了したことから9万5,000円の減額、6目教育使用料については、町民農園が昨年12月31日で終了したことから2万8,000円の減額をそれぞれ計上いたしました。

15ページをお願いいたします。14款1項国庫負担金でございます。

1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、自立支援医療及び介護給付・訓練等に係る給付事業への国庫負担金で、いずれも、決算見込みにより合計887万円の増額、2節児童福祉費負担金は、私立保育所への入所児童数の減及び定員変更による支弁単価の減少に伴い540万7,000円の減額、3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険に係る保険者支援分について、交付決定に基づき62万2,000円の減額、4節児童手当国庫負担金は、対象人数が見込みより少なかったことにより、1,172万5,000円の減額をそれぞれ計上したものでございます。

2目衛生費国庫負担金は、低体重児出生時の医療に係る養育医療費負担金で、対象者が見込みより少なかったことにより、104万6,000円を減額するものであります。

3目教育費国庫負担金は、先ほど3表繰越明許費でご説明したとおり、日吉小学校屋内運動場改築事業について、国の補正予算による追加事業採択に伴い、公立学校施設整備負担金3,934万2,000円を新規計上するものでございます。

続いて、2項国庫補助金であります。

1目民生費国庫補助金については、1節社会福祉費補助金で、障害程度区分認定等事業費補助金が、その下の地域生活支援事業統合補助金に組み替えになったことによる増減のほか、1つ飛びまして、臨時福祉給付金給付事務費補助金677万8,000円は、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、住民税非課税者に対し、26年度に交付される臨時福祉給付金の給付事務費が全額国庫補助されるものであります。

2目衛生費国庫補助金は、がん検診推進のための疾病予防対策事業費等補助金で、国の予算減により減額補正するものであります。

3目土木費国庫補助金は、道整備交付金では、町道Ⅰ－9号線、Ⅰ－14号線、Ⅱ－10号線について、それぞれ決算見込みにより調整し、合計で130万2,000円を増額し、社会資本整備総合交付金では、町道Ⅰ－7号線の決算見込みにより378万3,000円の減額、次の防災・安全社会資本整備交付金では、町道Ⅰ－12号線、Ⅱ－36号線、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業の決算見込みにした合計191万4,000円の減額補正でございます。

4目教育費国庫補助金の2節幼稚園費補助金は、実績見込みによる幼稚園就園奨励補助金の減額、3節小学校費補助金では、先ほどの1項3目教育費国庫負担金と同じく日吉小学校屋内運動場改築事業に係る学校施設環境改善交付金3,012万7,000円を新規に計上するものであります。

5目総務費国庫補助金は、地域の元気臨時交付金の交付額確定により、5,949万2,000円を増額補正するもので、図書館空気調和設備機能回復工事を初め、町道改良工事や農業排水路整備工事に充当するものでございます。

3項2目民生費委託金は、基礎年金事務費に係る通信運搬費の不用分を減額するものであります。

続きまして、15款1項県負担金でございます。

2目民生費負担金の1節社会福祉費負担金及び2節児童福祉費負担金については、14款の民生費国庫負担金と同様、決算見込みにした調整による増減でございます。

16ページをお願いいたします。

3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険、後期高齢者医療保険に係る基盤安定負担金で、いずれも交付決定に基づく減額でございます。

4節児童手当県負担金は、国庫負担金と同様、対象人数が見込みより少なかったことにより、224万2,000円を減額するものであります。

3目衛生費県負担金も、同じく決算見込みによる減額でございます。

続きまして、2項県補助金に入ります。

1目総務費県補助金は、住宅防音工事業補助金、住宅改築併行防音工事業補助金の実績見込みによる減額補正でございます。

2目民生費県補助金につきましても、1節社会福祉費補助金及び2節児童福祉費補助金ともに、年度内実績見込みにした調整でございます。

3目衛生費県補助金は、風疹ワクチンの接種実績による減額であります。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は、農業委員会交付金の確定による増額で、次の農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金から、この節、下から2番目になります農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金、ここまでは全て年度内事業実績に合わせた調整としての減額補正、一番最後の震災対策農業水利施設整備補助金262万5,000円は、農免道路あけぼの橋の橋梁点検事業が全額県費補助として採択されたことから、新規計上するものであります。

2節林業費補助金は、ちばの木で住まいづくり支援事業補助金の申請がなかったことから、全額を減額補正するものであります。

5目商工費県補助金は、緊急雇用創出事業補助金を活用して実施しております広報紙デジタル化事業の執行額確定によりまして、760万2,000円を減額するものであります。

続きまして、3項委託金に移ります。

1目総務費委託金、4節統計調査費委託金は、各調査について事業の執行がなかったことから全額を減額補正し、17ページに入りまして、5節選挙費委託金では、参議院議員選挙の執行実績に伴いまして、不用額を減額補正するものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、各基金利子の確定による調整でございます。

2項1目不動産売払収入は、北清水地先の工場敷地内の町有地など、普通財産7件について、関係者からの払い下げ要望があり、土地家屋評価審議会での意見を踏まえ、払い下げを行ったことから、収入額に合わせ、539万円の増額補正するものであります。

17款1項1目一般寄附金は、平成25年度中に、1件300万円を含む8件320万円のふるさと納税があったことから、当初予算との差額を増額補正するものであります。

18款2項は、基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度の決算見込みから、基金取り崩しが不要と判断されるため、当初予算措置済みの5億円を全て減額し、基金の安定化を図ったところでございます。

3目学校施設等整備基金繰入金は、日吉小学校屋内運動場改築事業の追加採択にあわせまして、その事業に充てる財源として、新たに2,000万円を補正計上するものであります。

5目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付事業の申請が当初予定の申請数に満たないことから減額するものであります。

18ページをお願いします。

6目東日本大震災復興基金繰入金は、基金の利息分を元金に積み立てるものであります。

7目社会福祉基金繰入金は、フタバ保育園園舎移転改築に係る町補助金のうち、162万7,000円について本基金を活用するものであります。

8目地域振興基金繰入金は、本基金の25年度充当事業を精査した結果、580万円を減額するものであります。

続きまして、20款諸収入に入ります。

1項1目延滞金は、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る延滞金の徴収実績から、302万円を増額補正するものであります。

4項1目民生費受託事業収入では、町立保育所に入所する町外児童数が見込みより少なかったことから減額補正するものであります。

6項1目学校給食費負担金は、現年分で児童生徒数並びに給食実施回数の実績見込みにより減額し、滞納繰越分では徴収実績により増額するものであります。

2目保育所給食費負担金でも、園児数の減により、負担金額を減額するものであります。

7項1目雑収入は、19ページにかけまして、各項目とも、交付決定あるいは収入実績など、決算見込みに立った額の調整であります。

最後に、21款1項町債でございます。

1目総務債でございます。合併特例事業のうち、町道Ⅰ－8号線、Ⅰ－9号線、Ⅰ－12号線の各道路改良事業、新栗嶋橋架橋・取付道路及び（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、駅前広場整備事業などの年度内事業費の決算見込みにより、減額となる一方、繰越明許費でも申し上げましたとおり、日吉小学校屋内運動場改築事業が国の補正予算による追加事業採択を受けたことから、合併特例債全体では1億6,750万円の増額補正を行うものであります。

2目農林水産業債は、広域農道事業負担金、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区及び南条支線地区負担金について、事業の進捗に伴う負担金の増額により、公共事業等債を1,070万円増額するものであります。

3目土木債は、町道Ⅱ－10号線、Ⅰ－18号線、Ⅱ－36号線整備事業費につきまして、年度内事業費の決算見込みにより、3,790万円を減額するものであります。

5目消防債は、繰越明許費でも申し上げましたとおり、津波避難対策事業として、避難タワー及び白浜、上堺両小学校への外階段を設置するに当たり、事業費の精査により、緊急防災・減災事業債を2,070万円増額補正するものであります。

9目民生債につきましても、消防債と同様、津波避難対策として実施する光楽園老人ホー

ムの外階段設置事業に対し補助を行うに当たり、事業費の精査により、緊急防災・減災事業債を900万円増額するものであります。

続きまして、20ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

なお、歳入の説明でも申し上げましたとおり、今回の補正は、決算見込みに立った額の調整が主でございますので、個々の説明は、省略させていただくことがありますので、あらかじめご了承を願います。

1款1項1目議会費では、議員共済会負担金率の変更により、議員報酬も減額となり、その他の項目も、決算見込みにより減額するものであります。

2款1項は、総務管理費でございます。1目一般管理費では、18節備品購入費で、不審者侵入対策として、さすまたを20個購入するほか、町長交際費では決算見込みにより減額、2目人事管理費では、職員健康診断手数料が受診実績により減額、4目広報広聴費では、広報よこしばひかりの印刷製本費が発行ページ数等により減額、町ホームページ運用事業では、公開サーバー賃借料の見直しによる減額、21ページの広報紙デジタル化事業では、第2表、継続費でも説明申し上げましたとおり、契約実績により執行残を減額するものであります。

5目財政管理費では、25節積立金で、財政調整基金と減債基金の利子分に加え、公債費の利子減額分を減債基金に積み立てるべく、合計2,000万9,000円を増額計上したところであります。

8目企画費では、公益行政事業で、山武郡市広域行政組合の運営費負担金について、額の確定により減額し、9目地域安全対策費では、実績見込みによる交通安全指導員及び幼児交通安全指導員の報酬並びに防犯指導員等制服購入費の減額のほか、防犯灯維持管理事業では、防犯灯のLED化に伴い、現行の一括前払いサービスが停止となるため、電気料不足分を補正計上するものであります。

22ページをお願いいたします。

10目地域振興費では、コミュニティー活動育成事業及び集会施設保全事業については補助実績により減額、基金積立金では、地域振興基金利子の積み立て分を補正計上するものであります。

11目空港対策費でございます。これにつきましては、23ページにかけての各騒音防止対策事業補助金の実績見込み等のほか、航空機騒音測定委託料の契約実績等から減額補正するものであります。

12目情報管理費に移ります。住民情報系電算ソフトウェア賃借料や内部情報系共有ファイ

ルサーバー改修、L G W A N機器改修などの契約実績により減額するものであります。

続く2項は徴税费でございます。

1目税務総務費は、職員時間外勤務手当の補正計上で、2目賦課徴収費は、収納消込に係る電算処理委託料について、実績見込みにより減額補正するものであります。

24ページに入ります。

4項2目参議院議員選挙費は、選挙の執行実績に伴い、不用額を減額するものであります。

5項2目委託統計調査費についても、25ページにかけて、各統計調査の不用額を減額するものであります。

続きまして、ページ下段の3款民生費に入ります。

1項1目社会福祉総務費では、一般職給与費で、職員共済負担金の減額、社会福祉総務事務費で、社会福祉基金利子の積み立て分の計上、国民健康保険特別会計繰出事業は、国・県の交付決定に基づく減額、26ページの臨時福祉給付金給付事業は、繰越明許費でもご説明いたしましたように、平成26年度において住民税非課税者に対して交付される福祉給付金の給付事務経費でございまして、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

2目老人福祉費では、老人福祉総務事務費で、光楽園老人ホーム外階段設置工事について、人件費や資材単価の高騰により補助金を増額するほか、各事業とも、決算見込みに立って減額補正をするものでございます。

3目障害者福祉費では、各事業ともに、決算見込みに立った調整を行うための補正計上でございますが、特に27ページ中段やや下になります介護給付・訓練等給付事業、これにつきましては、障害者に係る居宅介護、共同生活介護給付費を中心に、給付実績の伸びが見込まれることから増額となり、この目全体においても、1,550万4,000円の増額補正を計上したところであります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

4目国民年金事務費は、年金ネットへ接続する回線使用料が不要になったための減額、5目後期高齢者医療費は、人間ドックの実績見込みによる委託費の減、広域連合からの通知による事務費負担金の減、さらには交付決定による基盤安定繰出金の減額であります。

続く2項は、児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費の次世代育成支援対策事業は、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料について、契約実績による減額補正、2目児童措置費は、児童手当の実績見込みにより減額補正するものであります。

4目保育所費は、各事業とも、主に決算見込みに立った計上でございますが、このページ最後の上堺保育所運営事業では、老朽化した門扉2カ所の修繕費用、29ページの町立保育所通園バス運営補助事業では、上堺保育所通園バスの車検費用不足分をそれぞれ計上し、保育委託事業の19節負担金補助及び交付金では、繰越明許費でも申し上げましたように、フタバ保育園園舎移転改築補助事業を翌年度に繰り越すに当たり、消費税改正に伴う経費増分を追加補助するものであります。

5目学童保育費は、上堺小学校児童クラブで使用している部屋の床材を安全な部材に張りかえるための工事費の計上であります。

続いて、4款衛生費に入ります。

1項1目保健衛生総務費から続く30ページに入りまして、5目健康づくりセンター費、ここまでは、各事業とも決算見込みに立った補正計上となっております。

6目環境衛生費は、環境美化推進事業で、役場ロビーに、小型家電回収ボックスを設置し、携帯電話等の小型家電の回収を行って、資源リサイクルを推進しようとするものであります。また、次の火葬場負担金事業及び31ページの7目上水道費は、各一部事務組合の負担金額の確定による減額補正でございます。

2項1目塵芥処理費につきましては、歳入の地方交付税でもご説明いたしましたように、山武郡市環境衛生組合の基幹的設備改良事業への構成市町村負担金でありまして、この全額が震災復興特別交付税で措置されるものであります。

2目し尿処理費は、各組合負担金の確定による精算でございます。

続きまして、5款農林水産業費に入ります。

1項1目農業委員会費及び32ページの2目農業総務費は、県からの交付金や諸収入の増額に伴う財源振りかえでございます。

3目農業振興費は、33ページにかけまして、各補助金、報償金、交付金ともに、年度内事業実績見込みによる調整でございます。

続きまして、33ページの5目農地費は、1,547万9,000円の増額でございますが、この要因といたしましては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業では、篠本新井地区整備事業の事業費が国において確保できたことから、翌年度以降の工事を前倒し実施することに伴い、25年度負担金が増額すること、経営土地改良負担金事業では、南条支線地区事業について、同じく翌年度移行分の前倒し実施による負担金の増、地域排水管理事業では、台風により被害を受けた尾垂地区排水路の堤防について、大利根土地改良区の補償工事に係る負担金の増に

よるもので、このほかは決算見込みに立った調整でございます。

6目農道整備事業費は、広域農道の年度内負担金額の確定による減額でございます。

34ページをお願いいたします。

2項1目林業振興費は、ちばの木で住まいづくり支援事業の申し込みがなかったことから、全額を減額するものであります。

3項1目農林水産業費ですが、栗山川漁港整備事業で、漁港しゅんせつ事業がなかったことから減額するものでございます。

6款1項1目商工振興費の中小企業振興資金利子補給事業は、借入残高を一括償還した事業所があったほか、新規借り入れが当初見込みより少なかったことから減額、2目観光費では、乗用草刈り機購入契約の実績による減額の方、小型草刈り機ハンマーナイフモアの購入費や圏央道開通記念イベントにおいて観光協会が行う町観光PR事業への補助などを計上するものであります。

35ページからは、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費は、ただいま申し上げました圏央道開通記念イベントの実施に伴う負担金の計上であります。

2項1目道路橋りょう総務費は、立会関地区の排水ポンプ保守管理費のほか、道路台帳整備事業及び橋りょう長寿命化修繕計画に係る各委託事業の契約実績による減額補正であります。

3目道路新設改良費は、町道Ⅱ-10号線道路改良事業から始まり、36ページの町道Ⅰ-8号線道路改良事業にかけまして、各路線について年度末までの事業進捗見込みにより減額するものが主であります。繰越明許費でも説明申し上げましたように、各事業とも、平成25年度中に事業執行が完了できない見込みであることから、翌年度へそれぞれ繰り越して実施しようとするものでございます。

37ページ、4項1目都市計画総務費については、基金利子分の積み立てのほか、都市計画策定事業では、千葉県都市計画見直し指針が提示されないことから、本年度に実施する町計画見直し作業の範囲が狭まったために、業務委託料を減額するものであります。

3目駅前広場管理費は、駅前広場整備事業におきまして、平成25年度工事の契約実績による減及び予定しておりましたシェルター設置工事の翌年度実施に伴う工事費の減による減額補正でございます。

続いて、8款は消防費でございます。

1 項 1 目常備消防費は、消防組合負担金の確定による減額でございます。

2 目非常備消防費は、消防団活動費では、消防団員報酬や消防団活動用防寒服購入費の確定による減額、消防施設整備事業では、第 1 分団第 1 部消防機庫建設予定地に係る保安林指定解除のための境界測量作業委託料の計上及び第 2 分団第 3 部消防機庫修繕工事の工法変更による補助金の減額等でございます。

38ページをお願いいたします。

3 目消防施設費は、実績見込みによる防災行政無線戸別受信機の屋外アンテナ設置費及び保守点検委託料の減額が主なものであります。

4 目災害対策費は、光楽園老人ホームの津波避難所看板設置工事費の計上、契約実績による津波避難施設に係る設計及び地質調査業務委託費の減のほか、歳入の町債でもご説明いたしましたように、津波避難タワー及び白浜、上堺両小学校への外階段を設置するに当たりまして、建設工事等に係る人件費や資材単価の高騰により、整備工事費を同額補正して翌年度に繰り越すものであります。

9 款は教育費でございます。

1 項 2 目事務局費は、山武郡市広域行政組合負担金、基金利子の積立金、39ページ、奨学資金貸付金、学習指導等講師賃金について、いずれも実績見込みや決定に基づく調整となっております。

2 項 1 目小学校費の学校管理費では、小学校施設維持管理事業で、大総小学校の遊具修繕及び門扉改修工事、東陽小学校のトイレ改修工事、大総小学校管理事業で、クスノキの生育改善のための 4 カ年計画で土壌改良を行うものでございます。また、歳入の国・県支出金や町債でもご説明いたしましたが、日吉小学校屋内運動場改築事業については、国の平成 25 年度補正予算による追加事業採択によりまして、事業費を新規に計上するものでございます。年度内に事業が完了できないことから、繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越すものでございます。このほかは、実績見込みに立った減額補正となっております。

40ページをお開き願います。

3 項 1 目中学校費の学校管理費では、横芝中学校の空調室外機の修繕工事費の計上で、次の 4 項 1 目幼稚園費は、実績見込みによる私立幼稚園就園奨励費補助金の減額でございます。

5 項 1 目社会教育総務費は、基金利子の積立金のほか、各事業について実績見込みや通知による減額補正、2 目公民館費は、実績による公民館講座の講師謝礼の減額、41ページの 3 目共同利用施設費は、文化会館の漏電遮断器に係る修繕費の計上でございます。

4目図書館費は、図書館事務費で実績見込みによる読書指導員の賃金の減、図書館一般設備維持管理事業では、本年度に実施いたしました空気調和設備機能回復工事の契約金額確定による減額補正でございます。

6項2目体育施設費では、東陽野球場防砂ネットの修繕、光しおさい公園事務室の電話設備改修工事、栗山平和公園街路灯の修繕に、それぞれ必要額を補正計上するものであります。

3目学校給食費は、学校給食センター施設維持管理事業の11節需用費で、不足が見込まれる電気料、水道料を増額補正するほかは、実績見込みによる減額でございます。

42ページをお願いいたします。

11款1項は公債費で、1目元金では、臨時財政対策債及び減額補填債に係る10年利率の見直しによりまして償還元金が増額となったもので、2目利子では、本年度の償還見込により利子償還額が減額となるものであります。

なお、この減額分については、2款1項5目財政管理費でもご説明いたしましたとおり、全額を減債基金に積み立てるものでございます。

43ページから45ページは、給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午後2時15分といたします。

（午後 2時03分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号及び議案第7号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第6号及び議案第7号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案をごらんいただきますようお願いいたします。左上に議案第6号と記載された資料でございます。この資料でございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ417万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,512万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

4款1項3目特定健康診査等負担金は、メタボの解消などを目的とした特定健診・特定保健指導の経費に係る国の負担金で、事業費の確定によりまして交付決定されたものでございます。表の右側の説明欄に記載のとおり、1節現年分特定健康診査等負担金につきましては、平成25年度分の交付決定による36万2,000円の減額で、その下の2節過年分特定健康診査等負担金は、24年度分の事業費の精算による21万5,000円の追加交付で、国の負担金全体では14万7,000円の減額となっています。

次の4款2項1目財政調整交付金605万3,000円の増額につきましては、東陽病院事業に係る国の特別調整交付金で、施設整備分、医師確保事業分及び夜間・休日の救急患者受け入れ体制支援分として交付されるもので、事業の確定によって、また2目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金13万3,000円の増は、70歳以上の被保険者に係る高齢受給者証の発行に要する補助金で、高齢者受給者の人数の増により計上するものでございます。

5款1項1目療養給付費等交付金246万6,000円の減額は、退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、交付額が変更決定されたことによりまして減額補正するものであります。

7款1項2目特定健康診査等負担金は、先ほどの4款国庫支出金と同じく、特定健診・特定保健指導の経費に係る県の負担金で、事業費の確定により交付決定されたものでございます。

1節は現年分の交付決定による36万2,000円の減額、2節は過年分の事業費の精算による21万5,000円の追加交付で、県負担金全体では14万7,000円の減額となっています。

なお、この額は国庫負担金と同額でございます。

10款1項1目の一般会計繰入金は、国保税の軽減分の補填のために繰り入れる法定繰入金でありまして、国の交付決定に基づき、1節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が751万9,000円の減、7ページ、2節の同繰入金（保険者支援分）が124万2,000円の減となり、合わせまして876万1,000円を減額補正するものでございます。

11款1項2目その他繰越金950万6,000円ではありますが、これは今回の補正額の不足財源分を前年度繰越金により充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、70歳から74歳までの方の医療費の窓口負担割合は、法律上2割となっておりますが、これまで特例措置によりまして暫定的に1割とされておりました。しかしながら、平成26年4月からは、より公平な仕組みとするため、新たに70歳を迎える方の負担割合が、本来の2割になることが決定したことから、それらの見直し作業を行うための国保システム改修費として、25万2,000円を増額し、5,643万3,000円とするものでございます。

なお、現在、70歳から74歳までの方で、医療費の窓口負担割合が1割の方につきましては、特例措置の継続により、引き続き1割負担となります。

2款1項療養諸費と2項高額療養費につきましては、表の右側の説明欄に記載のとおり、財源振りかえによる財源の更正でありまして、歳出予算の補正はございません。

9ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層からの支援金として支出するもので、本年度の負担額が確定したことにより不用となる80万1,000円を減額するものであります。

4款1項1目前期高齢者納付金は、各医療保険の間で前期高齢者の医療費負担を調整するに当たり、国保が調整金として支出するもので、本年度の負担額が確定したことにより、不用となる15万3,000円を減額するものであります。

8款1項保健事業費については、いずれも、事業が確定したことによりまして、2目の特定健康診査事業費が116万2,000円の減、3目の特定保健指導事業費が101万8,000円の減、合わせまして218万円の健康指導委託料を減額するものでございます。

11款3項2目直営診療施設勘定繰出金705万3,000円につきましては、東陽病院の運営活動費に対する国・県の調整交付金で、歳入でご説明しましたように、東陽病院の施設整備、医

師確保事業及び救急患者受け入れ体制支援に係るもののほか、病床数に応じまして毎年交付されるもので、繰出金の額が決定したことにより計上するものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入総額、歳出総額ともに417万1,000円でございます。

引き続きまして、議案第7号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案をごらんいただきますようお願いいたします。左上に議案第7号と記載された資料でございます。この資料でございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,848万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入の内容から説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、被保険者数をもとに、特別徴収と普通徴収の割合によって調定額を算出した結果、1目特別徴収保険料が360万1,000円、2目普通徴収保険料が102万2,000円の増額となり、保険料全体で462万3,000円を追加補正するものであります。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金におきまして、保険料軽減分の補填をするために、繰り入れを行うもので、県からの交付決定通知により、345万3,000円を減額するものであります。

6款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者の健康診査の実績により交付されることになっておりますが、今年度の受診者数が当初見込みよりも少なかったことから、69万7,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。歳入の1款で説明させていただいたように、保険料納付金が、特別徴収保険料で360万1,000円、普通徴収保険料で102万2,000円、保険料全体で462万3,000円の増となりました。また、保険基盤安定納付金につきましては、歳入の4でご説明しましたように、県からの交付決定通知によりまして345万3,000円を減額し、納付金全体では117万円を増額するものであります。

3款1項1目後期高齢者医療健康診査についてであります。歳入の6款で説明させていただいたように、後期高齢者の健康診査受診者数が当初見込みよりも少なかったことから、69万7,000円を減額するものであります。

なお、この健康診査は、千葉県広域連合の委託により実施するもので、その費用は、全額、広域連合からの受託収入によりまして賄われることとなります。

以上で、議案第6号及び議案第7号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第8号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは、議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、議案第8号と書いたもの、予算書をごらんいただきたいと思っております。補正予算書の1ページをごらん願いたいと存じます。

今回の補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,094万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億1,343万8,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、介護給付費の減に伴う関係費目について補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料1,039万2,000円は、現年度分特別徴収保険料で222万7,000円、現年度分普通徴収保険料で816万5,000円の増を見込んだものでございます。

2款1項3目地域支援事業手数料17万7,000円の減額は、包括的支援事業・任意事業手数料の減を計上したものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金3,242万円の減額及び3款2項1目調整交付金679万1,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）51万2,000円の減額、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）15万4,000円の減額は、国の内示額及び変更申請額により補正するものでございます。4目システム改修費補助金31万5,000円は、介護報酬改

定によるシステム改修費補助金でございます。

続きまして、4款1項1目介護給付費負担金7,759万1,000円の減額、2目地域支援事業支援交付金59万3,000円の減額は、国と同様に、支払基金への変更交付申請額により補正を行うものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金4,188万9,000円の減額及び5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）25万6,000円の減額、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7万7,000円の減額につきましても、国と同様に、県への変更申請額により補正を行うものでございます。次に、3目介護度重度化防止対策事業補助金30万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、6款1項1目利子及び配当金7万1,000円は、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、8款1項1目介護給付費繰入金3,175万4,000円の減額及び2目地域支援事業繰入金2,000円の減額につきましても、国・県等の変更申請額に合わせて補正をするものでございます。次に、3目その他一般会計繰入金57万7,000円の減額は、事務費繰入金でございまして、事務費の確定によるものでございます。

次に、8款2項1目基金繰入金2,220万4,000円の減額は、介護サービス給付費の減により、基金繰り入れの必要がなくなったことから、全額を減額するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

9款1項1目繰越金4,357万円は、前年度繰越金が確定したことにより補正するものでございます。

以上、歳入補正総額は1億6,094万9,000円の減額でございます。

続いて、9ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費16万円の減額は、説明欄記載のとおり、介護保険システム改修委託料63万円及び介護保険事業計画策定基礎調査委託料79万円の減額によるものでございます。

続いて、1款3項1目介護認定審査会費10万2,000円の減額は、山武郡市広域行政組合負担金の確定によるものでございます。

次に、2款1項1目介護サービス給付費1億5,886万2,000円の減額は、このたびの補正の主たるものでございまして、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費

で、増額を見込んだものの、施設介護サービス給付費が1億7,874万5,000円の大幅な減額となったものでございます。これは、当初に比べ、特別養護老人ホーム等の施設入所者数の伸びが少なかったことによるものでございます。

次に、2款2項1目介護予防サービス給付費68万7,000円は、サービス給付費ごとに、4月から12月までの支給実績と1月から3月までの給付額を見込んだものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

また、次の3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、7項特定入所者介護サービス等費は、財源振りかえでありまして、基金の繰り入れを行わないことによる財源調整でございます。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金7万2,000円は、基金利子の積み立てでございます。

なお、本積み立て後の基金保有額は、1億2,107万3,000円となる見込みでございます。

次に、5款1項1目二次予防事業費171万3,000円の減額、2目一次予防事業費42万円の減額、3目生活機能評価事業費21万4,000円の減額は、それぞれの事業費の確定によるものでございます。

続いて、2項2目任意事業費23万7,000円の減額は、配食サービス事業、家族介護用品支給事業、それぞれの実績見込み及び介護給付費適正化パッケージ導入経費の減でございます。

以上のとおり、歳入歳出補正総額は1億6,094万9,000円の減額でございます。

以上で、平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、議案第9号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第9号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案つづりの第9号をごらんいただきたいと思います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,672万1,000円と定めるものでございます。

2ページから3ページは、第1表の総括でございます。また、4ページから5ページにつ

きましても、事項明細別の総括になっておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思
います。

6 ページをごらんください。

まず初め、歳入でございますが、4 款 1 項 1 目繰越金でございますが、前年度繰越金が確
定したことから、172万1,000円を補正し、272万1,000円とするものでございます。

続きまして、7 ページ、歳出でございます。

2 款 1 項 1 目維持管理費は、11 節需用費の光熱水費、電気料金の高騰により不足が生じる
ことから60万円の追加、それから中継ポンプ等の設備修繕が多いことから100万円の追加、
処理場で発生いたします汚泥量が増加しておりまして、コンポスト化の手数料に不足が生じ
るため、12万1,000円を追加し、補正するものでございます。

簡単でございますが、以上、平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1 号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第10号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第10号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉
センター特別会計補正予算（第4号）のご説明をさせていただきます。

別冊になっております議案第10号の1 ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ135万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,678万7,000円とす
るものであります。

補正予算の明細につきましては、事項別明細書のほうで説明させていただきます。

それでは、6 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目事業収入が、1,326万6,000円を追加し、2億118万7,000円とするものであり
ます。内訳は、説明のほうにございますが、1 節から4 節までの各使用料をそれぞれ1 万頭
増頭により算出し、増額するものであります。

なお、カット室の使用につきましては、過去の実績を踏まえて、1.5万頭増頭で見込んで
あります。

3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、基金利子16万1,000円を追加し、16万2,000円とするもの

であります。

次に、4款1項1目繰越金は、財源調整の関係から22万3,000円を追加し、5,219万9,000円とするものであります。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、704万9,000円を減額し、8,878万1,000円とするものであります。説明欄をごらんください。これは、職員が1名退職したことから人件費を減額し、また消費税等が確定いたしましたことから減額されたものであります。

次に、2款1項1目施設管理費は、350万円を減額し、9,193万4,000円とするものであります。これは、昨年と比較して屠畜頭数が若干減ったこと、またコンポストを悪臭対策のために2カ月ほど停止したことから、電気料の使用量が減額となったものであります。

次に、2款1項2目施設整備費は、80万円を減額し、6,124万9,000円とするものであります。これは、施設改修工事の設計監理委託料が当初見込みより安価でできたためであります。

それから、4款1項1目積立金は、999万9,000円を追加し、1,000万円とするものであります。これは、事業収入の増額が見込めることから、財政調整基金積み立てとするものであります。

8ページは給与費明細書でありますので、後ほどごらんください。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第11号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議案第11号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊になります議案第11号と書かれました補正予算書をごらんください。

1ページ、第2条の収益的収入及び支出予算の補正でございますが、第1款病院事業収益の既決予定額12億1,977万2,000円に460万円を追加し、第1款の総額を12億2,437万2,000円とするものであります。

次に、第3条の資本的収入及び支出予算の補正でございますが、第1款資本的収入の既決

予定額 1 億9,651万円に365万2,000円を追加し、第 1 款の総額を 2 億16万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、病院事業会計補正予算説明書に基づき説明させていただきますので、3 ページをごらんください。

上段の表になりますが、収益的収入及び支出予算の収入、1 款 2 項 2 目 1 節の補助金に 460万円を追加するものでありますが、国民健康保険調整交付金等の交付額が決定したことによる増額補正でございます。国保診療施設運営費分といたしまして、100万円の交付決定がございましたことから99万9,000円の増額、医師確保対策分といたしまして、夜間及び休日における医師派遣費で325万6,000円、インターネット等の媒体を利用しました医師・看護師確保対策分といたしまして34万5,000円、総額360万1,000円の追加補正でございます。

続きまして、同じく 3 ページ下段の表、資本的収入及び支出予算でございますが、収入の 1 款 3 項 1 目 1 節の国・県補助金に365万2,000円を追加するものでありますが、これは、本年度に購入いたしました脳波計及び人工呼吸器の購入財源といたしまして、国民健康保険調整交付金、これは直営診療施設整備分になりますけれども、245万2,000円の増額、また乾式臨床化学分析装置、多目的自動血球計数装置及び血液凝固分析装置の購入財源といたしまして、千葉県地域医療再生基金災害医療体制整備事業補助金120万円の追加を行うものでございます。

以上、議案第11号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 3 号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第12号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第12号 平成26年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、こちらの右上に囲みで資料 1 とございます平成26年度一般会計当初予算（案）の概要によりまして説明させていただきます。

なお、過日の全員協議会での説明と一部重複する部分もございますが、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、この資料 1、表紙をめくっていただきまして、1 ページでございます。

1 ページには、当町の財政状況、次のめくっていただきまして2 ページには、予算編成の基本方針を記載してございます。内容につきましては、後ほどごらんくださいますようお願いいたします。

続きまして、3 ページをごらん願います。

まず、歳入でございます。この3 ページから6 ページにかけまして、記載内容をご説明申し上げます。

まず、1 款町税でございます。町税は、全体で24億5,259万8,000円を計上いたしました。前年度比で1億950万7,000円、率で4.7%の増加であります。主な税目別に前年との比較で申し上げますと、町民税のうち、個人町民税では、現年分の所得割で、農業所得を初めとした個人所得の減が予測されるものの、均等割におきまして、震災復興分の税率改正を加味した上で、徴収率を95.7%と見込み、また法人町民税では、景気が緩やかながらも回復基調にあることから、法人税割、均等割とも、平成25年度決算見込みとほぼ同水準を見込み、町民税全体では、対前年比6,669万9,000円、率ですと6.6%の増を計上いたしました。

固定資産税では、土地で前年度とほぼ同水準を見込み、家屋、償却資産では、新規資産の増額が見込まれることから、固定資産税全体では、前年度比3,396万3,000円、率で3.1%の増を計上いたしました。

軽自動車税は、四輪乗用車の増加と近年の登録台数の推移から、145万5,000円、率で2.6%の増を見込み、たばこ税では、25年度決算見込みから、2%の売り上げ減を見込んだものの、前年度比では750万円、率で3.8%の増を計上いたしました。

以上の結果、1 款町税全体では、歳入の26.5%となる予算額24億5,259万8,000円を計上したものであります。

2 款地方譲与税につきましては、国からの財政情報や過去の交付実績を参考とし、前年度比2,000万円、率で11.7%減の1億5,100万円を計上し、内訳として、地方揮発油譲与税を4,600万円、自動車重量譲与税を1億500万円といたしました。

3 款利子割交付金につきましては、現在の金利動向や千葉県資産額などを参考に、前年度と同額の420万円を計上いたしました。

4 款配当割交付金は、現在の株式動向や千葉県の試算額を参考に、前年度比520万円、率で113%増の980万円を計上いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、現在の株式動向や千葉県の試算額を参考に、前年度比280万円、率で280%増の380万円の計上でございます。

6款地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、消費動向や千葉県の実算額を参考に、前年度比4,070万円、率で20.4%増の2億3,990万円を計上いたしました。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、利用者動向や千葉県の試算を参考に、前年度比120万円、率で5.7%増の2,230万円を計上いたしました。

8款自動車取得税交付金は、平成26年4月以降の自動車取得税率の引き下げや千葉県の試算額等を参考に、前年度比2,030万円、率で42.6%減の2,730万円を計上いたしました。

9款地方特例交付金は、国の地方財政計画等を参考に、前年度比40万円、率で4.8%減の800万円を計上いたしました。

10款地方交付税は、普通交付税では、町税の歳入増などによる基準財政収入額の増を考慮し、前年度比1億円減の26億2,000万円、特別交付税では前年度同額の1億3,000万円を計上し、これによりまして、地方交付税全体では、前年度比1億円、率で3.5%減の27億5,000万円を計上したところでございます。

11款交通安全対策特別交付金は、25年度決算見込みから総務省予算資料を参考に、前年度比10万円、率で2.0%増の500万円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金につきましては、図書館空気調和設備機能回復工事の終了により、前年度比1億3,431万円、率で51.6%減の1億2,598万3,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、民生費負担金の保育所入所児童保護者負担金1億559万2,000円、児童クラブ利用者負担金935万1,000円、老人福祉施設入所措置費負担金609万円などが主な項目でございます。

13款使用料及び手数料は、前年度比39万2,000円、率で0.9%増の4,541万円を計上いたしました。内訳といたしましては、道路占用料や町営住宅使用料などの土木使用料が2,791万3,000円、戸籍や税務証明等の交付に係る総務手数料が1,003万4,000円、社会体育施設などの教育使用料が430万円で、これらが主な項目であります。

14款国庫支出金は、前年度比8,928万7,000円、率で10.6%減の7億5,523万9,000円の計上でございます。内訳といたしましては、児童手当国庫負担金や保育所入所児童運営費負担金などの民生費国庫負担金が5億4,278万9,000円、防災・安全社会資本整備総合交付金や社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金が1億9,192万4,000円で、これらが主な項目となっております。

15款県支出金は、保育所緊急整備事業補助金の皆減などにより、前年度比で1億5,260万

円、率で21.7%減の5億5,120万7,000円の計上であります。内訳といたしましては、児童手当県負担金や保育所入所児童運営費負担金などの民生費県負担金が3億4,597万5,000円、社会福祉費補助金や児童福祉費補助金などの民生費県補助金が8,404万3,000円、子ども医療費助成事業補助金や浄化槽設置事業補助金などの衛生費県補助金が2,956万6,000円、水田持久力向上対策事業補助金や青年就農者確保・育成給付金事業給付金などの農林水産業費県補助金が3,232万5,000円、県税徴収事務委託金や千葉県議会議員選挙委託金などの総務費委託金が4,450万6,000円で、これらが主な項目でございます。

16款財産収入は、前年度比32万4,000円、率で3.3%減の939万2,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、県営住宅用地やゴルフ場用地等の財産貸付収入が886万円、財政調整基金や地域振興基金などの基金利子が52万2,000円などとなっております。

17款寄附金は、ふるさと納税などの収入見込み計上でございます。

18款繰入金は、前年度比2,272万2,000円、率で3.6%減の6億1,375万9,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、財源補填のための財政調整基金繰入金が5億3,000万円、豪雨対策として高処理能力ポンプ改修工事に充てるための房総導水路補償施設維持管理基金繰入金が1,728万8,000円、町民の連帯の強化や地域振興を図るための各種事業に充てる地域振興基金繰入金が4,984万9,000円などがございます。

19款繰越金は、前年度比1,095万6,000円、率で12.3%減の7,826万4,000円の計上でございます。

20款諸収入は、前年度比1,050万円、率で1.8%増の5億8,591万2,000円の計上でありまして、内訳といたしましては、空港周辺対策交付金が、航空機騒音障害防止対策事業に係る交付実績等を精査し、26年度に実施予定の新規事業等を加味した上で4億4,000万円、学校給食費負担金が、消費税率改正や児童生徒数の減少傾向を加味して1億667万4,000円などが主な項目でございます。

21款町債は、前年度比3億1,950万円、率で28.3%減の8億1,090万円を計上いたしました。内訳といたしましては、合併特例事業債が2億6,850万円、臨時財政対策債が4億2,000万円、道路整備事業に係る道路橋梁整備事業債が1,740万円、消防車両整備に係る防災基盤整備事業債が2,320万円、農業基盤整備事業債が6,410万円、住宅改修事業債が1,770万円となっております。

なお、合併特例事業債は、駅前広場整備事業のほか、寺方地先ほかの町道Ⅰ－7号線、横芝地先の町道Ⅰ－8号線及び町道Ⅰ－9号線、北清水・木戸地先の町道Ⅰ－14号線の各道路

改良事業に充てるものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをごらん願います。

目的別歳出についてご説明申し上げます。7ページから10ページにかけて、目的別歳出を記載してございます。

まず、1款議会費でございます。人員配置変更の影響等によりまして、前年度比407万5,000円、率で3.8%増の1億1,115万8,000円を計上しております。

2款総務費は、前年度比5,472万5,000円、率で3.8%増の14億8,793万円を計上いたしました。主なものといたしましては、新規事業として、歳入の20款諸収入でもご説明いたしましたとおり、航空機騒音対策迷惑料の交付対象地域のうち、第1種区域等は除く区域の住宅を対象としたエアコン設置補助事業に7,500万円、公共交通体系の確立に向けた乗合タクシー運行事業に1,539万5,000円、老朽化した内部情報系プリンター購入事業に526万6,000円、本庁舎玄関ロビーに専門の案内係を配置する庁舎総合案内事業に346万6,000円などであり、これらが主な増加要因でございます。

3款民生費は、前年度比1億1,835万2,000円、率で4.3%減の26億5,554万6,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、保育所費で、前年度に1億6,000万円余りを計上いたしましたフタバ保育園園舎改築事業補助金の減でございます。新規計上事業といたしましては、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業の1,062万6,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業の902万円などであり、このほか、障害者福祉費で、介護給付・訓練等給付事業は対前年比1,513万7,000円の増、社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金が、国民健康保険の運営状況から、基準外繰り出しの5,000万円が減となり、対前年比2,650万円の大きな減となったこと等から、民生費全体としては減額となったところでございます。

4款衛生費については、前年度比4,802万6,000円、率で4.1%増の12億2,883万2,000円を計上いたしました。

保健衛生費では、ゼロ歳児から中学校3年生までを対象とした子ども医療費助成事業が対象医療費の伸びにより8,461万4,000円、幼児を対象としたヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンなど個別予防接種事業3,124万5,000円、妊婦・乳児個別健康診査に1,580万8,000円、がん検診事業に2,472万2,000円、環境対策面では、浄化槽設置促進事業に1,079万円を計上しております。

また、一部事務組合負担金では、火葬場負担金に3,495万8,000円、上水道負担金に5,857万9,000円、一般廃棄物処理負担金に2億1,342万6,000円、し尿処理負担金に2,845万8,000

円を計上しております。

東陽病院事業会計繰出金につきましては、前年度比2,899万4,000円増の5億2,644万6,000円を計上したところであります。

5款農林水産業費は、前年度比1,769万2,000円、率にいたしまして4.6%増の4億506万4,000円の計上でございます。新規事業といたしまして、房総導水路補償施設維持管理事業に係る高処理能力ポンプ改修工事に1,547万7,000円、新たに開設いたします新井排水機場管理事業に338万6,000円を計上し、このほかの主な事業といたしまして、需給調整推進対策奨励事業に2,417万4,000円、篠本新井地区で行われている県営基盤整備事業に6,404万1,000円、房総南条支線地区などで行われる県営土地改良負担金事業に1,781万4,000円、パイプライン設置事業を初めとした町単土地改良補助事業に、2,132万7,000円などを計上したほか、農業集落排水事業特別会計繰出金には4,516万7,000円を計上しております。

6款商工費は、前年度比370万5,000円、率で5.9%減となる5,911万3,000円を計上いたしました。これは、乗用草刈り機購入費の皆減等による観光事務費485万6,000円の減や中小企業振興融資資金利子補給金の実績見込みによる242万3,000円の減が主な減額要因ではありますが、商工費の主な事業といたしましては、観光事業として、海水浴場開設事業に1,117万8,000円のほか、商工業振興のための運営費補助金として商工振興運営支援事業に714万円を計上したところであります。

7款土木費は、前年度比4億5,877万1,000円、率で38.5%減の7億3,341万4,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、合併特例事業による大型町道整備事業の進捗により、栗山地先の町道Ⅱ-10号線及びⅠ-12号線に係る道路改良事業費が皆減となったほか、対前年比で事業費が減になったのは、北清水・木戸地先の町道Ⅰ-14号線道路改良事業で2億5,163万4,000円の減、横芝地先の町道Ⅰ-9号線道路改良事業で7,202万1,000円の減、寺方地先ほかの町道Ⅰ-7号線道路改良事業で4,461万6,000円の減などが主なものであります。

一方、増額要因といたしましては、新規事業として、老朽化が進むⅠ、Ⅱ級幹線町道の調査点検を行う道路ストック総点検事業に1,547万7,000円、町営住宅小田部団地の大規模修繕事業に3,560万8,000円のほか、継続事業として実施中の駅前広場整備事業が、対前年比9,056万1,000円増の1億8,256万1,000円などが主な事業でございます。

8款消防費は、前年度比で3,323万円、率で7.1%増の5億158万6,000円を計上いたしました。26年度の主な事業といたしましては、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が3億8,812万

9,000円、消防車両3台を購入する消防車両整備事業が4,676万7,000円、第1分団第1部立会・南川岸消防機庫を改築する消防施設整備事業が1,367万8,000円のほか、自主防災組織設置事業補助金50万円を創設したところであります。

9款教育費は、前年度比2億5,862万7,000円、率で20.4%減の10億697万5,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、図書館空気調和設備機能回復工事2億1,000万円及び町民会館トイレ改修工事2,341万5,000円の皆減など、大きな事業の終了によるものでございます。

一方、増額要因といたしましては、新規事業といたしまして、学力向上推進計画実施事業により、児童生徒の学力向上策の積極的な展開を図るほか、中学校の天上落下防止対策事業に343万5,000円、光スポーツ公園トイレ改修工事に788万4,000円、継続事業といたしまして、小学校コンピューターシステム賃借料が対前年比588万8,000円の増、光しおさい公園スポーツ施設指定管理料が148万6,000円の増などでございます。

10款災害復旧費については、前年同様、存目計上でございます。

11款公債費は、前年度比1,829万4,000円、率で1.7%減の10億3,036万7,000円の計上です。内訳といたしまして、元金償還分が8億9,674万2,000円、利子償還分が1億3,362万5,000円でございます。減額となった主な要因は、平成5年度に借り入れした図書館整備事業などの償還が終了したほか、前年度借入額の減少に伴いまして、利子償還額が減少したことによるものでございます。

12款諸支出金、13款予備費は、前年度と同額でございます。

以上、平成26年度横芝光町一般会計予算は、歳入歳出とも92億5,000万円の計上としたところであります。

なお、この資料の11ページからは性質別歳出の内訳が、16ページには人件費及び物件費の内訳、17ページには一部事務組合負担金の状況、18ページには特別会計等繰出金の状況、19ページには基金現在高見込みの状況、20ページには会計別予算の状況、21ページから24ページには主な歳入の説明、25ページから45ページにかけては、歳出に関する主要事業が款項目別に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第12号 平成26年度横芝光町一般会計予算（案）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後 3 時20分とします。

（午後 3 時 1 0 分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 2 0 分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第13号及び議案第14号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

資料 2 の平成26年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要により、要点につきまして説明をさせていただきます。

この資料 2 でございます。

1 ページをごらん願います。太枠で囲み、網かけをしてある部分が平成26年度予算案の額で、これを平成25年度の当初予算と比較した表となっております。

平成26年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億2,000万円で、前年度当初予算と比較して、額で3,000万円、率で0.8%の減となりました。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税ですが、近年の極めて厳しい国保財政の状況によりまして、国保税収のさらなる確保を図るため、平成25年度において税率改正を行ったところではありますが、平成26年度からは、低所得者層への軽減措置が拡大されることなどによりまして、前年度当初予算と比較して、額で1,348万円、率で1.5%の減となる 8 億6,494万3,000円を計上したところでございます。

4 款国庫支出金は、療養給付費負担金や普通調整交付金のほか、高額医療費共同事業、特定健診・保健指導の国庫負担分を計上しましたが、平成25年度の医療費動向等を参考に算出した結果、前年度当初予算額と比較して、額で2,268万9,000円、率で2.3%の減となる 9 億

5,377万1,000円となりました。

5 款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に係る交付金で、増加する傾向にある退職被保険者の医療費動向等を勘案し、前年度当初予算と比較して、額で1,701万円、率で11.6%増の1億6,426万1,000円を計上いたしました。

6 款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の人数に応じ、若年層の多い被用者保険から拠出される交付金で、年々増加する前期高齢者の人数等を勘案し、前年度と比較して、額で1,600万円、率で2.6%の増となる6億3,800万1,000円を計上しました。

7 款県支出金は、財政調整交付金、高額医療費共同事業及び特定健診・保健指導の県負担分を前年度実績なども参考に計上いたしました。前年度と比較して、額で348万9,000円、率で1.3%の減となる2億5,625万9,000円となりました。

共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保の負担を緩和するため、国保連合会が行っている共同事業の交付金で、医療費実績等によって試算した結果、前年度と比較して、額で1,408万8,000円、率で3.3%の減となる4億1,704万2,000円を計上しました。

10 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度と比較すると、額で2,657万3,000円、率で10.2%の減となる2億3,440万2,000円となりました。この減額理由につきましては、前年度当初予算で行った5,000万円の法定外繰入を平成26年度においては繰り入れしなかったことが主な要因でございます。

続きまして、下段の歳出の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、人件費や事務費、国保税の賦課徴収費のほか、医療費通知やレセプト点検に係る趣旨普及費で、前年度と比較して7.3%の増となる7,524万8,000円を計上しました。

2 款保険給付費は、いわゆる国保医療費であります。平成25年度の医療費が比較的抑制されており、それらの医療費動向を参考に算出した結果、前年度と比較して、額で5,547万5,000円、率で2.4%の減となる22億9,364万1,000円となりました。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため国保からの支援金として支出するもので、後期高齢者の医療費の伸びを反映し、前年度と比較して、額で1,045万5,000円、率で2%の増となる5億2,363万7,000円を計上いたしました。

6 款介護納付金は、介護保険2号被保険者分の支払基金への納付金で、前年度と比較して、額で31万6,000円、率で0.1%増の2億4,670万4,000円を計上しました。

7 款共同事業拠出金は、高額医療費に係る共同事業の拠出金で、前年度と比較して、額で538万6,000円、率で1.3%増の4億2,823万5,000円を計上しました。

8 款保健事業費は、短期人間ドックや水中ウォーキング教室等の保健事業活動費及び特定健診・特定保健指導に係る事業費で、各種の医療費抑制対策を実施すべく、前年度と比較して、額で307万円、率で8.3%の増となる3,994万3,000円を計上しました。

次の2ページから4ページは、ただいま説明させていただきました予算案の概要、5ページは、平成20年度から25年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、平成26年度国民健康保険特別会計当初予算案の概要説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第14号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

資料3の平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計当初予算（案）の概要によりまして、要点をご説明申し上げます。

この3の資料でございます。

1ページをごらん願います。表は、先ほどの国民健康保険特別会計と同様の構成となっておりますので、よろしく願いいたします。

平成26年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,700万円で、前年度当初予算と比較して、額で1,000万円、率で4.6%の増となりました。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、年金天引きによる特別徴収並びに納付書や口座振替による普通徴収によって納めていただく保険料で、千葉県広域連合の試算をもとに算出した結果、1億4,832万2,000円を計上しました。前年度予算と比較して、額で955万2,000円、率で6.9%の増となりましたが、これは、2年に一度改正される保険料率の改正及び高齢化社会の到来を反映し、後期高齢者医療保険制度に加入する割合がふえてきていることが主な要因となっております。

4 款の繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度と比較して、21万2,000円の増となる7,131万3,000円を計上しました。

6 款諸収入は、後期高齢者の健康診査及び保険料の帳票作成に係る広域連合からの受託収入が主なもので、前年度より23万3,000円の増となる735万8,000円を計上しました。

続きまして、下段の歳出の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、人件費や保険証郵送料等の一般管理費及び保険料徴収に係る徴収費で、前年度当初予算と比較して、14万3,000円減の580万2,000円を計上しました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入のうち保険料と保険基盤安定繰入金をあわせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して、額で1,004万4,000円、率で4.9%の増となる2億1,447万1,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度と比較して、額で15万8,000円、率で3%の増となる541万4,000円を計上しました。

なお、この健康診査は、千葉県広域連合の委託により実施するもので、その費用は、全額、広域連合からの受託収入により賄われるものでございます。

次の2ページは、ただいまご説明いたしました予算の概要、3ページは後期高齢者医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計当初予算案の概要説明とさせていただきます。

国民健康保険特別会計予算案とあわせまして、慎重審議をいただき、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは、議案第15号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明をさせていただきます。

資料の4、平成26年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要によりご説明させていただきますので、資料の4をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1ページをごらんいただきたいと思います。まず、上段には、平成26年度の介護保険特別会計予算案の概要と介護保険の状況を説明してございます。

予算案の主な内容といたしましては、高齢者人口の増加に伴う給付費の伸びを見込んだほか、介護予防事業の経費等を中心に、予算編成を行ったところでございます。

続きまして、下の表でございますが、歳入の款別予算表でございます。2ページの説明欄とともにごらんをいただきたいと存じます。

まず、1款保険料でございますが、全体の17.4%を占め、前年度比2.5ポイント、934万2,000円増の3億8,182万1,000円を計上いたしました。内訳は、特別徴収が3億5,297万1,000円、普通徴収が2,741万円、滞納繰越分が144万円でございます。

続いて、2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、家族介護

用品支給事業、配食サービス事業等の利用料として、前年度比7.9ポイント、19万円増の258万4,000円を計上いたしました。

続いて、3款国庫支出金は、介護給付費分3億5,739万3,000円を初め、調整交付金など、前年度比2.9ポイント、1,456万7,000円増の5億994万6,000円を計上いたしました。

次に、4款支払基金交付金は、介護給付費分5億9,784万6,000円、地域支援事業支援交付金など、前年度比3.2ポイント、1,879万3,000円増の6億121万5,000円を計上いたしました。

次に、5款県支出金は、介護給付費分3億1,260万7,000円を初め、地域支援事業交付金など、前年度比3.2ポイント、1,009万3,000円増の合計3億2,065万1,000円を計上いたしました。

次に、8款繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございまして、介護給付費分2億5,769万3,000円を初め、その他繰入金など、前年度比4.1ポイント、1,501万5,000円増の3億7,777万円を計上いたしました。

説明以外の科目につきましては、存目計上でございます。

以上により、歳入合計は、前年度比3.2ポイント、6,800万円増の21億9,400万円の計上でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の款別予算表でございます。

1款総務費は、職員7名の給与費のほか、介護保険コンピューターシステムの維持管理等、前年度比4.9ポイント、391万7,000円増の8,332万7,000円を計上いたしました。

2款保険給付費については、歳出全体の94%を占めるものでございます。予算計上に当たりましては、現在までの給付実績と65歳以上の高齢者が増加する介護出現率等を考慮し、前年度比3.2ポイント、6,450万7,000円増の20億6,154万円を計上いたしました。内訳といたしましては、介護サービス給付費が18億8,858万9,000円、介護予防サービス給付費4,740万6,000円、高額介護サービス費3,409万3,000円、高額医療合算介護サービス費400万円、施設入所者の食事・居住費の減額補填分として、特定入所者介護サービス費8,605万2,000円等を見込んでおります。

次に、3款財政安定化基金拠出金は、平成21年度から拠出金の支出が見送られていることから、存目計上となっております。

4款基金積立金につきましても、存目計上でございます。

次に、5款地域支援事業費は、介護や支援が必要となるおそれのある方の介護予防を中心

に実施するものでございまして、二次予防事業554万1,000円を初め、生活機能評価事業など、前年度比マイナス0.9ポイント、42万4,000円減の4,662万5,000円を計上いたしました。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付金50万円等の計上でございます。

次に、8款予備費は、昨年度と同額の200万円の計上となっております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比3.2ポイント、6,800万円増の21億9,400万円でございます。

5ページ、6ページは、介護保険事業の状況の参考資料として添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、平成26年度横芝光町介護保険特別会計予算（案）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第16号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第16号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、資料の5をごらんいただきたいと思います。平成26年度農業集落排水事業特別会計予算（案）の概要でございます。よろしく願いいたします。

それでは、概要書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページにつきましては、予算案の概要について記入してございますが、現在の処理施設への接続率でございますけれども、人口ベースで58%、平成25年度中に新たに接続された世帯が2軒ございました。引き続き、地元の維持管理組合の役員のご協力をいただきながら、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、戸別訪問等、普及啓発活動に努めていきたいというふうに思っております。

歳出の面では、建設事業費に対する起債の償還金が、予算全体の63.6%を占めており、平成46年度までの償還となっております。

施設の維持管理費については、効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費の節減に努めてまいりたいというふうに思っております。

このような状況を踏まえまして、平成26年度の予算編成をしたところ、歳入歳出予算の総額は5,540万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、40万円、率で0.7%の増額となりました。

恐れ入りますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の182件と4施設、一般世帯の自然減を見込みまして、さらに消費税増税分を合わせ、使用料922万9,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして、45万7,000円の増額となっており、率で5.2%の増でございます。

3款繰入金は、4,516万7,000円の計上で、前年度と比較いたしますと、5万6,000円の減額、0.1%の減となっております。起債償還額は、事業費の縮減を見込み、計上したものでございます。

4款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、預金利子等ございまして、存目計上でございます。

3ページの歳出の状況でございますが、総務費は、865万7,000円の計上で、前年度当初予算と比較いたしまして、11万7,000円で、率で1.4%の増額となっております。人件費、各種負担金等の一般管理費で、職員の給与手当等を計上したものでございます。

2款事業費は、1,050万3,000円の計上で、前年度当初予算と比較いたしまして、28万2,000円、率で2.8%の増額となっております。発生汚泥を発酵処理いたしまして、安全な農地還元を行うための費用や光熱水費、それから通信運搬費、維持管理費などを入れたものでございまして、それらを計上させていただきました。

3款の公債費は、3,524万円の計上ございまして、前年度当初予算と比較いたしますと、1,000円の増額となっております。建設事業に対する借入金の償還の元金は2,633万1,000円と、償還金の利子は890万9,000円を計上したものでございます。

4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、議案第17号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第17号 平成26年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料6をごらんください。

平成26年度食肉センター特別会計当初予算（案）の概要、1ページをごらんください。

26年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,870万円の計上で、平成25年度の当初予算額と比較いたしまして、額で2,520万円の減額、率にして9.5%の減となりました。

2ページをごらんください。

概要については、先ほど町長が提案理由の中でも説明しておりますので、同じような内容でございますので、これは省かせていただきます。

款ごとに説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1款、歳入の大宗をなす事業収入は、前年と比較して、529万1,000円の増、1億9,321万2,000円の計上でございます。屠畜頭数は、前年同様、豚が15万頭、牛が3,500頭を見込んで、各種使用料を算定していますが、本年4月1日から消費税及び地方消費税の引き上げ分を見込んでいるため、増額計上となっております。

次に、2款ですが、県支出金は260万9,000円の計上です。これは、県から、屠畜合格した枝肉に、検印、押印を1頭17円で作業委託されるものでございます。

3款財産収入は、財政調整基金利子で、存目計上でございます。

4款繰越金は2,728万3,000円の計上で、前年と比較して、1,058万6,000円、率にして28%の減額でございます。

5款諸収入は、前年と同額の20万円の計上でございます。

6款繰入金は、一般会計から39万5,000円と財政調整基金からの繰入金で1,500万円であります。

なお、一般会計の39万5,000円につきましては、児童手当でございます。あと、1,500万円は、小動物解体室、枝肉カット室、ルール・ポイント等の改修工事費に充当するものでございます。

続いて、歳出であります。1款総務費は、9,907万3,000円の計上で、前年と比較して、423万円、率にして4.1%の減額です。減額の主なものは、一般職の給与費9名分7,340万7,000円で、544万7,000円の減額であります。一般管理費は、2,560万1,000円で、前年と比較して、121万7,000円、率にして5%の増額であります。主なものは、臨時職員雇用に伴う経費の増額等であります。

経費の主なものは、ここに書いてある給与費、賃金、負担金、補助、それから公課費、消費税といったものでございます。

次に、2款施設管理費ですが、1億1,753万4,000円の計上で、前年と比較して、1,830万4,000円、率にして13.5%の減額です。燃料費及び電気料の値上がりや消費税及び地方消費税の引き上げによる負担増が見込まれていますが、施設改修工事費等が減額になったことにより、合計で減額となりました。

4ページをごらんください。

施設管理関係の主なものは、燃料費、光熱水費、修繕費、浄化槽余剰汚泥堆肥化委託料等、それから工事請負費、原材料、特に光熱水費の中で電気料が大きく影響しているということで、こういった感じで予算を計上させていただいております。

なお、施設整備費関係は、1,512万円の計上で、小動物解体室、枝肉カット室、レール・ポイントの改修工事等を予定しております。

それから、3款公債費は、1,553万6,000円の計上でございます。平成25年度で償還が完了したものが1件ありましたので、266万6,000円の減額となっており、現在の借入個数は6口ということであります。

4款積立金は、財政調整基金で、存目計上でございます。

5款予備費は、前年同額の500万円の計上であります。

次に、5ページをごらんください。

平成25年度食肉センター特別会計決算見込みであります。

豚が16万5,000頭、牛が3,700頭の屠畜頭数を見込んだことから、歳入合計が2億9,926万円、歳出合計が2億6,915万7,000円となり、収支差し引きで3,010万3,000円の繰り越しとなる見込みであります。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、議案第18号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議案第18号 平成26年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料ナンバー7の平成26年度病院事業会計当初予算（案）の概要により説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

上段1の収益的収入及び支出予算でございますが、予算総額は、収入支出とも13億6,003万8,000円を計上いたしました。前年度に比較して、金額で1億4,026万6,000円、率で11.5%の増であります。

収入の基本となります1款1項の医業収益は、入院の一日平均患者数を一般病床36人、療養病床34人の計70人、また外来の一日平均患者数を180人と見込みました。その他、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医補助金、室料差額収益、健診及び人間ドック収益等で、総額8億6,939万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で7,261万2,000円、率で9.1%の増となります。

2項の医業外収益は、一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金に加え、患者ほか給食収益、売店収益等で4億9,064万5,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で6,765万4,000円、率で16.0%の増となっております。

3項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、支出の大宗をなす1款1項医業費用の総額は、12億8,690万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で9,522万4,000円、率で8.0%の増となっております。内訳を申し上げますと、給与費では、医師、看護師、医療技術員等、職員88人分のほか、パート医師やパート看護師等の臨時職員の人件費、また材料費としまして、診療に必要な薬品、医療材料及び入院患者の給食材料等を見込んでおります。経費では、診療以外に係る消耗品や光熱水費、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものであります。そのほかには、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護保険事業としての訪問看護に係る経費等を計上いたしました。

次に、2項の医業外費用の総額は、3,566万8,000円を計上いたしました。前年度比較では、金額で859万6,000円、率で31.8%の増となっております。

内訳は、支払い利息及び企業債取扱諸費として、長期資金利子償還金10件分を見込んだほか、長期前払い消費税勘定償却費や売店費用等を計上いたしました。また、その他雑損失として、控除対象外消費税に係る一括雑支出額を費用として計上しております。

3項の特別損失は、3,646万6,000円を計上いたしました。前年度比較で、3,644万6,000円の増となりましたが、これは、本年6月支給の賞与分につきまして、前年度負担に起因いたします25年12月から26年3月分、この4カ月分の賞与分を損失として計上したためであります。

なお、この特別損失につきましては、公会計の制度改正初年度予算として編成しました本

年度に限り計上するものでございます。

4項の予備費の総額は、昨年度同額の100万円を計上いたしました。

続きまして、中段、2の資本的収入及び支出予算でございますが、収入総額は、1億8,597万8,000円で、前年度と比較しますと、金額で2,682万4,000円、率で16.9%の増、下段の表、支出につきましては、総額2億5,981万3,000円、前年度と比較しますと、金額で2,887万9,000円、率で12.5%の増となりました。

なお、収入額が支出額に対して不足する7,383万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

それでは、収入から各項ごとに説明いたします。

1款1項の企業債6,720万円の内訳は、外壁改修及び救急棟庇取付工事分で1,720万円、医療機器整備費として5,000万円を計上いたしました。前年度と比較しますと、2,420万円、率で56.3%の増となります。

2項の出資金は、1億1,877万6,000円で、前年度と比較しますと、額で262万4,000円、率で2.3%の増であります。内訳は、企業債償還と建設改良分による一般会計からの出資金と匝瑳市からの企業債償還金であります。

3項の補助金2,000円は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、1款1項の建設改良費は、1億571万8,000円で、前年度と比較しますと、額で3,767万4,000円、率で55.4%の増となっております。内訳でございますが、病院改築事業費で、病院外壁の部分補修及び救急搬入口へのひさし新設としまして、設計委託料を含む1,720万5,000円、資産購入費では、脳神経外科外科外来及び手術室での使用機器として8,851万3,000円を計上いたしました。

2項の企業債償還金1億5,409万5,000円は、企業債元金10件分の償還金であります。

なお、2ページ上段には、病院経営の現状と予算編成に当たっての基本的な考え方、2ページ中段から3ページには、ただいまご説明申し上げましたことをまとめてございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

それでは、4ページをごらんください。

繰入金の状況でございますが、この表の中段あたりに記載しておりますが、3条の収益的収入につきましては4億3,312万円、この3行ほど下になります4条の資本的収入が1億1,877万6,000円、合計で5億5,189万6,000円でございます。前年度と比較いたしまして、金額で2,899万4,000円、率で5.5%の増となっております。

以上、議案第18号 平成26年度横芝光町病院事業会計予算案の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第19号について、総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、議案第19号 横芝光町監査委員の選任についての補足説明をさせていただきます。

こちらの議案つづり、一番最後のページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、高橋俊夫監査委員の任期が本年5月17日をもって満了となりますことから、新たに伊藤美宣氏を横芝光町監査委員に選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めため提案させていただくというものでございます。

伊藤美宣氏は、横芝光町原方1228番地に在住、昭和19年6月4日生まれの69歳で、合併前の旧光町職員として、議会事務局長、住民課長、生涯学習課長、産業課長を歴任されました。平成16年3月に退職をされた方でございます。現在は、町の介護保険運営協議会会長を務めていただいております。

また、伊藤氏は、光町役場への就職前には、証券会社勤務の経験もあり、人格高潔で、その経歴からもおわかりいただけるとおり、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営にすぐれた識見をお持ちであり、監査委員として適任の方でございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後4時15分といたします。

（午後 4時05分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時15分）

◎一般質問

○議長（伊藤圀樹君） 日程第5、これより一般質問を行います。開会時刻は現在4時15分になりました。会議時間内には少し難しきかと思しますので、執行部、議員各位には、会議延長の旨、ご了解を願いたいと思います。

◇ 森 川 忠 君

○議長（伊藤圀樹君） それでは、通告順に発言を許します。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱は、3点、それぞれ行政、建設、教育関係についてお伺いします。

最初に、行政関係ですが、選挙を同時同日にしたいかがという提案であります。

国、県、町、それぞれ何度か選挙が行われておりますが、一度にかかる費用、選挙にかかる費用はどの程度か、伺います。

さらには、過去の選挙で、期日が近い選挙の投票率はそれぞれどうであったか、お示してください。

なお、議長のお許しを得ましたので、今回から、資料として、数値的なもの、一部写真のものを添付させていただきましたのでご了解願いたいと思います。

続いて、ことし4月から3%増税になる消費税ですが、それに伴い、町にかかわる使用料また負担料は、どのようになっていくのか、ふえるのか、伺います。

また、それに関連し、どのような料金の改定をするのか、伺います。

今から3年前の大震災で、原発以来、電気料金の値上げが続いています。電力消費量、長寿命であることは当然ですが、価格面では、まだまだ高いのがLEDの現状です。町内でも、ちょうど防犯灯の新規取り付けも初め、国道の街路灯でも、新たに見かけることが間々あります。

また、庁舎、公共施設など、LED照明に交換し、電気料金が、大幅に減った例が新聞等にも掲載されておりました。具体的には東金市かと思います。

当町でも、このようなことを検討されてはいかがででしょうか。もちろん、使用頻度の高い場所限定したということが有効かとは思いますが。

続きまして、4月に東金市丘山台に開院する東千葉メディカルセンターですが、特に三次

救急に対応できる病院が少ない山武、長生、そして夷隅も含みますが、待望の病院であります。2002年に、当時の成東町、東金市、大網、それぞれの病院の統合再編成が提案されてから、さまざまな変遷をたどっております。山武市、大網白里市が離脱し、最終的には、東金市、そして九十九里町の1市1町の運営ということになりました。

現在、横芝光町では、急性期の患者に関しては、主に旭市立旭中央病院にお受けしていただいているのが現状ですが、仮に有料道路を利用して東千葉メディカルセンターのほうに行くとしても、時間的に早いケースもあろうかと思いますが、私が町の東千葉メディカルセンターに対する立ち位置はどのようなものか、お伺いいたします。

続いて、建設関係についてお伺いいたします。

現在、町内でも、工事中のさまざまな道路を初め、工事がされております。特に、旧一号線関連の道路、粟嶋橋、清長大橋、その2つは、特に取りつけ道路がないという異常な現状だと町民からもお声をよく聞きます。

また、駅前広場も、最近、非常に様子が変わりまして、解体等が始まっておりますが、この進捗状況、そして今後の計画、特に粟嶋橋、清長大橋の関連の道路、そのようなことはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

役場を初め、公共施設等、さらには民間の銀行、スーパー、商店の駐車場には、身体障害者が、優先して駐車できるスペースを設けているところが多く見られます。本来、駐車をしなくてもいい健常者の方が、駐車しているケースをよく見られます。私の経験からは、残念ながら、この町を初め、この近隣地域では、健常者が、我が物顔で堂々と駐車するケースをよく見かけます。

そこで、パーキングパーミット制度についてですが、このパーキングパーミット制度というのは、佐賀県が最初に始めました。特に、身体障害者用駐車場を利用する際に、利用許可証等を発行する制度で、2006年から始まったんですが、現在は、全国で、30府県2市で導入をしております。そしてまた、今後ふえるというような話も聞いております。関東地区では、群馬、栃木、茨城各県が、また埼玉では、久喜市と川口市が採用しております。

そのように、弱者に優しい政策に対して、どのような見解をお持ちか、これは副町長にお伺いしたいと思います。県単位でも進めていけばどうかなということですので、よろしくご答弁願います。

最後に、教育関係についてお伺いいたします。

県内でも、土曜スクールを実施している自治体が見受けられます。学校の週休2日制が

2002年度から始まりました。ゆとり教育は、文科省の学習指導要領に従い、1980年代からスタートしましたが、知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして、生きる力をも重要視し、学習時間と内容を変更し、経験重視型の教育方針をもって、ゆとりある学校を目指した教育のことであります。結果的に、カリキュラムとして、学習時間も減少となり、近年、学力の低下が問題視されていることは注目されているところであります。

しかし、学習のみならず、例えば伝統的な慣習、ひいては遊びなども、ボランティア等、NPO等の協力を得まして、未来ある子供たちに教えていただき、心豊かな教育をモットーとしてはいかがでしょうか。

近年、施行された学習指導要領では、脱ゆとり教育が採用され始めています。土曜スクール実施についてのご見解を教育長にお願いしたいと思います。

最後に、図書館についてお伺いいたします。

横芝光町の図書館は、県内でも、有数の規模を誇る我々町民としても自慢のものでもあると言ってもいいかと思えます。それに伴い、管理、運営も大変かと思えますが、蔵書の点検、そして結果、悲しいかな、無断持ち出しが多いというような話を新聞等でも、よく目にすることがあるかと思えます。

当図書館のその点検の結果はどのようなものであったのか、またその対策をどのようにとっておられるのか、あれば教えていただきたいと思えます。

以上、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、行政関係の東千葉メディカルセンターについてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問については、副町長並びに教育長並びに各担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、東千葉メディカルセンターについてお答えをさせていただきます。

初めに、千葉県は、保健医療計画の中で、東千葉メディカルセンターは、県立東金病院の医療機能を引き継ぐ地域の中核病院とし、心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷等の重篤救急患者のための医療を提供する救急救命センターとして、地域医療の中核を担うと位置づけておりま

す。

また、この病院は、医大附属の臨床教育センターとして、千葉大学医学部の教授や准教授が研修医を育成すると同時に、直接、質の高い医療を行い、診療に当たる新しい医療提供のスタイルを実践する病院としております。

これまで、当町における重篤な救急患者の多くは、国保旭中央病院へ搬送されておりました。県の説明では、旭中央病院への搬送時間は役場から約32分を要していましたが、東千葉メディカルセンターへは、有料道路を利用して、24分で到着できるとし、時間的優位性が説明資料にも示されております。一刻を争う重篤救急患者も受け入れる三次救急病院が東金市にできることは、当町においても意義深いものになるのではないかと考えております。

一方、当町在住者の救急搬送の現状として、匝瑳市横芝光町消防組合の平成25年の総数は939件であり、そのうち約6割の550件が香取・海匠医療圏へ搬送され、山武郡市の医療施設へは、東陽病院223件を含めても約4割の368件となっております。

しかしながら、当町は、山武長生夷隅保健医療圏にあるものの、消防組合の関係から、旭中央病院は、当町を千葉県東部地域として診療圏に含め、救急患者を受け入れていただいております。

このようなことから、これまでと同様、重篤救急患者は、旭中央病院へ搬送されることが多いのではないかと考えております。また、当町としては、山武地域医療センター計画が破綻した後の医療センター構想とは一線を画し、東千葉メディカルセンターは、東金市と九十九里町が設立する病院であるとの認識でございます。

また、東千葉メディカルセンターと東陽病院との関係、立ち位置とのご質問であります。千葉県保健医療計画の山武長生夷隅医療圏の三次救急医療機関と連携をとる二次救急医療機関として、東陽病院ほか17の病院などが位置づけられ、さらに脳卒中では、回復期リハビリテーション対応医療機器及び医療型療養病床を有するとして、東陽病院が位置づけられております。

このようなことから、病状の落ちついた患者が、東陽病院に転院してくることがあるのではないかと考えております。

以上で、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 副町長。

〔副町長 久本 修君登壇〕

○副町長（久本 修君） それでは、私からは、森川議員からの建設関係のご質問のうち、身体障害者等優先駐車場についてお答えをいたします。

パーキングパーミット制度でございますが、障害者用駐車スペースの利用証を交付することで、利用できる方を明らかにし、必要な方が必要なときに駐車できるスペースを確保するものと承知しております。

平成25年5月の時点で、制度を導入している自治体は、全国30府県に広がり、利用証の相互利用が可能となっております。

制度の背景には、障害者用駐車スペースに、健常者が駐車しており、障害者が駐車できないことが、全国的に問題となっていることが挙げられます。

この制度は、真に必要な方のために、駐車スペースを確保し、不適正な利用を防止する上で効果的であり、譲り合い、思いやりの心を持った社会の形成にも有効な方策であると考えております。

しかしながら、一方では、導入に当たってさまざまな課題があると聞いております。既にこの制度を実施している自治体では、利用証の交付を受けていない高齢者や障害者の方が、障害者用駐車スペースを利用できない、また利用対象者の範囲が広くなり、結果として車椅子をご利用の方が利用しづらくなったという意見もございます。

なお、この制度につきましては、広域的な導入が効果的であると考えられまして、全国的にも、県単位で導入が進んでおりますことから、千葉県に制度導入の考えを伺いましたところ、県においても、障害者用駐車スペースの適正利用についての検討はしており、パーキングパーミット制度は、適正利用の一手段であると捉えておりますが、課題も多いことから、対策について、現在、慎重に研究しているとのことでした。

こうしたことから、町といたしましては、町単独での制度導入は今のところ考えておりませんが、県の動向等を注視しながら、障害者用駐車スペースの適正利用について研究してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔副町長 久本 修君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 森川忠議員の教育関係のご質問のうち、土曜スクールについて、「白子町等で実施しているが、当町で計画は」の見解と計画の有無についてお答えをさせて

いただきます。

文部科学省は、学校週5日制の趣旨は、幼児、児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で、学校、家庭、地域社会が、相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力を育む取り組みを一層充実することとし、平成4年9月から月1回、平成7年から月2回を経て、平成14年4月からは、毎週土曜日・日曜日を休業日として、学校週5日制、完全週5日制を円滑に実施するよう通知し、推進をしてきました。

そのため、学校週5日制を導入してから21年、完全学校週5日制から11年余り、効果的に進めるに当たって、横芝町及び光町並びに横芝光町教育委員会では、土曜休業の受け皿として、文化的、体育的な体験活動を中心に検討し、スポーツ少年団や子ども会指導者などの地域の方々の協力のもとに、土曜スクール等に類する活動を工夫し、子供たちへは、集団体験学習やスポーツ活動などの地域活動への参加を促し、現在の土曜日実践として定着をさせ、多大なる効果を上げてきたと感じております。

平成25年4月の学習状況調査の結果からしますと、横芝光町の小学校児童の現状は、土曜日の午前は、「習い事やスポーツ、地域の活動に参加している」児童が国や県の平均をはるかに上回らして36.5%、次いで「家で、テレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている」が21.6%というふうになっております。

午後を見てみますと、「習い事やスポーツ、地域の活動に参加している」と「友達と遊んでいる」が各25.5%、次いで「家で、テレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている」が23.6%というふうになっております。

中学校の現状を見てみますと、「学校の部活動に参加している」が、これも、国や県を上回らして77.3%、次いで「家で、テレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている」が7.4%となっております。午後は、「学校の部活動に参加している」が30.5%、次いで、「家で、テレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている」が21.2%、「友達と遊んでいる」が20.2%と続いております。

このような25年4月の現状から考えてみますと、教育委員会が、現在その先導して土曜日の教育活動を計画することは、児童生徒並びに関係機関、関係者に大きな影響を与えることが必至ではなかろうかというふうに考えております。

そのため、町教育委員会としましては、現在のところ、任意で行う土曜スクール、これは、

白子町が現在そうだと思いますが、それから学校の教育課程を変更して行う土曜授業も、実施計画は、当分の間、考えてはいないというところでございます。

しかしながら、文部科学省は、平成26年度に、モデル地域を指定しまして実施する土曜日の教育活動推進プラン、これを計画しておりまして、その結果並びにこの近隣の市町村の動向等を注視しながら、今後の土曜日の教育活動のあり方について検討してまいりたい、このように考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、森川議員からご質問のありました「同時同日選挙実施で経費削減と投票率向上を」についてお答えさせていただきます。

選挙期日につきましては、任期満了や議会の解散、欠員などにより選挙が必要になった場合、一定の期間内に設定することが、選挙の種類ごとに、公職選挙法で定められておりますので、その期間内としております。

なお、同時同日にできる選挙があれば、経費削減と投票率の向上の観点からも、法律の規定内で選挙期日を同時にすべきであると考えております。

また、4年に一度、選挙日程を全国統一して実施される統一地方選挙につきましては、通常ですと、当該選挙が実施される年の前年に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律、これが制定をされまして、いわゆる臨時特例法といいますが、これにより選挙期日が決められてしまいますので、町議会議員選挙及び千葉県議会議員選挙については、この法律に基づき、別の日に実施しなければなりません。

なお、平成23年4月10日に実施されました千葉県議会議員選挙の投票率につきましては56.31%、それに要した経費は891万8,000円で、同年4月24日実施の町議会議員選挙の投票率は69.18%、経費は970万1,000円となっております。

選挙管理委員会といたしましては、公正、正確かつ迅速で効率的な選挙執行に努め、経費削減を図るとともに、広報よこしばひかり、町ホームページ、防災行政無線を通じまして、積極的な広報活動を展開し、より効果的な選挙啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 森川忠議員からご質問のありました大綱1点目の行政関係のうち、「消費税増税後で使用料・負担金等の変更予定は」及び「LED化の推進を」につきましてお答え申し上げます。

初めに、消費税増税後の使用料・負担金等の変更についてであります。今議会に、議案第1号といたしまして、消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を提出させていただきました。議案の補足説明でも申し上げましたが、4月1日からの消費税率改正に伴いまして、町条例で規定しております使用料・手数料のうち、6つの条例で定めたものについて、所要の改正を行うもので、条例及び改正の内容につきましては、補足説明で申し上げたとおりでございます。

各条例の対象となる使用料・手数料等の影響額といたしましては、過去3年の平均に上昇率である3%を乗じて算出した場合、概算でございますが、町の使用料及び手数料条例で、その影響額は約5,000円、町営東陽食肉センター条例で約650万円、東陽病院使用料及び手数料条例で約127万円、農業集落排水処理施設条例で約27万円、法定外公共物管理条例と道路占用料徴収条例、ここは2つ合計でございますが、その試算で約47万円、合計約852万円の増収となる概算見込みでございます。

議案第1号で改正対象となる6条例につきましては、課税前の算定額に100分の105を乗じて得た額という表記のあるものであるとか、あるいは消費税率を含んだ金額が、総額表示されている条例のみを対象としておりまして、規則、要綱、要領等についても、条例同様、今年度中に整理することとしております。

なお、学校給食費負担金につきましては、条例等で規定するものではございませんが、食材費に消費税率改正が大きく影響することから、平成26年度から、1食当たり、小学生が、現行の255円であるところが270円に、中学生が1食当たり290円から300円に改正すべく、当初予算措置をしたところでございます。

続きまして、LED化の推進についてでございますが、企画財政課で管理をしております役場庁舎の例で申し上げますと、役場庁舎では、565基の蛍光機器とそれに設置する1,081本の蛍光灯を使用し、現在、一部間引きはしておりますものの、平成26年度の年間電気料は、試算で約140万円と見込まれます。電気料については、エアコンその他、一括して請求されますので、そのうちの電気料という分けての請求ではございませんので、使用電気料から、

推計といたしますか、見込んだ数字が140万円でございます。

LED電球自体は、森川議員おっしゃるとおり、かなり普及いたしまして、以前に比べ安価にはなっておりますものの、役場庁舎の照明を全てLEDに交換した場合、設置には、多額の費用を要することが見込まれます。負担を平準化する方法といたしまして、リース方式という方式も考えられるところではございますが、削減できる電気料が、今、申し上げましたとおり年間約140万円と電気料としては少額である一方、それに要するその経費がこれを大きく上回るという試算であることから、役場庁舎の照明のLED化につきましては、現時点では、直ちに取り組める方策ではないというふうに判断をしておるところでございます。

したがって、今後は、こうした費用対効果の観点から、役場庁舎に限らず、公共施設ごとに各担当課で検討してまいりたいと存じますが、基本的な考えといたしましては、照明機器等の耐用年数到来による更新時期等の機会を捉えまして、LED化を推進したい、このように考えておるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは、森川議員ご質問の大綱1点目、町内工事中道路等についてのうち、「おのおのの現場の進捗状況と計画は」「旧一号線関連道路、栗嶋橋・清長大橋の取り付け道路、駅前改良工事」についてお答えいたします。

初めに、旧一号線関連道路といたしましては、町道I-8、I-9号線の2路線が対象でございます。

まず、I-8号線道路改良事業についてであります。県道横芝停車場白浜線、栗山橋付近から旧東部土地改良区の用水機場を通り、県道横芝上堺線の交差点先までの延長790メートル、総事業費約4億6,000万円で整備を進めております。

進捗状況としましては、今年度末の進捗率は、事業費ベースで31%、用地取得は面積ベースで75%になります。今後の用地取得につきましては、主に県道交差点付近となりますが、建物移転や境界確認等により不測の日数を要すると思われま。

また、工事につきましては、今年度、用水機場脇の一部を実施したところでありますが、千葉県で整備予定の栗山川への排水樋管が未整備のため、本路線の排水先として接続ができず、今後の工事が進められない状況にあります。

このようなことから、引き続き樋管工事に着手していただくよう千葉県山武土木事務所に

要望するとともに、用地取得も含め、工事が着実に実施できるような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

続きまして、町道Ⅰ－9号線道路改良事業であります。Ⅰ－8号線道路改良事業の終点から松尾方面に向かい、横芝小学校先の色川道路までの延長1,360メートル、総事業費約3億5,000万円で、平成27年度完成をめどに、整備を進めているところであります。

進捗状況といたしましては、今年度末の進捗率は、事業費ベースで71%、用地取得は100%であります。今後は、歩道部等の工事を進め、平成27年度は、最後となります横芝小学校の交差点部分の工事を実施する予定であります。

次に、栗嶋橋取り付け道路としましては、町道Ⅰ－7号線道路改良事業になりますが、富下地先から栗嶋橋も含む於幾地先までの560メートル区間を第1期事業として、関係者のご理解とご協力により、昨年5月に完成したところであります。

引き続き、県道横芝山武線、横芝下総線との交差点までの2期事業につきましては、延長1,150メートル、総事業費約5億円の予定で整備を計画しているところでございます。既に、地形測量などに着手しており、平成26年度からは、合併特例事業債とあわせて、国庫交付金も活用し、事業を進める上で必要な測量調査、詳細設計等を実施する予定であります。

次に、清長大橋取り付け道路としましては、町道Ⅰ－14号線道路改良事業になりますが、北清水地先の清水の里から栗山川を渡り、県道横芝停車場白浜線の交差点先までの延長1,180メートルを第1期事業として、総事業費約16億円で整備を進めております。

進捗状況といたしましては、今年度末の進捗率は、事業費ベースで63%、用地取得は面積ベースで72%になります。清長大橋につきましては、今年度末で照明施設を除き完成する見込みであります。それ以外の取り付け道路は、大部分がバイパスと同じく新たに道路をつくることになるため、点在する未買収地により、これまで工事の着手に至っていないところでございます。

このようなことから、現時点では、完成供用の時期を示せないところでありますが、清長大橋の整備効果を高めていくような暫定供用も視野に入れながら、残っている未買収地の取得に努め、今後、供用に向けた工事を実施してまいりたいと思います。

次に、駅前改良工事についてであります。現在、事業区域東側の送迎車待機場など一部の工事を実施しており、平成26年度は、事業完成に向け、全面的な工事を実施する予定であります。千葉県で進めております駅前変形交差点の解消を主目的とした県道横芝上堺線道路改良事業との一体的な整備が欠かせないことから、千葉県山武土木事務所と緊密に連携を

とりながら、駅前広場整備事業の完成を図ってまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 私からは、図書館の管理・運営における無断持ち出し数と対策についてのご質問にお答えいたします。

図書館では、毎年この時期に蔵書点検を行い、所在不明の冊数を把握することとしております。本年度は、先月、実施した結果、190点の所在不明が確認されたことから、この190点が無断持ち出し数であると考えられます。

次に、その対策ですが、持ち出しが容易なDVDは、全て閉架、書庫での扱いとしておりますほか、人気の高いライトノベルや高価な辞書類についても、同様の扱いとし、書庫から直接持ち出しができないようにしております。

他館では、ブザー付きのゲートを設置するなどの対策を講じているところもありますが、経費が高額なため、当館では、設置には至っておりません。

今後、当館としては、費用対効果を最優先し、必要な機材の設置等も検討したいと考えますが、利用者モラルの欠如が起因しますので、適正な図書館利用の啓発活動に重点を置き、対応してまいりたいと考えます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 細々と本当にありがとうございます。

まず、病院の問題ですが、私も、某県紙をよく拝見させていただきまして、資料もとらせていただいておりますが、これは、町長が、いつですか、要するに、救急に対する負担金が、県が、赤字が見込まれるので、15市町村に負担をお願いしたと、そのときの町長のお答えが、この某県紙には、東千葉メディカルセンターに払うと旭中央病院にも払わないといけなくなると反発していると出ているんですね。

この辺のところの町長の思い、私は、なぜこれを言いたいかといいますと、具体的に金額がどうなっているか、課長さん、調べていただいたと思いますけれども、負担金が、当然、人口割とか規模割かと思いますが、当町に来た負担金は幾らですか、それと、またマックスが幾らなのか、ミニマムがどの市町村なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） それでは、私のほうからは、議員の負担金の金額のほうをお答えさせていただきます。

まず、算定方法としましては、総額2,839万円、これは山武郡市の2次輪番救急の額でございます、これを東千葉メディカルセンターの年間の推定利用者808名で割り返しますと、1人当たり3万5,000円、こういった負担額になってまいります。これを各市町村の患者さん、かかった患者さんの数を掛けた額が、その翌年度に支払うようになるんですけども、東金市のほうが、平成24年でございますけれども、管外搬送者件数、この調査をいたしまして、山武長生夷隅地域全体で1,741件ございましたが、市町村別では、横芝光町が、最も多い321件ございました。仮に、半数の160人が、三次救急、東千葉メディカルのほうに搬送された場合には、およそ560万円の負担が生じてくるといったことになります。

ちなみに、搬送患者がいなければ、負担は生じない、このような方式になっております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 数字的なあれは、あくまでも予想というか、算定的なものですが、町長、やっぱり人の命は大事ですよ、当然。私、これは、ちょっとショックだったのが、旭中央病院にも払わなくちゃいけないというような別に中央病院から請求されているわけでもないし、町長の考えとしては、先ほど来24分で、高速を有料道路ですか、利用すれば行ける、例えば大総地先の方だともっと近いということもあるし、やはりその辺を考えた場合、東金、九十九里以外のほかの首長さん方は、ある意味反発をしているという記事なんですね、これは。

私、非常に残念だなと思いましたがね。それは、そのスタートが、悲しいかな、近隣のいろんな選挙絡みと言ったらあれなんです、公約ということもあったのも、皆さん、ご存じかと思いますが、やはりこれは、町長一人でも、ご自身、うちの町は福祉日本一の町にするんだとおっしゃっているぐらいですから、みんなでこの東千葉メディカルセンターは守ろうじゃないかというリーダーシップを発揮されて、強い意思を持っていただきたいという思いがあって、私はこの記事を大事に温めておりました。

それに対するご所見は、町長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のおっしゃっていることもわからんではないんですが、例えば、森川議員が壇上からご質問の中に、山武市または大網白里が離脱したというような発言

がございました。

この東千葉メディカルセンターの開設に至った経緯としまして、うちが平成18年4月にこの事業をいただいた後、さんむ医療救急センター構想から始まりました。それが、山武郡だけでは、この三次救急の費用負担分を全部賄えないだろうという部分の問題もありましたし、それで、それが九十九里医療センター構想にと茂原市を初めとする長生郡へのアプローチにもなりました。

そうした流れの中で、一旦、正式には、何年何月だったか、定かではありませんが、私の任の4年間の間の中では、この話は御破算にしようという話の中で、その後、東金市、九十九里町、大網白里（当時町）の3つの市町で、この救急医療センター構想が始まりました。当然、その中には、県立東金病院を近い将来、これにあわせてことしも、本年度で終わるわけでありすけれども、県立の東金病院の廃院を指定したいという千葉県の考え方も大きくクローズアップされているものでありまして、この東千葉メディカルセンターの経営とか運営とかの問題については、横芝光町も山武市も大網白里町も、一切かかわってはおりません。

そうした中で、我々も、先ほど壇上でもお答えをさせていただきましたが、この病院については、当初、大網白里町も入っていたと申し上げましたが、早い段階で、大網白里町議会がこの予備費を否決した関係で、新たに東金市と九十九里と千葉県と言っていいかと思いません、この三者で進めていった、その運営についても経営についても、それをやろうという話の中で進めていったこととございまして、その中には、先ほど申し上げましたとおり、千葉県という県があって、県立東金病院での毎年の大きな赤字を千葉県が負担していたわけでありすけれども、そういうことを鑑みますと、また病院を開設して赤字になったから、その地域に皆さんで負担してくださいという今まで例のないことでもございまして、状況を鑑みますと、やはりそういう部分も、足りない部分については、千葉県が負担すべきではないかと、そういう認識の中で、ましてや旭中央病院に搬送されている患者の当町の多くの割合が旭の中央病院に搬送されていることを鑑みますと、その辺の部分を考えて、今回の県の要請に対して、県が支払うべきではないかというお答えをさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。わかりましたというか、その過去の経緯をいろいろ追

っていきますと、町長としては、そういうお答えになるのは確かにわかります。ただ、先ほど事務長からもいろんな説明があったように、当町も、これから前向きに、院長を中心に、予算も組んでやるんだという意識を持ってやっていたらいいので、非常にうれしいなという思いがありますけれども、言葉があれですけども、無視をするわけでもないですけども、常時、頭には入れておいていただきまして、やっぱり町民のためになる医療の充実を第一に考えていただきたい、このように思います。

続きまして、LEDですが、財政課長、確かに、さっきおっしゃったように、電灯に関しては、算定すると140万程度かもしれません。ただ、時代の趨勢というか、電気が安いからとか高いんじゃないかと、今もちろん国で問題になっているように、原発も問題になっていますけれども、やはり省電力化というのは、もうやっていけなくちゃいけないというある意味、自治体の義務だと思うんですよ、率先して。ですから、その辺を検討に入れて、一時負担が大変であれば、使用頻度の高いところからきちっとやっていけば、まさにそれが率先垂範ということではないかと思しますので、ぜひともご検討願いたいと思います。

副町長には、パーキングパーミット制度というたまたま私、佐賀県に友人がおりまして、話をしていましたら、こんなのがあるよということで、質問させていただきたいんですけども、確かに問題があるんですね、あれは。要は、この印籠が見えぬかという形にもなるし、電車なんかでも、私も、よく電車に乗りますけれども、もとをたどると、結局モラルの話になってしまうんですよね。決まりとか、そういうことではない。ですから、そういう意味でも、教育長、学校教育でモラル教育に関して、私、町長は、道徳とか倫理とかはどのように思われているかわかりませんが、分かるような部分で、もうちょっとモラルとか倫理とか、そのような方向に向けるようなお考えがあれば、教育長、何かいいお知恵があればと思います、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 現時点の学習指導要領の中では、モラルはもちろん、倫理も指導しているわけで、今、言われたように、現時点で子供たちが、モラルとか倫理がないということではなくて、そういう学習はしているわけですから、なおそれを助長するような指導は、今後とも進めていきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） すみません、遅く、5時過ぎたという声がありますけれども、スタートが遅かったものですから、お許し願いたいと思います。

続いて、建設関係で非常に苦勞されている用地買収、課長、私も、目についたところをちょこちょこ見させていただいておりますけれども、時代が変わると、こうもというように、町長も駅前に住んでおりますけれども、すっかり、あつという間になくなって、この間、JRがやっていた駅からハイキングのときにも、激しく解体をやっておりましてびっくりしていたところですけども、道路、いろんな補助金とか交付金の問題があるかと思っておりますけれども、何か橋だけ、ぼっぼつとあるという意見が、町民から実はあるんですよ。何で道路を先にやっつけてくれないのと、計画、逆じゃないのかというような、ある意味単純な、もちろん都合があってやっているんですが、もうちょっとバランスよくやっていただければありがたいと思いますが、町長、全力を傾注されて、用地買収には一生懸命やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃられるのも本当にわかるんでありますが、当町には、新しくできた橋が、ふれあい橋が合併前にできまして、道路も、立派な道路ができましたという意味では、今の段階で、その延長も、横芝栗山地先でやっているところでございまして、橋が先か、道路が先かということになりますので、次につくったのが栗嶋橋、栗嶋橋につきましては、早急に、すぐにやらなきゃならないということもありましたし、大総地区の道路については、今、説明会を開いたり、一生懸命道路設計を考えておるところではありますが、とりあえず、まず渡れなくては、道路を先につくってもということにもなりかねないと思いますので、その辺はひとつご理解いただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 時間があと数分ですか。

社会文化課長、図書館でもう一点、あれは、毎年行っている差し上げているもの……

〔「リサイクル」と言う人あり〕

○5番（森川 忠君） あれの実績というか、どのような形、行けばよかったんですけども、私、行けなくてあれだったんですけども、それに対する——どういう形で、1人5冊とか、やっています、その反応で、何冊ぐらい差し上げちゃっているとか、年間約1,900万円の予算ですから、かなり差し上げているのかなと思うんですが、その辺についてちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 時間がないので、簡潔にお答え申し上げます。

まず、処分冊数ということなんですけれども、過去5年間の冊数を申し上げます。まず、平成20年度が2,274点、平成21年度が571点、平成22年度が1,074点、平成23年度が2,151点、平成24年度が607点、平成25年度が2,000点前後を見込んでおります。

これは、図書館の資料除籍要綱に基づいて、3年経過したものを処分するものでありまして、とりあえず、まだ平成25年度については、3月31日をもって、3年を経過しますので、見込みとして2,000点を見込んでおります。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

3月5日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、3月5日は休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

延長時間帯の中で大変ご苦労さまでした。

（午後 5時17分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

平成26年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月6日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君

都市建設課長	五木田 桂 一 君	福祉課長	實 川 裕 宣 君
健康管理課長	早 川 典 男 君	食肉センター長	加 瀬 盛 久 君
東陽病院 事務長	大 木 良 夫 君	会計管理者	福 島 美代子 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社会文化課長	越 川 誠 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 圭 子

◎開議の宣告

- 議長（伊藤囀樹君） 定例２日目ということではありますが、改めておはようございます。
これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

- 議長（伊藤囀樹君） 日程に入るに先立ち、報告をします。
議長の出席要求に対する出席者について変更がございました。変更後の出席者については、
お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。
-

◎一般質問

- 議長（伊藤囀樹君） これより日程に入ります。
日程第１、これより一般質問を行います。
-

◇ 齋藤 順一 君

- 議長（伊藤囀樹君） 通告順に発言を許します。
齋藤順一議員。

〔２番議員 齋藤順一君登壇〕

- ２番（齋藤順一君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

早春のみぎり日々暖かさを感じるきょうこのごろとなりました。庭の梅もほころび、馥郁と香りを漂わせ、温かい日差しが気持ちのよい季節になりました。そして、春３月は卒業の月です。旅立ちと出会いの月でもございます。児童生徒の皆様には、卒業を機に若きパワーで大いに活躍くださるようご期待申し上げます。

次に、日本経済に目を転じますと、伊藤忠経済研究所の日本経済情報によりますと、2013年全般、アベノミクス第１の矢である大胆な金融緩和により行き過ぎた円高是正がなされ、輸出業を中心に業績が回復して、その期待感で株価が上昇、その資産効果やマインド改善により劇的な消費拡大で顕著な景気拡大がもたらされたということです。昨年７月、８月には輸出と輸入個人消費に若干の陰りが見えましたが、アベノミクス第２の矢、衝動的な

財政政策の、いわゆる公共投資が対前年比6.3%増が景気の下支えをいたしました。2013年の経済は、安倍政権の政策が奏功して経済回復基調を維持した年であったようです。確かに昨年は安倍政権の政策が奏功したことは事実でしたが、今後についてはいかがなものでしょうか。4月より消費税5%から8%へ引き上げ、3月までの駆け込み需要が過ぎた後の反発落ちについて考えますと、少なくとも個人消費の落ち込み、停滞は生ずると推測いたします。

それでは、このような日本経済の状況を踏まえ、横芝光町の経済状況をかんがみる場合、現実的に中央は景気拡大というものの地方にはその実感はほど遠いと感じるのは私だけでしょうか。給与は15年上がらず、円安等のしわ寄せは輸入産品の高騰により、食品、農業用資材へ価格がはね返り、家計経済に大きな影響を与え、ガソリン、石油製品の価格高騰も驚くばかりです。町民の生活は疲弊の一途をたどりつつあります。佐藤晴彦町長のおっしゃる「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」から大きく乖離している状況と感じるところでございます。このような時こそ地方より発信する元気なまちづくりを佐藤晴彦町長の政治力で、疲弊した町経済の活性化のためにも町予算等も単に総額1割削減ではなく、メリ張りの効いた予算配分、産地直売交流施設等、横芝光町の経済活性化の起爆剤たる大胆な取り組みを佐藤晴彦町政へ切望するものでございます。

それでは、3月定例議会におきまして登壇の機会を与您にいただきました伊藤議長初め先輩議員、同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます、元気に質問させていただきます。町長初め執行部には明朗かつ簡潔なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

早速、通告順に従いまして、質問に入ります。

まず、私齋藤順一の目指すものの一つ、農・工・商バランスのある発展により質問いたします。

大綱1としまして、国営両総農業水利事業についてお伺いいたします。

両総地域は、千葉県の北東に位置し、年平均気温が15度と温暖で、年平均降水量は1,500ミリと気象条件に恵まれたところで、地域を大別いたしますと、太平洋側の平野地域、利根川右岸の佐原地域に大別すると認識をいたしております。この地域には大きな河川がなく、水田は古くよりその水源をほぼ天水に頼っていたため、人々は日照りが続くと干ばつ、降水が続くと冠水の被害に見舞われ、昭和8年・9年・15年の大干ばつときには農家も米の配給を受けるほどの被害が発生したと先輩より聞き及んだことを記憶しております。このような被害を一挙に解決しようと立ち上がった人々の要望を受け、両総揚水事業は昭和18年に着工し、揚水機場3カ所、用水路78キロが昭和44年に先人のご努力によって完成したと聞いて

おります。そして、事業完成より30年以上が過ぎ、施設の老朽化と機器類の故障が多く発生する等、揚水・排水に支障があるため、平成5年より現在に至るまで新しい時代ニーズに応じた事業として両総農業水利事業が実施されていると伺っております。

そこで、4点、関連で1点お伺いします。

- 1、総事業費と事業完成予定はいつごろでしょうか。
- 2、町内にはどのような施設が完成するのでしょうか。
- 3、事業完成後の維持管理はどこが主体となって行われるのでしょうか。
- 4、篠本新井地区の基盤整備事業との関連効果はいかなもののでしょうか。

5のその他といたしまして、昨年6月定例議会にも同様な質問をいたしました。①として、農業用排水の3号排水路末端付近の対策についての進捗状況をお聞かせください。

次に、齋藤順一の目指すものの一つ、行政改革より質問いたします。

大綱2といたしまして、女性の社会的地位向上について質問をいたします。

昨年10月に国際機関世界経済フォーラムが発表した2013年版男女格差指数、いわゆるジェンダーギャップでは、調査国136カ国中、日本は105位、先進国では異例の低さです。この指数の尺度は、経済的な平均、政治参加、健康と寿命、教育の機会の4つを調査したものと聞き及んでおります。そして、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法は、男女が互いの人権を尊重して能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現の法律がつけられました。家庭だけではなく、議会を含むその他の社会的活動でも基本的に平等を理念として、それに準じた責務を政府、地方自治体に求める法律と私は認識しております。さらに、安倍首相は昨年4月に女性の活躍を成長戦略と位置づけ、2020年までに指導的地位の女性を30%まで引き上げる目標を表明いたしました。

そこで、3点お伺いいたします。

- 1、当町の職員の女性管理者数及び率、町諸団体の女性参加率はどのくらいか。
- 2、女性の社会進出のおくれの要因はどのように考えているのか。
- 3、町の男女共同参画社会と女性の地位向上のための方策はいかなものがあるか、お伺いいたします。

そして、私齋藤順一の目指すものの一つ、人に優しいまちづくりより質問をいたします。

大綱3といたしまして、教育関係について質問いたします。

憲法第26条、教育を受ける権利、義務教育。この壇上で日本国憲法解釈を議論するつもりはさらさらございませんが、私は「町百年の計は教育にあり」との理念のもとにこの質問を

いたします。

日本国憲法第26条1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と。2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする」。ここまですべてが現行憲法なんですけれども、自民党案では第26条の3項を設けようとしておりまして、「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないことであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」という案です。

そこで、教育内容をどこまで決められるかを踏まえた質問をいたします。

日本国憲法第26条のうち、①の質問で、教育内容について、国の介入度の変化についての町としての所見をお伺いいたします。

②、児童生徒の長期欠席、引きこもり等の現状と対応についてお伺いします。

2として、当町で実施した思春期教育講演会の内容と成果についてお伺いいたします。

以上、大綱3点、壇上より質問とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、齋藤順一議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、女性の社会的地域向上についてのご質問にお答えをし、その他のご質問については、教育長並びに各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

それでは、女性の社会的地域向上についてお答えをさせていただきます。

初めに、当町の職員の女性管理者数、率及び町諸団体の女性参加率はどのくらいかについてでございますが、平成25年4月1日現在における町職員の女性管理者数は、課長職では病院も含め、総数23人に対して3人で、割合では13.0%となっております。町諸団体の女性参加率については、地方自治法第220条の3に基づく審議会等、これは防災会議や社会教育委員、都市計画審議会、総合計画審議会などで、委員総数166人に対し、女性委員は26名でございます。割合は15.7%になります。また、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、これは教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会の5つ

の委員会で、委員総数38人に対し、女性委員は4名で、割合は10.5%となっております。行政総務委員、消防団、食生活改善推進員、地産地消食育推進協議会、青少年相談員などを含む町全体の審議会等については、委員総数1,317名に対しまして、女性委員は202名で、割合は15.3%となっております。

次に、女性の社会進出のおくれの要因についてどう考えるかについてでございますが、国では、第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方の中で、女性の参画の拡大が十分に進まなかった理由として、1つとして、女性の参画の拡大を推進する強力なリーダーシップが不足をしていた。2つ目に、国の審議会等の女性委員や国家公務員の管理職などの分野については、具体的数値目標を設定し取り組みを始めてきたのに対し、民間企業などへの行政からの働きかけが不十分であった。3つ目として、企業、大学などあらゆる分野で男女共同参画への理解、取り組みなどが不足をしていた。4つ目として、「男は仕事、女は家庭」「主要な業務は男、補助的業務は女」などの固定的意識が女性の参画を妨げていたとしております。

一方、当町では、平成18年に実施いたしました町民意識調査で男女の平等感について尋ねたところ、「社会通年や慣習など」「政治の場」「家庭生活の場」「職場」については、男性のほうが優遇されているという認識が60%以上を占め、また、男女の平等感については、男性優遇と考える人の割合が多いという結果でございました。

平成23年に実施したまちづくり住民アンケートでは、男女共同参画について、満足度が高いが今後の重要度としては低いという結果となっております。

これらの調査から、個人の意識や家庭・地域・職場など身近な場では、男性中心の考え方が個人の意識下に強く残っており、これが男女間の格差を生じさせているのではないかと考えられます。

最後に、町の男女共同参画社会と女性の地位向上のための方策はについてでございますが、当町では、平成21年1月に横芝光町男女共同参画計画を策定いたしましたが、平成25年4月1日現在、千葉県内において町村レベルでは唯一当町横芝光町が策定している町でございます。

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づくもので、横芝光町の男女共同参画社会の形成に向けて施策を総合的・計画的に推進するための基本方針を示す計画として、平成20年度からスタートした横芝光町総合計画との整合性を図りながら施策を推進するもので、国の男女共同参画基本計画、また、県の男女共同参画計画との整合を図った計画であり、計画期間

は平成21年度から30年度としております。

本計画では、男女共同参画社会の実現に向け、1つとして、一人ひとりを尊重し、人権を守る。2つ目に、男女共同参画の意義を学ぶ。3つ目として、政策・方針決定過程への男女共同参画を推進する。4つ目、働く場における男女共同参画を推進する。5つ目、家庭・地域での男女共同参画を進める。6つ目、性への理解と、生涯にわたる健康な生活の営みを支援する。7つ目、男女共同参画推進体制の整備・充実を図る。の7つを基本方針として、これまでセミナーや講演会等の開催、町広報への掲載などの事業を展開してまいりました。しかしながら、人々の意識は急激に変わるものではありませんので、今後も、町民の意識を高めていけるよう粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

なお、平成26年度は、この計画の中間となる年度でもありますので、町民の皆様の意識の変化などを把握し、その結果を踏まえ、基本方針に基づいた今後の事業を推進・促進するためアンケート調査を実施することとし、これに要する経費を平成26年度当初予算に計上させていただきましたので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 齋藤順一議員からの教育関係についてのご質問のうち、日本国憲法第26条についてお答えをいたします。

初めに、教育内容について、国の介入度の変化についての所見はどのことですが、日本国憲法第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、また「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする」として、全ての国民に対して教育権を保障しております。

日本の教育に関する法律は、上位法から順に、根本的・基礎的な法律であり、教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準を定めた教育基本法、学校教育制度の根幹を定める6・3・3・4制を基本とする学校体系を法律規定した学校教育法、義務教育に関する規定と認可、指定並びに学齢簿の編製や入学期日等の通知、学校の指定などに関する規定をした学校教育法施行令、教育課程、校長や教頭の資格、学校の設備など学校教育の具体的なルールを定めた学校教育法施行規則等の国法によって学校教育が推進をされております。

平成18年12月、約60年ぶりに教育の憲法と言われます教育基本法が改正されまして、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が示されましたが、同法の改正だけでは改革が進まないことから、平成19年1月の教育再生会議第1次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第1歩～」を受けて、教育再生のための緊急対応として、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法、この教育3法の改正が提言されまして、6月20日、可決・成立、同月の27日に公布をされました。

主な改正としましては、各学校種の目的及び目標の見直し、副校長等の新たな職の設置、学校評価と情報提供に関する規程の整備、教育委員会の責任体制の明確化、教育行政における地方分権の推進、教育における国の責任の果たし方、教育免許更新制の導入、分限免職処分を受けた者の免許状の扱いなどであります。これらの教育改革に関する国法の改正事項は、ほとんどが平成20年4月1日から順次施行されております。

したがって、横芝光町教育委員会は、一市町村地方教育委員会としまして、改正された国法全てに従いまして、粛々と教育行政事務を進めているところでございます。しかしながら、教育再生は、行政が法に従っての学校教育・社会教育の改革を進めても、家庭教育が充実しなければ本当の意味での立て直しにはならないというふうに考えております。教育再生実現のためには、行政が進んで家庭・学校・地域と一体となった教育の計画・実践を推進することが非常に大事であるというふうに考えております。

続きまして、児童生徒の長期欠席、引きこもり等の現状とその対応はについてのご質問にお答えします。

文部科学省におきましては、病気や経済的理由を除いた任意の長期欠席を「不登校児童生徒」と呼び、不登校児童生徒の定義では「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた者」というふうにしております。また「引きこもり」ですが、厚生労働省の定義としましては「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態」というふうにしております。

横芝光町内各学校の長期欠席児童生徒の数は、ここ3年の調査結果を見ますと、わずかですが、減少傾向にあります。また、長期欠席児童生徒の中で、自宅から一歩も外へ出ることができない引きこもりは、調査の結果、存在しないという認識をしております。

各学校とも継続して不登校の解消に努めておりますが、個々の不登校の原因が多様化し、

家庭環境、保護者の無関心、友人関係のトラブル等人間関係を調整する能力の欠如など、さまざまな問題から一挙に解決するまでは至っておりません。

これらの原因を解消するための教育委員会としましての具体策は、各学期ごとに生徒指導・長期欠席対策委員会を開催しまして、その都度事例を協議する中で細かく分析をし、行政と小・中学校間の連携を密にしてきたところであります。

また、各学校では学級担任として定期的な電話連絡や家庭訪問、保護者との面談、家庭への支援はもちろんのこと、各学校内で行われる校内適応指導、生徒指導、長期欠席対策委員会などを定期的に開催し、個々の児童生徒の状況を共通理解し、統一的支援を計画・実践しております。

さらには、常時相談活動としまして、町採用の心の教室相談員、山武郡市広域行政組合採用の心の教室相談員、県教育委員会配置のスクールカウンセラーや訪問相談員等を必要に応じて各小・中学校に配置しまして、児童生徒への支援を行っております。

今後も、長期欠席児童生徒の減少や解消、引きこもりをつくらない、これを図るために行政と家庭、保護者が不登校に対する認識を新たに、関係機関と協力として一步一步確実に進めていきたいというふうに考えております。

横芝光町内の児童生徒全員が、毎日行きたいと思える学校、楽しいと感じられる学校など、充実した学校生活を送らせるべく教育委員会としまして頑張っていきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、齋藤順一議員のご質問の大綱1点目、国営両総農業水利事業等についてお答えをさせていただきます。

初めに、総事業費と事業完成予定はいつごろかということですが、総事業費につきましては1,080億円、全ての事業完成予定は平成26年度末と伺っております。

なお、主要工事につきましては平成25年度末で完成をし、平成26年度は両総農業水利事業所の規模を縮小いたしまして、事業完了に向けた残務整理や施設のふぐあい等に対応できるような体制をとっていくと伺っております。

次に、町内にはどのような施設が完成するのかについてでございますが、寺方地区には口

径1,200ミリの揚水ポンプ4台設置の第2揚水機場、新井地区には口径450ミリの揚水ポンプ2台と口径700ミリの注水ポンプ1台設置の栗山川統合機場、水槽容量721立方メートルの吐水槽、貯水容量10万1,000立方メートルの調整池、篠本地区には改修工事を行った篠本堰、横芝地区には口径900ミリの揚水ポンプ1台設置の山武東部支線機場、栗山地区と鳥喰新田地区には延長1,949メートル間を開水路から口径1,100ミリから900ミリのパイプラインにした山武東部支線用水路、栗山川河川拡幅に伴い古い堰から更新した横芝堰などのほか、施設に附帯している導水路や水門等が町内で建設または更新をされました。

次に、事業完成後の維持管理はどかが主体となって行われるかでございますが、施設管理は千葉県が受託をいたしまして、日常の運転管理は地元の両総土地改良区が受託して行います。

次に、篠本新井地区の基盤整備と関連効果はでございますが、栗山川統合機場が建設されることより、安定した用水が送水されるだけでなく、揚水管理に係る労力が軽減され、農業者の負担は大きく改善されます。また、経営基盤整備事業と関連した新井排水機場の建設等により、工事費の削減も行われております。これらの国営事業と県営事業が同時に進められたことより、お互いの事業効果を共有することができ、理想的な事業展開が図られています。

国営両総土地改良事業も、間もなく計画されていた工事の全てが完了し、平成5年に着手してから約20年間の歴史に幕をおろそうとしております。これまでご尽力いただいた関係者の皆様に改めて敬意を表するとともに、この大事業により更新された土地改良施設を後世へ大切に引き継いでまいりたいと考えております。

次に、農業用排水路3号排水路末端付近の対策についての状況でございますが、幹線3号排水路の下流域は住宅が密集しており、常に家庭用雑排水が混入している状況でございます。これは、排水路と栗山川の合流地点から下流250メートル付近に横芝堰がありまして、栗山川の高さと同程度であるため、流末133メートル区間に土砂が貯留・停滞しており、排水不良が発生しております。この状態を解消するには、横芝堰を解放して一気に滞留水を流せば解決すると思われませんが、栗山川は飲料水、工業用水、農業用水に利用されているため、水位を下げることは不可能な状況にあります。このような状況を改善すべく、本年度は、幹線3号排水路の測量と施設の事前調査を12月補正対応し、現状把握に取り組んでおります。

しかしながら、既設の水路を改修すると、隣接しております家屋等に影響を及ぼす可能性がありますので、水路内で改善できる良策を専門的な知識や豊富な施設整備の経験を有しております千葉県、それから土地改良事業団体連合会のほうに技術提供を求めていながら、

隣接する家屋への影響に配慮した整備方法や内容を十分検討・協議を重ね、現状に即した適正な整備工事を行うための実施設計を平成26年度中に作成する予定でございます。

ただし、周辺への影響に配慮した整備工事には多額の費用が必要となりますので、施設の整備内容を十分精査いたしまして、平成27年度以降早期に工事実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

あわせて、水質汚濁の原因でございます未浄化家庭雑排水の流入をなくすことが恒久的な改善策と思いますので、関係課と連携をしながら合併浄化槽の普及促進の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 私からは、思春期教育講演会の内容と成果についてのご質問にお答えいたします。

思春期教育は、家庭教育学級事業の一環として、児童生徒及び保護者を対象に必要な知識の習得を目的に、健康管理課と共同で実施しております。

中学生を対象とした思春期教育は「生命尊重の教育」をテーマに、助産師による講義のほか、子育て中の母親の妊娠体験談や妊婦さんにご参加いただき、聴診器による胎児の心音を聞くほか、乳児とのふれあい体験などを行ったところであります。本年度は、7月に横芝中学校、9月に光中学校で実施し、保護者を含む250名以上の参加をいただきました。

次に、その成果についてであります。本事業の性質上、結果が目に見えてあらわれにくいものなので、アンケート調査を行った集計結果がありますので、お伝えいたします。

まず、乳児とのふれあい体験の感想を聞いたところ、たった一つの命の重みを感じ、私たちがどれだけ大切に育てられてきたのかを学ぶことができました。2つ目に、親がいないと自分たちはここまで成長できなかったんだなと思いました。

次に、自分がお父さん・お母さんになったとき、どんな親になりたいと思いますかに対して、両親に対し、私の気持ちがわかっているの？と思うときがあるので、自分が親になったときには子供の気持ちがよくわかる親になりたいと思う。2つ目に、ちゃんと子供を守る親になりたい。3つ目に、自分がお手本になるような親になりたい。

最後に、その他の感想では、赤ちゃんが生まれてきてくれたことにすごく感謝しなければ

いけないと思った。2つ目に、自分が大切に育てられたこと、多くの人々に支えられて生きてきたことがよくわかりました。このことをしっかり心に残していきたいです。

以上、ごく一部の回答ですが、子供を育てる大変さや親のありがたみなど、身をもって感じる事ができたのではないかと推測します。

今後も、変化する社会情勢や経済環境を的確にとらえ、現状に合った思春期教育に努めてまいりたいと考えます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ただいまは国営両総農業水利事業について、詳細のご説明、大変ありがとうございました。

実は、私も以前土木会社の社長をしておりまして、この事業の工事に携わっていた時期がございまして、広域に農業用水を安定供給させるための千葉県内でも最大級の農業事業などという認識は十分持っております。21年間の事業費1,080億円の巨額を投じるこの事業の関係市町村の数と全体受益面積、そして横芝光町の受益面積等、償還金等について、わかれば教えていただければと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、関係市町村でございまして、合併もございましたが、現在、香取市から一宮町まで14市町村でございまして。

それから、全体の受益の面積は1万7,970ヘクタール。当町横芝光町の受益面積につきましては1,812ヘクタール、全体の11.17%であります。

それから、償還金でございまして、事業完了後17年間払いますと、当町におきましては約13億7,000万円。これを繰り上げ償還、今、全市町村が考えておられて、おおむね決定をしておりますが、これでいきますと8億4,800万円ということで、5億2,000万円弱が減額されるというような状況でございまして。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

次に、当町は揚水機場が3カ所と、栗山が疎水路となるために、両総用水路の重要な基幹施設と位置づけられているというふうに思います。施設の維持管理は両総土地改良区になると伺いましたが、町村も多額の負担金を支出していますので、大切な財産を適切に維持管理

していただけるよう強く要望いたします。答弁は結構です。

あと、篠本新井地区の基盤整備事業と関連効果ですが、国営事業と県営事業を同時に進め、工事費の削減を図られていくということは大変いいことだというふうに感じます。

なお、鈴木克征議員が篠本新井土地改良区の理事長として組合を統括して、この事業に全力で取り組んでいることは頼もしい限りでございます。そしてさらに、2月27日には関東農政局から唯一の功労者ということで、まことにおめでとうございました。

そうした中、篠本新井地区の基盤整備に関して、私の知人より聞いた話なんですけれども、平成12年に地元在住の職員がみずから土地改良区の役員となりまして、この事業を仕掛け、担当課職員と一緒に毎晩のように関係受益者と話し合いを行うなど、熱意と努力によって平成14年に準備委員会を立ち上げ、その後、匝瑳市吉田地区に当初建設予定だった国営栗山川統合機場を新井地区に建設した用水と地域排水を完全分離させて、集落営農をつくり上げるために基盤整備事業計画を国にも何度も陳情に出向き、議会の結果、現在の位置に決定したと聞き及んでおります。大変なご苦勞があったというふうに思っております。その方がこの3月末で勇退という話を聞きまして、産業振興課の伊橋課長には地域の農業振興と町の産業振興発展のためにも勇退後にもご尽力をいただきたいなというふうに思っております。長きにわたり、ご苦勞さまでございました。

ここで、答弁というよりも、一言言い残す言葉があれば、お聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 大変お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございました。

これで3月終わりになりますけども、私は、何事にも前向きに全力で取り組むということの基本にしております。この後もまた土地改良事業に取り組んでいきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） お疲れさまでした。健康に留意されまして、退職後もお過ごしいただければと思います。

次に、順序がちょっと変わりますけれども、時間が迫ってますので、教育関係をもう1回再質問します。

私が質問の趣旨をもう少しよくお伝えしておけばよかったのかなと思ったんですけど、確かに教育長のご答弁の中にシステム上のこういう法律があつて、こうなっているよという形

は全く間違いない形のご答弁をいただいたんですけれども、もう少し詳細をお伝えすれば、もう少し私の思っている回答がいただけたのかなというふうに思いました。

教育関係について、本当に答弁ありがとうございました。憲法第26条で私はこういうことが言いたかったんです。旭川の学力テスト事件です。よく言う旭川学力テスト事件。1956年から1965年にかけて行われた全国中学校一斉学力調査を阻止しようとした反対運動派が公務執行妨害などの罪に問われた事件です。最高裁の昭和51年の判決は、被告・労働組合、原告・国、双方の主張は、被告は、学力テストは国家権力の不法介入だという主張です。原告側の国は、テストをやってどうして悪いんですか、違法性はおかしいよという争点です。その結果、何を争点としたかという、1、子供の教育を受ける権利は、教育はどこにあるの。いわゆる国が持っているんですか、それとも国民が持っているんですかという裁判です。教育を受ける権利として、学習の権利、存在感、そして教育長が先ほど述べました教師の教育の自由の保障が問われた裁判で、最高裁の判決はイーブンで出したんですね。教育関係の帰属権は国家の教育権と国民の教育権、両方にありますよと。全面採用はできません。学力テストは適用法であるが、教師にも一定の教育の自由はあるんだと。国家介入は争えないという判決だったんです。イーブンの判決です。この事件を踏まえて、教育関係の帰属は国が持つべきか、あるいは教育百年の計を立てるんだったら、町がそういう形を持つべきかという、その根幹をお伺いしたかったんですけど、その点、教育長、もう1回。その観点から。

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、教育については国法に基づいて全て教育がされているわけで、市町村の教育云々というのは、国、県、市町村と役割分担が既にされているというふうに思っています。思っていますって、現実的には国法で動いているわけですので、その国法に云々というのは一市町村教育委員会としてはできな
いと感じております。ですので、教育は、国民が選んだ国会議員の国会で定められた法律に従って実施されなければならないというふうに私は考えておりますし、国は子供の教育を受ける権利が法律に従って守られているかどうか、これを確認する必要があるだろうというふうに思っています。旭川事件云々という話が出たわけですが、守られていないという場合には当然是正する責任が国にあると。国法に基づいて教育を進めているわけですので、そういう考え方を持っています。

以上です。

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっとかみ合わないですね。おっしゃるとおりです。おっしゃるとおりなんですけど、私も壇上で申し上げたとおりに憲法論を議論するつもりは毛頭ないんですけども。教育問題は集団的自衛権などと違まして非常に困難な問題というのはわかっているんです。今、教育長がおっしゃった教育論は、自衛権などと違って、100人いれば100人の回答があって、みんなばらばらで意見が分かれるというのは過去の歴史がそういう形で。ただ、私が何を言いたいかというと、過去の歴史を思い出すとき、あのすばらしい教育勅語「朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト」というのを現代語訳しますと、子供は親に孝を尽くして、兄弟姉妹は互いに力を合わせて、夫婦は仲むつまじく、友人は胸襟を開いてというような、あんなすばらしい教育勅語でさえも、国の力で、思いの形で悪い軍部に悪用されたというふうな言い方は悪いかもしれませんが、そういう形で迎える事実があるということで、地方は地方で末端で、もちろん上位法は上位法であるんですけども、町としての、教育委員会としての独立されたあれですので、びしっとした考え、国がそういう形であれば、町としてはこういう形でありますよという形の、あんなすばらしい教育勅語でも、使い方によって偏向されて、難しい問題というのはわかっているんですけども、壇上で申し上げましたとおり、町の百年の計は教育にありと確信いたしますので、どうか国の政策を重視しながら、人づくりやまちづくりという原点を考えて、さらなる地域に合った教育振興を図られますようお願い申し上げます。

あと続けて、当町で実施した思春期教育講演会の内容、成果について。今、課長からお伺いすると、人の重みとか命、親のありがたさのアンケートでよくあれしていただいたんですけども、こういう事業は聞き及んだところによると、すばらしい成果を父兄の方は持っておられますので、ぜひこういうものを発展させて、命の重み、あるいは親のありがたさを、学校の勉強だけじゃなくて、そういう道徳的な部分を押し進めていただければなというふうに思います。

あと、順番が前後しますが、女性の社会的地位向上について。町長、ありがとうございました。これもやっぱり教育関係と同じく詳細によく教えていただいたんですけど、昨年、農業委員会の委員に我が町で初めて女性委員2名が議会推薦で誕生しました。しかし、町議会、農業委員会、町職員、課長クラスを見ましても、女性参加の度合いは非常に少なく思います。各種団体の部分も女性リーダーの低さが今お聞きした中ではあります。この要因は、今、町長もおっしゃったんですけど、女性は家庭、男は仕事という日本独特のスタイル、意識が主な要因だというふうに私も思います。ジェンダーギャップ、日本105位。意外にも韓

国は、女性大統領の割にしては日本より低いんですね。111位。136カ国中日本より低いのは、女性の大幅な制限のあるイスラム諸国なんだそうですよ。先進国で日本は異例な低さということで、そのことから日本、韓国、イスラム諸国の共通点は、男と女の役割分担がはっきりして、男は女より上の地位にあるという意識が強いようなんですね。その辺が女性の社会進出がおくれているところなんですけど、では、町長、なぜ女性が社会進出されなければならないというふうにお考えですか。真の目的。女性は主婦業として旦那をコントロールして、お弁当を持たせてやっていたほうが家庭円満でいいんじゃないんですか。なぜ、今、男女共同参画って女性が前に、管理者を出さなければいけないような状態だとお考えですか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私思うに、世の中に存在する人間の約半数、実際には女性のほうがちょっと多いのだそうです。まして日本においては平均寿命の関係で女性のほうが多いかと認識しておりますが、そのようにこの世の中に半分の女性がおられるわけでありまして、国にしる、町の行政にしる、生活基盤の充実や整備を果たす上で、その意見を十二分に取り入れていくべきであろうと思うし、そうなるのは自然ではないかなと思う中で、やはり女性の参画がもっと多ければ私もよろしいかと思えますし、その意見をこれからも十分に引き上げさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。おおむねそうなんですけれども、結論的に言うと、根本は今まで社会に女性が管理者とかの地位に必要ななかったから女性が出られなかったんですけど、なぜそうかという、これからはもう人口構造、社会構造が男中心の社会ではほとんど国際的に対抗できませんで、能力ある者が全て、国民がそういう形で全力を上げないと、よその国におくれをとられてしまうというのが本当の男女参画だとか管理者だとか、そういう日本の社会構造そのものが男性中心の社会では、今までは必要ななかったから女性は家庭にという形だったんですけど、必要としなければ中心って、これ3割も4割も女性の管理能力のある人が世の中で中心的に働かなければ、これからの次世代は維持管理できないんじゃないかなと。それが大きい目的なものですので、とりわけ役所等もどんどん女性管理者を出してもらって、能力のある者は町がよくなるような形で押し進めていただければなというふうに思います。

とりわけまとまりませんでしたけれども、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます

ございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に齋藤順一議員から、この後の本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理いたしましたので、報告をいたします。

（午前11時10分）

◇ 浅野孝男君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今3月議会はいわば予算議会ということで、今回の質問テーマは、産業振興策と財政の健全化についての質疑をさせていただきます。

つい先ごろ、千葉県の平成26年度予算が決まりました。財政難にもかかわらず経済の活性化を図るべく、過去最大の思い切った増額予算でありました。農業振興、商工振興、観光振興などの施策を積極的に盛り込んでおります。また、森田県知事を先頭に県職員総出で県産品や観光のPRをさらに強化する方針だそうであります。また、国におきましても、アベノミクスによる異次元の経済成長戦略によりまして、一部企業にもV字回復が見られております。そのアベノミクスの目的は、経済の成長により国民生活を豊かにするんだというふうに言っております。

当町におきましては、このところ、各種の会議におきまして、財政の厳しさが常に強調されております。これは横芝光町に限らず、多くの自治体共通の問題であろうかと思われま。当町は、合併8年を経過し、合併特例債を初め、多くの特典がなくなりつつあります。もはや他力に頼ってはられない状況であろうと思っております。そこで、合併のメリットであったは

ずの行財政の合理化と両町合わせての経済力アップのもと、豊かなまちづくりに向け、県の政策とも連携して積極的に取り組んでいかなければなりません。そして、このことは佐藤町政の掲げる「町民の幸せと町の発展」を実現するためでもあるはずです。

そこで、まず1番目の質問といたしまして、農業振興策についてお伺いします。

1つ目は、合併前後及び直近年度の水稲生産額、畑作生産額、そして畜産生産額、その他農業生産額を、集計が可能な範囲でお聞かせください。

2つ目は、行政と農業振興会、農業委員会等との連携政策はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

そして、農業立町横芝光の農業政策はどうあるべきなのか、また、当面の課題はどのようなものでしょうか。

2番目の質問といたしまして、当町の商工・観光産業の振興策についてお伺いいたします。

1つ目は、農業と同じように、合併前後及び直近年度の小売業・飲食業売上額、製造業売上額、観光業関連売上額を集計可能な範囲でお聞かせください。

2つ目は、行政と商工会、観光協会及び関連団体等との連携政策はどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

そして3番目、現在、極めて停滞しているように思いますが、商工産業、観光産業の進むべき道とその課題はどのようなものでしょうか。

3番目の質問といたしまして、1番目、2番目と若干重複するところもあるかと思いますが、特に当町の産業振興のキーワードとなっております重要課題の地産地消政策と6次産業化政策の推進について、行政としてはどのようにお考えでしょうか。

4番目に、企画財政課長にお尋ねをさせていただきます。

今議会の予算づくりにおきましては、大変なご苦勞をされたことと思います。冒頭に申し上げましたが、当町の財政状況は、この先極めて厳しい状況、非常に厳しさを増してくると思います。したがって、今予算案にも反映されているようですが、さまざまな分野において縮小予算が図られているようであります。もちろんそれはそれで必要かつ大事なことではあると思います。それともう一方で大事なことは、収入をいかにふやすのかということかと思えます。一般家庭でも中小企業でも財政難になったとき、まず最初に考えることは、いかに収入をふやすのか、そして次に無駄な経費をどこから切り詰めるのかというふうに考えるのではないのでしょうか。そんなことも含め、企画財政課としまして、横芝光町の財政健全化を図るべく積極的な産業振興策を講じていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、産業別税収増策などのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上、財政健全化を図るべく産業振興策をとという趣旨で質問をさせていただきました。

また、産業振興の伊橋課長には、この3月議会が最後の議会答弁になることと思います。悔いのない、また、町の未来に責任を持てる答弁をお願いしたいと思います。

そして、経済の活性化により希望ある豊かな横芝光町となるよう行政の奮闘努力を期待しまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

以上です。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、浅野議員ご質問の産業振興策と財政健全化についての1点目、当町の農業振興策についての合併前後年度及び直近年度の水稻生産額、畑作生産額、畜産生産額、その他生産額はについてお答えをさせていただきます。

農林水産省生産農業所得統計調査の結果でございますけれども、合併前の平成17年度農業産出額は、町全体で、水稻生産額が24億6,000万円、平成24年には25億4,000万円、畑作生産額は17年が35億1,000万円、24年は31億1,000万円、畜産生産額は17年が19億5,000万円、24年は18億7,000万円、花卉・種苗・苗木などを含んだその他生産額は17年が3億2,000万円、24年は2億3,000万円となっております。

次に、行政と農業振興会、農業委員会等との連携政策についてでございますが、農業振興会は、会員相互の研修活動の助長と農業の生産性の向上、経営の近代化を推進し、もって自立経営農家の健全なる発展と町産業振興を図ることを目的に平成18年に設立され、本会及び11の専門部会で構成された農業者組織となっており、町も補助金交付団体として育成を図っております。産業まつりを初め、町が実施する姉妹町交流事業への協力や、後継者対策として行っている農業婚活事業、さらには地産地消・食育活動での収穫体験や学校給食交流においても協力いただいております。農業振興会は本町の農業振興に欠かせない団体であると考えております。

また、農業委員会では、本来業務の一環として耕作放棄地解消事業に積極的に取り組んでおり、町と共同で町内全域の現地調査を行っているほか、耕作放棄地の解消に貢献する担い手農家に対しては、国・県補助事業を利用できるようにするために賃借の調整や情報提供等

を行って、農地の利用集積推進に努めております。

続いて、農業振興政策における当面の課題はについてでございますが、後継者不足や高齢化の進展により農家は減少しており、さらに農地の荒廃も増加しておりますが、そうした中、人と農地の問題を解決するため、平成24年度に市町村は「人・農地プラン」を策定することとなりました。当町は既に町内全域で策定を完了しておりますが、中心となる経営体への農地の集積や担い手確保を図ることが、町農政事業を展開していく上で一番の課題となっております。

2点目となります当町の商工・観光産業の振興策についての合併前後年度及び直近年度の小売業・飲食業売上額、製造業売上額、観光業関連売上額はについてでございますけれども、合併前後年度の各売上額につきましては、事業所を対象とする統計調査が産業分野ごとにそれぞれ異なる年次・周期で実施されておまして、経理事項等について全ての産業を満たす統計がございませんので、平成19年6月1日基準調査の商業統計調査及び同年12月31日基準調査の工業統計調査の数値とさせていただきます。また、直近年度の各売上額につきましては、平成24年2月1日基準調査の経済センサス活動調査にて各統計調査が統一されましたので、その数値とさせていただきます。

それでは、平成19年の製造品出荷額等は443億2,536万円、平成24年度は353億4,200万円です。次に、小売業・飲食業売上額につきましては、卸売業・小売業となり、飲食業につきましては宿泊・飲食業の一括の集計となります。また、観光業関連売上額は宿泊業に含まれると考えられますが、データにつきましては、平成19年当時は調査対象外でございましたので、平成24年のみのデータとなります。

それでは、平成19年の卸売業・小売業年間商品販売額でございますが、341億1,100万円、平成24年は338億5,300万円でございます。また、平成24年の宿泊業・飲食業の売上額は13億6,200万円となっております。傾向といたしましては、平成19年より平成24年の各売上額は全体的に減少している状況でございます。

次に、行政と商工会、観光協会及び関連団体との連携政策はでございますけれども、商工会は、法律に基づきまして町に設立されました公的団体で、地域の事業者が業種にかかわらずなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体でございます。また、国や都道府県の小規模企業施策の実施機関でもあり、小規模事業者の皆様を支援するためにさまざまな事業を実施しております。もちろん小規模企業施策だけでなく、さまざまな中小企業施策も実施しておりますので、町も補助金交付団体として商工業運営事業

や振興支援事業として実施されています情報化推進事業、商工業活性化事業、雇用対策事業、街路灯補修事業などの振興事業への補助をさせていただいております。

また、観光協会は、当町及び周辺地域の自然、景観、文化、歴史、産業、技術などの資源を活用し、関係機関や団体と協力しながら、滞在型観光と通年型観光の誘致を目的に観光事業の展開を行い、幅広く町のPR活動に努め、地域経済の発展に寄与している団体でありますので、町もその運営や事業に関して補助をさせていただいております。主な事業といたしましては、町の観光資源であります自然を生かした海水浴場の開設や初日の出イベント、文化・歴史を活用しました坂田城跡の梅まつりや梅のもぎ取り体験など、さまざまな事業を実施しております。また、観光資源でもあります海岸や栗山川、坂田城跡の梅林などの草刈りや清掃等の環境美化にも努めて、数少ない資源の維持・保全に努めていただいております。

関係団体といたしましては、宿泊組合などがございます。宿泊組合は、観光客の宿泊やスポーツクラブ関係者の合宿所として、利用者のために地産地消を取り入れ、組合員全員がおもてなしの心で受け入れをさせていただいております。町も宿泊組合の事業に対し、補助金を交付して支援をしているところでございます。

続いて、商工・観光産業の進むべき道とその課題はについてでございますが、商工・観光産業の中核となる商工会や観光協会及び宿泊組合との連携を図り、それぞれのノウハウを集結させ、新たな商品開発（地域ブランドなど）や販路の拡大、また、新たな観光資源の発掘や圏央道の開通により交通のアクセスが向上されましたことから、観光客の誘致や企業立地の促進が見込まれると思っております。このような活用が図られれば大きな付加価値が生まれ、雇用にもつながり、町の活性化にもつながると期待をしているところでございます。

しかしながら、商店や企業、観光資源の少ない当町にとりましては、企業誘致や自然を生かした環境整備が必要であり、商工会や観光協会など地域の関連団体と連携を図り、交通の利便性を生かしたグリーンツーリズムや豊かなスポーツ施設の活用を図った滞在型余暇活動など、地域資源を活用した新たな魅力ある観光と消費の核となる整備や資源相互のネットワークづくりが必要と考えられますので、関係機関と協議を進め、町産業振興の発展のために努力をしたいと考えております。

最後に、地産地消政策と6次産業政策の推進についてでございますが、食への関心の高まりや各地でのご当地グルメの開発など、まちおこしの一環としてさまざまな取り組みが行われている中、当町においても生産された農産物を利用して学校給食における地場製品の消費拡大と地産地消の理解促進を目的に、平成23年度、24年度に学校給食レシピグランプリを実

施させていただきました。24年度には町内の主要農産物の中から、ネギ、トマト、ピーマン、小松菜、ニンジンを選定させていただきました、2品以上を使用しての作品をインターネット等で募集し、町内外から19点の応募があり、3次審査では町内小・中学校（児童・生徒）による学校給食での食味審査を行っていただき、グランプリを決定し、上位入賞作品は町広報等でレシピを紹介をさせていただいたところでございます。

さらに、地産地消食育推進イベントとして、町内の農家で行う親子収穫体験ツアーなども実施させていただきました。今年度は、新たな取り組みとして町内産食材を使っての「親子キャラクター弁当教室」を開催をさせていただき、11組16名の方々に参加をいただきました。今後も地元農産物の消費拡大を図るために、地産地消の普及推進に努めてまいりたいと考えております。

また、6次産業化政策の推進についてでございますが、平成20年度から22年度にかけてまして町単独事業により、地産地消地域ブランド開発助成事業を実施させていただきました、設備機器等への一部助成を行ったところでございます。6次産業化を成功させるためには、新たな販路の取得や開発につながる事業者や、原料を安定的に調達するために他の農林業等の関係者と連携して取り組むことが重要であると思っております。今後は、農林漁業者団体や中小企業者が事業主体となって、6次産業化ネットワークの取り組みに必要となる加工施設・機械等の国・県によるハード整備事業等もございますので、これらの補助事業を利用して支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 浅野孝男議員からご質問のございました大綱1、産業振興策と財政健全化についての4点目、財政健全化に向けた産業振興の基本的政策は（産業別税収増策等）についてお答え申し上げます。

平成25年度から29年度の5カ年を計画期間とする第1次横芝光町総合計画後期基本計画では、「構想推進のために」として、財政運営についての施策を位置づけております。

この計画では、効率的な財政運営として「合併に伴う臨時的財源を有効に活用しながら、自主財源の確保に努める一方、経費の削減に徹底して取り組み、計画事業を精査し、優先順位を明確にした予算編成に努める」としているところでございます。

また、「民間の積極的な活用や受益者負担の適正化など、財政の構造的な転換を図る」とし、公共施設の効率的な管理運営を前提に、施設の統廃合を含めた見直しを進め、受益者負担の適正化、PFI事業などの民間活力の効果的な活用を検討するとしております。

議員ご指摘の「税収をいかにふやすか」という観点も、財政健全化に向けた重要な視点であると認識しております。このため、行財政運営の効率化は喫緊の課題であると考え、「次世代のために 聖域なき行財政改革 当初予算10億円の削減に向けて」とする財政健全化方針を打ち出し、昨年12月議会におきまして、議員の皆様方にご説明申し上げたところでございます。この方針におきまして、持続可能な財政運営を着実に押し進めるために、歳出規模の抑制とあわせ、「歳入確保対策の推進」を2本目の柱として掲げ、あらゆる方策により自主財源の確保を図るといたしました。

基本計画に掲げた施策といたしましても、関係機関などと効果的な連携を進めた工業団地への企業誘致や税収増につながる生産の担い手確保策を掲げたところでございます。

産業別税収増策の考えはということでございますが、町の基幹産業である農業については、規模拡大を図る集落営農・農業生産法人などの経営体の支援、地産地消を通じた生産者の顔が見える関係づくり、農産物のブランド化などを推進することが重要であると考えます。

このほか、地域資源を生かした新たな魅力の創出を図り、観光客のみならず町民の皆さんが観光イベントなどへ参加することで、町の魅力について認識を深め、地域の団体と連携を深めて情報の共有化を進め、町内外にPRしていくことも重要な方策であると思われま

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、改めまして再質問させていただきます。

まず最初に、農業関係なんですが、先ほど産業振興課長さんより農業に関する生産、さまざまな指数、商工・観光に関する指数についても説明をいただきました。また、各産業振興策について子細にわたっての説明もいただきました。

そこで、私なりにもうちょっと具体的に思いを込めて述べさせていただきます。

ご報告のとおり、各種生産額では、水稻の生産額を除いてはいずれも減少しております。特に畑作と工業生産額の減少が顕著であります。この指数を見ても、この町の産業と税収の将来が危惧される場所かと思っております。全ての政策には公平性が求められると思えます。しかしながら、時にはめり張りのある重点施策も考えていかなければならないケースもあると思っております。とりわけ畑作農業は、全国的にもですが、高齢化と後継者問題が大き

な課題となっております。でも、そんな中、我が町でも新たな農業経営を目指して、特に畑作ですが、頑張っている若者も大勢おります。畑作農業には、やりようによっては大きな収入を得る可能性もあるはずですが、農業経営には、特に若い人ですが、それなりの収入が見込めないとチャレンジ意欲はわからないように思います。それこそ農業をしていればベンツに乗れるんだと。乗りたいなというふうに言っている若者もおります。そういう中で、畑作農業に意欲を持てるような仕掛け、工夫が必要じゃないかなというふうに思っています。行政としても、さらに一段と具体的な若者、若者に限らずですが、特に若者たちが農業に夢を持ってもらえるようなサポート策、何か応援をしてほしいというような意識もどうもあるようがあります。ベンツまでいかななくても、少しはぜいたくできるよというぐらい、農業を一生懸命やればというふうなサポート策をお考えいただければなというふうに思っています。その辺で何かお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

それで、さっき説明の中で「人・農地プラン」の策定ということがありましたけれども、私も初めて聞く言葉だったものですから、「人・農地プラン」って、どんなプランなのかお聞かせいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、畑作に限らず若者がやる気の出る農業をしていただくために、今、畑作についてはいろいろと施設関係につきましては千葉県の「輝け！ちばの園芸」等を利用させていただきながら、これは25%の補助でございますが、こういうもので施設園芸等に絡む施設をどんどん開始をしていただいで、より生産額を上げるような方向性で今かなり若い方々にご利用いただいております。

それと、当町に限らず、一番は新規就農者ということを中心に置きまして、これは国の政策でございますけれども、年間で150万円。あるいは最初の年は75等いろいろありますが、そういった新規就農者も徐々にではございますが、ネギ農家あるいはネギと一緒にした野菜づくりだということで、ここ何名かが出ているところでございます。

それと、人・農地プランでございますが、これは以前もちょっとご説明させていただきましたが、当町は震災の関係がございましたので、全国で50であります、経営再開マスタープランという名前で、中身は全く同じでございます。これはどういうものかといいますと、当町は7つの学校区単位に、それぞれこのマスタープランを策定させていただきました。それぞれの地域で、これから担っていただく方、今現在担っている方、この方々をそこに全部指定をさせていただきます、今後、当町の農業、これはまずは水田が中心となりますが、

これを耕作放棄地をつくらず、あるいは解消に向けて、その方々が地域で今後の農業を営むということを出し手、いわゆるこれからリタイア組もございますので、そういう方々をまた守っていくためにも、農地を守るためにも、この取り組みをすることによって町全体の農業活性化に向けるものであります。当町のほうは7地区で全部それぞれ指定をさせていただきまして、これができましたので、2年間たちますので、今後、また見直しも含めて新しい農業経営者等も入れながら、これを更新していくというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。何人かの若い人たちにも行政に応援してもらえるように頼むというか、お願いするんですというふうに言った手前、具体的に一、二点、こんなことも考えているから、少しは安心してくれみたいなところがあればありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 実は、こういう畑作、園芸施設等を若い方々がこれからどんどん行って、少しでも収益を上げていく。今、実際にも東京にも出ていろいろとやっていますが、この若い人たちに、あるいは中堅の方々にも元気を出していただく農業ということで産直交流施設というものを私のほうでは考えて、そういうものを利用した中で地域の皆、町のみんなが元気が出る農業、そこを拠点づくりにしたいなという考えのもと今やっております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。一点、二点じゃなくて、課長も終わるんですが、できれば引き継ぎのほうもひとつよろしく願いしまして、前向きに進めていただきたいと思います。

それと、さっきいろいろご報告いただいたので、そのことについても細々触れたいと思っているんですが、時間がなくなるといけないのでちょっと飛ばして、この町の産業振興のキーワード、さっきも言いました地産地消と6次産業化の問題ですけども、いろいろな町の方針等にも地産地消、6次産業化というのは踊っていますが、どうも前に進んでいないというか、成果が上がっていないように感じております。確かに取り組みは取り組みとして、していることはわかるんですが、効果、成果ということがやっぱり求められると思います。そう

いう意味で、成果を得るためにもうちょっと徹底的に、例えば農業者、商工業従事者と行政も参加して地産地消あるいは地産他消、そして6次産業化プロジェクトチーム、専門チーム、そういったものを結成して徹底的に推進していくということが必要かと思えます。

具体的には、学校給食のほうはかなり進んでいると思うんですが、これはちょっと問題かと思えます。町内の飲食店は全て町内産を使っていたかと。また、工業団地等にもある町内企業、その他地場中小零細も含めた企業の人たちにも消費していただくというか、例えば具体的な名前を言ってどうかと思うんですけども、一番有名なスズキ自動車さんがひかり工業団地にあります。多分何十万人の従業員を抱えていると思いますが、そういった会社にも横芝光町の特産物をどういう形で使ってもらおうのかといったものも地産他消の部分に入るかと思えます。もちろん工業団地にいる人たちもそうです。また、工業団地以外に各種事業をやっている方もいっぱいいらっしゃいます。そして、その取引先もあります。そういう意味で、工業関係だけでなく全ての人たちが参加したプロジェクトチームをつくって、横芝光町産物を少なくとも町内では基本的には優先的に全て活用し、町外の人たちにも働きかけていくと。そういうことをやるチームをつくっていただければなど。特に象徴的施策として「よこぴー」。今、一生懸命宣伝して「よこぴー」人気があると思えます。「よこぴー」の象徴はネギ、トマト、梅であります。その象徴のよこぴーブランド、ネギ、トマト、梅を地産地消と6次産業のシンボルにして、そのことを徹底的に取り組んでいくということも推進していったらと思えますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 大変ありがたい話でございます。実は、課の中でも6次産業化まではいきませんが、地産地消については、食育のほうも持ってますので、きちっとこれからもいろいろとやっていこうという中で、今、浅野議員おっしゃったように、町でとれたものをお店だけではなく、いろんなルートを使いながら、ほかの町内外からお越しいただいている従業員の皆様にも何かしらでこれを消費していただくというような考えのもと話し合いは進めたときもあります。しかしながら、今言われていましたように、これはチームをつくらないと、絶対1人や2人だけではできない事業でございますので、関係団体等にもご理解とご協力をいただきながら、町の農産物を町でまず消費できるようなシステム開発と地産地消を取り組んだ食育活動も展開をしていきたいと思っておりますので、今後、このような活動をまたみんなで協議しながら前へ進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、くれぐれもよろしく願いいたしたいと思います。

それから、先ほど企画財政課長にもご丁寧にご回答いただきました。今言われた工業団地等の働きかけについても、企画財政課長からも言われたんですが、お願いしたいと思います。

それで、改めて私の思いを述べさせていただきますが、実は私も小さな運送会社の経営をやっているんですが、経営の指針は、言うまでもありませんが、貸借対照表と損益計算書にあらわれております。私の場合は、単純に損益計算を常に頭に入れ、特に大事なことは部門別収支を常に考えております。先ほど課長よりもそういった考え方の説明も若干あったように思いますが、町の場合も全く同じで、改めて申し上げますが、行政の政策というのは公平性が求められる。それは重々承知はしていますが、何がポイントなのかに絞って今後やっていっていただきたいなど。

それで、余談と言っては何ですが、10日ほど前、NHKテレビでアイリスオーヤマという会社の紹介がありました。日用品製造販売会社です。急成長しています。仙台に本社があるんです。私どももこの会社と以前取引させていただきまして、実は3年ぐらいで撤退をいたしました。なぜ撤退したかといいますと、コスト管理が厳しくて、徹底的にアイリスオーヤマがコスト管理をして、こういう料金でやれと。そんなんじゃできないと言ったら、だったら、やめていいと。そういう意味では余りつき合いたくないというか、ブラック企業とも思えるような会社ではあるんですが、それでも大山社長というのが時の人で注目されています。その相当徹底したコスト管理をしている会社が、今度新規事業で米の販売に若干かかわったらしいんですが、全く売れていないんです。東北のお米を一生懸命全国に売ろうとしているんですが、今、ほとんど売れていない。それでも何としても売るんだということで工場をつくって、保冷倉庫もつくって、投資的には100億円ぐらいに上る。そういうある意味無謀と申しますか、そういった挑戦をしているんです。その社長が取引しているときから言っていたんですが、経営というのは常に革新へのチャレンジだ、常にチャレンジしなくては経営はやっていけないんだと信じて徹底的に、ワンマンと言えばワンマンなんですが、そういう会社があります。

私が何を言いたいかといいますと、行政も同じようにめり張りの効いた徹底したコスト管理、鬼と呼ばれるような徹底したコスト管理と、片一方では将来への思い切った投資、これが両面必要なのではないかなというふうに思います。企画財政というところは総合的にいろんなことを勘案して、少しでもいろいろ無駄なところを切り詰めるという部門でもあるかと

と思いますが、私が言いたいのは、もちろん徹底したコスト管理というのをやっていただきたい。けども、私としてはより大事なことは将来へ向かった投資というものを考えていかないと町に元気が出ない。町が元気出なくなると、どんどん衰退していってしまう。とりわけ企業というのはほとんどが縮小均衡では、要するに縮小均衡イコールゼロに近づく。会社でいけば倒産に近づくということなんですけど、企業というのは若干違いますけど、みんなに希望を持たせる施策も必要かと思いますので、もう1回最後に、企画財政課長としてその辺のお考えはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 浅野議員からのご質問の趣旨に沿った壇上答弁では若干なかったのかということも踏まえまして、今のご指摘についてでございますが、おっしゃるとおり財政をあくまで支える者としたしましては、それでなくても町の財政構造といたしまして国・県等に依存せざるを得ない部分、その依存せざるを得ない部分の中にあつて最大の財源であるところの地方交付税が合併のメリットが、前からもご説明いたしているように約6億円近い一般財源が確実に平成32年までに今のメリットがなくなるというようなことからいたしまして、当初予算10億円削減計画というのを打ち出した。その中に歳入の拡大と歳出の抑制、無駄なものをカットするというところで、コスト管理というのは非常に大事な視点。歳出管理の中で。それと一方で、歳入の増策というような面で、今、議員からご指摘があつた将来への投資という部分。投資ということで、すぐ10億円削減という喫緊の課題の中で具体的に投資案が今私どもで持っているわけではございませんが、おっしゃる趣旨として町の活性化、つまり、切り詰めるだけでなく、めり張りの効いた、私どもで言う事業の実施順位といいますか、優先順位の選択、町の発展のためにどの事業を今やるべきかという観点を含めて、トータルでは現実的に財源が少なくなってくるという条件の中で切る。一方で、議員ご指摘のような、財政という面だけではなくて、企画という観点からも町の活性化という観点で、どういった事業を優先的に今選択していくかということ踏まえて、向こう平成28年度当初予算ということですので、早速、平成26年度当初からその具体的な検討に入りたいというふうにご検討いただいております。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ぜひ希望のある横芝光町になるような企画もお願いしたいと思います。

それでは最後に、町長にはご質問のあれはしてなかったんですが、まとめという意味も含

めまして、産業振興策と財政の健全化というテーマで2点ほど要望をさせていただきたいと思います。

先ほども壇上でちょっと申し上げましたが、佐藤町政の目指す町民の幸せと町の発展は、産業振興の課題は絶対条件というふうに私は考えております。

そこで1点目、これは多くの意見というか、いろんな意見があるところではあるんですが、横芝光町、私は合併する以前の町のことはほとんどわからないというか、無責任な話なんです。最近、いろんな人に聞くところによると、物事が進まないねと。いろんな意味の物事が進まないねというふうに言われているんです。物事が進むときに民の力というのはもちろん前提なんです。どの地域でも行政の指導がどうしても必要というか、それに基づいて進んでいるという例が多いと思うんです。近隣の匝瑳市、山武郡含めても、例えば匝瑳市なんか商工会の機能は全くしていないという。ふれあいパークにしろ何にしろ、ほとんど行政が主導で行っているというのが実態であろうと思っています。行政の能力が町の発展に大きくかかわってくるというふうにも感じています。また、とかく町の人には行政が行政がという話もよく聞きます。

そこで、私思うに、町の産業発展のためには農業や商工業、ある意味、セミプロといえますか、そういうのに精通した職員さん、人材を継続的に担当させていただければなというふうに思っています。なぜかといえば、意欲ある職員さんは多いと思うんですが、意欲ある優秀な行政マンといえども数年ごとに配置転換では、特に産業振興のほうを見ていますと、その業務に熟知するだけでも時間がかかってしまう。ましてやそれを先導して引っ張っていくなれば、相当な時間とエネルギーが必要だというふうに私は思っています。そういった意味で、これは町長の仕事になろうかと思いますが、行政の配置という部分で、また、職員さんのやりがいというのも大事なことだと思いますので、そのことも考慮して町の産業の発展のために考えていただきたい。

もう一点は、森田県知事も26年度の方針の中で核として強化するというふうに言っています。というのは、森田県知事も、産業振興、特に観光振興だと言っていますが、産業振興のために農業、商工業、観光産業、各界代表による産業戦略協議会、要するに官も民も一緒になっているんですが、産業戦略協議会なるものを、町長の諮問機関でもいいでしょうし、場合によっては町の公的機関にするも、あるいは任意の機関にするもいいんですが、いずれの形でもそういう横断的な産業振興の戦略会議というものをぜひつくっていただけないかなと。そのことによって町財政の健全化も図れる道にもつながってくるのかなというふうに思いま

すが、町長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） いろいろな積極的なご提言、大変ありがとうございます。

まず、商工業の振興策の部分で、職員をある程度期間を延ばした中で従事していただくというのは非常に納得する意見でもございますし、今後、そのように考えていきたいと思っております。そうした中で、これから農業にしろ、商工業にしろ、特に若い人たちと行政との対話が一番肝要な部分になってくるのかなという部分もありますし、これを進めていくことによって、先ほど申し上げました千葉県で言う産業戦略協議会のような横断的な組織を立ち上げて、今後進めていければなというふうに思っております。

また、先ほど来アイリスオーヤマのお話でありますけども、実はこのアイリスオーヤマという会社は私も個人的に非常に興味がございますし、一時期、アイリスオーヤマの物を使っていて、たまたま壊れてしまった。それをサービスセンターに電話したら、何のこともない新しいを送ります、その壊れた物を運送業者に渡してくださいと。ただそれだけで全部やってくれたというこの業者はすばらしいなと思って、いろいろ調べまして、何とこの会社は非上場なんですね。そういうところをとっても徹底してコスト管理をしながらでも大きなチャレンジをしていくという部分で、横芝光町も今回92億5,000万円ではございますが、一般会計予算の中で福祉ですとか固定費に係る部分も、大体がそんなわけではありますが、建設や産業振興にかかわる予算についても、なるべく多く、できる範囲の中ですけども、それも将来への投資というふうにご理解いただいた中で、これからも未来を見つめて、希望あるまちづくりができますよう頑張っていきますので、今後、ひとつ皆さんにはご理解とご協力をよろしく願いして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。町長にも、企画財政課長にも、産業振興課の皆さんにも、ひとつよろしく願いしたいと思います。

最後に、私、きょう今議会におきまして、多くの農業関係議員の皆様の前で僭越ながら農業の素人が質問させていただきました。私は、横芝光町の農業は将来に向けて非常に希望のあるものと信じております。農業後継者不足が叫ばれている中、本当に横芝光町の若い農業者も頑張っております。このことを思いまして、官と民も一体となって横芝光町の農業、そして商工業をも盛り上げていかなければならない。今こそそれに向けてみんなが一体となっ

て取り組んでいく必要があると思っています。そういう意味で、先ほども言いましたけど、地域の産業振興にしる何にしる、行政の指導ということがどうしても求められる。そういう意味で、行政の絶大なる支援と協力をお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（午後 0時07分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

◇ 鈴木和彦君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔1番議員 鈴木和彦君登壇〕

○1番（鈴木和彦君） 議席番号1番、北清水の鈴木和彦です。睡魔が襲ってくる時間帯ですけども、頑張って質問をいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、これから質問をさせていただきます。

大綱1点目、（1）成田空港関係から、カーフェュー（離着陸制限）の状況の中から、①昨年3月31日より現在までの運航状況は。②当町に配分されるペナルティーの料金はということ。③ペナルティー料金の使途についてお聞かせください。

（2）離着陸回数について。①Aラン、Bランの昨年4月1日から現在までの回数は何回かお聞かせください。

続いて、大綱2点目です。今回で5回目の壇上からの質問になりますが、産直交流施設の取り組みについての中から、①建設場所の決定及び名称等の考えがあれば、お聞かせください。②として、今後のスケジュール（行動計画）についてお聞かせください。

次に、現在、坂田梅林の梅まつりが開催されている中、昨年12月の定例議会で質問をした（2）坂田梅林の保全・保護についてでございますが、町の大切な観光資源と認識していると思いますが、もう一度確認の意味で質問をいたします。①特定農用地貸し付けの今後の進

め方について、再度お聞かせください。

大綱3点目でございます。農政関係について質問をさせていただきます。

国は、新たな農業・農村政策として、攻めの農林水産業を目標に掲げ、実現に向けて国内農業を産業として強くしていく対策と多面的機能の発揮をとる政策を両輪として施策を推進しております。その中身は大きく分けて4つの改革があります。①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し、④日本型直接支払制度の創設であります。国は、平成26年度から実施していくと新聞等で公表をしております。

まず、①の大きな改革となる農地中間管理機構であります。平成24年度から開始した各市町村における「人・農地プラン」の作成段階において、信頼できる農地の中間的受け皿であると、人・農地の問題の解決を進めやすくなるとの意見を踏まえて整備することとしたのが今回の農地中間管理機構と聞いております。当町においてもさらに経営再開マスタープランが7地区において策定されております。地域の中心となる経営体がある中に位置づけられております。今後、どのように農地中間管理機構が創設されていくのか教えてください。

②経営所得安定対策の見直しとは、どのような見直しをするのか伺います。

③水田フル活用と米政策の見直しについても、どのような見直しをするか教えてください。

最後に、④として、日本型直接支払制度の創設について、どのような制度なのか伺います。

以上、執行部に明快なる答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

〔1番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 鈴木和彦議員からの成田空港関係のご質問についてお答えいたします。

初めに、カーフェー（離着陸制限）の現在までの運航状況の、昨年3月31日より現在までの運航状況についてでございますが、議員もご存じのとおり、カーフェーの弾力的運用は、昨年3月29日に開催されました成田空港に関する四者協議会で合意され、3月31日から運用を開始したところでございます。昨日3月5日までの件数を申し上げますと、54件の運航がございました。路線別で申し上げますと、国際線が46件、国内線が8件。滑走路別で申し上げますと、Aラン（A滑走路）の着陸で25件、離陸で14件。Bランにつきましては、着陸が9件、離陸が6件でございます。

カーフェューの原因となりました遅延の主な理由といたしまして、悪天候によるものが38件、滑走路閉鎖などによるものが8件、急病人の発生によるものが7件、その他1件ということでございます。

次に、当町に配分されますペナルティー料金についてでございますが、航空機の着陸料は騒音、飛行機自体のうるささ、最近では低騒音機もふえてまいりましたので、飛行機ごとに決められております騒音値ですとか、航空機の重量などにより通常に着陸料が決めますが、その通常に着陸料と同額がカーフェュー運航時のペナルティー料金として加算されます。つまり、カーフェュー時には通常に着陸料の2倍支払うということになります。

金額で申し上げます。本年度、平成25年の8月末日までの実績で見ますと、今申し上げました航空機ごとに定められている着陸料がカーフェューの単価にもなりますが、最低が11万3,750円、最高が88万1,950円という幅がございます。

なお、カーフェュー運航に係る料金、これが当町も含めて周辺関係町村に配られるわけですが、特例分配金につきましては「離着陸に関する特例に係る料金の分配に関する規程」というものが定められておりまして、この規程によりまして、航空会社から徴収した料金を関係する6市町、具体的に申し上げますと成田市、芝山町、多古町、山武市、横芝光町と茨城県の河内町でございます。この関係6町に均等に配分されます。市町村の規模にかかわらず均等に配分されまして、その配分時期が毎年9月と3月ということでございます。2回に分けて交付されます。したがって、この3月はこれからですので、昨年9月に1回目の交付がございました。その特例の分配金は、カーフェューの運用が始まりました昨年の3月31日から今年度、平成25年の8月末日まで、これを1回目として締めまして、発生した事案に関するもので、この期間の件数が先ほど54件と申し上げましたが、上半期は24件ございました。3月31日から8月末日まで24件。総額で813万9,900円ございました。6市町均等で割りますと、当町には135万6,000円の交付がございました。

次に、そのペナルティー料金の使途でございます。先ほど説明させていただきました「離着陸に関する特例に係る料金の分配に関する規程」の第6条に特例分配金の使途が規定されております。航空機騒音対策あるいは空港周辺地域の振興に資する事業に使用しなければならないと規定されております。当町では、成田空港の離発着回数の増加に伴いまして、住民の皆様方から以前よりうるさくなったなどのご意見も寄せられていることから、航空機騒音障害防止対策事業補助金の見直しや空調機器設置事業を創設するなど騒音対策の充実を図っているところでございまして、この特例分配金につきましては、こうした事業などの騒音対

策関係の経費に充当してまいる所存でございます。

次に、Aラン、Bランの昨年4月1日から現在までの回数でございます。Aランにつきましては、北側からの離陸が3万9,660回、北側に着陸するのが1万8,718回、同じくAランの南側から飛び立っていく離陸が4万3,299回、Aラン南側においていく着陸が1万8,600回、Aランの離着陸南北全部合わせますと、本年度まだ年度途中ではございますが、12万277回でございます。同じくBランの北側の離陸が5,814回、北側に着陸する着陸機が2万9,814回、Bラン、南側からの離陸が5,343回、南側の着陸が2万6,978回、合計いたしますとBラン6万7,949回となっており、先ほどのAランの12万277回とこのBラン6万7,949回を合計いたしますと18万8,226回でございます。昨年の同じ時期の数字が17万7,161回でございますので、昨年同期と比較いたしますと、割合で言いますと6%ほどの増加ということでございます。

この増加した主な要因でございますが、空港容量の拡大ですとかオープンスカイの実施に加えまして、国際線では東日本大震災後の旅客数減少に伴う航空各社の減便状態が復調をしたということ、それと国内線では格安のLCCの路線拡大等が増加の原因と考えられるところでございます。

以上です。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、鈴木和彦議員ご質問の大綱2点目、観光関係、産直交流施設の取り組みについての1点目、建設場所の決定及び名称等の考えはについてお答えをさせていただきます。

1月29日の産直交流施設検討委員会にて、4カ所の候補地、横芝光インター周辺、旧横芝町役場、坂田池公園周辺、旧総武ドライブインについて、土地の情報、交通量、候補地のメリットやデメリットなどを検討した結果、産直交流施設検討委員会としては、旧横芝町役場に決定をしたところでございます。このことにつきましては、議会全員協議会におきまして説明をさせていただいたところでございます。なお、名称等につきましては、今のところ検討はしてございません。

次に、今後のスケジュール（行動計画）はでございますが、この3月18日に産直交流施設検討委員会で、どのような専門委員会が必要になるかなどを調査、研究をする予定でござい

ます。

続きまして、坂田梅林の保全・保護についての特定農用地貸し付けの今後の進め方ですが、坂田城跡梅林の保全・保護は、観光事業の充実発展のためにも重要なことであり、組合員の高齢化も進んでいることなどから、梅林の一部を特定農用地として位置づけし、借用することでめどは立っております。今後は、調整が済み次第、平成26年度補正予算を計上させていただきまして、特定農用地手続を進め、新たに梅の木の植栽や梅の剪定作業等の体験農業が行えるよう準備を進め、梅林の保全・保護に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大綱3点目の農政関係、農業・農村政策についてでございますが、1点目の農地中間管理機構の創設について、2点目、経営所得安定対策の見直しについて、3点目、水田フル活用と米政策の見直しについて、4点目の日本型直接支払制度の創設につきましては、関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、国では「攻めの農林水産業」が展開をされており、昨年12月に米の生産調整（減反）の5年後の廃止と、減反に参加した農家に支給する定額補助金の段階的な撤廃などを柱とした農業の活性化対策「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられたところでございます。農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を推進し、政策転換では、これまで小規模・零細農家の保護を優先してきた農政から脱却し、競争力のある大規模農家を育てて農業を成長産業とする狙いがございます。

具体的には、担い手への農地利用の集積・集約化を加速するために農地中間管理機構の制度化等を行ったこと、また、経営所得安定対策については、米の直接支払交付金や米価変動補填金を廃止する時期を明らかにした一方で、畑作物の直接支払交付金を見直して意欲ある農家が参加できるようにしたこと、加えて米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦・大豆・飼料用米などの需要のある作物の生産を振興し、みずからの経営判断で作物を選択できる状況を実現し、その結果、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう環境整備を進めることとしております。その一方で、地域政策として日本型直接支払い（多面的機能支払い）を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大により取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しすることとしております。

農政改革の実施にはまだまだ不透明な点もございますので、改革の実行元年となる平成26年度町予算執行に当たりましては、これら4つの改革に注視しながら町農政の事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 空港関係につきまして再質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、旅客便と貨物便の割合と、旅客便のうち正規便と格安航空便の割合をお聞かせください。

それから、これは町長にお伺いいたします。町長は、成田空港関連のさまざまな協議会や団体等の構成メンバーの1人であり、各会議に参加されていますが、町の代表でもあり、町民の代表でもあると思います。そういった観点から、成田空港に対する率直な思いを聞かせていただきたいと思います。

それから、先般、新聞等に出ておりましたけれども、成田市の商工団体のほうから第三の滑走路を要請しておるという話を聞いておりますが、その点について町長もご存じかお聞かせください。

それから、今、騒音関係で地区割にいろいろと空調関係の補助金が出ていると思います。そういった中で、地区にもかなりのお金が配分されておるとは思いますけれども、この空調関係の補助金といったものの割合を、すぐ変えろとかじゃなくて、現実に私が聞く話なんですけれども、地区にある程度騒音迷惑料が入っていても、個人的にある程度還元されたほうが家庭においては助かるような話を聞きますので、そういったところを踏まえた中でも検討はできないのか、お聞かせください。

とりあえずこれだけ質問いたします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点目、最近、新聞紙上で成田空港の第三滑走路について、商工会ですとか経済団体が積極的に発信しているという話を既に承知をしておりますし、新聞紙上のうわさによると国土交通省の中でもその話が既にあるのではないかというお話も聞いておりますし、そんな中で、今、並行滑走路2本終わって、さらに東側にもう1本の並行滑走路をつくりたいというような、羽田と成田空港の両方のあり方について、羽田空港が非常に元気がよいという流れの中で、せんだっての小泉成田市長のお話によりますと、成田空港が

地盤沈下してしまうんじゃないかというような心配もある中で、ぜひ第三滑走路をという旨のお話を聞いたようにも新聞紙上では上がっております。横芝光町をあくまで者として、成田空港の発展が横芝光町の発展に大きく寄与するのではないかとこのように思っております。そうした中で成田空港のさらなる発展のための第三滑走路の建設構想であるとすれば、私としてはその考え方に賛同をしていきたいというふうに考えておりますが、この詳細が伝わり次第、議会でも逐次報告しながら、今後の進め方を検討してまいりたいと考えております。

もう一つ、補助金のあり方でありまして、鈴木議員がおっしゃっていることは重々認識がありますが、今の段階で補助要綱の中で、今後、各個人にどのような形でできるかについては、私の知っている範疇においては法的規制があったりするように聞いてたことがございます。そのことにつきましては、ちゃんとした答えが今ここでは固まってはいるので控えさせていただきますが、騒音対策特別委員会に諮問して答申をいただいたものに対して行っておりますので、今後、騒音対策特別委員会とともにその辺の部分については検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤園樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、鈴木議員のご質問の1点目でございます成田空港発着の航空機の旅客機及び貨物機の割合、さらに旅客機の中の格安航空機、いわゆるLCCの割合、その数についてお答え申し上げます。

先ほどの壇上答弁で、本年度、昨年4月1日から直近までということで、平成25年度は18万8,226機というような回答を申し上げます。この18万8,000機のうち、旅客機の便数は16万8,826機。18万8,000機のうち16万8,000機。割合で言いますと約9割が旅客機でございます。貨物機が1万9,400機、割合で言うと10%。9対1の割合。これが平成25年度、現在までの数字ですが、ちなみにもう少し古い去年、一昨年の2年間の数を申し上げますと、傾向としては同様でございます。総着陸機数の違いはございますが、旅客9割、貨物1割というような割合でここ3年ほど推移してございます。

続きまして、LCCの割合でございますが、LCCにつきましては今申し上げます、例えば18万8,000機のうちというような統計そのものの数字が取得できませんでしたので、成田空港株式会社が今後の計画も含めた数字ということで公表した数字でございますので、それを申し上げますと、2012年度、昨年度が旅客便に対するLCCのシェアが、総体の件数に対して約7%。総数で言いますと、細かい数字はちょっとあれですけど、約1万3,000回。

旅客便数の割合に対する総体の割合に対しては7%。それが本年度、本年度はまだこの3月がございすが、本年度の見通しが、その約2倍、便数で言いますと2万6,000回、割合で言いますと13%くらいLCCが占めるのではないかとNAAの見通しでございす。

さらに2年後、2015年をNAAでは予測しております。2年後はおおよそ30万回の就航に向けて、2年後で恐らく26万回程度の便数になるだろうという総体の予測のもとに、25年度は約2割、そのうちの20%、5万回近いLCCの就航になるのではないかとNAAの予測数値でございす。

それと、補足的に申し上げますと、ただいまの町長の答弁のうち、周辺対策交付金の関係でございすが、詳細については再度確認の上、適当な機会で申し上げたいと思ひますが、法律に基づく、これは具体的に申し上げますと成田空港株式会社という法で、NAAが法律に沿って周辺町村に迷惑料分も含めて周辺対策交付金を交付しているわけでございす。当然、それに基づいて交付規程が整備されておまして、交付金の使途もその規程の中で規定されておるわけでございす。その中で地方公共団体は空港周辺対策に要する費用ということで幾つか具体的な例示があるわけでございすが、その中で、町長が申し上げましたように、個人個人に補助金を交付するというようなことが規程上許されるかどうかというようなところだと思ひますが、規程を見る限りは、町が周辺対策事業、航空機騒音対策事業に資する事業と認定した各地区の事業に対して交付するという現在のような形を超えることは難しいのではないかと判断されるところでございす。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 大変詳細にわたりご説明をいただき、大変ありがとうございました。

それでは次に、産直交流施設検討会の中で、3月18日の最終の委員会になる予定なのか、お聞かせください。

そして、その名称等については今のところ検討はしていないということですが、私個人的に独断と偏見で考えていることは、名前的には「うめえな横芝光」とか「うめえや横芝光」とかということ、梅を兼ねてそういう文字もどうなのかということ。これは参考にならないと思ひますが、あくまでも私の思いで言ひました。

そういったことで、この産直交流施設の中では検討委員会はもう1年近くなろうかと思ひますが、3月18日の検討委員会が最後の検討委員会になるのか、お聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 3月18日、もう少しでありますけれども、先ほど申し上げましたように、各委員会等が必要なかどうかという調査をした中で、1はこの間で報告をさせていただきますましたが、3月18日以降まだ検討会を有しなくちゃいけないのかどうかというのは、3月18日のときに決めたいと思っています。昨年5月から開催をし、この3月までやっているわけですので、前に進むには、今後、委員会等をしながら皆さんにまたいろいろとご協議をいただいて、内容の精査等もして進めたいなと思っています。大変申しわけないんですが、今のところ、18日の会議の結果の中で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは、梅林の特定農用地の貸し付けについては、スムーズな手続をお願いしたいということで、大体いつごろをめどにこの事務手続をできるか、わかる範囲でお聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） この坂田梅林の梅につきましては、先ほど鈴木和彦議員がおっしゃるように、ただいま6分咲きということでお客様からの問い合わせ等もかなりございます。そういった中で、梅も今は一色の梅でございますので、今後、特定農用地につきましては、今、我々のほうで考えているのが、これは民間ではございますけども、7,000平米ほどを予定しております。その中の約半分は現在、梅の木が大きく植えられておまして、あと半分は荒れていたり畑だったりということで、この辺に梅の苗木等の植栽等もさせていただくということと、梅のもぎ取り体験や剪定体験、こういったものを皆さんで体験できる農用地ということで、この梅の収穫が終わります6月下旬から、めどといたしまして9月には遅くてもその辺の調整をさせていただきまして、町のほうで策定をし、農業委員会にそれを諮問するということになるかと思っておりますので、遅くてもことしの11月には、特定農用地の位置づけと苗木等の関係もございますので、それらを計画的に順次進めていきたいというふうに産業振興課では思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。では、その形で進めてもらいたいと思います。

それでは次に、農政関係について質問させていただきたいと思います。

農地中間管理機構ですが、具体的には担い手へ農地の集積・集約化を加速させるために農地中間管理機構の制度化などを行ったと回答がありましたが、内容についてわかりませんので、もう一度、産業課長に詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 農地中間管理機構であります。先ほど関連がございましたので詳細な説明までいきませんでしたけども、もう皆さんのほうも新聞紙上でごらんのとおりでございますが、まず、これは県段階に農地の中間的受け皿というものを整備をいたします。これが最終的には農地中間管理機構になりますが、これを整備して中間的受け皿が出し手から農地を借り受けまして、簡易なものでございますが、必要な場合にに応じて基盤整備等条件整備を行った上で、今度は受け手に貸し出すとしております。これは農業輸出の拡大や競争力の強化のためでございます。一番は分散した農地を整理・集約化するための中間管理機構でございます。都道府県レベルで整備をする予定でございます。ご存じのように、国が10年後に目指す姿ということで、今、担い手が利用している農地が全国は50%でありまして、これを10年後は80%に上げようと。それから、新規就農者については、今、大体40歳以下が20万人と想定されますが、これを倍の40万人。それで今度は経営の法人化であります。今現在、全国に1万2,000ちょっとあるんですが、これを10年後には5万法人にしようというように大きく掲げております。現在、我々千葉県の方でも同じなんです。都道府県の知事が農地中間管理機構事業を公平かつ適正に行うことができる法人を1つ指定いたしまして、設置をすることができるというふうになっております。現在、千葉県では公社でございます千葉県園芸協会を指定をさせていただきまして、ただいま設立準備を進めているところでございます。

1番は、農地をまとまりある形にしていくわけでありまして、貸し付けあるいは借り受けてずっと管理をする仕組みなんです。この中間管理機構が千葉県の中で園芸協会がすべてできるかといったら、できませんので、これを一部と書いてありますが、大変多いと思います。各市町村に事務を一部委任するというふうになっておりまして、最終的には農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地の集積から耕作放棄地解消を推進して、生産性の向上に資するという大きな目標を持ってございます。今はまだやっている最中でありまして、この辺についてはまだよくわからない点がございますけれども、いずれにいたしましても、今まで出し手がそのまま各市町の農業委員会とも通じたんですが、ここへ出すこ

とによって、またいろいろと補助もいただけるようなシステムになるかと思えます。これらについてはまた注視をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それでは、今説明がありましたけども、都道府県ごとの農地中間管理機構が設立され、その後、市町村に業務の一部を委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地の集積、耕作放棄地の解消を推進して生産性の向上を図っていくということですが、役割や委託事務の詳細が定まっていませんが、当町においてはどのような構想を描いているのか、課長の考えをお聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいま申し上げましたように、農地中間管理機構につきましては、どこまで市町村が事務委任するかというのはまだ今のところ不透明でございます。少なくとも考えられるのは農地の現地確認、出し手の掘り起こし、それから農用地利用計画配分という案をつくらなければいけないんですが、この案の作成、それから農家の皆様方の相談窓口の設置等が考えられます。そして、きょうも出ておりましたが、経営再開マスタープランと連携させることとなりますので、膨大な事務量、作業量になると思っております。また、現在行われております基盤強化促進法に従っての賃貸借の新規設定あるいは再設定というのもまだございますので、これが年間120件、面積で50ヘクタールくらいございますので、これらの利用集積計画書が提出されますので、これらについても今後調整が必要なのかなというふうには思っております。事務事業の調整もしなくてははいけませんけども、農地中間管理機構の設置のいろんな状況を見ながら町の体制整備も図っていかなくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 大変大きな改革でありますので、多くの事務量と膨大な権利者からの調整等仕事が予想されます。そして、農地中間管理機構の創設には農業委員会の役割が重要となりますが、産業振興課長は農業委員会の事務局長を兼務しておりますので、農業委員会として中間管理機構の創設についてどのようにされていくか、お聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 農業委員会におきましては、所有者の権利確認あるいは耕作

放棄地の予備軍の調査、いろいろなものを行っておりますけれども、今の問題の中で関連であります、当然、農業委員会で持っています農地台帳、地図情報のさらなる整備の充実をしていかないと、これはまとまっていけないなというふうに思っています。

それと、先ほど言いましたように、農地利用の配分計画書についての意見を求められますので、農業委員会としてもかなり事務量がふえてくるものと、また、膨大な作業になると思います。今後、この辺につきましても町と協議しながら、体制づくりに同様に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 農業委員の皆さんの仕事が以前よりも増して、毎月の定例総会に提出された案件の調査・審議だけでなく、耕作放棄地や調査の研修会等に参加し、また、地元での農地集積活動があり、大変と聞いております。今以上に仕事がふえることが予想されます。ある農業委員さんからは、手当が現在月2万7,500円という委員活動の話も聞いております。昔よりも多く地区の順番で委員をしているけれども、これ以上委員の活動がふえるとなかなか委員になってくれる方がこれから難しいと聞いております。参考までに近隣の市町の農業委員会の手当、また、千葉県において当町はどの辺に位置しているか、金額的に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 現在の農業委員さんには大変多くの業務をこなしてもらっているところでございます。今の手当関係でございますけれども、近隣市町村では東金市、山武市が3万9,000円、芝山町が3万400円、多古町が4万7,200円、匝瑳市が3万7,000円でございます。千葉県の一般農業委員の平均は3万9,900円であります。一番高い報酬の市町村につきましては東葛の野田市でありまして、野田市が6万6,000円、2番目が船橋市の6万3,000円となっております。逆に、県内で一番安い報酬のところは香取郡神崎町でありまして、神崎町が1万6,000円、次に鋸南町が1万6,400円、それから御宿町が1万9,600円、大多喜町が2万1,500円で、次が横芝光町の2万7,500円となっております。下から5番目ということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 今、課長の説明を聞いておりますと、農業委員さんの手当が県下では

大分低いほうだなという感じを受けました。そういった意味合いも踏まえた中で、これから農業委員の手当等も、もしよければ検討していただければと思っております。

続きまして、経営所得安定対策の見直しについてということで、米の直接支払交付金、また米価変動補填金の廃止時期を明らかにしたとのこととあります。当町においては、平成25年の経営所得安定対策への加入数と面積はどのくらいだったのか伺います。

また、平成26年産米の生産目標面積の配分、これについても決まったと思いますので、数値を教えていただければと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 平成25年度の経営所得安定対策に参加した農業加入者でございますが、当町、1,680人中148人でございます。配分の面積につきましては、1,316ヘクタールが割り当てということになるんですが、これに対しまして312ヘクタールで、面積率で23.7%、加入者率は8.8%となっております。

そして、平成26年産米の生産目標の数値の決定を千葉県の方からいただきました。横芝光町につきましては、町の水田総面積が2,120ヘクタールございますので、これに対しまして目標面積1,265.7ヘクタール、配分率は今回は59.7%で、11万7,498俵の生産目標数値が千葉県より示されたところがございます。前年より、面積で51.1ヘクタール、率で3.88%の減、俵数で4,308俵の減というふうな形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。平成30年産米から米の減反、これから5年先、政府は減反はやらないということを示しておるわけでございます。そういった大変な大転換期を迎えることになり、町としては今後の対応を十分研究・調査をしていると思いますが、まず、平成26年の経営所得安定対策に対して、いつごろ周知をするのか、また、参加される農業者への交付金や町単独の補助金について変更が生じると思われますが、現時点での考えをお聞かせください。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 平成26年産米の生産配分目標面積が決定をいたしましたので、今後の予定なんですが、水稻全農家に対しまして、まず今月中旬、20日までには通知をさせていただきたいと思っております。その後、経営所得安定対策の申し込みを4月1日から今までどおり6月30日までの間で受け付けをさせていただくというふうになります。現時点で

は、去年の米の価格よりことしの価格のほうが恐らく安く下回るとというのが予想されております。農協関係でも、まだ一番新しいお米の25年産米のはげが30%のところもございまして、50%満たないところはかなり多いということから、今、米の流通関係が停滞をしておりますので、そういった関係から米は今回は少し安くなるのかなというふうにはうちのほうで考えられます。そういったことから、今後、どういうふうになるかわかりませんが、先ほど話がありましたように、今まで生産調整という名前では来ましたが、皆様方に経営所得安定対策に入っていただくためには、この制度を利用した中でも守ってもらわなきゃいけないので、そういったことから加工米あるいは飼料米へともしかすると流れることになるかもわかりません。しかしながら、今、状況的に何もまだできませんので、今後、財政のほうも大変厳しい状況でございまして、県の交付金の調整額もこれからまたいろいろと注視していかなければなりませんから、加工米とその辺の数値が早く確定した場合には、正直なところ、現行の中で薄めるのが本来のやり方ですが、状況等を勘案しながら十分検討して、これに協力していただきます農家の方々に少しでもプラスになるような考えを持ちながら、前もっていろいろと協議をしていきたいと思っています。いずれにいたしましても、生産者のほうも大変であります、受け入れる農協等もまだ価格等が全然公表も何もできませんので、うちのほうもいろんな情報を察知しながら調整をしていきたいと考えていますので、ご協力、ご指導をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ここに去年の平成25年産の生産調整に係る町単独の補助金の資料があるんです。ことしも26年度の町の予算書を見ても、ほぼ同額ですか。2,500万円弱でこの間提出案があったということですが、麦、大豆、ホールクroppについては、10アール当たり1万1,000円。ただ、加工用米については過去には1俵2,000円ついてたものが、去年は1,300円。それで、生産調整やらないやらないと言いながらも、ことしはまた生産調整があるという中で、そのふえた部分については飼料用米よりも加工米が多分ふえると思います。私は昨年も言ったと思いますけども、どんどん加工米の補助金が削減されていく中では、生産調整をやる農家は手取りがどんどん減っていくのかなということもありますので、その辺を踏まえた中でも加工米の補助金については、昨年1,300円ですので、それは下回らないようにひとつよろしくお願いをしたいと思っています。

時間も大分経過しておりますが、水田のフル活用の米政策の見直しについては、この説明

は結構だと思います。

最後に、日本型直接支払制度の創設について再質問させていただきたいと思います。

この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のために地域活動や営農活動に対して支援する制度であり、26年度は予算措置として実施し、法の整備を行った上で27年度から法律に基づき実施するというごさいます。

そこで、3点について質問をしたいと思います。

1点目、当町で現在実施されております農地・水保全管理支払いの事業地区の数と面積、そして支払い金額について教えてください。

2点目、今回の日本型直接支払制度、農地・水保全管理支払いの大きな違いは何なのか。

3点目、町は、この制度をどのように推進し、加入を促すのかお聞かせください。

以上3点です。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、日本型直接支払制度の創設でございすが、今まで農地・水保全管理支払いというのがございまして、これが新しくなるものでございすが、まず、今現在実施されています農地・水保全管理支払事業というのがございすが、ご質問あった1点目でございますけど、今、実施地区は5つございまして、上のほうから小堤、篠本新井、二又、小川台、入の5地区でございます。面積につきましては、全面積で446ヘクタールということで、支払い金額につきましては、国が50%、県が25%、町が25%の割合になってございまして、全部5地区で1,471万7,000円弱でございすが。

2点目の今回の日本型直接支払制度と農地・水保全管理支払いの違いでございすがけれども、これにつきましては、今までは農業者と地域住民（非農業者）が一緒になった活動組織でなければなりません。これが、新しい日本型直接支払制度は、今までどおり農地・水保全活動をやっていたように、農業者と非農家の方がなってもよし、それと同時に一番新しくなったのは農業者だけで取り組むことができますよということで、多面的機能を発揮させるためにはやっぱりどうしても農業者だけでやらなければいけない部分もございすが、そういった観点から新しくできたものでございすが。

それから3点目は、町はこの制度を推進しということでよろしいでしょうか。町につきましては、今後どうしていくかということになりまして、平成26年度は国のほうで予算措置で実施をするということになってございまして、27年度から法律に基づいて実施する予定でございすが、全体的にことしの12月までに新しく日本型直接支払制度の活動組織をつくって、

総会まで行わなくてはなりません。そういったことから、私どもの町といたしましても、農家組合長さんを通じながら土地改良区の各市部単位あるいは農業委員さんにもお力添えをいただきまして、ことしの12月までどうしても集落単位での組織を立ち上げたいと思っておりますので、田植えの終了後となります5月下旬ごろに関係者全体会議を開催をさせていただきまして、各集落の代表の方等も含めながら、事業への推進の加入あるいはこの多面的機能を生かしての環境保全づくりに対してもご協力をいただけるようお願いするために5月下旬に開催をしたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木議員に申し上げます。時間内でお願いをします。

鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

最後に、これは質問ではございません。私も常日ごろ、伊橋産業振興課長につきましては、農業関係についていろいろご指導をいただきながら議会の中でも発言をしております。そういった中で、今回、3月末をもってご勇退するというところで、JAちばみどりの理事になるという話も聞いております。今後、町のためにもいろいろご尽力をいただきながら、よろしくをお願いを申し上げまして、簡単ではございますけども、私からのお礼の言葉とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後2時15分です。

(午後 2時02分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

[12番議員 山崎貞一君登壇]

○12番（山崎貞一君） 登壇による一般質問をさせていただきます。

近年の社会的環境変化は構造的な問題や住民サービスの多様化といった問題を抱え、自治体の行政運営は住民の的確な対応をより一層強く求められております。地方分権や地域主権が叫ばれ14年が過ぎようとしておりますが、まだまだ地方自治体への権限移譲に不透明感があります。しかしながら、自治体の権限は拡大しており、住民に最も身近な行政が住民視点に立った事業の効率化や住民サービス向上に向けた改革が求められております。

当町では、行財政改革大綱に基づいた行政運営を目指した展開が図られております。さきの議会全員協議会において、次世代のために聖域なき行財政改革とした身の丈に合った財政規模を目標とした平成28年度当初予算額10億円の歳出規模抑制政策を掲げました。こういった中であって政策的経費には、施策の方針や優先順位に対する財政的な裏づけなどを明確に示すことが非常に重要であると思います。一方では、合併支援措置の合併算定がえの減少から終了まで、また、それ以降の超高齢化社会の到来に伴う福祉費予算の増加が見込まれる中であって、当町の理想的な予算規模65億円をどのように長期的な展望を開き、計画的に削減していくかが大きな課題となるべきものと考えております。

そこで、今後の行財政運営は非常に厳しさを増していくことが予想されることから、この改善の方向性について住民視点から質問をいたします。

合併からの行財政運営の状況と今後の方向性については、集中改革プランの第2期が平成23年度から平成27年度となっており、今年度は中間年度で、来年度から後半に入っております。

そこで、行政運営の取り組みの成果と検証について。

補助金の見直しについては、既得権化しているものを精査し、目的を明確にして総合的に見直し、補助事業の再構築を図るものとなっておりますが、その取り組みと成果と今後の方策についてお伺いいたします。

組織・機構の見直しについては、効率的な組織・機構を検討し、機能的な組織づくりを進めていくとなっておりますが、実施内容と今後の方向性についてお伺いいたします。

事務事業の見直しの現状と課題については、効率的な行政の運営や改革に努め、行政システムの転換を図っていくこととなっております。その現状と課題についてお伺いいたします。

町民との連携による協働のまちづくりの推進の具現化については、町民が行政に積極的に参画できる環境づくりをどのように進めていくのか、お伺いいたします。

人事考課制度の導入の実施状況と課題については、人事考課制度導入を平成25年度としておりますが、その実施状況と課題についてお伺いいたします。

次に、財政運営の取り組みの成果と検証について。

合併特例債事業の推移と今後の取り組みについて、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

歳出抑制政策の予算規模10億円削減構想の具現化に向けて伺います。昨年12月の議会全員協議会において、平成28年度当初予算規模10億円削減に向けて財政状況や現状の課題についてのご説明をいただきました。そこで、今後2年間で10億円の削減構想をどのように具現化していくのか、手段と方法をお伺いいたします。

財政状況資料集の市町村財政比較分析表（普通会計決算）による予算編成の取り組みについて伺います。平成24年度のは、ことしの5月ごろに公表されると伺っております。平成23年度普通会計決算の比較分析表の分析から、平成26年度予算編成に当たってどのような取り組みを検討されてきたのか、お伺いいたします。

経常収支比率と政策的経費の方策についてお伺いいたします。経常収支比率は平成21年度から改善されているようです。それは経常経費充当一般財源等がそれほど変わらずに、経常一般財源等がふえているためのようなのですが、その要因と見通しについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎貞一議員のご質問にお答えをします。

なお、私からは、合併からの行財政運営の状況と今後の方向性についてのご質問のうち、行政運営の取り組みの成果と検証についてお答えをし、その他のご質問につきましては企画財政課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、行政運営の取り組みの成果と検証についてお答えいたします。

山崎議員ご存じのとおり、当町の行政改革については、18年度から22年度を第1期、23年度から27年度を第2期とした行政改革大綱、いわゆる集中改革プランを柱として、市町村合併以降、行政運営全般にわたる見直しを行っております。

それでは、まず、補助金の見直しの取り組みの成果と今後の方策について申し上げます。

補助金については、集中改革プラン第1期において、重点的に精査・見直しを行ってきた経緯があり、第2期においても、補助金の見直しは行政改革推進項目の一つとして掲げてい

る課題として、24年度での天然ガス埋設地域対策交付金の廃止、25年度からの航空機騒音障害防止対策事業補助金の拡充など、随時、社会情勢の変化や住民ニーズを考慮して見直しを行っております。今後も、予算編成、事務事業評価、具体的な見直し基準の検討などさまざまな機会や方法を活用して、公益上必要がある場合かどうかの精査に取り組んでまいります。

次に、組織・機構の見直しの実施内容と今後の方向性について申し上げます。

集中改革プラン第1期で、班制度の導入、横芝行政センターの廃止、教育委員会部門・福祉課等の組織・機構の改革・改善、特定郵便局窓口における各証明書発行サービスの実施、大型商業施設に町民サービスセンターの設置などを行い、集中改革プラン第2期では、23年度に税務課内に債権回収対策室を設置、横芝学校給食センターと光学校給食センターを統合して新たな学校給食センターを設置し、24年度には利用の少なかった特定郵便局窓口における各証明書発行サービスの廃止を行ってまいりました。

今後の方向性ですが、第2期においては、社会情勢の変化に対応した組織・機構への移行、地方分権の進展に対応した組織・機構への移行、効率的な組織・機構への移行を取り組み目標として進めてまいります。

当町も市町村合併から8年が過ぎようとしています。昨年の11月には、監査委員の定期監査報告書において「わかりやすい町政、利用しやすい役場を目指すとともに、職員相互の互換性を高め、融通の活用により効率的作業、環境を整備する意味から細分化された組織（課制）を、関連する業務を大枠でくくる組織（課制）の検討を要望する」との提言をいただいております。このような提言を含め、26年度では、まず班長職レベルで役場組織に関する勉強会を開いて、現状の問題点や課題を整理したいと考えております。

次に、事務事業の見直しの現状と課題について申し上げます。

第1期・第2期の集中改革プランでは、事務事業評価制度の導入を行政改革推進項目として位置づけ、基本的には行政が行う施策や事務事業について、町民の視点に立って現状を把握し、課題・問題を掘り起こした上で、その効率性や必要性などを評価した後、有効な事業の組み合わせや改善、優先度などを検討することで予算編成や企画立案等に生かし、より効果的で効率的な行政運営を目指すこととしております。

これまで、事務事業評価シートの作成、新年度予算要求に係るサマーレビューとあわせての各課ヒアリングの実施など、評価シートの完成度の向上と職員の意識の高揚を図ってまいりましたが、25年度は26年度からの正式導入に向けて、制度化の準備を進めているところでございます。

次に、町民との連携による協働のまちづくりの推進の具現化について申し上げます。

第1次横芝光町総合計画・基本構想では、将来像に「協働のまちづくり」を大きく掲げております。平成25年度から29年度を計画期間とする後期基本計画を策定するに当たっては、協働のまちづくりを、行政のみが進めるのではなく、住民や民間との連携と分担による協働体制によるまちづくりを重視していくことといたしました。これに関連し、行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民が主体となって進めるべきものといったことも加えた内容としたところでございます。

このような中、住民との協働を推進するためには、まず、町の現状を知っていただくことが大切であることから、私みずからが地域に出向き、町民の皆様と語り合う座談会を開催してまいりました。また、平成25年度からの事業として、まちづくりについて学習したい、行政に関する情報を知りたいといった町民の要望に対し、町政の理解と将来のまちづくりに役立てるための出前講座の開催や、住民の触れ合いを図り新たな地域連帯意識を醸成するために横芝光町コミュニティー活動育成事業補助金交付要綱を改正し、手続の簡素化、補助額の拡大を行ってきたところでございます。また、市民活動団体、いわゆるNPOとの関係においても、事業の後援や市民団体との意見交換などを行ってまいりました。今後、さらに町民の皆様が参加しやすい体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、人事考課制度の導入の実施状況と課題について申し上げます。

人事考課制度については、職場のコミュニケーションが活発になる、職員のスキルアップに資するなどのメリットがあるということで、多くの地方公共団体において取り入れられつつあります。また、国においては、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、地方公務員法の改正を準備しているようでございます。

さて、当町の人事考課制度の導入の実施状況は、22年度に基本方針や実施マニュアルなどを作成いたしまして、それに基づき23年度から試行を行い、試行対象となる職員を拡大しながら、本年度は3年目の試行として、新規採用職員を除く一般行政職全員を対象として行っております。新年度は本格実施に移る予定でございます。

人事考課制度の課題でございますが、やはり人事考課による評価結果をどのように反映させるかということが一番の課題だと思います。当町の人事考課制度は人材育成を目的としましたので、当面は職員のスキルアップを図るための材料として、また、職員の特性に応じた人事配置のための資料として活用していきたいと考えております。そして、将来的には地方公務員法改正案の趣旨に沿うよう、能力本位の任用、勤務実績を反映した給与、厳正・

公正な分限処分などの措置を講じる必要があると思います。このような措置を講じるには公正な人事評価が前提であり、評価する側の職員の訓練、目ぞろえがとりわけ重要であると認識しております。

以上、具体的な幾つかの問題について述べさせていただきましたが、その他のさまざまな問題、課題を含めて、当町を取り巻く社会経済情勢や行財政環境の変化に対して柔軟かつ適切に対応して、将来にわたり質の高い行政サービスを提供できるよう、今後も行政運営に取り組んでまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎貞一議員からご質問のございました大綱のうち2点目、財政運営の取り組みの成果と検証についてお答え申し上げます。

初めに、合併特例債事業の推移と今後の取り組みであります。合併特例事業債は、新町建設計画に基づいて行う一定の事業または基金の積み立てのうち、特に必要と認められる事業での起債対象事業費に対し、充当率95%、後年度に普通交付税70%が措置されることとなり、合併に伴う財政措置として、起債の中では特に有利な起債でございます。

また、本起債は、合併後の人口規模により起債対象事業費の限度額が設定され、当町においては87億1,412万1,000円が限度額として算定されております。

平成18年3月に旧両町が合併して以来、合併特例事業債は、地域振興基金造成事業や横芝中学校移転改築事業、防災行政無線整備事業、学校給食センター改築事業などに代表される大型事業の貴重な財源として活用され、基金造成事業では3億8,000万円、合併特例事業では、今後の計画を含めると14事業、起債総額は62億6,650万円になる見込みでございます。

合併特例事業債の全体事業費は、今後の執行計画を含めて66億6,284万9,000円となり、限度額に対する執行率は76.5%になる見込みでございます。

本起債は、最も有利な起債の一つと言えますが、借金であることに変わりはありません。今後とも、合併特例事業債のみならず起債活用には慎重に取り組み、健全財政の維持・確保に努めてまいり所存でございます。

なお、現行の新町建設計画は平成27年度までの計画でございますが、東日本大震災の被災自治体である当町は、最長で平成37年度まで合併特例事業債の発行期限を延長できることに

なっています。合併特例事業については、計画どおり執行できていない工事もあることから、平成26年度中に新町建設計画の変更について、現在、調整作業を行っているところでございます。

続きまして、歳出抑制政策の予算規模10億円削減構想の具現化の方策でございますが、平成11年の改正合併特例法の適用を受け合併した当町は、合併後10年とそれに続く5年間の激変緩和措置期間は、特例的に普通交付税合併算定替えとして、合併前の旧市町村ごとに算定された普通交付税額の合計が措置されております。通常、市町村合併により規模が大きくなると、規模の経済の働きにより行政経費の節減が期待されますが、実際には合併後すぐに効果があらわれるものでないことから、15年間という一定の猶予期間が与えられているものでございます。

平成24年度の合併算定替えは5億7,250万6,000円で、経常一般財源に占める割合は9.9%にも上り、交付税への依存度が高い当町にとっては、合併算定替えの終了により受ける財政面での影響は非常に大きなものとなります。合併算定替えや合併特例債により膨らんだ財政規模は、当町の標準的な枠を超えるものであることから、行財政運営の効率化は急務ととらえ、平成26年度当初予算編成に当たりまして「次世代のために聖域なき行財政改革、当初予算10億円の削減に向けて」とする財政健全化方針を打ち出したところでございます。

この方針を具体化するため、町民の皆様方には広報紙や町ホームページを通じ積極的に情報発信し、今回の施策を理解していただくとともに、歳出削減策の骨子としては、投資的経費の総額をコントロールし、事業の優先度・緊急度を厳しく精査していくこと、これまでの事業ありき・前年踏襲といった固定観念から脱却し、全ての事業についてゼロベースの視点に立ち、執行事業の適正規模の精査と取捨選択とを行うということを考えております。

また、人口減少、少子・高齢化の進行に伴う扶助費や起債償還などの義務的経費が増加する中では、行財政の効率化だけでは限界があることから、歳入面でも受益者負担の適正化、未利用地の売却を含めた町有地の有効活用や企業誘致、広告収入など、あらゆる方策を検討し、財源確保に取り組まなければならないと考えております。

次に、財政状況資料集の市町村財政比較分析表（普通会計決算）による予算編成の取り組みについてであります。財政状況資料集の市町村財政比較分析表は、平成22年度決算から新たに取り入れられ、それまで個別に作成していた財政状況等一覧表、財政比較分析表、歳出比較分析表等の財政情報の様式を集約、再編したものであります。この分析表は、総務省による全国共通の様式で編成されておりますので、類似団体間での比較が容易にでき、町民の皆様へ町の財政状況をわかりやすくお知らせするためにも効果的な資料であると考えてお

ります。

市町村財政分析表の様式は全国共通でございますが、個別の分析は町で行っております。なぜそのような数値になったのか、当該数値の背景にはどのような原因があったのか、今後、数値の改善に向けてどのような取り組みをするのかということの詳細に分析することで、予算編成への取り組みに生かしつつ、より健全な財政運営に向けての貴重な資料として活用しているところであります。

最後に、経常収支比率と政策的経費の方向性についてであります。経常収支比率は、その団体の財政構造の弾力性を示す指標でございます。町税あるいは普通交付税などの経常一般財源が人件費や扶助費、公債費などの経常経費にどの程度充てられているかを示す指標でございます。数字で申し上げます。平成18年度が92.8%、19年度が90.4%、20年度が91.9%、21年度が87.8%、22年度が85.9%、23年度が85.6%、24年度が87.2%と推移しております。24年度の87.2%、この数字は比率の少ないほうから、県内54市町村中で13位ということでございます。少ないほうから13位です。

平成24年度に経常収支比率が、今申し上げましたように1.6ポイント上昇しておりますが、この原因として、人件費は減少したものの公債費や扶助費が増加したことや、経常一般財源の臨時財政対策債が減少したことにより、経常収支比率を1.6ポイント押し上げる結果となったものでございます。仮に普通交付税の合併算定替え、先ほど申し上げました合併算定替え、平成24年度は5億7,250万6,000円でございますが、これがなかったと仮定すると、平成24年度の経常収支比率87.2%が95.5%まではね上がるということでございます。

経常収支比率が上昇すれば財政運営の硬直化を招き、現在、課題となっております公共施設の長寿命化のための維持修繕などの政策的経費に回せる財源が少なくなる、あるいは極端に言えばなくなるという事態にもなりかねません。

今後の方向性といしましては、歳入をより確実に確保すること、歳出を可能な限り削減することにつきましては、そのためには、議員おっしゃったように、身の丈に合った事業を実施すること、町税収入がふえるような施策に積極的に取り組むことなどが必要であると考えておるところでございます。

以上です。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、自席によりまして再質問させていただきます。

行政運営につきましては、町長が集中改革プランで、25年からのことについてのご説明をいただきました。かなり進捗しているというふうに感じられます。また、その中では職員の皆さんが一丸となってすごく努力されているなというふうなことを思いました。

その中でも、私が前からご提案申し上げております補助金の制度について、今どの辺になっているのかなというようにことを思いまして質問させていただきます。

いろんな面で書面に書かれている中の要項を抜粋しまして質問させていただきたいと思いますが、各種団体への運営的な補助金においては、事業の収支状況や運営状況を把握した上で効果的な補助制度を検証していくとなっております。こういうことから、内容的には平成23年度、平成24年度の補助金削減への影響はどうだったのか。既得権化の問題については、どのように解消されているのか。その現状についてお伺いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 補助金の問題でございます。町長の壇上答弁で、今までの集中改革プランに基づく総体的な結果・経緯を申し上げたところでございます。この補助金については、集中プランに掲げておりますとおり、また、先ほど申し上げました今回お示しした平成28年度当初予算90億円規模にというような方針の中の具体的な削減目標といたしますか、削減すべき大きな項目の一つというふうに認識しております。議員おっしゃるように、補助金というのを一概に、例えば全て一律10%カットするとかという周辺町村の事例もあるやに聞いておりますが、補助金ということのみをもって一律に内容を関係なくというのは、手段としては一番手っとり早いと言えはそのとおりなんです、やはりこれはその内容を1つ1つ精査する必要があるとございます。例えばいろいろな運営補助金もあれば、施策上どうしても必要な補助金として支出するというのもございます。その運営状況が本当に小規模で、補助金の効力が本当に認められるのかとか、団体の運営補助として例年支出している補助金の内容を見てみると、繰越金が当年度補助する金額よりもはるかに多い例ですとかいろいろございます。この補助金については、ほかの事務事業の執行と重なるところはありますが、1つ1つをまず精査して、その効果、その実態、そういったものを厳格に精査した上で削減あるいは廃止あるいは継続というような判断を下していく必要があるというふうに考えております。これはそういうことでございますので、集中改革プランの一つの項目としてとらえているだけでなく、今回の平成28年度当初予算90億規模の実行に向けた大きな柱としてとらえているところでございます。

効果といたしましては、例えば天然ガス送水管理設地域交付金199万5,000円を廃止したと

か、具体的な金額の事例はございますが、総体としては、正直申し上げまして、取り組みが進行しているかという、まだまだ道半ばというところにあることを自覚しておりますので、特に解決といいますか、取り上げるべき課題として早急に平成28年度の目標に合わせて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 補助金の見直しにつきましては、何回か一般質問で取り上げてお願いしているところですが、今後は、今ある説明ありましたが、一層の努力を積み重ねていただきまして、成果が上がりますようお願いをいたします。

次に、町民との連携による協働のまちづくりの推進の具現化についてであります。町の総合計画後期基本計画では「協働のまちづくりに向けて、住民参画の仕組みを生かした公共施設の管理運営や公共サービスの業務委託などを担うことのできる力を備えた事業体の育成が望まれる」というふうになっているんですが、この第1次横芝光町総合計画後期基本計画、前後同じような内容になっておりますが、明確に文面化されているところがございます。この辺につきまして、具現化というのはどういう方向でこれから臨んでいくのか。いろんな面で方策というのがあると思いますが、その一端をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 既に実際にやっていた部分で、横芝駅前駐車場の管理を地縁団体であります東町区にお願いしてあったり、また、屋形海岸の駐車場をNPOに業務委託したりという中で、今後、ある意味単純な行政サービス、単純という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういうような、どなたにでも比較的やりやすい部分の仕事については、さらにこれを積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） その関係につきましては、いろいろと今まで議場で説明をされておりますが、私の求めているというか、もう少し発展した協働のまちづくりの姿勢ができないのかなということで質問させていただきます。

例えば庁舎ロビーの総合案内業務委託、これなんかは私は協働のまちづくりに対して町の人がかかわっていただく。本当にここに書いてある。まさに協働のまちづくりの一環としての施策の最優先的な位置づけではなかろうかと。要するに町の顔が見える形ですね。私は、こういうことが最も大事ではないかなと。これからスタートすればNPOだとかボランティア

ア団体とか、これも大事です。しかし、行政が人材活用する、町のそういうものを使って生かすという部分については、これが最高に皆さんにご理解いただける部分じゃないかなというふうに思います。それから、まだありますよ。例えば先日、森川忠議員からありましたサタデースクールの問題、ああいうのも、行政が加わらなくてもいいんですが、側面からのアドバイス、教育というのがあるんです。これがまさに協働であります。ですから、前にも申し上げましたが、学童保育とかそういう問題もるるあります。ですから、町が主体となってそういう組織を立ち上げて受け皿となって、それを我が町の子供を生み育てるといような環境づくりが最もふさわしいのではないかと、そういうふうに私は個人的には思っておりますが、この辺の町長のご見解をよろしくお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1つ1つお答えさせていただきますと、まず、受け付け業務につきましては、役場全般の町の仕事はある程度認識を持ったレクチャーを必要とした業務になるのではないかなというところの中で、協働のまちづくりでボランティアさんですとかそういうものの中でちょっと難しいのではないかと。いろいろな問い合わせだとかにスムーズに、ある意味、役場というのは行政サービスを提供するところでございますので、その部分の一環としまして、例えばスムーズな案内というものも必要になってくるのではないかなと思っております。

また、学童保育の問題につきましても、よそ様のお子様をお預かりする中で、どれだけ責任を持った対応が、どのようにその所在が持てるかという部分についても、極めて質の高い検討を重ねていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、理想としては山崎議員おっしゃられることは重々理解はできるものとは思いますが、いざそれを行政が行うとなるとすれば、特に責任の問題ですとかスムーズな対応ということを考えますと、いささかその部分についてはまだ時期尚早なのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 行政は最大の責任がありますので、その慎重たる姿勢というのは十分わかります。しかしながら、全国的にはいろんな面で協働のまちに対する施策はとっておりますので、その辺のところは今後十分検討されまして、一步でも二歩でも前が出るようにお願いしたいと思います。

次に、先ほど企画財政課長から、予算規模10億円削減の構想について説明をいただきました

た。まさに今年度予算額が92億5,000万円、前年時7億円削減されていますね。しかしながら、この内容を見ますと、合併特例債事業の終了や日吉小学校屋内運動場改築工事の補正予算による前倒し事業というふうに私なりにとれますが、そのほかに今年度予算はどこをどのように削減したのかというところをお尋ねします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員のおっしゃるとおり、当初予算を比較しただけでは昨年度から7億円減で、28年度90億円規模の1年目として非常にいい数字ではないかというような、形式的にはそんな数字でございますが、おっしゃるとおり事業の前倒し等によるもので、決して簡単に達成できるものではないというふうに思っております。本年度予算、おっしゃった日吉小学校を入れると、それが6億円強ございますので、前年よりはちょっと低いくらいだと思います。ことし、具体的なポイントというところで、ここだというはっきりしたものは項目としては指摘することはできませんが、当初予算編成に当たりましてこの方針を、28年度10億円削減というのを庁内班長職に示して、その班長職から全職員に徹底させたところでございます。その28年度の10億円削減に向けての初年度だということで、そういう意識を持って予算要求査定に臨むので、要求も心して、十分精査した上でというような指示も反映している要素の一つではあるでしょうし、枠配分予算といいまして、経常経費につきまして一つの枠で各課に示しているところでございますが、消費税の3%増税分については、それを飲んだ上で3%増税を見ない枠配分というようなことで配分して、それに沿って経常経費については各課で努力したと。そういったもろもろの要素が結果として伸びなかったという原因ではないかというふうに考えているところです。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そういう関係につきましては説明をいただいておりますので、承知しております。

それでは、次に移ります。財政状況資料集の市町村財政比較分析表（普通会計決算）から、予算に当たっているような課題がわかるということでもあります。議長のお許しをいただきましたので、お手元に配付されております資料に基づきまして質問をさせていただきます。

資料1からは、平成24年度決算の収入における自主財源は34.5%、依存財源は65.5%となっております。歳入歳出決算の推移では、自主財源の町税が平成20年度の約25億6,000万円から平成24年度は約23億9,000万円と減っております。これはリーマンショックの影響で、平成24年度まで回復しない状況です。このため国は地方交付税をふやしてきたわけござい

ます。このことから、平成20年度から平成24年度までの依存財源が多くなっている要因であります。そこで、平成26年度の予算編成では、消費税を上げることから、国は地方交付税の特別分をやめるという方針のようです。そのような影響もあって、従来の地方交付税の伸びは期待できず、合併特例債事業が影響していることもあって、財政規模を小さくせざるを得ないという状況になっていくと思いますが、この辺のところの確認というか、見解をお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員ご指摘のあったとおり、確かにお配りいただいた資料、このとおりでございます。町税については、この表を見ますと、平成21年度から22年度にかけて現在の総額24億円に近いんですが、この年に1億4,000万円程度の町税収入の減が見られます。これについてはご指摘のとおり、リーマンショック。リーマンショックは平成20年9月で、リーマン証券が破綻したということですが、直ちに当町に影響があったわけではなく、その翌年度から所得に対する影響があり、その個人所得に対する影響をもって22年度課税にこのような影響が出たということだと分析しております。やはりご指摘のとおり、それに対する国の施策といたしまして、普通交付税の別枠加算というような言い方をするんですが、リーマンショックによる地方税減収分を交付税の中に別枠として加算するというような制度が現在に至って続いているわけでございます。

ただ、今年度、それが廃止になったというご指摘が今議員からございましたが、確かに財務省は廃止をしたいということでございましたが、総務省との協議の中で、前年に比べると金額としては国全体で約3,000億円少なくなりましたものの、別枠加算制度そのものは今年度も継続しているということでございます。

ただし、地方交付税につきましては、その別枠加算の問題もそうですけど、大きいのはやはり交付税の合併算定替えの終了でございます。これは何回も申し上げますが、平成27年度まで満額加算といたしますか、措置でございまして、28年度から平成32年度にかけて段階的にそれが減らされ、平成33年度からは、現在の規模で言うと約6億円、5億8,000万円、9,000万円現在加算されているものがなくなるということでございます。

そういうこともございまして、認識としては議員ご指摘と同じでございます。そういった認識があるからこそ、その対策といたしまして段階的削減が始まる初年度である平成28年度を目指し、目標年次として財政規模の適正化といたしますか、我が町といたしましては90億円規模が適正な財政額だろうということで、当初予算10億円削減の方針を打ち出したところで

ございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） まさに自主財源は年々落ちる状況にあるというふうなことでございます。先ほどある議員から、これからの政策課題、要するに自主財源を上げていくのにはどういう政策がいいかというようなご質問があったかと思いますが、これから長期的な産業ビジョン、新たな組織をぜひ立ち上げていただいて、町が今何ができるのか、その辺のところの調査・研究を今後していただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、資料2からお伺いいたします。経常一般財源や経常経費充当一般財源の推移では、平成21年度から平成24年度の経常収支比率が85.6%から87.2%と比較的余裕が持てたところでございます。これは、地方交付税がふえたから、こういう状態になっているというふうに思いますが、先ほど来申し上げておりますように、10億円削減に向かつては歳入である国庫支出金や地方債を減らす方法以外にはないではないかというふうに考えておりますが、この辺のところについて私が心配しているのは、さらにこれから将来に向かつて投資的経費を減らしづらいのではないかなど。減らしていくのであれば住民サービスが非常に低下するという懸念があると思いますが、この辺のところ、将来のことは言えないと思いますが、近々の課題としてお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員のお配りいただいた資料は、町の決算カードをもとにつくられたものでございます。グラフ等、非常に読みやすく見やすく整理していただいておりますが、確かに投資的経費に充当可能な一般財源というのが、経常収支比率が今後増大することによって投資的経費等に回せる分の一般財源がその分少なくなる、そういう理屈にももちろんなってくるわけでございます。決算の数値で申し上げますと、経常的経費に回す割合が経常収支比率なんです、投資的経費に充当可能な一般財源というのが、平成21年度の決算では12億3,800万円ございました。これが平成24年度の決算では8億円ということで、率で言うと35%減っている。それは山崎議員ご指摘のとおりでございます。

ただ、先ほど浅野議員のご質問にもお答えいたしました、総額としてそういった投資的経費で申し上げれば、入りが限られた、あるいはだんだん減ってくるということであれば、総額抑制という基本は避けられないということは言えると思いますが、例えば投資的経費でも、一般財源が全てでやらなければならない投資的経費だけでなく、当然特定財源のつく経

費も建設事業費等もございますので、ただ単に投資的経費ということではなくて、一般財源を投入しなければならない分を中心に財政規模に合った総額抑制であり、あるいは実施順位でありという、考え方としてはそういう順序になるのかなというふうに思います。

それと、投資的経費だけでなく、義務的経費にも削減可能なものは当然ございます。先ほどの補助金も含めてでございますが、さらにこの点については、先ほど来申し上げていますように、10億円削減計画の具体的手順の中で、そこを選択と集中という形でどう優先順位を明確化できるかということが財政の健全化ができるかというところにつながっているというふうに認識しているところでございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そういうことで健全化に向けて最大限努力していただきたいと思えます。

次に、資料3についてお伺いいたします。実質収支比率は、標準財政規模が小さい町ですと5%から8%が望ましいということになっておりまして、平成21年度は10.8%、これが非常に高くなっているというのは、町民にとってみれば、何でこんなに使わなくてお金を繰り越したのかなと疑問に思われていると思うんです。これは、合併のことだとかいろんな要因があつてこのようになっていると思いますので、その辺のことについては、余ったということでもありますので、今後、5%か8%にさせていただくような、23年、24年はかなり減っておりますので、正常な形になりつつあると思いますので、今後はさらにご努力をいただきたいと思えます。

次に、佐藤町長に財政関連の政策課題について2点伺いたいんですが、残り時間がございませんが、議会全員協議会で消防署庁舎問題の件がございました。以前から私も匝瑳市横芝光町消防組合の組合長であります佐藤町長にお伺いしたいと思っておりますので、お伺いいたします。

平成24年7月25日に総務常任委員会の視察があり、匝瑳市横芝光町消防組合、消防本部等の視察を実施いたしました。そのときに匝瑳消防署庁舎及び横芝光消防署庁舎の老朽化や耐震問題について説明をいただきました。特に、横芝光消防署庁舎の老朽化に伴う雨漏りの状況はかなりひどい状況であると思えました。そして、平成24年9月に匝瑳市横芝光町消防組合議会において、若梅喜作議員が消防署庁舎の耐震・老朽化等を取り上げ、一般質問されたと同っております。総務常任委員会による視察から1年7カ月が経過しておりますが、現在、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。これは町長にお伺いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、山崎議員がおっしゃっていただきました消防組合議会において、おっしゃられるとおり若梅喜作議員さんのほうから一般質問がございまして、そのときの組合長であります匝瑳市長太田組合長の答弁が、匝瑳市消防本部と横芝光署の両方につきましても築40年が経過しており、狭隘で老朽化をしている認識は十分承知をしておるところでございまして、これらの整備もしていかなければならない、そういうふうにお答えをして、防災・消防体制の法律的な部隊運営が可能となるようさまざまな要件を考慮してこの問題を検討していきたいというふうにお答えをされております。また、その中で私も皆さんと同様に、地域住民の安全・安心を確保するための重大なことと重々承知しており、当然進めていかなければならないことと承知しておりますので、組合長と協議しながら、なるべく早い段階で着手できるように努めていきたいというふうにお答えをございまして、それについては今も同様の考えでございまして。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。持ち時間経過しておりますので。

○12番（山崎貞一君） 大変重要なことで、町長に消防署庁舎に関して前向きなご答弁いただき、ありがとうございました。

平成26年度に入りましたら、早速横芝光町消防署庁舎の老朽化対策についての基本計画、そしてまた庁舎改築の事業化に向けた実施計画をぜひよろしくお願いたしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時30分といたします。

（午後 3時16分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時29分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（伊藤圀樹君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

[9 番議員 川島富士子君登壇]

○ 9 番（川島富士子君） 大変にお疲れさまでございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、今般、豪雪地帯ではない地域が記録的な大雪に見舞われ、落雪などで命が失われ、けが人も続出しました。被害に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今定例会は、平成26年度のスタートを切る一般会計当初予算を初め、平成25年度を締めくくる補正予算等の審議を諮る重要な定例会でございます。基礎自治体である本町の予算編成に当たっては、国の方針に基づく変化などもあり、大変ご苦労されたのではなかろうかとお察しいたします。ともあれ、いつ何が起こるかわからない昨今の中で、支え合う地域社会の実現と安全・安心の再構築に向け、これからも全力で取り組んでいただくことを切にお願いし、質問に入ります。町長を初め当局の皆様には、明快なご答弁をよろしく願い申し上げます。

初めに、町政運営の基本姿勢について、3点お伺いいたします。

1点目として、財政健全化に向けての取り組みについて伺います。

町長の新年のご挨拶の中に「昨年、平成25年度から5年間の町政運営の指針となる第1次横芝光町総合計画の後期基本計画を策定し、調和と創造・自立する町を基本理念として各種施策を展開してまいりました」とございましたが、財政健全化における平成25年度の検証と新年度の実施計画等について、取り組みをお聞かせください。

2点目として、国の経済対策のための5.5兆円の補正予算の活用について伺います。

自公政権がスタートしてから2年目に入りました。これまで経済再生と復興の加速を最優先課題として取り組んできました。景気・経済はデフレ脱却へ向けて明るい兆しが出てきたものの、中小企業を中心とした地域経済への波及はまさにこれからが正念場となります。そうした中、政府与党は、消費増税による景気への影響に対処するため、5.5兆円規模の経済対策を発表しましたが、この経済対策の活用について、どのような指示をなされたか、お尋ねいたします。

3点目として、予算編成における税制改正の見解と本町の財政及び町民に与える影響について伺います。

今、日本は、世界でも類を見ないスピードで超高齢化社会に向かっています。国は、社会保障関係費を初めとする歳出を賄えるだけの税収を確保できず、公債という形で毎年40兆円

以上もの借金をし賄っています。社会全体で支え合う仕組みを構築しなければ社会保障制度は崩壊してしまいます。また、医療、介護、年金などの社会保障全体の給付費はこの20年間で倍増し、2025年には総額約150兆円になると試算されています。そのため、去る民主党政権下で交わされた民主、自民、公明による社会保障と税の一体改革の3党合意に基づき、来月4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、その増税分は全て社会保障の安定と充実に充てられるわけですが、来年度予算案、税制改正のポイントと影響についてお聞かせください。

次に、優しさあふれる教育行政について、5点お伺いいたします。

1点目として、青少年のインターネット依存対策について伺います。

厚生労働省は、平成24年10月から平成25年3月までの間、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施し、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得、8月に調査結果を発表しました。依存の疑いが強い割合は、中学生の6%、高校生の9%で、中・高生全体では8%となり、全国の中・高生数で計算すると約52万人と推計しています。また、男女別では、女子10%、男子6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためとしています。日常生活や健康への影響は「睡眠の質が悪い」が59%と、依存がない人の2倍近くとなり、「午前中に調子が悪い」は24%と、依存がない人の3倍近くとなります。ネット依存の問題点は、昼夜逆転などによる不登校や欠席、成績低下、引きこもりなどばかりではなく、うつ症状や視力の低下など精神的、身体的な問題を招くおそれもあります。我が町の少子化と人口減少が進行する中、インターネット依存傾向は青少年の健全の育成の妨げになるとも考えられ、未来を担う若年層に対して適切な対策が必要です。今後の依存増加傾向を防止するためにも積極的な検討、お取り組みを切望いたしますが、当局のご所見を伺います。

2点目として、読書意欲を高める「読書通帳」の導入について伺います。

近年、活字離れが指摘される中、読書に親しんでもらう取り組みの一つとして「読書通帳」の導入がございます。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供たちの読書への意欲を高める効果が期待されています。現在、さまざまな取り組みが行われておる当町でございますけれども、「読書通帳」の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みであると確信いたします。先進事例等を参考にぜひ導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目として、がん教育の普及として「生きるの教室」開催について伺います。

がんに関する正しい知識を得ることが、がん医療を受ける上で基本であると言われます。がん治療の医療技術はこの30年で大きく変わり、進歩してきました。昔は、がんになると助からないと思われていた病気ですが、今は治る病気になり、今度は治る人と治らない人や情報の格差などの問題が起きてきています。つまり、がんになっているにもかかわらず正しい知識・認識がないため、適切な治療が受けられない事態を招いている人がふえている現状がございます。それを防ぐために子供のころにがんと正しく向き合い、がんの正しい知識を得ることの必要性が叫ばれています。子供たちの周りでも、親族の方ががんで亡くなっていたり、また、現在、見守り中ではありますが、子宮頸がんの予防接種などの開始など、がんは子供たちの身近な問題となってきております。そこで、全国各地で行われているのが健康教育プログラムの「生きるの教室」であります。次世代を担う子供たちに、がんの予防と治療に関する意識の啓発を通じて生きることの意義をより深く知ってもらうための事業です。講師の東大医学部附属病院の中川恵一準教授が、日本の2人に1人ががんにかかっていると厳しい現状を指摘、さらに「がんによる死亡数がふえているのは先進国では日本だけ」と述べられ、生活習慣の改善と検診の重要性を強調されています。このほか、がんを克服した人の体験報告や大切な人をがんで亡くさないために何ができるかを考え、班ごとに集約して発表するグループワークなどが行われているそうです。そこで、本町においても、大切な町の宝である子供たちの命を守る「生きるの教室」を採用すべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

4点目として、中学生への無料ピロリ菌検査及び治療の推進について伺います。

日本では、がんの中でも最も罹患する人の数が多いのは胃がんであります。その胃がんの原因は、遺伝子の異常と加齢や喫煙、ピロリ菌であり、特にピロリ菌を除菌することが胃がんを予防する近道と言われております。その上、ピロリ菌の除菌と内視鏡による除菌後の定期観察をすることで胃がんを撲滅するのも夢ではないと言われております。そこで、昨年2月のピロリ菌除菌保険適用に伴い、中学生への検査と治療を推進すべきと考えます。若年層は、先に除菌さえすれば将来にわたって胃がんはもちろん胃潰瘍など多くの胃の病気を防ぐことができます。そこで、我が町においても、思いやり健康施策として取り組むべきと思いますが、ご所見を伺います。

5点目として、デジ教科書の普及促進について伺います。

平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の

施行を機に、通常の教科書の内容をパソコンなどを活用して音声や文字で同時再生できるようにした、いわゆるデジ教科書が作成できるようになり、また、著作権法の改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、特別支援教育の現場や保護者の間で話題になっています。文部科学省の調査研究においても、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デジ教科書の普及促進への期待が高まっております。そこで、本町において、読むことが困難な児童生徒の学習支援としてデジ教科書の活用に積極的に取り組んでいくべきと思いますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

最後に、安全で安心なまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、代読・代筆支援の充実について伺います。

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず視力が低下した高齢者など、読み書きに支障ある人への支援の必要性が訴えられています。日常生活を送る上で、読むことと自己の意思をあらわすための書くことは必要不可欠な行為と言えます。しかし、視覚障害者や視力が低下した人や高齢者などには、これが十分に保障されているとは言えない状況にあります。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。そこで提案するのが、目の不自由な人を対象とした代読、代筆などの読み書き支援の充実です。国では、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に、読み書き支援サービスを行う人の養成・派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに平成25年4月に施行された障害者総合支援法の実施要項に、自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記されました。今後、潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な方への支援の必要性は一層高まると考えられます。そこで、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられる仕組みづくりの検討が必須であることから、当局のご所見を伺うものであります。

2点目として、救援機能のある自動販売機の設置について伺います。

現在、本庁舎に災害対応型自動販売機が設置されております。これは大規模災害発生時に被災者に飲料の供給が円滑に行えるよう自動販売機内の飲料を無料で取り出すことができるものですが、決して十分であるとは言えません。ふだんは通常の自動販売機として機能しているわけですが、この災害対応型自動販売機は、平成23年3月11日のあの東日本大震災において極めて有用であったということでございます。今後、とりわけ公共施設への設置拡充を切望いたしますが、いかがお考えかお尋ねし、私の最初の質問といたします。

[9番議員 川島富士子君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私のほうからは、町政運営の基本姿勢についてのご質問にお答えし、その他のご質問につきましては、教育長並びに各担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いをしたいと存じます。

それでは、町政運営の基本姿勢についてお答えをいたします。

初めに、財政健全化に向けての取り組みについてでございますが、財政健全化は、地方自治体の運営にとって、とりわけ重要な課題でございます。当町の財政指標等を全体的に評価してみると、昨年9月定例議会で報告させていただいた平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率が問題のない内容であったことから、地方債現在高は増加しているものの、財政の健全化は維持できているものと認識をしているところでございます。

合併以来の取り組みといたしまして主なものを申し上げますと、歳入では、主たる自主財源である町税について、納税環境の向上や納税体制の強化に努めたこと、また、町債については、借入額を極力抑制するとともに財政的に有利な起債を借り入れるよう努めたこと等でございます。

一方で、歳出では、町職員定員管理の適正化、事務事業の統廃合、補助金の見直し、指定管理者制度の導入、給食センター調理業務を初めとした民間委託の推進、時間外勤務手当の抑制などに努め、また、予算編成については、いわゆる枠配分方式を採用することで経常経費の抑制を図ってまいりました。

この結果、一般会計の積立金現在高は、平成18年度末に27億2,979万2,000円であったものが、平成24年度末では33億9,852万1,000円と、6億6,800万円以上増加をしているところでございます。

その一方で、一般会計の地方債現在高は、平成18年度末に85億5,324万6,000円であったものが、平成24年度末では118億696万8,000円と、32億5,300万円以上増加しております。これは、普通交付税の振り替えとして発行される臨時財政対策債（普通交付税算入率100%）や、合併により特に必要となった事業の財源として合併特例債事業（普通交付税算入率70%）などを借り入れることによるためでございます。

今後は、急速な少子高齢化の影響により福祉関係や保健関係などで扶助費が増大すること

が予想されるほか、耐用年数を迎つつある社会資本・施設の老朽化も懸念されます。さらには、普通交付税の合併算定替え（平成24年度では5億7,250万6,000円）が平成28年度からは段階的に減少し、平成32年度で終了することから、行財政の効率化は急務ととらえ、「次世代のために 聖域なき行財政改革 当初予算10億円の削減に向けて」とする方針を打ち出したところでございます。次世代に健全な財政を引き継ぐためにも、歳入をより確保すること、同時により踏み込んだ事務事業の見直しや、徹底した行政の効率化・スリム化を図ることが、今こそ必要であると考えております。

次に、国の経済対策のための5.5兆円の補正予算の活用についてでございますが、平成25年度の国の補正予算第1号が「好循環実現のための経済対策」を実施するため、平成26年2月6日に成立をいたしました。当町では、本補正予算を積極的に活用して経済対策の効果を実現するため、平成26年度当初予算計上を予定していたところの日吉小学校屋内運動場改築事業を、本年度3月補正予算に前倒しして組み替え計上し、今議会に提案をさせていただきました。

また、国の補正予算第1号では「がんばる地域交付金」、いわゆる地域活性化・効果実感臨時交付金が予算額870億円で創設されました。この交付金は、アベノミクスによる景気回復の効果を全国に波及するため、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても、地域活性化に取り組めるよう支援するもので、基本的には平成24年度の国の補正予算で創設された「地域の元気交付金」と同じ枠組みで、建設事業債の対象となる地方単独事業等に充当できます。

なお、「がんばる地域交付金」の実施計画が具体的なものとなりましたら、平成26年度補正予算で計上する予定でございます。

最後に、予算編成における税制改正の見解と本町の財政及び町民に与える影響についてでございますが、当町の財政に大きく影響する平成26年度の主な税制改正といたしましては、消費税の5%から8%への引き上げが挙げられます。消費税改正は「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であるとしており、少子高齢化の影響を受け、今後も扶助費の増加が見込まれる当町といたしましても、必要な措置であると考えております。この影響額として、歳入では地方消費税交付金の増収分として4,300万円を見込み、全額を社会保障費へ充当しております。

また、森川議員の一般質問でもお答えしたとおり、今回の消費税率改正に伴いまして、町

の手数料や使用料のうち、6条例で定めたものについて改正を行い、これによる影響額は約852万円と見込んでいるところでございます。

今後とも、財源確保に取り組むとともに、町民サービスの低下を招かないよう努めてまいりたいと思います。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員からの、優しさあふれる教育行政についてのご質問のうち、特に指名をいただいたようでございますので、デイジー教科書の普及促進についてお答えをしたいと思います。

先ほど質問の中にもありましたけれども、平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法が施行されました。このデイジー教科書は、バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキスト画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にしたというもので、マルチメディアデイジー教科書というものの提供を始めたというものでございます。

デイジー教科書を申請するには、児童生徒の名前、学校名、学年、保護者の名前、連絡先、希望する教科書の教科、出版社などを申請用紙に書きまして、日本障害者リハビリテーション協会を通じて行います。申請が受理されますと、ダウンロードは無料だということと、もしくは、有料にはなりますが、CD-ROM化されておりますので、CD-ROMの郵送による提供がされるというものでございます。配布対象は、児童生徒ということであったわけですが、ここのところへ来まして、指導する教師への配布も可能となったというものでございます。

利用者数は、日本障害者リハビリテーション協会によりますと、現在、約1,000人が使用しており、年々、徐々に増加しているというところでございます。しかしながら、現在、町内の教育委員会管轄の9校では使用例がございません。また、近隣の小・中学校、管内の特別支援学校等にも調査させていただいたんですが、現在まで使用実例はないというところでございます。

文部科学省は、デージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について、現在、実証的な調査・研究をしておるということでございますので、その結果を踏まえて、今後、調査・研究をしたいというふうを考えております。

なお、デージー教科書は、議員もご存じのように、教科書の無償給与の対象ではないということでございますので、教科書採択は必要としません。ですので、就学指導とか特別支援教育等々、これだけではないんですが、読むことが遅いとか疲れてしまうという子供について等もありますが、そういうような子供たちへの情報提供ないしは教員等への情報提供はさせていただきますかと思っております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、川島議員からの、優しさあふれる教育行政のご質問のうち、青少年のインターネット依存対策についてと中学生への無料ピロリ菌検査及び治療の推進についてお答えをさせていただきます。

まず、インターネット依存対策についてですが、青少年全体を網羅する対策、また、精神疾患的依存症対策は、町の教育委員会としては講じておりません。つきましては、義務教育課程における情報教育の中でインターネット依存の未然防止に関する内容について答弁をさせていただきます。

中学校教育では、教科書にはインターネット依存対策の直接的記述はありませんが、技術分野の2学年で行う「コンピュータの活用」の「情報モラル」の指導の中で、インターネットはコミュニケーションツールとして便利である反面、現実的な問題として、使い方を間違えますと個人情報侵害されたりするなど危険性があることを中心に指導をしており、その際には、使い過ぎによる健康被害、要するにインターネット依存に陥る可能性があることも指導をしております。

さらに、学校では、パソコン上からのインターネットを情報教育として行っておりますが、携帯電話によるインターネット依存は最も注意しなければならないところであるものの、携帯電話は原則的に学校への持ち込みは禁止となっております。そこで、家庭でのルールやマナーづくりが必要であり、各中学校では、保護者宛文書発信や保護者の皆様がお集まりの機

会に、インターネット依存に触れたお話を何度か実施をしたというふうに聞いております。

現在のところ、児童生徒がインターネット依存になったという報告はございませんが、これからも引き続き各学校での情報教育等の機会にインターネット依存について指導するよう、改めて学校へ依頼したいと考えております。

続きまして、中学生への無料ピロリ菌検査及び治療の推進についてお答えをいたします。

このご質問につきましては、川島議員からは平成25年6月議会の一般質問の際に「ピロリ菌胃がんリスク判定」の導入についてご質問をいただきまして、健康管理課長から「いろいろな課題もありますことから、今後、調査・研究をしていきたい」というふうにお答えをしたところでございます。町の教育委員会といたしましても、さきのお答え同様になりますが、学校保健としてその必要性から考えてみたいというふうに思っておりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 私からは、優しさあふれる教育行政についての2番目、読書意欲を高める「読書通帳」の導入についてお答えさせていただきます。

初めに、学校における読書活動の背景について若干触れます。

読書好きの児童生徒がより多く生まれるように、各学校では「朝の10分間読書」の奨励や、読み聞かせボランティアなどを募集・確保し、読書活動の充実を図っております。

なお、図書館としては、その活動を支援するため、配本を積極的に進めるとともに、読書指導員を確保し、図書室の整理整頓、案内等にかかわってきております。

次に、図書館の現在行っている活動を申し上げますと、子供たちの読書推進活動の一つとして「友だち50冊できるかな？」という活動をしております。これは、図書館司書が小学生に読ませたい本を50冊選定し、お薦めの本として読んでもらおうとするもので、本のタイトルや作者名、ジャンルを記載したリーフレットを小学生全員に配布しています。リーフレットは、学校名、学年、氏名を各自で記入するほか、低学年の児童にも無理がないよう、読み終わった本のタイトルに丸印をつけ、読み終わった日を記入するだけの簡単な形式としております。

お薦めの本は、図書館と各学校図書室の両方に用意していますので、どちらでも利用することができます。また、選定した本を読み終えた児童には、学校を通じ、メッセージカード

としての表彰状を交付するようにしております。

このように「友だち50冊できるかな？」の活動は、読む本が限定されたり、感想を記入する欄がないなどの違いはありますが、まさに「読書通帳」と同様のものと認識しております。今後も、この活動を継続する予定であり、また、各小・中学校で実践している読書推進活動を支援し、子供たちの読書意欲向上を図っていきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 早川典男君登壇〕

○健康管理課長（早川典男君） 川島富士子議員の大綱2点目、優しさあふれる教育行政についての、がん教育の普及として「生きるの教室」開催についてお答えさせていただきます。

「生きるの教室」は、製薬会社の主催により、東京大学医学部附属病院の緩和ケア診療部長の中川恵一氏が講師を務める、中学2年生を対象とした訪問授業であります。授業時間は約100分、授業内容は中川氏の講演のほか、「生きる」をテーマとしたビデオ鑑賞、生徒によるディスカッションとなっており、生徒が正しくがんを理解し、家族間の話題のきっかけづくりとなり、健康や命の大切さの理解が促進されたとしています。

一方、時間の経過とともに生徒の意識・行動は若干低下し、継続したがん教育の重要性が示唆されておりますが、「生きるの教室」は全国で年間3校の実施ということであり、極めてハードルが高く、継続性という点でも難しいと思います。

がんは、日本人の死因別順位が第1位であり、当町におけるがんの死亡率は、県や山武郡管内市町と比較しても高い値となっております。がんによる死亡者数を減少させるためには、検診はもとより、がんに関する教育も非常に重要であると思っております。しかしながら、現在は中学校の保健体育でわずかに触れられているだけと聞いております。

平成24年6月に示された「がん対策推進基本計画」では、がんの教育・普及啓発の個別目標として「子供に対しては、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきかを検討する」と定められました。また、千葉県では「市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずる」としております。このようなことから、「生きるの教室」のような特

別な授業は、秋田県が実施したように、県が主体となり、がん教育のノウハウを市町村に広めていくことが効果的であると思います。

現在、当町では、各地区や各種団体の会議等でがんに対する知識の啓発や検診の勧奨を行っておりますが、今後、教育委員会と協議しながら、学校でのがん教育の普及を推進してまいりたいと考えております。

〔健康管理課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは、安全で安心なまちづくりについての1点目、代読・代筆支援の充実についてお答えをさせていただきます。

視覚障害者の方に対する代読・代筆のサービスを行うことは、誰もが等しく読み書きをする権利を保障する観点から重要であると認識をしております。

現在、在宅時の代読・代筆のサービスにつきましては、障害者総合支援法における居宅介護の家事援助サービスの中でご利用いただけます。また、外出時の移動時には、同行援護サービスの中で移動に必要な場合の情報支援に限定して代読・代筆サービスがご利用いただけます。

平成26年3月1日現在で町内には48人の視覚障害者がおり、このうち家事援助や同行援護サービスを受けている方は5名でございます。町といたしましては、こうした状況を踏まえ、視覚障害者の方が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、日常生活における代読・代筆の中には、議員ご指摘のとおり、プライバシーの確保が問題となる事案が想定されますので、こうしたことに対応できる専門支援員の養成につきましても、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員からご質問のございました大綱3点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、（2）の救援機能のある自動販売機の設置についてお答え申し上げます。

救援機能のある自動販売機といたしましては、AEDを搭載したものや、通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作により、自動販売機上にある電光掲示板に災害情報を流すもの、災害や緊急事態の発生で停電となった場合でも、管理者のキー操作により非常電源から必要な電力を供給し、自動販売機庫内の商品を搬出する機能を持つものなどがございます。

当町でも、災害発生時等において、避難所に救援物資が届くまでの対応策として有効であると考え、役場庁舎内の飲料水自動販売機の設置更新をするときには、町が予備鍵を保管し、災害発生時には約48時間、自動販売機内の飲料水を無償で提供することを条件に行政財産の使用を許可しております。そのほかでは、しおさい公園や健康づくりセンター「プラム」においても、救援機能のある自動販売機を設置しております。

今後とも、飲料水の自動販売機の設置更新の際には、積極的な導入を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を、時間がないので、ちょっと早口になりますけれども、よろしく願いいたします。

再三、多数の議員さんからこの予算の心配、また財政健全化の心配等の質問がございましたので割愛してもいいところでもありますけれども、あえて何点かお伺いしたいと思います。

たくさん質問は用意したんですが、まず、私も考えた中で歳入確保と歳出削減策、これがとにかく重点課題ではなかろうかというふうに思いました。歳入確保では、町税徴収率アップの具体的な方策や公共料金の見直し、町有剰余資産の売却・貸し付け、また、PRE戦略、広告料収入の拡充、寄附金制度、ふるさと納税等の拡充などの取り組みの強化を訴えたいところでもあります。

また、歳出削減策では、先ほどからありました人件費の抑制や適正化、また、病院の経営健全化、これはもう必須であると思います。また、徹底した事務事業の見直しの中でありませけれども、ぜひ企画財政課長にお願いしたいことは、金額でなく、どうしても必要な施策は本当によくよく検討して、安易に切らずに残していただきたいと思っております。

時間がないので、25年度の検証の上で26年度に廃止した事業と事業費、理由を後ほどいただければと思います。

ここで、町長にお聞きいたします。プライマリーバランスの財政健全化目標、2020年度までに黒字化、その他の債務残高対GDP比の安定的な引き上げを目指すという観点のご決意をお聞かせください。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） プライマリーバランスと申し上げましても、当町の場合は地方交付税の比率が極めて高い中でやっておりますので、完全なバランスをとるのはなかなか難しいと思いますが、一步でもそれに近づくよう日々努力を重ねたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 公会計制度に取り組んでいる自治体というのは、私は、千葉県内、まだまだそんなに多くないんじゃないかという認識でいるんですけど、企画財政課長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今、町長が答弁しましたプライマリーバランスも含めて、公会計制度による貸借対照表ですとか、資金収支計算書ですとか、そういったものについては当町については既に導入をいたしまして、昨年12月議会終了後にもご説明したところでございます。その方式も、標準方式という方式と、総務省方式といって若干簡略型の方式があるわけですが、当町については当初から標準方式を使っているの分析をしておるところでございます。

この公会計というのは、私自身も含めて非常に難しいというか、ちょっとピンと来ないといえますか、非常になじみのないような言葉もあるので、それを一般家庭にわかりやすく例えて説明したところでございますが、周辺町村ではまだまだ導入していないところもあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） そのように私も認識しておりましたので、当町は本当に全てにおいてきちんと、国の流れに沿って早目早目に取り組んでいるという印象を私は持っておりましたので、そういった姿勢というのは非常に大事なことであろうと思いますし、これからもぜひ若い人たちにそういうふうな流れをつくっていただければと思います。

そこで、財政に強い、また、財政にお詳しい副町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、

今、企画財政課長からありました公会計制度、私の認識では基準モデルと総務省の改訂モデルと2つあって、うちの町は基準モデルをとって公表しているというふうに認識しておりますが、今、全国まだまだ少ないんですけれども、東京を中心に東京都方式ですか、江戸川区とか町田市とかが新公会計制度に移行している。そこの一端をまだまだ私も勉強してみたいと思っているんですけれども、うちの町に何が必要で、何が必要じゃないか、部門部門でもっと詳細に分類して調査、研究、検討できるというようなモデルだというふうに思うんですけれども、そこのところをもしおわかりになれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 久本副町長。

○副町長（久本 修君） 私も実はご指摘の件を余り詳しく勉強したことがないんですが、いずれのモデルにいたしましても、つくるのはいいんですが、それをどういうふうに活用していくのかというのが議員ご指摘の点だと思います。その点については、当町も含めまして各自治体、まだまだ不十分なところがあるかと思えます。したがって、新たな方式等を含めまして、つくったものをどのように生かしていくかという観点で今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひこの新公会計制度を公会計制度より一步踏み込んで研究、勉強していただければと思います。これによって多分、職員の皆さんの、専門の人だけが企画財政じゃなくて、全体の部署部署でBSとPLと、バランスの中身の研究にもうちちょっと深く入り込んでいけるのではないかなというふうに思っておりますので、このところ、なぜ江戸川区とか町田市が新公会計、確か新宿区も基準モデルだったと思えますけど、徐々に新公会計制度に移行しているというところも、千葉県先駆して、まだ千葉県ではないと思えますので、勉強していただきたいと思いますし、これをやることによって、もっともっと財政健全化の深いところに切り込んでいけるのではないかなというふうに思っていますので、うまく言えませんが、本気でやるのなら、このところをぜひご研究いただきたいと思います。

それと、25年度の補正予算でありますけれども、今回、日吉小学校が前倒しで計上されましたけど、あと残るは南条小学校でしょうか。どうでしょう。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 南条小学校の体育館が耐震基準に合致していないことがあって、計画は今のところ再来年度に考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長のおっしゃることは予定どおりの流れだと思います。当初から27年度までということで再三伺っておりましたので。ただ、国が東日本大震災後、首都直下とかいろんな災害を見通して早目に早目に予算をつけてくださって、自公政権になってまた予算をつけてくれて、私、すごいなと思ったのは、鎌ケ谷市が全校、前倒しで今回予算をとったということで、そうすると100%になるということで鎌ケ谷の議員さんから伺いました。こういった予算の確保というか、段階ってあると思いますけど、国がそういうふうに予算をつけるというところで、しっかりと着目して、教育の耐震の施設だけじゃありません。福祉にしてもそうです。25年度、ただ締め切りが手挙げ方式で、いついつまでといった予算措置が多いので、つい見逃したり準備ができなくて手を挙げられなかった事業というのはたくさんあると思うんですけど、そういったのをトップである町長から職員の皆さんに、真剣になって取り組んで手を挙げてほしいということをぜひ進めていただきたいというふうに思いました。

それと、予算編成における税制改正の見解のところでありますけれども、負担軽減策として支給される臨時福祉給付金や臨時特例給付金も実施主体は市区町村であります。どちらの給付金も、受け取るには申請手続が必要であります。また、対象者全員にきちんと周知しなければなりません。ある自治体から、低所得者への臨時給付金は課税情報の守秘義務により対象世帯に確実に通知できないとの声が上がっており、我が党の石井政調会長が国会で質問し、税務課の業務として周知する方法が示されました。ほかにも課題があるかもしれませんが、広報の体制や申請・審査の方法など一つ一つ確認し、準備をされることと思いますけれども、厚生労働省では、多くの自治体が6月ごろから申請を受け付ける見通しとのことで発表がありました。できるだけ早く対象者に給付金が届くよう万全の準備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 實川福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 議員ご指摘のとおり、今、福祉が所管として準備を進めております。対象者は、申されたとおり、この申告を受けて課税が固まってからの対象者の把握になりますので、それにつきましては国のほうの方針に沿いまして、これから遅滞なく進めますので、ご了解をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません。時間がありませんので、要望させていただきます。

インターネット依存のところでありますけれども、本当に前向きなご答弁ありがとうございます。課長、この間、フジテレビのニュースで放映しておりましたけれども、子供たちの間でスマホ急増の中でネット安全対策であるフィルタリングが低下して危惧されているという話がありましたので、ここのところもあわせて保護者の皆さんに周知をしていただきたいと思います。

また、社会文化課長、4月23日、何の日だったかご存じですか。「子ども読書の日」であります。ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

「生きるの教室」でありますけれども、健康管理課長、ご答弁ありがとうございました。これにかわるものとして、中川恵一東大準教授が監修して日本対がん協会が作成した短編アニメDVD「がんちゃんの冒険」というのがあります。これを活用して、がんの正しい知識を学習した後に保健師による説明の授業で、これにかわるものとして取り組んでいる自治体が全国結構あるようでありますので、ご研究をしていただきたいと思います。教育長、ぜひ前向きによりしくお願いしたいと思います。

あと、ピロリ菌でありますけれども、岡山県の真庭市で昨年8月から中学2・3年生を対象にピロリ菌の抗体の有無を調べる検査を無料で開始しました。市民の要望に応じて市の予算に事業費として約58万円を計上し、それ以降の精密検査や治療にも補助金が出て、低額で受けることが可能になったということでもあります。こうした本当に子供たちの健康を考えている自治体もありますし、何よりも町長、高校2年生まで医療費を無料化するわけですから、うちはかからないわけです。ですから、病気になった人だけ医療かからないよではなくて、みんなに公平に、また事前に、将来の医療費削減につながるわけですから、ここのところもぜひ研究を、岡山県真庭市がもう既に始めているわけですので、研究していただきたいと思います。

あと、自動販売機、いろんなタイプがあるということで課長のほうで調べていただき、発表していただきました。飲料水等の自動販売機の設置場所の貸し付け収入というのは、どのくらい見込んでいるのでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まことに申しわけございません。調べておりませんでした。行政財産使用料ということで徴収しております。使用料は、役場庁舎の自動販売機の場合、

年額といたしまして1台5,080円ということで現在契約しております。このほかに電気料相当分ということで売上の25%とか、売上に応じた金額を電気料相当分として計上しております。役場庁舎で申し上げますと、それ掛ける台数分ということになりますので、今、5台、使用料としては1台5,080円掛ける台数分ということで回答とさせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 時間がないので、最後に企画財政課長、たかが自動販売機、されど自動販売機で、町民の命も守れば、町の財政も守る自動販売機であります。本当に身の丈の財政って、きょう、私の大好きな言葉が企画財政課長のお口から聞けましたけれども、この何事も身の丈というのはすごく大事なことだというふうに私自身も自分に言い聞かせております。

栃木県的那須塩原市は、観光地であって、また特別なのかもかもしれませんが、市の施設に設置48台。ここは売上マージンを受け取らないで、設置工事などの初期費用や維持費用を負担しない方法をとっているということでもありますので、ぜひこういうところもご研究いただきまして、少しでも町民の皆さんに、また周知もはっきり。設置があったの知らない人も結構おりますので、周知もしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月7日から3月13日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月13日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月14日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時29分)

3 月 定 例 会

(第 3 号)

平成26年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月14日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号の質疑、討論、採決
消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号の質疑、討論、採決
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号の質疑、討論、採決
横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号の質疑、討論、採決
横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 6 議案第6号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 7 議案第7号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第8号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第9号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第10号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第11号の質疑、討論、採決
平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第12号の質疑、討論、採決
平成26年度横芝光町一般会計予算について

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号の質疑、討論、採決
平成 2 6 年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号の質疑、討論、採決
横芝光町監査委員の選任について
- 日程第 2 0 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	鈴 木 和 彦 君	2 番	齋 藤 順 一 君
3 番	浅 野 孝 男 君	4 番	杉 森 幹 男 君
5 番	森 川 忠 君	6 番	五 木 田 平 和 君
7 番	川 島 仁 君	8 番	若 梅 喜 作 君
9 番	川 島 富 士 子 君	1 0 番	鈴 木 克 征 君
1 1 番	野 村 和 好 君	1 2 番	山 崎 貞 一 君
1 3 番	伊 藤 囀 樹 君	1 4 番	川 島 透 君
1 5 番	鈴 木 唯 夫 君	1 6 番	八 角 健 一 君
1 7 番	川 島 勝 美 君	1 8 番	越 川 輝 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院 事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開議の宣告

- 議長（伊藤囿樹君） 肌寒い3月中ということではありますが、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

- 議長（伊藤囿樹君） 日程に入るに先立ち報告します。
本日、民生文教常任委員会委員長から、陳情第1号について、お手元に配付のとおり審査の結果報告書の提出がありましたので、報告いたします。
-

◎議案第1号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤囿樹君） これより日程に入ります。
これより議案審議を行います。
日程第1、議案第1号 消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。
順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（伊藤囿樹君） これにて質疑を終結します。
原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（伊藤囿樹君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤囿樹君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第2、議案第2号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第3、議案第3号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） これは光第二児童クラブを設立するということだと思いますけれども、予定の人数と指導員についてわかりましたら。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 光第二児童クラブは、19名以下の小規模施設として開設いたします。実際入所する者はこれからの事務手続になりますが、予定としては13名程度かなというふうに考えています。

それと、指導員につきましては、小規模であっても複数必要ですので、2名体制という指導員配置をしたいというふうに考えます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第4、議案第4号 横芝光町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 第2条の委員は、次に掲げる者から委嘱するということになっていますが、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者、具体的にわかれば。その3点。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 現在もこの選出区分の方々からお願いしているところでございます。まず、学校教育及び社会教育の関係者でございますが、まず学校長が1名加わっていただいております。それから、文化財の審議会の代表、文化協会長などです。次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、青少年相談員の代表、それから子供会の代表、それらが該当になります。あと、学識経験については、現在4名の方々をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 要するに今までと何ら変わりがないということですか。

先ほどお聞きしますと、PTAの関係というのはどなたもいらっしやらないということに

なっていますが、そういう理解でいいですか。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） そのとおりでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 何ら変わりがないのに、どういう理由でこれを制定したのかの理由がわかれば教えてください。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 現在の条例には、この選出区分が明確に示されておりませんでした。ただ、上位法を参酌して委嘱しなさいということにはなっておりましたので、それに基づいて今まで委嘱していたものでございます。今回については、明らかにその条例の中で選出区分を明確にしなさいということで、今回に至ったわけです。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第5、議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 平成25年補正つづりの20ページ、2款1項1目備品購入の詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤囿樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） ただいまのご質問でございますが、この備品購入費につきましては、さすまたの購入ということを予定しております。これは、庁舎内への不審者の侵入、こういうものへの対策用の防犯器具として、さすまた20個ほどを購入したいと、それを各課に配置したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤囿樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

この部分につきましては、平成25年12月の一般質問で、私、齋藤順一が私の目指すものの一つ、安心・安全なまちづくりより質問した中で、役場への不審者の対応、対策、態勢はという質問と、不審者対応の防具の特殊警棒とかさすまたとか盾とか、備えはあるのかということで、今、これは非常に重要な問題で、よくこの部分について、自分の身を守るということは大切だと言われまして、よく補正を組んで即対応していただけたということは非常に素晴らしいなというふうに感じています。

何も要らない、命も要らない、金も要らないという偉人もいますけれども、命は大切ですので、ぜひそういう形でありますけれども、非常に対応が素晴らしいという感じております。

あと、備品等の各課にと言いましたけれども、何本ぐらい買ってどういう形で、どんな状態でさすまたを使っていくかという、フロントから見てあるいは窓口から見て、どういう状態で置かれるというふうに考えておりますか。

○議長（伊藤囿樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 今予定しております購入の数量としては、20個ほどを考えておまして、これを各課にということですが、もちろん出先の機関等も含めてそれぞれに配置したい。そしてまた、配置する場所については、それぞれ事務所の形状等によっても違いがあると思いますが、少なくとも入り口の近くではなく奥のほう、職員側がすぐにとれるような場所に配置しておく、という形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤囿樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうもありがとうございます。

置くだけで、よく備えあれば憂いなしと申しますけれども、抑止力にもなると思いますので、さすまたに限らず、余り過度に防護というのはいかがなものかと思っておりますけれども、そ

れなりに自分の身は自分で守るといような形は大切だと思いますので、よく対応してあげがとうございました。

終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 資料の26ページ、2目の老人福祉費ですけれども、光楽園老人ホーム外階段に対する助成、これが900万円とありますけれども、全体のどのぐらいの率で支給されたのか、それをお伺いします。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 津波の避難階段につきましては、100%ということでございます。

〔12番議員「わかりました」と発言〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 冒頭、先日の総務常任委員会の予算委員会において傍聴させていただきまして、最後に若梅委員長から、当初予算からだんだん補正が膨らんで、最終的には結構な歳入になるということで、その話を伺っていて、平成25年度の当初予算から今期の補正予算が108億7,720万8,000円ということに上がっておりますけれども、ちなみに平成24年度の3月補正予算は、106億1,917万2,000円でありました。国からのいろんな事業の減らし方、また緊急性のあるもの、いろんな状況で、予算というのは最後までわからないというのは、よくあることでわかることでありますけれども、ですが先日の一般質問でも聖域なき行財政改革ということで、町長の思いに職員の皆さん一同が心を合わせて10億円削減に向けてスタートを切ったわけでありまして、本当に本気になってやっていただきたいということ、まずもって町長にお願いしたいと思っておりますけれども、一言お願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 次世代のためということで、本気になっていかなければならない不
退転の年で、これからも財政改革に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、概要の中で何点か、事前の全員協議会の席上で、担当課長からご説明いただいたんですけれども、ちょっと聞き漏らしがあって、再度同じ質問を伺うかもしれませんが、ご了承いただきたいと思っております。

14ページの一番下の町民農園使用料、フタバ保育園に伴う終了に伴うものだと思いますけれども、2万8,000円減額の詳細、これというのは何でしょうか。未収金なんでしょうか。ちょっと意味がわからなかったので教えてください。

それと、15ページの臨時福祉給付金、また学校施設環境改善交付金、地域の元気臨時交付金、これは条例としては上がらないのでしょうか。

17ページ、土地売却収入7件、これの詳細をもう一度教えてください。

その下の一般寄附金のふるさと納税の詳細。

18ページ、延滞金、町民税延滞金、固定資産税延滞金、軽自動車税延滞金、それぞれ何件あって、悪質なものはあるかどうか。それと、その下の給食費、滞納繰越分が何件あるか。そして、一番下の給食センター再生資源売却収入の中身。

19ページ、緊急防災・減災事業債、避難タワーと外階段のことだと思いますけれども、ここで聞くべきかどうかはわかりませんが、避難タワーを命山にご検討するお考えはないかどうか。

それと、先ほど条例と言いましたけれども、26ページの臨時福祉給付金事業を同じく。そして、29ページの上堺小学校児童クラブ運営事業、これは上堺会館の工事なんでしょうか。定員をどのくらいふやすのか、詳細をちょっと聞き漏らしたと思いますので、教えてください。

30ページの……

○議長（伊藤罔樹君） 川島議員、マイクを寄せてお願いします。

○9番（川島富士子君） 30ページの一番下の環境美化推進事業の備品購入費の詳細。

それと、31ページの一般廃棄物山武郡市環境衛生組合とありますけれども、光といまでもって別々でありますけれども、今後の見通し。

それと、37ページの消防団活動費、国の昨年12月に法改正があったと思いますけれども、消防団費の団員の報酬の引き上げの検討はなされているかどうか。

そして41ページ、文化会館の修繕料、この内訳を教えてください。

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） まず資料の14ページの町民農園の使用料の減額の件でございますが、先ほど議員のほうからもお話がありまして、既にご案内のとおりあそこに私立の保育園が入ることになります。それで、現在町民農園の貸し出しをしている方々については、平成25年12月末をもちまして契約のほうは終了とさせていただきます。というのも、こと

しに入りましてから、その建設の関係で何かと支障があるということが予想されましたので、契約については昨年の12月末で終了したところでございます。その3カ月分の見込みが減ったものでございます。

それから、41ページの文化会館の維持管理事業の件でございますけれども、これは電気保安協会のほうから指摘がございまして、漏電遮断器の修繕が必要となったものでございます。それに伴う修繕額の補正でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私のほうからは、ご質問のございました地域の元気臨時交付金等、これを条例化する件についてということでございますが、これにつきましては、もう既にご承知と思いますが、地域の元気臨時交付金については、国の24年度の補正予算で、地域活性化に資するためということで創設された交付金でございます。具体的には、本年度体育館の大規模改修事業、あるいは図書館の空調設備の機能回復工事等に総額1億949万円という規模で充当させていただいたものでございます。これは、今申し上げましたように国の補正措置でございますので、町の条例化云々という手続をとっておりません。

続きまして、ご質問がありました、予算書17ページ、歳入の財産収入、土地売払収入の詳細、それとふるさと納税の詳細ということでございます。簡単に申し上げます。

土地売払収入については、ここに記載いたしましたように総額539万円の補正でございます。件数につきましては7件、土地の筆数が10筆、面積でいいますと2,500平米弱でございます。主なものとしたしましては、北清水地先の工場敷地内がございます公衆道、水路が実際工場と一体として利用しているということから、要望に基づいて払い下げを行ったもの、その他でございます。

ふるさと納税につきましては、ここに316万5,000円記載させていただきましたが、本日現在で10件のふるさと納税、貴重な寄附をいただきました。その中には、1件300万円の寄附をいただいた方も含めまして、10件で322万円ほどの調定でございます。当初予算措置した分と不足分を、今回計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 町税の延滞金でございますが、件数につきましては、申しわけございませんが手持ち資料がございませんので、算定した根拠をご説明させていただきます。

町民税につきましては、予算額25万円でありましたが、12月末で既に175万円ほど入っております。今後の見込みを加味しまして157万円の補正予算と。

それから固定資産税につきましては、当初35万円のところ12月末で161万円ほども入っております。そこで、3月までの見込みを加味して128万9,000円を補正させていただきました。

軽自動車税につきましては、当初2万円の予算でございましたが、12月末で17万円ほど入っております。これから3月までを見込みまして、16万1,000円の補正をさせていただきました。

この中に悪質な滞納者はいるかということではありますが、確かに悪質な滞納者は中にございます。そういう方については、差し押さえ等をしまして本税と延滞金という形で額が大きくなっているかと思えます。

以上であります。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私のほうからは臨時福祉給付金につきましてご質問がありましたので、ご説明したいと思います。

まず歳入でございますけれども、15ページです。国庫支出金14の2項1目でございます。臨時福祉給付金事務補助金677万8,000円です。それと、歳出も関係がございますので、お願いしたいと思います。26ページになります。

一番上の段に臨時福祉給付金の給付事業ということで計上させていただいております。これにつきましては、議員もご存じのとおり、来年度臨時福祉給付金の支給が予定されているわけでございますが、今年度におきまして事務費をまず計上いたしまして、それに伴って来年度の支給に備えるというものでございます。歳出の内訳でございますが、職員の人件費、時間外でありますとか、電算システムの委託等の費用といたしまして、この677万8,000円を計上してあります。当然、全て国庫補助金がつきますので、それを歳入に計上したものでございます。

なお、今後の見込みでございますが、26年度におきましては、まだこれは当初予算には計上してございません。補正で対応する予定となっております。今の段階では合計で約8,700万円程度の補正を見込んで、来年度に執行する予定であります。なお、支給の見込みにつきましては、8月いっぱいぐらいの支給の事務に合わせて、今後準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、補正予算書の18ページになりますが、20款6項1目の学校給食費の中の滞納繰り越し分でございます。子供たちの人数にしまして312名、世帯数にしますと264世帯、額で900万円程度の過年度分の滞納繰り越しがございます。

続きまして、1目の雑入の中の、これは最終ページになりますが、給食センター再生資源売払収入というのがありますが、これは給食用の食材を納品する際に、梱包されておりました段ボール等を有価資源として売り払った際の収入でございます。

続きまして、歳出のほうで29ページ、ちょうど中段になります。学童保育費の中の上堺小学校児童クラブ運営事業の工事請負でございます。これにつきましては、プレイルームのPタイルをクッション性のあるものに張りかえる、Pタイル、硬い材質の床材を、もう損傷が激しいので、それをクッション性のある床材に早急に張りかえます。それを終わって平成26年4月から、現30名定員を40名定員に拡大したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは私のほうから、19ページのところで津波避難タワーを命の山に検討の予定はあるかということですが、担当課の意見として申し上げさせていただければ、想定される場所としては、恐らく元のこどもの国の跡地とか、ああいう広い土地になるかと思いますが、基本的には海に向かって逃げる形になりますので、担当課の意見を述べさせていただければ、津波避難タワーを整備させていただきたいというのでございます。

次に、30ページの備品購入の内容ということでございますが、これは小型家電リサイクルの対応を、この4月1日から匝瑳環境のほうでも行いますので、それに合わせまして小型リサイクル回収ボックスと、携帯クラッシャーを1台ずつ購入する予定でございます。

次に、31ページの一般廃棄物、これ2つの環境衛生組合でやっておりまして分かれているということで、8年たちますが、その見通しということでございますが、これにつきましては協議を進めさせていただいておりまして、匝瑳環境のほうから、横芝光町が抜けるときには山武の環境衛生組合に入れていただくというような方向で、今話し合いが進んでおります。

次に、37ページの団員報酬の見直しの予定はあるかということでございますが、恐らく議員がおっしゃっていらっしゃるの、消防団の装備の基準等で地方交付税措置、これが平成26年から増額されて、要は標準規模の10万人規模でございますが、その中で413万円ほど増額されると。先日の新聞の中で、千葉県では大分団員募集が低いというお話がありました。

それに関してでございますが、我が町につきましては、実際のところ団員募集については、部長、班長クラスまでは、全て基準を上回っております。すみません。部長までです。部長までは基準額よりも上回っております。班長、班員、団員クラスが下回っているという状況でございます。

しかしながら、恐らく、これは私の計算なのできっぱりした数字ではございませんが、要は交付税措置される金額が恐らく3,400万円程度。町で消防団に、今報酬を含めて、この構成にかかるような項目で拾い上げますと、約4,900万円お支払いしているという状況がございます。この国が出している基準は、10万人当たりで団員数が563人、それで団長が1名、副団長2名、分団長14名というような数で、団員数については462名という状態です。

我が町では団員数が今現在507名おりまして、団員につきましては334名いらっしゃいます。仮にこれをこの交付税の算定基礎になっている金額に合わせて全部支給しますと、プラス600万円程度の負担がふえてくるという状況でございます。

この10万人規模から人口割で考えますと、我が町の団員数は、変な話、150人程度でいいということになってしまうんです。実際に団員が今数も少なくてしょうがないという地元の意見がある中で、単純に交付税がふえるからそれに合わせてうちのほうで団員の報酬を上げられるかという、ちょっとそれは難しいということで、今現在のところ装備のほうは充実したいとは思っておりますが、団員報酬の改定については検討していないという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。伺ったものをもう一度伺うようで申しわけありませんでした。

17ページのふるさと納税でありますけれども、予算委員会の傍聴をさせていただいた中에서도出ておりましたけれども、納税してくださった方に差し上げているものがあるということで、ちょっと聞き取れなかったもので、それを教えていただきたいということと、ぜひ、収入減でありますので、何らかいりろいろな工夫をしてこのふるさと納税をもっと周知しながら、盛り上がったらいいなというふうに、私も予算委員会で聞いておりました。

それと、19ページの命山でありますけれども、ここは補正予算のところでも伺うのもどうかなどは思ったんですけれども、なかなか機会がなかったもので申し上げてしまいましたけれども、確かに海のほうに逃げるのは私も不可思議な話だと思いますけれども、ですが耐用年

数とか、そういった先々50年先のことを考えたときに、静岡県袋井市では命山が2つか3つあったんじゃないかなと思いましたがけれども、地元の南川岸の方とか、あちらのほうの方に何人かにお伺いしましたら、命山のほうがいいという人もおりましたので、何とかもうちょっと上のほうに、そういった土地を確保できる場所があれば、ご検討できないのかなというように思うんですけれども、しつこくてすみません。もう一度だけ、そのところを。袋井市だったと思いますけれども、ご研究されてはどうかなと思います。それで、東日本大震災で助かったという事例は何っておりますので。

それと、上塚の児童クラブでありますけれども、30人から40人にしたときに、先生の補充というのはどのようにお考えなのか。それで40人にしたときに、待機児童がなくなるのかということも、もう一回だけ教えていただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ふるさと納税の収入については先ほどご説明したとおりでございます。ご協力といいますか、納税していただいた方には、1万円から5万円までという区分と、5万円以上という2区分に分けて、前者では約3,000円相当、後者では5,000円相当のふるさと産品、1年いろいろな時期に寄附いただくわけですので、その季節に応じたふるさと産品の詰め合わせ、横芝光町の農産物のPRも含めまして、お礼の意味を込めまして差し上げているという状況でございます。

ふるさと納税そのものも、今全国で自治体の取り合いと言ったら言葉はあれですけども、なっているようなところもありますけれども、寄附いただいたものについては貴重なまちづくりの資金として活用させていただくという観点から、制度のPRといいますか、制度についての丁寧な案内については今後も継続して続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） もっと上部のほうに命山の検討をということでございましたので、緊急ということではなくて、将来の中長期的な話として検討させていただければと思っています。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 上塚小学校児童クラブの関係でございますが、30名の定員を40名に変更いたしましても、指導員体制は3名のままでございます。これはガイドライン上もプ

ロポーザルの契約上もそのようになってございます。

それから、待機者の解消ですが、申しわけございません。この人数をもっても待機者は解消には至りません。減少というレベルでございます。しかしながら、効果はあるというふう
に考えておりますので、今後、40名体制ということでやっていきたいと思いを。

○議長（伊藤圀樹君） よろしゅうございますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いをすが、これにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第6、議案第6号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補
正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いをすが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第7、議案第7号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第8、議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第9、議案第9号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第10、議案第10号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 先日の議案説明のときにセンター長から、悪臭のためコンポストを2カ月とめたので電気料が浮いたというご説明があったと思いますが、悪臭、その後

経過はどのようになっているのか。ご努力されていることは承知しておりますけれども、簡単にご説明いただければと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 昨年夏に古川地区のほうから、それと日産プリンスのほうからおいがということで、実は昨年3月まで血液を入れていなかったんですが、そのころにもちょっと苦情が来ていたんですが、新しい消臭剤を探しまして、それを使ったらにおいが大変抑えられたものですから、試験的に血液を入れました。したところが、だんだん発酵が進んでいくうちににおいが出てきまして、それとあわせて河川工事等があって、あの辺の一带の竹やぶ等がなくなった関係で風の流れができて古川のほうへちょうど流れていったというような、いろんなことがわかりました。そちらのほうにつきましては、区長さん方のところを回って、対策についてお話ししました。その後、3カ月とめていながら、今、実は酵母による発酵を促進しながらにおいを抑えるというものを教わりましたので、それを今投入しながらにおいについてチェックしております。血液も今入れておりませんので、悪臭はありません。ただ、アンモニアのにおいはありますが、以前に比較しますと、大変においは抑えられている状態です。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、ここでのやりとりで申しわけないんですけども、血液を、その酵母によっての実験で最終的には血液が入ってもにおいがおさまるようになるというのが目的でしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） できれば、血液が入ったほうが堆肥として肥料の効果が上がるというふうに伺っておりますので、できれば血液も投入して堆肥にできればとは思っていますが、今はまだ試験段階ですので、はっきりとした結果はまだ出ておりません。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） おおよそその試験の結果が出るのはいつぐらいになるか伺って終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それについては、まだ今、先月2月から始めていますの

で、どのぐらいで結果が出るかというのは、何とも申し上げられないです。申しわけございません。

○議長（伊藤圀樹君） よろしいですか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第11、議案第11号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第12、議案第12号 平成26年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） お伺いします。

まず税務課所管について、予算案の概要21の1款町税の増減比4.7%の根拠について。

次に予算案概要の28ページ、2款徴収事務費、納付窓口の利用状況についてお伺いします。

3番、債権回収対策室の現況、施設、課題等についてお伺いしたいと思います。

次に環境防災課所管分について、予算案の概要27ページ、2款防犯灯維持管理業務の減額になった根拠をお伺いします。

予算書の、次に129ページ、8款1項4目災害対策費、自主防災組織設置促進事業の補助金の詳細についてお伺いします。

次に、総務課所管分についてお伺いします。予算案の概要25ページ、2款総務費、庁舎総合案内事業の詳細についてお伺いしたいと思います。

2番、予算書のP35、2款1項1目法律相談委託料について、詳細についてお伺いします。

3番、予算書のP38、2款1項4目広報よこしばひかりの印刷製本費の詳細についてお伺いします。

4、企画財政課所管分についてお伺いします。

予算書45ページ、2款1項8目アンケート調査業務委託料の詳細についてお伺いします。

2、予算書の47ページ、2款1項10目コミュニティ活動育成事業の補助金の詳細についてお伺いいたします。

3、予算書の40ページ、2款1項5目公会計支援業務委託料の詳細についてお伺いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、齋藤順一議員のご質問にお答えします。

まず、21ページの町税の対前年度比4.7%の根拠でございますが、町税は個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉦産税、入湯税の7税目でございますが、

それぞれ比較してご説明する必要がございます。町の当初予算の編成は、前年の11月ごろに行っておりますので、見込めない部分が多々ございます。このようなわけで、実績では予算との差異が生じてまいります。

まず、個人町民税につきましては、均等割につきましては町分3,000円が3,500円に、県分1,000円が1,500円にそれぞれ500円上がります。これは震災復興のための増税でございます。所得割につきましては、農業所得が約2割程度減となる見込みで見積もりました。その他の所得につきましては、特殊要因を除き平成25年度の実績見込み額で推計いたしました。

法人町民税の法人税割につきましては、景気が若干上向いてきているせいか、平成25年度当初予算より増となる見込みでありますので、同程度で見積もりをいたしました。

固定資産税については、土地については時点修正による減価、家屋については新增築家屋分の増、償却資産についても資産の減価が見込まれますが、償却資産で平成25年度当初予算では見込めなかった法人の償却資産がふえたために、25年度決算見込みでは増額となる見込みでありますので、その分を含んで予算見積もりをしたところであります。

軽自動車税については、低燃費志向から普通車から軽自動車へと引き続き軽四輪の増加が見込まれることから増額計上いたしました。

町たばこ税については、健康志向からたばこの売り上げ本数は若干減少しておりますが、25年度決算見込みをもとに若干減額して計上いたしました。

鉱産税については、25年度の決算見込みと同額を計上いたしました。

入湯税は存目計上でございます。

以上を集計しますとこのような伸びとなります。

続いて、28ページの徴収事務費の納付窓口の状況についてお答えします。

町税の納付方法は、直接現金で納める方法として、銀行窓口、役場出納室、町民サービスセンター、コンビニエンスストアがございます。そのほかに口座振替、クレジット払いがございます。個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目の納付状況についての件数、金額等については、確定している平成24年度実績でお答えさせていただきます。

まず、町民サービスセンターでは、件数で1万8,899件、金額で3億202万2,527円、率にしますと件数が14.42%、金額で11.79%。コンビニエンスストアが1万8,924件、金額で2億1,731万5,105円、率にしますと件数で14.44%、金額で8.49%。クレジットが973件、1,022万8,800円、率で件数が0.74%、金額で0.4%。口座振替が3万3,674件、金額で8億7,789万5,371円、率にしますと件数が25.7%、金額で34.28%。そのほかに金融機関及び役

場出納室がございますが、納付の区分がつきませんので一緒にお答えします。件数が5万8,572件、金額で11億5,369万7,314円、件数の率で44.7%、金額で45.05%となっております。

続いて、債権回収対策室の現況、施策、課題等についてお答えします。

債権回収対策室は、町の債権を効率的に縮減するために、町債権、公債権と私債権ですが、それを一元化することが最も効率的であることから、徴収困難な債権の滞納処分を一元化することを目的に、平成23年4月、税務課内に設置されました。平成23年4月から平成25年9月までに、各担当課から移管された件数は、税務課収税班から124件、給食センターから5件、ほかの所管課からはございませんでした。

課題としましては、回収金の充当につきましては、地方税法の規定によりまして、地方税は全ての公課その他の債権に先だって徴収するというふうになってございます。一元化を実施した場合に、差し押さえしても優先的に地方税に充当されてしまって、ほかの債権に充当される可能性は非常に低くなっております。したがって、各所管課からすれば、一元化で移管はしたけれども充当される見込みがなく、各所管課で対応したほうが早く回収ができるということから、移管しないケースもあると考えられます。

また、移管手続の事務手続に非常に時間を要しまして、直ちに滞納処分、強制執行ができない状況がございます。また、私債権については、裁判所に督促の申し立て、受理、審査、支払督促、発達、2週間の異議申立期間、仮執行宣言付支払督促の申し立て、仮執行宣言付支払督促、発達、2週間の異議申立期間、仮執行宣言付支払督促の確定と、ここでやっと裁判に勝った状態と同じことになります。

このように非常に手続が煩雑な割に効果が余り見えてこないという状況がございます。しかし、公平性という観点からは、私たちは粛々と徴収の作業を続けていかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

再開は午前11時15分です。

(午前11時01分)

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私から一般会計予算の概要の27ページの、防犯灯の維持管理事業の253万9,000円の減額の理由ということでお尋ねでございましたので、これにつきましては電気料で25年度当初が1,090万4,000円、26年度が696万円で、減額の394万4,000円。修繕料で25年当初150万円、26年が100万円ということで50万円の減額。賃借料、これはLEDのリース料でございますが、これが新規で202万5,000円の増額。区補助金が、これは昨年度空港の対策交付金が交付された区がございまして、その分の方が減りましたので、25年度当初が139万5,000円、26年度当初で127万5,000円で12万円の減額。合計しまして253万9,000円の減額という状況でございます。

それと、予算書の129ページの自主防災組織の補助金の内容ということでございますが、これにつきましては資材の購入ということで、携帯用無線、それからラジオ、消火器、それから土のうやりヤカー、担架、可搬式の発電機ですとか炊飯施設、組み立てテント、非常食、そのほかこれをしまうための倉庫、これらのものに対して50万円を限度に3分の2の補助率で交付させていただければということで考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私のほうに関係した質問は3点であったかと思えます。

まず、予算案の概要の7ページの下のほうに記載のあるものだと思いますが、庁舎総合案内事業の詳細ということでございますが、こちらにつきましては役場本庁舎の正面玄関で行っております総合案内業務でございますが、現在職員で行っているわけですが、これを専門の業者に業務委託しようとするものでございます。26年度、27年度の2年間にわたり債務負担行為を設定して継続して行おうとするものでございまして、26年度分の予算を344万6,000円と見込んでおります。

それから、続きまして予算書35ページの法律相談委託料についてのご質問だと思います。こちらにつきましては、町でさまざまな行政事件等に対応するために、弁護士に法律相談業務、顧問弁護士としてさまざまな相談をするために業務を委託して、現在もおります。そのための予算ということで60万円を計上させていただいたところでございます。

それから、予算書38ページ、広報よこしばひかりの印刷製本費ということでございますが、印刷製本費につきましては534万円の予算をお願いしております。これは、広報紙9,000部、

毎月9,000部です。これの印刷費用で、単価といたしましては1部45.75円を見積もっております。これが12カ月分ということで、消費税の8%を加えた額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤議員からご質問いただきました3点でございます。予算書のページの順にお答え申し上げます。

予算書40ページの一番上になります。公会計支援業務委託料127万5,000円でございます。この公会計につきましては、昨年12月の議会終了後に、皆様方にこの場で資料を使用いたしましてご説明申し上げました、いわゆる財務4表に関する、その作成、分析等の業務委託でございます。そのときに、私のほうからこういった資料と、一般家庭に例えてというような、そういう説明をさせていただいたところでございますが、これにつきましては国の指導によりまして、当町におきましては平成22年度の決算からこの公会計に沿った財務4表を作成し、町民の皆様方に公表しているところでございます。

この作成に当たりまして、現在も専門の公認会計士の資格を持った公会計のコンサルに委託しているところでございますが、内訳といたしましては、こういった財務4表の作成、町の財務会計のデータをこの財務4表のシステムに変換させ、さらには固定資産、これが一番大事なところなんです、固定資産台帳、これが件数にすれば1,500件以上の件数があるわけですけれども、それらの経年の、単なる金額だけじゃなくて、その細かい分析、どういうところで資産が変更になったのかとか、そういったものも含めた固定資産台帳の資産登録、それと今申し上げました町の財務会計と連携をとった公会計システムの保守委託料、これがこの予算のうち32万4,000円ということでございます。

それと、2点目は予算書の45ページ、アンケート調査、これは町男女共同参画の計画に関連したところでございますが、これにつきましては、予算の説明でも申し上げたところでございますが、町が現在、町村レベルでは県内で唯一男女共同参画基本計画を策定しておる町でございます。それが、平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間をもって、平成26年度がその中間年次に当たるということで、今申し上げました計画の目標値ですとか、計画に掲げたそれぞれの施策の達成度、町民満足度、町民からの評価といたしますか、そういったものをアンケート形式で調査を行おうとするものです。

現在考えておりますのは、アンケートの詳細についてはこれから設計になりますけれども、町内の16歳以上の男女2,000名を無作為抽出いたしまして、今申し上げました件につきまし

てアンケート調査を実施し、よりよい計画、残り後半の計画の更新に役立てていこうとするものでございます。

続きまして、47ページのコミュニティ活動育成事業でございます。40万円を予算措置したところでございますが、これにつきましては地域振興基金、これは合併特例債を原資にして基金化し、それを取り崩して町民のコミュニティ活動、地域連帯の意識の醸成に係るソフト事業に充てるということでございます。その中のコミュニティ活動育成事業補助金ということで、平成25年度から要綱を改めまして、その適用範囲をさらに拡大いたしまして実施しているところでございます。平成25年度につきましては1件の適用しかございませんが、26年度につきましては2件分40万円の予算措置をしたということでございます。

雑駁でございますが、以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ご丁寧な、4つの所管についてのご説明ありがとうございました。じゃ再質問させていただきます。

町税の4.7%の根拠、農業20%減、これは円安ですから資材等が高騰でとか、災害とかという形で、これは20%、その数値の部分は適正かどうかわかりませんが、それはあれしますけれども、全体の4.7%アップ、金額ベースで1億9,000万円。これは私も3月6日の冒頭の壇上で、日本経済の現状でアベノミクスの効果によって経済は上昇しているという話をしましたんですけども、もちろん今春闘で、大手さん、ソニーですとか日産、トヨタ、ベースアップ上がっております。じゃ、臨時雇用の社員の給与ベースアップが上がったかという余り聞きませんね。これは、中央部分だけ見まして、経済基本を考えますと、よくなるのも悪くなるのも中央が初めで、それからタイムラグがあつて一、二年かかるというのが現状ですので、この部分についての自信を持った4.7%アップの、金額ベースで1億9,000万円というのは、果たしてはつけよい残ったじゃなくて、はつけじゃなくて、本当のそういう形の根拠に基づいて町税をアップしているのかという形で、もう一度お伺いします。

徴収業務は、窓口の利用でコンビニ収納からいろんな形のあれで窓口を広げて、町民センターですとか、それから利便性を、払いやすい形での収入というのはよくわかりました。

あと、債権回収室、これはああいった手続でやって1万円上げるのに100万円もかかっていたんじゃないというのはわかるんですけども、先ほど説明の中にあつた、公平性ですとかそういう部分についてはある程度仕方ない部分もあるのかなと。費用対効果だけじゃなくて、税の意識の部分としましては、非常に長い手続がかかっても完全に回収するんだと

いう、そういう意気込みが大切じゃないかなという形をしますので、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

あと、環境防災課について、防犯灯の維持管理で、街灯等はLEDにすると非常に電気代が安くなるという話を承って、その法律の部分で、せんだって傍聴しましたところ非常に安くなるというお話を聞いたようにあれています。ただ、前回の3日4日の森川氏の答弁についての、庁舎のLED化については、初期投資がという話の部分で、整合性がどうかと。片方は初期投資が、お金がかかると言っているながら片方の資産では、街灯ではリース料を含めても電気代が安くなるんだ、どちらを優先するんですかという話をもう一回お聞きします。

あと、自主防災組織、これは平成25年12月の齋藤順一が一般質問をさせていただきました。自主防災組織の国・県等の助成とはどのようなものがあるか。また、自主防災組織の役割、町の認識はということでお伺いしました。その前の25年9月にも、自主防災組織の支援計画はあるかということに対して、環境防災課長さんのほうでは積極的に支援するという形で、私も平成25年12月の第30号の議会報に、その自主防災組織の質問の内容を載せましたところ反応よく、横芝東町地区というところで、非常にレスポンスよくその文面を見て、地元議員さんに相談されて、今その手続に入っているということで非常に、予算化もしてもらったし、そういう形で自主防災組織に対する啓蒙ができたなという形で、この問題は、私ども消防を長くやっております、若梅喜作団長、今町長もその下で本部役員になったんですか。私もその部分だったんですけども、その将来像について、女性団員をふやさなければいけない。これは団員がただ単に勤め人が多くなってという、夜中までそういう議論をした部分がありまして、その延長線上でそういう補う組織の自主防災組織というものが予算化されて、非常に心を強くする形ですので、そういう形で、これで第二、第三の部分があれば、補正というのはあれになりますね、どの辺の形で、今これから予定されている地区がふえた場合には、対応はどのようにされるかお伺いします。

あと、総務課所管分について、予算案の町の総合案内事業についてお伺いしましたところ、予算がとってありますけれども、これはどうなのでしょう。委託業務で全面に業務委託するのでしょうか。それとも、専門的な知識が要るというようなお話も受けましたけれども、私は案内の部分の中で、業務の中の内容を説明するわけではありませんので、案内係は必ずしも専門的な知識は必要としましませんが、少し若くて、少し頼りのある人のほうが、庁内の方のほうがいいような気もしますけれども、その辺のお考えをもう少し聞かせてもらいたい、そういう形でございます。

それで、あと広報よこしばひかりの製本の詳細という形で、今539万円かけて9,000枚で12回もあれして、これをごらんになっていただければわかりますとおりに、我が横芝の2月号、これ暗いですね。この写真、晴れ着姿ですよ。これでよく校正してオーケーが出ましたよね。私もがっかりします。これは一生に一度の成人式の晴れ着で、こういうのを町がお金をかけて、よくこういう暗い写真を正々堂々と出せるなど。

なおかつ、2月だけかなと思いましたが、3月、我々はこれ今観光協会には花見で一生懸命、坂田池の城址の梅をやっておりますけれども、この暗いイメージ、町がこれではどんどん暗くなってくると思うんですね。この梅の色分解をしないでそのまま載せたような写真、これはどういう原因でこんなふうになっているか。ちなみに、PRするわけじゃないですけども、これ安い機材でもこんなに明るい写真を載せられるんですよ。ですから、こういう形で、その辺をもう一度お伺いします。

あとは、法律相談ね、総務課。今ちょっとお伺いしましたところ、これ前年の、もちろん専門分野で長い期間の前例踏襲で、それは一番簡単なんでしょうけれども、ちょっと思うところがございまして、横芝地先に若い法律家が2人、町内の方が上原弁護士兄弟が、私は直接会ったことはないんですけども、開設したというふうに聞いておりますのでぜひ、法律家がなかなか金のわらじを履いても、横芝光に定着するという形ですとなかなかございませんので、できればそういう形で門戸を開いて、行政が後ろ盾をしていくまではいかなくても、そういう形で法律家を横芝光町に根づかせるという、そういう観点から、どうかそういう、この部分ですと法律相談の部分の顧問、そういうものはお願いしてはどうでしょうかね。というふうな形でのご意向をひとつお伺いします。

あと、今度は企画財政課所管について、また続きで、アンケート調査業務委託、聞いたんですけども、もちろん男女共同参画のこの部分で、平成11年6月23日に公開されたこのやつはわかるんですけども、じゃ、せんだっての3月6日の一般質問に聞いたんですけども、この部分についてなぜこういう形でアンケートをとって男女参画になるかという、参画しなければならないかという形をもう一度お伺いします。これは3月6日にも町長にご質問した形だったんですけども。

あと、コミュニティ育成事業なんですけれども、これは補助金、これの部分については、先ほど自主防災組織の部分はリヤカーですとかヘルメットですとか、そういうものの部分が3分の2まで、限度があるんですけども出るというお話を承ったんですけども、これは自主防災組織もコミュニティに使えるんですか、この部分については。その辺をもう一度、

詳細をお伺いします。

あと、公会計、財務省、これ横芝光町でこれだけ優秀な皆さんがいらっしゃるのに、もちろん最終的には公認会計士がチェックしなければいけないというのはわかっているんですけども、全部丸投げで、全部、これ町の方向性の一丁目一番地なんですよ。発生主義と複式簿記でこういう形でやるんでしょうけれども、これだけ優秀なスタッフがそろっていて、最終的には手直しされても、皆さんでおやりになって、町の予算どりするというわけにいかないんですかね。その辺もう一回。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤議員に申し上げます。

簡単明瞭な質問等をお願い申し上げます。

○2番（齋藤順一君） わかりました。じゃ、2回目の質問、これで質問します。

○議長（伊藤圀樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 最初の4.7%、このご質問ですけれども、先ほどもご説明しましたように当初予算の編成というのは、前年の11月に編成しております。それから、今年度実際に徴収していった、その実績見込みがございます。この実績見込みは、今回の補正に計上させていただいたところがございます。増収の補正をさせていただいたところであります。この伸びた要因は、町内の個人住民税を納める方、これはほとんどが、70%超の方が給与所得者ということから若干伸びていると。それと、法人につきましては、確定申告をしますと、次に中間申告として確定で納付した額の2分の1を納めなければならないと、そういう確定的なものを抽出しまして、法人も計上してございます。

それから、固定につきましては、先ほど言いましたけれども、償却資産、具体的に言いますと、東京ガスのパイプラインが25年当初予算のときには見込んでおりませんでした。その後県から通知が来まして、それがおおむね2,000万円ぐらい増収となっていると。そういうことをもとに26年度の予算を見込んだところであります。ですから、それほど高い実績見込みから算定しておりますので、そう高く算定したつもりはございません。

次に、債権回収でございますが、先ほども言いましたが、非常に手間暇がかかるということで進まないわけでありますが、今、税務課内でもいかにしたら効率よく徴収ができるかということを研究しております。また、その結果、一部中の体制を変えとかそういうことも検討しておりますので、もうしばらく見ていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、先ほどの防犯灯のリースした場合の初期投資というところでございましたが、防犯灯の場合、今回1,500灯まとめて発注させていただきました。その関係で、規模の原理が働きまして、非常に1灯当たりが安く、10年間のリースであっても、1灯当たり1万3,500円というような安い価格で、通常町が1灯つけかえしますと2万円近くかかるんですが、それだけの規模の原理が働いて安くなったという、初期投資の部分。ただ、役場の庁舎ですとか、庁舎関係の蛍光灯をやっても、そういう規模がどうしても働きませんので、規模の原理が働かないので初期の工事費、材料の仕入れ費が高くなってしまいます。それに比較して、電気料のランニングコストでの差が出ないということでご理解いただきたいと思います。

ちなみに、防犯灯の今回のリース料につきましては、先ほど当初予算にしますと、差が250万円でしたが、現在の原計予算でいきますと、原計予算の約1,430万円ぐらいでございます。そうしますと、電気料だけで約730万円ぐらい安くなりますので、それを差し引きいたしましても650万円程度安くなっていくということでございます。

次に、自主防災組織の次の点はということでございますが、この当初予算が通りましたら、要綱を4月1日付で制定させていただきまして、それに従ってほかの自主防災組織からの申請の要望がございましたら、それは順次、できる限り対応させていただければと考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、まず、庁舎の総合案内業務、これについては一括委託であるかということと、また、委託に当たっては行政にいろいろな知識が、専門的な知識がなくても愛想がいいほうがいいんじゃないかというような意味のご質問だったと思いますが、これについては、まず専門の業者に一括委託ということで先ほど申し上げさせていただきました。この専門の業者はどういうことかといいますと、行政的な知識を有する人たちがそろっている専門の業者という意味ではなくて、接遇の部分での専門という、私はそういうつもりでお答えさせていただきました。やはり窓口といいますか、役場においでになる方を気持ちよく迎えてくれる。そういったスタッフをそろえていただけるような会社に委託を考えていきたいと、そういう意味でございます。

それからもう一つ、次に広報の写真の件ですが、これは確かに議員ご指摘のように、特に成人式の写真が暗かったということは事実で、私もそういうご指摘をいただいて、確かに感じております。確かに色校正等もしているわけですが、その時点と若干違うでき上がりであ

ったのかなとも思うんですが、現在の業者につきましては、今年度いっぱい契約が終了します。4月号までは今の業者に印刷していただくわけですが、新年度につきましては、既に入札も終了いたしまして、別の会社をお願いするということが、そういう方向で決まっておりますので、その中でまた写真だけに限らず、広報の中身、そういったものもよく打ち合わせをしながら、よりよいものをつくっていただければと、またそういうふうに努めていきたいというように考えております。

それから最後に、法律相談の委託ということで、これも地元で弁護士さんがいらっしゃるということで、その地元の弁護士さんをお願いしてはということであろうかと思えます。確かに今現時点では、千葉市にある法律事務所に、町の顧問弁護士をお願いしているわけです。これはなぜかといいますと、やはりそれだけの行政事件に対する実績、経験等のある事務所であるということで、それなりに弁護士のスタッフもそろっているような事務所ということでお願いしているわけです。

確かに、地元の活性化という意味で、顧問弁護士に限らずさまざまな部分で、地元の会社あるいは、そういうところをお願いしていくということは非常に重要なことだと考えます。今後、それは検討課題とさせていただきますが、顧問弁護士ということにつきましては、あくまでも町の抱えるさまざまな、特に法律的な問題、これからもそういったものがふえてくると思えます。それに適切に対処できるような法律事務所に委託していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私からは3点、ご質問の順にお答え申し上げます。

まず、男女共同参画のアンケート調査が、今後の男女共同参画の推進にどうつながるかというふうに考えているかというご質問でございます。

先ほども申し上げましたように、横芝光町男女共同参画計画、このような形で基本計画をつくっております。どの計画もそうですが、計画をつくって、当然終わりということはございませんで、この計画をいかに、所期のこの計画をつくった目的のために有効に効率よく生かしていくかということが大事だというふうに、そういう観点から、この男女共同参画計画につきましても、ここに掲げてございますさまざまな男女共同参画につながる施策、あるいは町が行うそういったものに対して、町民の皆様がより満足を感じていただける。そういう方向に、当然この計画を使っていかなければなりません。

そのためにも、その中間年次である平成26年度に、現在までの状況について、町民の皆様がどのようにお感じになっているか。それをアンケート調査により改めて検証いたしまして、その達成度あるいは満足度、そういったもの、どこがまだ達成していないか、あるいは項目によってはそれが落ちているような項目があったとしたら、それはどういう原因でなったか、それをいい方向に上向くためにはどうしたらいいか、そういったもろもろの男女共同参画施策の向上のために、アンケート調査というのは必須の作業だということで、今回予算措置したところでございます。そのことが、所期の目的である男女共同参画社会のよりよい実現につながっていくと信じて、この事業を執行するというところでございます。

2点目は、コミュニティ育成事業、自主防災組織もこのコミュニティ育成補助金の対象になるかというご質問です。なります。

コミュニティ育成事業の補助事業の目的の中に、防犯・防災に関する事業、それを町内の既存の、区というまとまりだけでなく、そういう地縁等の一定規模以上の団体が、所期のここに掲げた、補助要綱に掲げた目的のために活動するという事に合致すれば、当然補助の対象になります。ご質問の自主防災組織も、今回の40万円、40万円というのは上限で活動については20万円、つまり2団体を想定しておりますが、そのうちの1団体は自主防災組織も、当然こういう対象になるだろう、申請があるだろうというような想定のもとに予算措置をしたというところでございます。

3点目、公会計、職員でできないかというようなご質問でございます。本当に職員でできれば、それにこしたことはないといえますか、それだけのスキルアップを図った上でということで職員ができれば、それがまさに目指すべきところでございます。

ただ、今、申し上げますと、先ほど来申し上げている基準モデル、それとやや簡略化した総務省改定モデル、当町の場合は基準モデルで当初からやっているわけですが、これが町では当町のみ。そのほか県内では9つの市が基準モデルでこの公会計を作成しております。10市町ということになります。当町を含めてその10市町のうち、もっと大きい、例えば成田市ですとか大きなところでさえも同じように業務委託で、なかなか職員でやり切れないというようなところで、だからうちのほうもいつまでも業務委託でいいかということにはなりません。それほどの正確性、事務量、そういったものが要求される。

今、私どもは作成については業務委託ですけれども、それをどう生かすかという観点でより知恵を絞って、これだけお金をかけただけの効果が得られるようにということで、今現在は公認会計士という専門職を擁したコンサルタントに依頼しているという、そういう状況で

ございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 各所管分で丁寧なご説明ありがとうございました。

じゃ、だんだん見えてきましたので、最後の質問をさせていただきます。

税務課所管の分から、増減の根拠をお伺いしたんですけれども、非常に納得できました。私ども、経済的な要因では危ない部分があって、地方にはどうかなというようなあれがあったんですけれども、4.7%は見込みでも多くはないというような感がしてまいりました。ありがとうございます。

あと、収納の債権回収なんですけれども、努力の実績等が感じられます。これは本当に長い形で、本来ですとデスクワークしていれば、別に何ていうことはないんでしょうけれども、非常にそういう形で努力は認められますけれども、ただ、公平性というような観点から、今後も引き続き努力していただければというふうに強く思うものでございます。

あと、環境防災所管の分については、スケールの差で私も勘違いしておりまして、LEDと庁内の部分でスケールの差でコストが変わってくるというのは、私の認識不足でした。わかりました。ありがとうございます。

それとあと、自主防災組織についても非常に速く対応していただきまして、また、各団体が自主防災組織の数がふえても今後対応していただけるというような解釈でよろしいんですね。ありがとうございます。

あと、総務課の所管の分で、庁内案内業務、そうですか、私が本当に申し上げたいのは、公務員さんが、トイレ掃除して、業務委託してって、じゃ、この分受け付けの時間がなくなったら何するのというのが聞きたかったんです。どういう方向性で業務委託、もちろんお金かけて、あるいは庁内の決まったときにできるかって、どちらだって構わないんですけれども、私の本当に知りたいことは、じゃ、接遇はどうするの、教育どうするの、本当にその時間を余したらその時間をもっと行政の時間を密度高くして、町民サービスに持っていけるのかという質問が私の本筋なんです。その辺もう一回お聞かせください。

あと広報、広報の部分で、非常に私もがっかりして、真っ黒な写真で、結果論なんですけれども、今、いみじくも私自身の感じ取り方が悪かったのかもしれないんですけれども、来月で業者が変わるというので、かわるとかかわらないとかは町民には関係ありませんので、結果で写真がいいか悪いか、あるいは広報が悪いかいいかですので、業者が変わりますからっ

て、どんなふうな形で、もう一回そのところの認識を新たにしてもらわないと、ただ、業者をかえればいいんだという形で結果が、悪い結果が出ちゃっていますので、その辺をもう少しあれしていただければ。

あと、公会計の部分については、近隣見ましてもそうですね、公認会計士にお任せしているという形で、でも根幹にかかわる問題ですので、できればそういう形で研修等を受けていただいて、将来的には自分たちで組み立てられるような形のあれが望ましいんじゃないかなというふうに思います。

あと、法律相談、弁護士さん、確かに行政で今まで実績のある弁護士さんを頼むのはわかるんですけども、もちろんそういう形でグループもあって、弁護士事務所の中で実績もあるんでしょうけれども、横芝光町の法律家を育てるという観点からすれば、横芝光町はどれだけの実績を持って利用しているかどうかわかりませんが、でしたら少しそちらの方向に目をお向けになっていただいても、横芝光町のためにはそちらのほうがなるんじゃないかなというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議でありますので、詳細に簡潔にお願いを申し上げます。

総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 庁舎総合案内を委託することによって、職員の負担の軽減分、その分職員がほかの仕事を充実させることができるかということですが、これはそのように考えています。特に、それが委託することの目的の一つであります。もう一つは、専門業者に委託することによって、住民サービスの向上ができる。そして、今申しあげました職員の負担軽減を図り、その職員の本来の担当する業務の効率的な執行を望めるということで、委託するという考え方です。

また、広報の写真については業者がかわるという説明をさせていただきましたが、そういう問題ではないということも十分承知しておりますし、また今後もそれは十分よいものをつくっていくよう心がけたいというふうに考えます。

法律相談についても、そういったご意見を受けとめさせていただいて、また今後の顧問弁護士のあり方についても検討させていただきたいと思っています。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 最後に、全般的に齋藤議員の答弁をさせていただきますけれども、まず受付に関しましては、横芝光町もご存じのとおり人材の適正化計画をやっておりまして、な

るべく少ない人数で対応を頑張っているところがございます。そうした中で、やはりただ受付に今までのように職員を張りつけるとなるとしますと、公平な見方で順番よくというようなやり方をとらざるを得ないという部分がございます。両方を解決する方法としては、ともかく受付は笑顔で親切な対応がという部分においては、公平に順番で回すと余り適当でない職員もいるのかなという部分もございますので、そういう形でまず2年間やってみようということでございます。

そしてまた、弁護士先生の件でございますが、なかなか単年度、そのときそのときで解決できない問題、数年にわたってということでもありますし、なかなか先生が今も非常に対応よくやっていたいて、ただしかしながら、町が、行政が弁護士に質問ですとか相談に行くということは、相手が町民でございます。ということは、なるべく私のほうとしても、ただ弁護士の意見をそのまま尊重するのではなくて、やはり行政と町民の話し合いのできるものであれば、それはきっちりやっていかなければいけないという話を常日ごろからしております。そういう観点からも、なかなか今いい対応をさせていただいているので、今後ひとつ検討はしていきたいし、私も上原弁護士を存じておりますので、ぜひそうした中で、しっかり対応が整えば、それはまた一考に値するのではないかなと思っております。

あともう一つは、今の税金のほうで収納率がアップしてございます。その大きな要因の一つとして、今預金の差し押さえを積極的にやっております。そうした中で、一部町民からは不満の声が議員さん方にも来るかもしれませんが、あくまでも公平・公正を期すための税金でございますので、その部分についてはひとつご理解いただきたいと思っておりますし、これからも積極的にそうした部分の差し押さえなどをやっていきたいと考えております。

また、この前の齋藤議員ではございませんが、川島富士子議員からふるさと納税のお話がございます。ふるさと納税、今回も322万円でございますが、やはりこれは町民に訴えてもだめなことでございますので、ぜひ議員さん皆様方に自分の親戚、兄弟が町外におられる方に、ぜひふるさとに寄附をしてくれと。ふるさと納税制度で寄附をしてくれということ、皆さんお一人お一人にひとつお願いして答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ではございますが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどいたします。

（午後 0時03分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時57分）

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 概要版のほうで若干いきます。37ページ、産業振興課長にお尋ねいたします。

まず1点は、廃プラの処理対策推進補助事業、これについてお伺いします。47万円を減額されていますけれども、この減額の理由について。

それと同じページの一番下の園芸生産利用拡大支援事業、耕作放棄地の解消に取り組む農業機械の購入と書いて、668万円、半端な額ではないと思うんですけども、その内容をお知らせをお願いします。

それと、今度は予算書、173ページ、学校給食の賄い材料、今、給食、米飯が給食ではないと思うんですけども、その割合、米飯とその他の割合についてお伺いしたいと思います。これを聞くということはどういうことかといえば、米のほうの業者、それについて合併以降は入札等の中で選定されていると思うんですけども、その経緯についてお伺いしたいと思います。

それと、次の175ページ、学校給食センター衛生管理事業、職員の健康診断委託料9万6,000円。先般いろいろ近辺でノロウイルスの問題が発生しまして、当町にもそれが少なからず影響があったという連絡がありました。それについてどうだったのかということと同時に、その健康診断9万6,000円というのは、果たして今後の内容的なもの、今後のそういう職員の衛生管理等も含めて9万6,000円という額は、果たしてこれぐらいでいいのかどうかということも含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、廃プラの関係でありますけれども、平成26年度も個人の班別を予定しております。大きく下がったものについては、いろいろと今までの拠点収集で考えておりましたので、その分が個別搬入となったことから大きく下がったものであります。それに加えて、農家負担のほうもキロ11円から5円に減額しても対応できるということで、平成26年度は拠点収集を考えているところでございます。

それから、園芸の関係でございますけれども、生産利用ということで、これにつきましては、いろいろ機械等の関係がございます、これは機械があるんですが、実はハウスとか、そういうものの大きなものがありまして、何点か出ております。それが今回660万円ちょっと出ているようなものでございます。これについては、うちのほうでも県のほうの事業もございまして、これをかみ合わせてありますので、それらを中心に、またどんどん皆さんに使っていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、川島議員のご質問にお答えいたします。

主食の関係で米飯と麺とパンの分類、割合ですが、大変申しわけございません、手元に資料を持ってきませんでしたもので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、衛生管理事業ですが、衛生管理については細菌検査、特にそれにプラスすることの、10月から3月までノロウイルスの検査を実施するという予定でございます。ノロウイルスにつきましては、保菌者がいた場合または発症した場合には、関係する者、全員のノロ検査を追加することがございます。そういう際には、その予算措置が改めて必要かと思いますが、できるだけ流用等によって対処していきたいというふうに考えております。現在は、定期的に行うべき細菌検査というものを予算計上させていただいております。

以上です。

〔14番議員「米業者の納入の入札の関係……」と発言〕

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 米業者につきましては、地元の業者さんを優先し、地元産米をとるということで、見積もり入札を実施してございます。これにつきましては学期ごとに行っているというふうに、記憶で申しわけございません。

○議長（伊藤圀樹君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 廃プラのほうなんですけれども、廃プラ協議会にその補助金が行っていると思うんですけれども、要するに11円が5円になったと、5円で個人で持ってもらうというように、昨年なったんですけれども、廃プラ協議会のほうでも、やはりその辺のところの、まだ総会は終わっていないのではっきりした額はわからないんですけれども、使い方がもっと有効に使えたらという、そういう思いがあるみたいなんですけれども、そういうところも含めて、前に鈴木和彦議員がそのことを一般質問でやったと思うんですけれど

も、例えば繰越金がある場合、その5円をもっとより3円ぐらいにするとかそういう格好で、前向きな姿勢で、今後検討していただきたいと。

それと、給食の米のほうなんですけれども、確かにおいしい地元産米、おいしい米というのは聞こえはいいんですけれども、昔、そういううたい文句でやっておりまして、それを本当にそれは地元産米ですかと言ったときに、答えられなかった時期があったんですよ。それはどういうふうに判明したかという、子供たちがおいしくないと、うちの米のほうがおいしいというような反応が来ましたもので、いずれにしても選定業者はそういう入札で決めているのは大変いいと思うんですけれども、それがマンネリにならなくて、中身のチェック等も含めた厳しい姿勢を貫いていただきたいと、そういうことを要望して終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 環境防災のほうの部分だと思いますが、不法投棄防止対策事業費ということで421万円、また環境美化推進事業で411万円、若干前年から比べると増額ということになっていると思うんですけれども……

○議長（伊藤罔樹君） 浅野議員、ページの指定をお願いします。

○3番（浅野孝男君） 概要版の36ページです。

ここに、不法投棄監視報償22名で132万円というふうになっているんですが、私を感じるころでは、その監視員、大体五万幾らぐらいの予算計上になっていると思いますが、有効的かどうか、余り効果、成果が出ていないように感じていまして、その不法投棄、環境美化の同じような意味合いもあると思うんですが、いまいち積極的といいますか、町の不法投棄を初め環境美化ということについて余り大きな効果を上げていないように思われるんですが、この辺の監視員あるいは町の取り組みというのはどんなふうになつていましてしょうか。

それと、もう一点、それに関連してですが、象徴的な例としまして、屋形地区に有名なバナナ園というのがありました。20年前後前に倒産というか休業状態になって、廃墟の状態に、実は20年ぐらいなつているんですが、そこがやっぱり不法投棄の場所にもなっている。ということを含めて、何らかの処置を本当は環境美化ということも含めて、安全上も含めて、何らかの処置をしなければいけないと思うんですが、これは単なる防災課、環境防災課だけじゃなくて、多分農業委員会あるいは建設課の所管の部分にも若干触れる、だから3課が触れるような状況があらうかと思って、余り進んでいないように思うんですね。その辺のところ、総論的には町長に見解を求めなくてはいけないかもしれませんが、今後どうするのか。

要するに廃墟状態になっている、不法投棄状態になっているということも踏まえて、最初は町全体の監視員も含めた取り組みというのはどうなっているのか。

それともう一点は、象徴的なバナナ園の問題をどういうふうに捉えていくのかという、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、まず初めに監視員の取り組み状況についてお話しさせていただきます。

監視員につきましては、月々各地区ごとに監視のパトロールをしていただいて、パトロールの結果を役場のほうに出していただく。その中で不法投棄が見つかった場合には、役場の職員が対応して回収に当たるという形で対応させていただいております。確かに監視員さんによっては、ある程度の活動の状況にばらつきはございますが、皆さん極めて真面目にやっておりますので、そんな中で、特に大きな不法投棄があった場合には県のほうに立ち会いを求めて、県とともにその対応に当たっているという状況でございます。

あと、バナナ園のところの問題でございますが、あれにつきましては、基本的に私有地の中に、廃棄物というのはなんですけれども、もともとのハウスがそのまま残っていて、それから一部には、タイヤの積み残しとか、もともと燃料で使ったものがあるということで、私有地に係るものとしては、ほかの不法投棄の現場もそうなんですけど、私有地の所有者の方にお願ひして撤去していただいているという状況でございます。ですので、あそこについては、倒産されてその後なかなかきれいにしていってないという状況で、今のところ進捗が見られない状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あそこは、実際民間の個人か法人かわかりませんが所有者がいるということの中で、不法投棄に関しましても、一般的に行政が対応しているところについては、公の持っている土地に対して、そこをやっているということであって、民有地に対する不法投棄については、基本的には所有者責任というものが一般的でありますし、現在全てそれでやっているわけでありまして、今後、あそこの部分、旧バナナ園の跡を、今行政がすぐこうしようあしようというのは、基本的には考えはございません。しかしながら、今後何かしらいい検討課題があるとするれば、それはまた検討していく必要はあるだろうし、また、観光、それからおもてなしの心の部分としても、極めて遺憾な部分なのかなというのは、認識はご

ざいます。

その中で、何しろ対応の策ができた時点で検討しなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 私有地ということで、町が直接あれするわけにいかないという説明だと思いますが、例えばまだ大きな事件は起こっていませんが、バナナ園のところもえたいの知れない人が住んだりとか、不審者がうろついたりとか、現に不法投棄状態なわけですね。私有地とはいえ、実際の地主さんがなかなかはっきりしないといえますか、地主さん自体もいろんな問題がある中で、俺は関係ないよというような形になっているような気もするんですね。ですから、町の治安といえますか、美化も含めてですが、治安のことも考えますと、安全という意味で、現にいろいろそういう事件も、警察沙汰になったことも何回かあるんですね。ですから、私有地だから関係ないという考え方は、私はちょっと無責任なのかなと、わずらわしさにかかわりたくないという中で、私有地という口上を使ってというふうにも感じられるんです。

もう一点は、これまであの土地について何回かの、例えばいろんな企画があって、壊そうと、農転をしようという動きもあったやに聞いています、何回か。しかしながら、転用が難しいとかということがあってだめになったという経緯もあるように聞いているんですね。だけれども、町として特例措置といえますか、こういう状態で農地状態とは決していないわけです。不法投棄場になっているわけです。現実的な感じはね。ということであれば、やっぱり超法規的な措置というのもあるべきだと思うんですね。安全の分と町の景観の分と、いろんな意味でね。

ですから、わずらわしいことだと思いますが、何らかの打開策というのでもいいかげんにとっけていかないと、20年、30年、40年ずっとあの状態でいいのかといたら、やっぱり地域の人にとっては非常に危ないというか、不安だし目ざわりだし、いろんな町のためにもなっていない。1町何反の広大な土地が不法投棄場になっていることはゆゆしき事態だと思うんですね。ですから、何らかの超法規的な手段を用いても、何らかの方向、開発といえますか、きれいにするということをぜひぜひやってもらいたいと思いますが、町長、どうですかね。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 気持ちは重々わかります。理解はできます。しかしながら、超法規的

云々と申し上げましても、極めて行政として対応するには難しい判断を強いられるかと思えます。法律的にどういうふうになるんだかわかりませんが、現実問題として、検討はしてみたいですが、ここで具体的なお話はすぐさま答えられる準備もございませんし、検討課題として、少し検討させてくださいということで、答弁とかえさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） そのほかにございせんか。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、私から何点かお尋ねしたいと思いますが、主に教育課そして福祉課、そして一部住基ネットの関係でということで、まずこちらの概要版の28ページの一番下、住民基本台帳ネットワークシステム事業、これの増額理由。それと、予算からは若干外れますが、課長からでもよろしいんですが、今後、国民マイナンバー制度がいろいろ世間で話されていますが、それについてお答え願えますか。

次に、社会福祉協議会267万7,000円の減額理由。これは29ページですね。

続いて同じく29ページ、はり・きゅう・マッサージ254万4,000円の利用されている人数、こちらをお願いしたいと思います。

それと、同じく29ページ、シルバー人材センターの補助金、私も以前に指摘をさせていただきましたが、これがまさに同額であるという、この理由を教えてくださいと思います。

続いて30ページの敬老事業、ことしは敬老会をやるというようなことになろうかと思いますが、計画がわかる範囲でお願いしたいと思います。

続いて、30ページの外出支援事業サービスの内容。

次に31ページ、地域活動支援センター指定管理料の、この入札についてどのようになっているかお願いしたいと思います。

同じく31ページの日中一時支援、これについて教えていただければありがたいと思います。

同じく31ページの地域活動支援センター事業費、これについても説明願いたいと思います。

32ページに行きまして、町立保育園の事務費、保育士・用務員業務委託のこちらの内容ですね。

それと、33ページの町立保育園、3園ございますが、通園バスの実態、おのこの利用されている人数、実は事務局が早くて、この説明書を私は見たのでわかるんですが、一応お答え願いたいと思います。それと、安全に運行されているドライバーの方に、ありがたいんですが、近隣でも事故があったり、そういうことがありまして、例えばその方のお立場とか年齢

とかわかれればお願いしたいと思います。

33ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これについてご説明願います。

同じく33ページ、児童クラブ指導、迎車両運転業務委託の増額理由、これを教えていただきたいと思います。

同じく33ページ、子ども医療費助成事業の詳細な説明をお願いします。

34ページに移りまして、救急医療事業費負担金、これについて。先般、町長ともいろいろ東メディカルの話でもさせていただきました。これについて説明願います。

35ページに移りまして、食生活改善協議会補助金、ありがたくいろいろ各地域でご活躍されている方、何名いらっしゃるか。こちらをお願いしたいと思います。

続いて、教育関係で43ページ学習指導等講師の配置事業、これは何名であるかお聞きしたいと思います。

同じく43ページ、学力向上推進計画実施事業、こちらの事業の内容を教えてくださいたいと思います。

それと43ページですが、パソコンの賃借料、この前もX P対応が、課長から全て終わっているといいますが、この台数がわかれば、各小学校、中学校、小中で構いません、教えてください。

あとは給食センターの光熱水費、私が調べまして、24年度の決算書とか23年の決算書を見ますと、燃料費、当時は多分ガスでやっていたと思うんですが、それと、電気を合わせた金額の差、ざっくりと倍もかかっているなどというのがありますが、その辺を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） それでは、ただいま森川議員からご質問のありました2点につきましてご説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、住民基本台帳ネットワークシステムの住基ネットサーバー構築事業、これが金額が大きいのが新たに出ているというようなことだと思います。これにつきましては、昨年までなくて、ことし新たに計上したものでございますけれども、住基ネットサーバーにつきましては、安定稼働だとセキュリティの低下を防ぐために5年に一度更新することになっております。そのようなことで、平成26年度はその時期に当たりますことから、大きい金額、583万円ですけれども、今年度計上したものでございます。

それともう一点、住基カード、これにつきましては、以前一般質問でも森川議員のほうからございましたけれども、住基カードの枚数が横芝光町は少ないんじゃないかということで、確かに少ないです。発行枚数が現在696枚、人口から割りますと2.7%ということで、非常に少ないんですけれども、この住基ネットカードのメリットでございますが、ご承知のように、運転免許証を持っていない方などには身分証明書として利用できます。それと、インターネットを利用した電子申請、e-タックスですか、そういうもので申告だとか、納税ということで利用できることになっているんですけれども、なかなかそういう方が、利用者がまだまだ少ないのかなというところもございます。

それと承知方法、以前は広報等によりまして周知もしておったわけですが、ご承知のように、今度マイナンバー法というのが、これは一人一人に番号を割り振りまして、社会保障だとか納税に関する情報を一元で管理するというものになるんですけれども、それが昨年の5月に国会で成立いたしましたして、2016年1月からスタートするということになっております。これにつきましては、住基カードと一部重複するようなことも予想されておりました。それらがもう少し具体的になった時点で、この住基カードも含めまして、それらの周知を一緒にしたいなというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私のほうからは福祉関係の質疑にありましたものにつきまして、順序立ててご説明させていただきます。

まず1点目の概要版の29ページでございます。

社会福祉協議会運営費補助金の減でございますが、この理由ということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会のほうで職員の方が1名、今年度で退職されます。そして、来年度新しい、新規採用の方を予定されているということで、その人件費の差額がこの金額でございます。

続きまして2点目、同じく29ページでございます。

はり・きゅう・マッサージの利用の状況ということでございます。今年度、25年度の2月末現在でございますが、交付者数で294人、それと助成枚数、これは利用した方になります。利用した方が使った枚数でございますが、1,797枚でございます。

続きまして3点目、これも29ページでございます。

シルバー人材センター補助金、これが昨年と同額の理由ということでございますが、これ

はシルバー人材センターのほうには、県の補助金と町の補助金があるわけですが、県の補助金につきましては、町の補助金を上回ることはないというものでございます。そうしたところで、シルバー人材センターは大変経営が苦しい状態が続いておりますので、ここで町の補助金を下げますと県のほうも下がってしまうと、そういう実情がございまして、昨年と同額の補助金を予定しているということでございます。

続きまして、同じく29ページの敬老事業の計画の内容ということでございます。

敬老事業につきましては、敬老会、これは昨年度から隔年で実施しようということでやっております。本年度、25年度につきましては前の横芝中学校に一堂に集めて、敬老会については実施しなかったという経過がございまして、隔年ということでございまして、平成26年度につきましては、場所等は決まっておりますが、同じような形でやりましょうということで、今回予算の計上をさせてもらっているものでございます。

続きまして、概要版の30ページでございます。

外出支援サービスの内容ということでございます。外出支援サービスにつきましては、家庭において、移送することが困難な高齢者及び身体障害者に対しまして、外出支援車両を使用する送迎サービスを提供することによりまして、外出に伴う家庭の負担を軽減する事業でございまして、横芝光町社会福祉協議会に事業を委託しております。対象者は、介護認定を受けている方で、それと身体障害者手帳の所持者の方で、利用回数は月3回までとされております。また、人工透析を受けている方につきましては月6回までというふうに規定されております。現在、利用登録者数は約250名、平成26年度予算では、延べ1,959件の利用を見込んでおるものでございます。なお、車両につきましては5台ということで、運転士の方につきましても5名の方で運営しております。

続きまして、31ページでございます。

地域活動支援センターの指定管理の入札についてということでございます。地域活動支援センターたんぼぼですけれども、指定管理につきましては、昨年の3月議会におきまして議決いただいております。平成25年4月1日から、平成30年3月31日までの5年間につきましては、引き続き横芝光町社会福祉協議会を指定管理者として指定したところでございます。

指定候補者の選定に当たりましては、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、この第6条第1項の規定によりまして、町が出資している法人を指定管理者の候補者として選定することができるという規定がございまして、公募を行わずに選定したところでございます。

引き続きまして31ページ、日中一時支援についてのご質問でございます。

日中一時支援事業につきましては、障害者等家庭の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に実施している事業でございます。現在、支給を受けている障害者は26名で、受け入れ先となる契約事業所が19カ所となっております。平成26年度予算では、延べ930回の日中一時預かりの費用を見込んでおるところでございます。

続きまして、同じく31ページ、地域活動支援センターの事業ということでございます。

地域活動支援センターにつきましては、事業の形態によりまして国が1型から3型までの類型を設けております。先ほどの旧福祉作業所に当たるたんぼぼが3型に該当いたします。なお、地域活動支援センター事業については、たんぼぼは含まれておりません。精神保健福祉等の専門職員を配置し、相談支援事業等を行う1型と、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する2型の事業を計上しております。1型については、医療法人清和会が運営しておりますゆりの木、2型につきましては、社会福祉法人九十九里ホームが運営しておりますマーガレットホームと契約して事業実施しているところでございます。

続きまして32ページでございます。

町立保育所事務費で、保育士・用務員業務委託等の内容でございます。これにつきましては、ご存じのとおり委託業務でございまして、大総保育所が保育士2名、用務員が1名でございます。横芝保育所が保育士4名、上堺保育所は保育士3名、用務員1名でございます。それと、4級の代替職員として、横芝保育所に1名を予定しているところでございます。

続きまして、33ページになりますが、町立保育所の通園バスの実態ということであります。それと、ドライバーについてということでございます。まず、平成26年度に計上いたしました利用人数でございますが、大総保育所が3人でございます。横芝保育所が11人、上堺保育所が同じく11人でございます。ドライバーにつきましては、大総保育所が年齢が68歳の方でございます。住所は芝山町に在住の方でございます。横芝保育所につきましては、年齢が79歳の方でございます。住所につきましては横芝光町栗山在住の方でございます。最後に、上堺保育所でございますが、年齢は54歳の方で、同じく横芝光町栗山在住の方でございます。

最後に、33ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の説明でございます。保育士の人材確保対策を推進する一環といたしまして、国の保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、私立保育所へ保育士等の処遇改善に要する費用を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） それでは、森川議員のほうからのご質問、子ども医療費助成事業の詳細説明ということでお答えをさせていただきます。

平成24年12月から、小学校4年生から中学3年生までの児童医療費助成が子ども医療費助成に変更となりました。平成25年の予算編成に当たっては、23、24年度の実績を踏まえて、その2カ年の平均で算出したものでありますけれども、これが25年度予算当初不足したため、12月補正予算において1,333万円を増額させていただいたところでございます。補正後の25年度の予算ですけれども8,451万6,000円となり、平成26年度当初予算との比較は9万8,000円の増といった状況になります。

なお、平成24年の予算の編成に当たっては、夏期分、これが6月から11月でございますけれども、611万1,000円の6倍、6カ月分。そして冬期分が、風邪とかそういった疾病が多い時期になるわけですけれども、冬期分が739万2,000円、この6カ月分、合計いたしますと8,101万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、救急医療事業費負担金についてでございます。これは山武郡市広域行政組合のほうの負担金になるわけですけれども、夜間急病診療所、これは東金でございます。そして二次救急医療、これは山武郡市の病院、6病院でございますけれども、これらの運営に要する費用、これを山武郡市6市町で負担する、そういったものがございまして、この均等割そして夜間救急病診療分、それと二次救急医療分と、それぞれ分かれておりまして、均等割が10%、そして夜間急病、これが40%、二次救急が50%、こういった構成になっております。

均等割は、6市町で均等に割るんですけれども、夜間救急と二次救急については利用率ということでございます。したがって、横芝光町においては、平成25年10月までだったか、それまでの1年間分、その利用が平成24年よりもふえたといったことから、26年度につきましては増額になっていると。また、平成23年から25年までは地域医療再生基金というのがございまして、この3カ年で夜間急病のお医者さんですとか、それから二次救急の医師の確保とか、そういったもので強化してまいりました。これが年間5,500万円程度、県から入っていたわけなんですけれども、これが26年度は事業が終了になりますので、その収入減が市町の負担増につながっていると、これも一つの要因でございます。

続いて、食生活改善協議会の補助金の対象人数ということでございますけれども、食生活改善推進員さんは60名でございます。なお、平成26年においては委員さんの委嘱がございまして若干名減る予想になっておりまして、51名程度になろうかなというふうに思っております。この事業内容につきましては、例えば各種幼児健診ですとか、3歳児、5歳児、そうい

った健診時に健診に来る子供たちのおやつをつくったりとか、そういったものも含まれています。この事業費の大部分といいますか、そういったものの材料費がほとんどでございます。以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 森川議員のご質問のうち、学力向上推進計画実施事業につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

文科省が学習指導要領の改訂を、戦後8度目になろうかと思いますが、改訂いたしました。これにつきましては、学力低下の批判を受けまして、内容を厳選して、ゆとり教育から転換し、脱ゆとりという言葉は俗に使っているわけですが、生きる力の育成を目指していくということで、生きる力を育むためには確かな学力を保障したいというものであるということでございます。

そうしますと、横芝光町の今現状を、先日の議会でも森川議員の質問の中でお答えしましたが、横芝光町の現状を見てみますと、全国学力・学習状況調査等の中で、もちろん学校差とか学年差、それから教科によってもその差が十分あるわけですが、全般的に見た場合に平均を下回っているという現状があるというものでございます。それを解消すべく、原因対策を講じて学力向上を進めていきたいというものでございます。

内容的に申し上げますと、これは新規事業ということになるわけですが、町単独の事業で、拠点校方式をとりたいというものでございます。ですので、横芝地区に1校、それから光地区に1校、その中で、一つは中規模から大規模にかけての学校と、それからもう一つは小規模と言われる学校を教育委員会主導で指定し、3カ年計画で進めていきたいというものでございます。

初年度は計画策定ということになろうかと思いますが、2年度に中間公開的なものを実施し、最終年度、最終公開という形になろうかと思いますが、そうしますと、3年でそこで切れてしまうわけですが、その後、できるものならば、これは予算とも関係あるわけですが、小学校の残りの学校等についても引き続き継続して、全校でやられたものを転移する方向で進めていければなというふうに考えております。これは、小学校を限定して行いたい。同時に、国語と算数、中規模から大規模、大規模という学校はないんですが、中規模校においては、できれば2教科、小規模校においては1教科が限度かなというふうに考えておりますが、これについては小学校という、先ほど申し上げました小学校に限定したいと。それはなぜならばといいますと、学習の基礎、その基礎の段階で子供たちの自主的な学習意欲とか

学習態度を育成し、高学年そして中学校という形で進んでいけば効果が上がるのではないかという考えを持っております。

学力向上策としては、長くなりますから申し上げますが、とりあえず12項目ほど考えております。予算は40万円ということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤囀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、森川議員のご質問にお答えさせていただきます。概要書の33ページからお答えしたいと思います。

まず、児童クラブの指導及び迎いの車の増額理由でございますが、この項目の中には、きょう議決いただきました第2児童クラブを設置することになりまして、第2光児童クラブの運営に要する経費を含んでおります。そのほかには、例えば大総小からも児童クラブ利用の申し出がありました。それと、上堺小定員をふやして、横芝小の児童を上堺小へ転送するということもありますので、今までプラス車両が1台ふえるということでございます。そのほかには、消費税の改定によりまして契約金額に変更が生じますので、それらもろもろが増額の要因でございます。

続きまして43ページをお願いいたします。

43ページの学習指導等講師配置事業でございますが、この費目では大きく2つございます。介助員の配置と臨時の教員資格を持った講師の任用による配置と、2種類のものがございます。介助員につきましては11名、特別支援を要する児童・生徒、それらのところへ配置をするということで、現在11名、調整中でございます。配置校は今後決まることになると思います。臨時任用によりまして教員を採用する2名でございますが、大総小の2、3年生で複式学級、日吉小も3、4年生で複式学級が継続されますので、それに1名ずつ、学年に応じた指導が展開できるように町採用の教員資格を持った講師を配置するという考えでございます。

続きまして、同じく43ページですが、小学校、中学校のパソコンの台数でございますが、ここの予算に反映してあるものにつきましては、小学校費で235台、中学校費で110台です。

45ページに移らせていただきます。

学校給食の事務費から入りますが、給食配送業務につきましては、2トン車が2台、3トン車が1台、計3台で町内9校、給食を配送するための委託料でございます。

調理業務委託につきましては、プロポーザルによりまして現在継続契約中でございますが、調理業務を全面委託した委託料でございます。

学校給食の配膳業務委託でございますが、これは配送業務の助手、コンテナが一人では動きませんので、ドライバーさんと一緒になって配送するための助手を別途契約してあるというものの経費でございます。

続きまして、給食センターの光熱費関係のご質問をいただきましたが、横芝学校給食センター、光学校給食センター別々で運営していた時代につきましては、電気料でおおむね360万円、熱源として主に使っていたものはガスでございます。それらが約600万円、都合2センターのときには960万円程度電気、燃料、それらがかかっておりました。オール電化に切りかえてからは、電気料が1,000万円、プラスマイナスいたしますと、40万円ほど余計に電気料がかかっているということでございますが、これは単純に計算できない部分がございます。横芝の学校給食センターにあっては、主食、要は御飯をその場で炊いておりません。外部から搬入していましたので、その分燃料がたまたまかからなかったということでございますので、オール電化で一元的にやっていくというものも、電気料、今後の見通しはちょっとわかりませんが、一応効率的なのかなと。

それと、電気に熱源をかえたことによりまして、調理している環境もエアコンのききとかがよくなりますので、職場の環境も格段に向上しているというふうには考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、再度質問させていただきます。

住基ネットに関しては、ふえることはないでしょうから、その辺はよく、課長、対応を、余り無理にふやすことはなく、私はそれでもいいと思うんですね。写真付というのは、まさに先ほどおっしゃっていたe-タックスまたは免許証等を持たない方の証明書として成立するということですので、どちらかという個人証明書という意味合いでやっていただいてもいいかと思えます。国の制度ですから、まずナンバー制度は入ると思えます。

それと、社会福祉協議会の減額理由が、1名減でわかりました。ただ、あとでお答え願いたいんです。社会福祉協議会というのは、私はよくわからないんですけども、公務員ではなく試験で入るのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

はり・きゅう・マッサージはわかりました。

実は、シルバー人材センター、私は前にも課長にお話ししましたがけれども、今はその法人格がスタイルが変わって、あれは公益法人、社会法人……

〔「そうですね」と言う人あり〕

○5番（森川 忠君） という形だと、情報公開する義務があるんですね。見ますと、失礼ながらいまだに市からの補助金500万円となっているんですよ。後でホームページで確認してください。どこの市から500万円もらっているのって感じなんですけれどもね。多分フォームにそのまま落とし込むと、町を意識しないでやられて、間違えたと思うんですけれども、それと、料金に関しては800円からがスタートですね。それが、（事務費を含む）となっています。千葉県の最低賃金をご存じかと思えますけれども、多分800円から1割引くと720円なんですよ。その辺はどのような説明でクリアできるのか。それと、私も利用させてもらっていますけれども、交通費は全くうたっていないんですね。その辺も確認していただきたいと思えます。

敬老事業はことしはやるということですので、また楽しみにされているお年寄りが多いような方をお呼びいただいて、演出をお願いしたいと思えます。

外出サービスもわかりました。一時支援もわかりました。

それと、32ページの保育所の保育士さんには、現在子供さんたちからすれば、同じ先生であるんですが、残念ながらその待遇に非常に差があるという傾向が出てしまっているんですね。やはりその辺は多少町もある程度均衡化を図るようなことをしないと、同じ先生で申しわけないけれども、年収で数分の1というような形になるというのが現状だと思うんですよ。やっぱりその辺も、今回は町長もその辺をよく考えてあげていただきたいと思えます。

あと、次に保育園バス、3台町立で動いて、今聞きますと、3名、11名、11名と比較的少ない人数で、どっちかというとな非効率的なことじゃないかなと思うんですね。中には、失礼ながら79歳でお元気であれば本当にいいんですが、万が一あったときの、その辺の責任の所在はどこが持つのかという問題になろうかと思うんですね。その辺、町長、79歳のドライバーに関して、やっぱり私はお考えいただきたい。その方のためにも、万が一、なかなかおやめくださいというのは、もちろん言えないんですね、我々議員も。ですから何かのルールをつくるとか、その辺は、私は改善策を考えていただきたいと思えます。

それと、お金のことを言うとあれですけれども、予算もあれですけれども、3台で五百数十万円、これから始まるデマンド交通とか、企画課長、その辺をうまく、まさにコラボじゃないけれども、あれして五百数十万円、23人を、確かに子供さんの命は大事だけれども、運ぶということに関して、もうちょっと効率よく、安全に、それを執行部の皆さんでお考えいただきたいと思えます。

あと、教育課長、児童クラブはもちろん光でふえるんですけれども、それは車両購入も入

るのかどうか、それ答弁をお願いします。

あと、救急医療の負担金ですが、私も病気ばかりしていてこういうことを言うのもなんですけれども、この間の質問の中での東メディカルに関しては、早く言えば東金と九十九里でやっているんだから、我々は東総医療圏に世話になるよというような答弁でしたけれども、もうちょっと幅を広げて、この間の課長の説明だと金額がかなりの負担金、見方を変えるとそうでもなさそうなんだけれども、あれってどうなんですかね。町長、その辺の所見をもう一度、見解をお願いしたいと思います。

あとは、食生活改善、学習、これは小規模校においては、本当に複式というのは、私も個人的にはかわいそうだなと思うので、これはぜひとも経費がかかってもやっていただきたいと思うところです。

教育長から学力向上推進計画の内容は聞きました。ある意味モデル校的なことになるので、頑張っていたきたいと思います。

最後に、教育課長から聞いた、私は商売をやっているから余りこういうことが言えないんですけれども、電気の関係者の業者の人もいるけれども、多分深夜電力が安いんですよね、電気って。昼間って高いからこんなに千数百万もという気がするんだけれども、あとはこれはまだ医学的にも解明されていないことでもあるんだけれども、電磁波による身体への影響とか、その辺どう思いますか。

以上、2回目終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、私からは幼稚園バスの運営ですとか、それを言いますと町立保育所のあり方全体の問題につながってくるのかなとも思いますし、今後そういう人数であれば、基本的には町が直接運行しているわけじゃございませんで、各保育所の地域の中での運営委員さんでの運用をしていただいている、それに町が補助するという形をとらせているわけでございまして、今後そのあり方についても検討する必要は確かにあるかと思えます。

その町立保育所の、3つあるわけでありましてけれども、このあり方についてはなかなか今少子化が非常に急速な速さで進んでいる、当町も含め日本全国でそうなんだろうが、それが顕著にあらわれている当町の中で、ある意味前も一般質問でお答えさせていただいたことがありますけれども、公立保育所のある一定の目的は、終末に向かっているのかなというふうに考えておりますが、事保育所のことに关しますと、地域性ですとか、その地域にとっても極めて思いの深い部分もございまして、なかなか事務的にはいそれとはやめることもでき

ない部分もご理解いただければありがたいと思いますし、今後またその地域との話し合いも重ねながら、今後の対応を考えていきたい、検討していきたいと考えております。

また、地域医療の三次救急の請求は、約500万円でありますけれども、横芝光町が東総の医療圏だから云々ではなくて、前も、同じ答えになります。今度東千葉メディカルセンターの運営は東金市と九十九里町が行っているわけございまして、三次救急の負担金というのは、全国で払っている事例がないわけでありまして、これが本来の姿であれば、東金県立病院をそれにシフトした県が支払うのが当然ではないかというような認識の中で、山武市の椎名市長とも歩調を合わせながら進めさせていただきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私のほうから何点か。

最初に社会福祉協議会の職員の採用の件でございますが、ご存じのとおり社会福祉協議会は独立した法人でございます。そうしたことで、今回の、来年度の職員の採用に当たりましても、社会福祉協議会のほうで試験を実施し、当然面接もして、それで正規採用したということは何っております。

次に、シルバー人材センターの件でございます。議員のほうからご指摘がございました。その辺のことにつきましては整理しまして、向うのほうに、シルバー人材センターのほうに確認させていただきたいというふうに思います。

それから、保育士の委託の職員と町職員の給与の関係ということだと思っておりますが、確かに給与の開きはあると思います。しかし、形態が委託という形をとっておりますので、それを一概に近づけるといっても、果たしてそれが正しいものかというのは私どもも判断しかねますので、とりあえずはこういう形でいくのかなという認識を持っております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、2点ほどお答えさせていただきます。

まず児童クラブの迎え用の車両ですが、購入はいたしません。町の車両を保険を別途掛けた上で活用するという考えでございます。

それから、給食センターのオール電化ですが、実際にオール電化の割引と比較した表というのを私は持っていないんですが、建設途中の熱源を検討する過程においては、オール電化による割引が受けられるのでというところを念頭に検討していたというふうには聞いており

ます。

あと、申しわけございませんが、電磁機器等の電磁波については、ちょっと研究したことがございませんので、この場での回答はお許しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） じゃ最後に、シルバー人材とか社会福祉協議会というのは、課長が結構大骨を折ってご負担いただいていますけれども、独立してはいるとはいえ所管しておりますので、やはりお忙しいでしょうけれども、ホームページを見てその情報公開だけはよく見てください。あれはいつもどこでも見られますのでね。単純なミスというのは全てにとくと、ちょっと疑ってしまって失礼なんですけれども、この程度かなというような部分も、私個人的にびっくりしたんです。ですから、その辺も課長の強力な指導をもって、しっかり運営していきたいと思います。本来、ご高齢の方の仕事をするという、意欲を高めるためのシルバー人材センターであって、もちろん人材派遣会社ではありませんので、その辺はよく認識されて、お願いしたいと思います。

あと、町長、本音を聞くといったら失礼ですけれども、これでフタバさんが、町があれだけの力を入れてつくっていただきます。今後の町立保育園、横芝地区しかありませんが、それを本音で、難しいところではあると思いますが、いずれクリアして、以前にちょっと困ったことがあったことも、私も存じ上げていますけれども、やっぱり町の方針としてこうだということをお願いしたい。

それと、最後に複式学級について、これどの範囲まで先生を一人にしていくかという、基準か何かあれば、その3点で終わりたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは、町立保育所3園の今後の本音というご質問でございますけれども、先ほど来申し上げましているとおおり、昭和の後半、旧横芝町の人口が非常にふえて、子供の数もふえていって、また、子供たちは保育園に入れるんだというような社会通念が確立された関係もありまして、当時当町にあったのは、それこそ今お話のございましたフタバ保育園、一つだったんでしょう。

私もフタバ保育園の卒園生でありますけれども、そうした中で、それが急激な子供の数の増加に民間が追いつけない状況であった。そしてまた、社会通念上子供を保育所に、保育園に入れるんだというような、そういう社会認識が大きく生まれてきた中で、そういうふうに

町立で子供を育てようというか、子育てに支援をしていこうというものの中で、それが3園が、旧東町にあった第二保育所を含めると4つあったわけですが、今ご承知のとおり、この子供の少ない時代であって、先ほども申し上げさせていただきましたが、行政が保育業務に携わる部分については、ある一定の成果を上げることができたと認識しておりますし、今後その方向性はますます進んでいくと思いますので、ある程度の収束に向かって、その全てを終了する 때가近い将来来るのではないかと考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、この保育所の廃園ということになりますと、地域の問題、また通っているお子さん、児童の問題、また親御さんの問題、いろいろと地域的な問題もございますので、一方的に行政が来年からやめますということもできませんし、地域との話し合いの中で、元の民間、私立で行っている保育所、保育園に、今後ともやっていただければなどというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、シルバー人材センターについてでございますが、議員おっしゃるのももっともでございますので、高齢者の方々の生きがいの関係、働く力というものもございますので、そうしたことを勘案しまして、よりよい方向になるように、うちのほうとしても努力してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 臨時講師の任用でございますが、最大限の人数基準というものは設定してございません。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後2時20分。

（午後 2時07分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議を続けます。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 私のほうからは1点お尋ねいたします。

この概要版の38ページの地域排水管理事業、議会の中でも一般質問等で3号排水路の流末の水質管理ということで、いろいろと提案がありまして、今回設計業務委託するというところで、事業化に向けてスタートしたわけでありましてけれども、せんだっての課長の説明の中でも周辺に宅地があるということで、排水の境界内というのを改良事業を進めていくというような、そういうような感じのお話でありましたけれども、今測量のほうをやっている、どのような形での改善の方策があるのか。非常に私も近くでありますので、その状況はよく知っておりますけれども、いろいろな機関の意見を聞きながらというような話をせんだって伺いましたけれども、もしこういう方策を目指しているんだということがあれば、お答えいただきたいと、このように思います。お願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいまの3号排水の関係でございますが、今は測量を開始、今3月でさせていただいております。これから実施設計に移っていくわけなんですけれども、その前にこの間もお答えしましたように、千葉県土地改良連合団体、こちらが専門的な知識を持っておりますので、この皆さんとも協議を今現在もしているところでございますが、最終的にはあの130メートル間については、どうしても底打ちが今してございませんので、ヘドロ状態になってくるというのが当然のことでございます。

したがって、今我々のほうで考えているのが、上から来る水も含めてですけれども、住宅からの排水の管がかなり下に下がっておりますので、まずその分を、この3号排水路にもっと上にして、流れを、若干緩くはなりますけれども、そこに入れよう。それには、入れるにはどういうふうな形をとるかという、今の考えの中では、あそこに三面張りのコンクリート製のもので、要は上に上げて流そう。そうすると、若干栗山までの間勾配はとれますし、川のほうの底打ちについては若干上がるかと思いますが、コンクリートで塞いだ中に入れて流そうというような、今の段階の計画でありますけれども、先ほど言いましたように、住宅排水の管の樋管との接続関係等がかなり難しい点もございますので、抜本的な改善をしないと、これはどうしようもないと思います。費用的には多額なものが予想されますけれども、そこまで改善して、地域の皆さんに、環境面からいって少しでも向上するように、そういうので今考えておりますので、今後専門的な人たちと一緒に協議を進めながら、あと2年までにはどうしてもしてあげたいなという考えがございますので、そういったことから、今回はほかのものは余り入れてございませんけれども、補正等も含めながら、まずは

そういう調査を26年にやりたいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、地域の皆さんに少しでも早くできるように調整していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） ありがとうございます。今、課長の答弁の中でも、地域のほうも一日も早くというようなことで、非常に要望が強くなりますので、確かに下水の流末、あれが下に入っている、そういうふうな状況にありまして、難しい部分もかなりあるかと思えますけれども、その辺をクリアできれば、三面張りまでと、そういうような工事も可能になるんじゃないかと思えます。ぜひひとつ、継続しながら、この問題の解決に向けましてご努力いただきたいと、そのようにお願い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） ほかに質疑等はございませんか。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 概要と予算書とちょっとばらばらになってしまっていて申しわけないんですけれども、まず概要のほうから、補正と同じで聞き漏れで再度聞くこともあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

22ページの土木使用料の道路占用と駅前と住宅の、この詳細を教えてください。

それと、23ページの消防費県補助金のところでありますけれども、消防の件に関して午前中も伺ったところでありますけれども、うちの町の消防拠点の詰所というのが、何も問題がないのかどうかだけ確認させていただきたいというふうに、この活動拠点施設も新規メニューで今回26年度の消防団処遇改善と装備の拡充ということで、国のほうで予算立てされているところでもありますので、そここのところを確認させていただきたいというふうに思います。

すみません、課長、あと出動手当なんですけれども、私も消防のことは余りよくわからないんですが、この出動手当、うちの町の場合、火災時だけでなく訓練時にも出ているかどうか、こここのところも教えてください。ちなみに、これは昨年12月に法改正になって、全国あちらこちらで議会でも取り上げられていることだと思いますけれども、本当に消防団に日ごろから感謝申し上げておりますけれども、退職報償金、全階級で一律5万円を引き上げということで、ことしの4月からということでもありますけれども、この辺はどうなっているのか。聞き漏れていたら申しわけありません、もう一度教えてください。団員に対しての報酬の引き上げに関しては、国のほうは据え置きということでもありますので、今後検討課題だとは思

いますけれども、安全靴を装備していくところもあるというふうに聞いておりますので、総合的に教えていただけたところがありましたらお願いします。

23ページのふるさと納税、課長、これはご答弁要らないですけれども、総務委員会でも森川委員から出ておりましたけれども、予算が3万6,000円、もうちょっと、町長からもありましたので、我々も努力していきたいと思っておりますけれども、町も積極的にお取り組みいただきたいというふうに思います。意識を持つ持たないで、やっぱり何事も大きく変わっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。職員さんにもぜひ議会に訴えかけると同時に言うていただければというように思います。

それと、25ページの庁舎総合案内なんですけれども、今まであった休日担当もその委託の方になるのかどうか。そこのところの確認をさせていただきます。

それと26ページ、微量PCBですけれども、本当に町長を先頭に、いい結果になってよかったと思っておりますけれども、町内の事業をやっていた方とか、町民さんとか、町内に微量PCBがどれだけあるか、町で把握されておられるかどうか。そこのところをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、36ページ、電動生ごみ処理機、ここは私、ぜひ、普通の旧横芝町でやっていたコンポストにこういった農家、田舎ですので、変えていくべきではないかというふうに思いますけれども、ご所見を伺いたいと思っております。

それと、39ページ、道路ストック総点検事業、これは国の新規事業だと思っておりますけれども、総務省、国交省から文書として県を通じて、担当課のほうに公共工事の円滑な施工確保についてという通達が届いていると思っておりますが、この通達に対してどのように取り組もうとお考えか、もしお返事を伺えれば教えてください。

41ページ、駅前広場整備事業、ここは町長にご返事いただきたいんですけれども、今盛んに工事されておりますが、駅のバリアフリー、エレベーター、屋根、そのままになっていると思っております。一度企財のほうで成東駅とか八日市場駅とか、視察に行ってくれていると思っておりますけれども、そこの辺の現時点での町長の考えを伺いたいということと、あとこれは担当課でいいですけれども、自転車の不法投棄がまた改めて目立っております。ここの取り組みに関してご決意を伺いたいと思っております。

あと、予算書のほうであります。一般質問のときにも再質問で伺いました、公会計であります。資産や負債の詳細を押さえることは、将来の計画を立てる基礎であります。

○議長（伊藤罔樹君） 川島議員、ページの指名をお願いします。

○9番（川島富士子君） すみません。予算書の40ページです。4表というもので、県内では町村クラスでは我が町だけということで、非常に取り組みに対して敬意を表するところでもありますけれども、ただ、公認会計士に任せて商品としてできて、じゃ、それをいかに活用されているかというところで、ちょっと不安を持つところもあります。財務諸表をつくって、しっかり把握されているかどうか、各課で共通認識に立っておられるか。短期的な財政に力を入れるのではなくて長期的管理ができていくかということが大事だと思いますし、どの課にしようとも、職員がかわっても、この4表を活用して、町の本当に本気になってやる、この10億円削減に向かったの取り組みを、共通認識の上でやっていけるのかどうか。

それと、複式簿記2級を持っている方が、この職員の中に何人いるか教えていただきたいというふうに思います。

それと111ページ、商工会が主導で今月の広報で婚活事業がいよいよ載りました。私のところにも問い合わせがありました。現時点での応募状況を教えていただければ、参考になりますのでよろしくお願いします。

土木のほうですけれども、119ページの、すみません、聞き漏れかもしれませんが、一番下の交通安全対策事業、詳細、そして120ページの舗装修繕事業の詳細、その他町道整備事業、排水整備事業の詳細がわかれば、後でも結構ですので教えてください。

それと、123ページ、下のほうの都市計画策定事業、この見直しの策定計画の内容を教えてくださいたいと思います。

129ページ、午前中も出ておりましたけれども、自主防災組織、これはマニュアル化を考えておられるかどうか。チラシでもいいですけれども、自主防災組織をもっと町民の皆さんに周知できるような、取り組みやすいようなマニュアルを考えておられるかどうか。

その下の災害用備品整備事業の消耗品、備品購入費の詳細、聞き漏れでありましたら申しわけありません。

あと、前に戻りまして、予算書の31ページ、乗り合いタクシー運賃収入、乗り合いタクシーの件で、大分町内に少しずつ浸透され始めておりまして、私のところにも、いつから始まる、また幾ら負担だ、どういう形で申し込めばいいという、すぐにでも申し込みたいような問い合わせがあります。今現時点で町民の皆さんに周知は、いつごろとお考えなのか。もろもろ合わせてご説明できるところまでお願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、何点か聞かれておりますので、順次お答えした

いと思います。

最初に、概要版のほうの22ページの土木使用料でございますけれども、予算総額2,791万3,000円の内訳でございますけれども、まず、ここに記載はございませんけれども、行政財産使用料として1万6,000円、これは駅前広場のほうの自販機分でございます。

あと、道路橋梁使用料として、1,400……

○議長（伊藤園樹君） 担当課長、マイク利用願います。

○都市建設課長（五木田桂一君） 失礼しました。

道路橋梁使用料といたしまして1,497万3,000円、これは道路占用料でございますけれども、主な占用料でございますけれども、N T Tのほうで335万5,000円、東電のほうで408万9,000円、合同資源のほうで205万1,000円、関東天然ガスが473万3,000円が主なものでございます。

駐車場、駅前広場のほうの使用料といたしまして、駐車場の使用料でございますけれども、自転車のほうが72台、また自動車のほうが、定期が26、一時が28台ございます。これが1年間774万6,000円のほうを見込んでいるところでございます。

次に、町営住宅のほうの使用料でございますけれども、これが479万2,000円、古川が1戸、栗山が47戸、小田部が44戸でございます。これが479万2,000円でございます。

それとあと、町営住宅使用料のほうの滞納繰越分として、栗山のほうが61万3,264円、あるわけでございますけれども、この約50%。また、小田部のほうで16万400円あるわけでございますけれども、このうちの50%を見込んでいるところでございます。総計で2,791万3,000円でございます。

それとあと、概要版のほうの39ページでございます。道路ストック点検のほうに関連しまして、国からの通達があるわけですが、今その通達の内容は今思い出せないところでございますけれども、この道路ストックにつきましては、国のほうからは26年度中に全ての道路施設の点検を終えなさいということになっております。そのようなことで、今回このような予算を計上させていただいたところでございますけれども、内容的には、道路のり面とか大規模な構造物、また道路ストック物等々の標識等、いろいろあるわけでございますけれども、この調査を、点検を行いまして、今後修繕計画、またどのようなものがあるか公表していかなければならないと思っておりますけれども、そのようなことを実施していこうというふうに思っておるところでございます。

続きまして、予算書のほうの119ページでございます。

一番下段の交通安全対策事業でございます。176万1,000円計上してあるわけでございます

けれども、これは管内町道の区画線、標識設置、補修、ガードレール等の設置を行うものでございます。特にどこの地区をというようなことは特定していないところでございます。

次に、その他町道整備事業でございます。委託料のほうでございますけれども、測量業務委託料115万6,000円の計上でございますけれども、これは古屋、於幾地先の幅ぐいの設置と境界ぐい等の設置の委託費でございます。なお、15節の工事請負費780万円については、これはこの名前のとおり、道路維持修繕事業の工事費でございます、管内の道路の修繕工事費でございます。

次に、排水整備事業でございますけれども、15節の工事請負費でございますけれども、これにつきましては5地区、5路線を予定しているところでございます。古川、白磯地区、鳥喰新田、栗山、宮川地区を予定しているところでございます。

あと、16節の原材料費でございます。これも5地区、5路線を予定しているところでございます。地元のほうで施工する排水の整備のほうの資材支給でございます。

最後でございますけれども、都市計画の見直し業務でございますけれども、現在当町は横芝都市計画区域、光都市計画の2つにそれぞれ分かれております。ただ、町のほうで策定しております新総合計画、町の総合計画でございますけれども、そこら辺のところと時代の変化を踏まえまして、都市計画の統合、見直しを行っているわけでございますけれども、いわゆる県のほうの基本方針というものがまだ出ておりません。情報では4月ないし5月には見直しの基本方針が出るというようなことでございます。それを踏まえまして、いろんな、やはり人口減少時代を迎えた中で、そこら辺のほうのあり方について、いろいろと見直し作業を実施していくということでございます。

都市計画の中には、都市計画道路、また用途地域、いろいろございますので、そのようなものを見直していこうということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私のほうから駅舎のバリアフリー化の中の、特に跨線橋のエレベーター設置の問題ではないかというふうに思っております。

たまたま先日、私は夜8時過ぎの特急列車に乗って帰る機会がございまして、たまたま81になる私の義理の母親とばったり行き会いまして、あの跨線橋を手をつないで登りおりをしましたが、極めて大変な状況でございました。そうした中で、今後積極的な部分で検討していきたいとは考えております。しかしながら、駅の利用状況の乗降客の数から、国交省の補

助の対象にならないというような状況の中で、先日成東駅、また八日市場駅を視察させていただいたわけでありますけれども、どちらも4億、5億というような規模の大きい予算のかかる問題でございまして、ぜひ何とかしていきたいなというふうな思いはありますが、厳しい財政の中でどのようにしていくかというのは模索最中でございますので、ひとつよろしくご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私からは概要の23ページの消防費の関係で、まず1点目、詰所に問題はないかというお話でございましたが、詰所、消防機庫につきましては、合併後2つとか3つの分団が統合されたものについては、新たに建て直し等を行っております。26年度予算の中でも第1分団第1部の機庫と詰所の建てかえを計上させていただきました。25年度につきましても、長倉地区で新たに建てかえをしております。そのほかにも、詰所等で修繕が必要なものにつきましては、町が3分の2の補助を出して地元で実施をしていただいているという状況でございます。

出動手当、これにつきまして訓練でも出るかというご質問でございますが、出動手当につきましては、災害、訓練、それから研修、全てのものについて町で出しております。

次に、退職報償金の条例改正ということでございますが、これにつきましては、我が町につきましては総合事務組合で事務を扱っていただいておりますので、そちらで一括して県内一気にということになると思います。

次に、安全靴ということで、装備の拡充ということで地方交付税の中で措置されたというお話がございましたが、確かに今回新たに示されましたのが、チェーンソー、油圧ジャッキ、それから可搬ウインチ等、そういったものの装備についてもということになっておりますので、今後新しく整備する消防自動車等については、こういったことを備えた形で配備したいというように考えております。そのほかのものについても、今後順次予算の許す範囲で整備を進めたいと思っております。

安全靴でございますが、今消防に支給されている安全靴自体は安全対策がされているものでございます。

次に、26ページのPCB、町内の事業所の把握はということでございますが、申しわけございませんが、町内の事業所で持っておりますPCBのものについては、今現在私では把握しておりません。ただ、昨年10月に県内で初めて微量PCBの処理施設ができましたので、

今後県内の微量PCBのものの配置についてはどんどん処理が進むのかなと思っております。

次に、概要の36ページの電動生ごみ処理機の関係で、農村地域である我が町についてはコンポストにしてはどうかというお話でございますが、実は我が町でもコンポストの補助をもともとやっておりました。実際にコンポストの補助をやっておまして、それを普及促進ということでやっておまして、それがもうある程度普及したということで補助を廃止しております。こんな状況ですので、申しわけございませんが、ちょっと今の補助の状況からいきますと、今後の検討課題ということにさせていただければと思っております。

次に、予算書の129ページの関係で、自主防災組織のマニュアル化ということでご提案いただきますので、これについては今後検討させていただければと思っております。

それとあわせて、災害の備品の詳細ということでございますが、災害用の備品の購入につきましては、今回、ヘルメットとそれから発電機、カセットコンロ、それと石油ストーブ、これを予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから概要の25ページにあります総合案内業務の関係のご質問でございますが、総合案内業務を一括、業務委託ということでございますけれども、休日も委託するのかというご質問だと思いますが、休日につきましては、これは通常の総合案内業務とは別でございまして、いわゆる日直業務ということで、職員が2名体制で当たっています。これは、そのまま委託ではなく職員が引き続き新年度以降も行っていくというように考えております。この日直業務につきましては、休日ということでほかの職員もおりませんので、その間に例えば死亡届の受け付けであったり、公金の収納、そういった扱いをいたします。そういうことで、これは委託ではなく職員で引き続き行ってきたいというように考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 川島議員ご質問の、予算書の歳入部分31ページ、乗り合いタクシー運賃収入、これにつきましては同じ予算書の歳出では44ページにその経費を計上したところでございます。31ページということでご質問がございましたので、最初にこの部分から答弁申し上げます。

乗り合いタクシーにつきましては、新たな公共交通体系、平成26年度からということで、

過日の全員協議会でも資料によってご説明申し上げたところでございます。重複いたしますので詳細は省かせていただきますが、簡潔に申し上げますと、乗り合いタクシー、いわゆるデマンドタクシーは、運行エリアを町内全域といたしまして、ご自宅から停留所、今想定しているのは公共施設、商業施設、公益施設、医療施設等の行く先のバスの停留所というほど表示を立てるわけではございませんが、一定の箇所に、事前に予約をすることによって、ご自宅のドアから行き先までという、帰りもその逆でございますが利用できるということで、その運行を26年度、この前ご説明した資料によりますと10月をめどにということでご説明いたしました。その際、現在の循環バスのルートについて検討課題として残りましたので、これについては町長の全員協議会でのご挨拶の中でも触れたように、今後、せんだってご説明したものと、公共交通会議に再検討をお願いするというようなご説明を申し上げましたが、それによっては、時期が10月1日というのも含めて検討させていただきたいとは思いますが、タクシーについては、そのような基本方針といえますか、より便利、より効率的なタクシーの運行を目指しているところでございます。

周知の時期につきましては、せんだっての資料にもご説明したとおりですが、10月1日を運行のスタートとしたときに、6月ないし7月、夏場ちょっと前くらいに地区の説明会を含めて周知をし、あわせて事前に登録していただく必要がございますので、そういうのも含めましてその時期に行いたいという説明をしたとおりで、この方針については変更はございません。

続きまして、予算書の40ページの公会計についてのご質問でございます。

この公会計のご質問については、先ほど来何度か答弁させていただいているところでございますが、これにつきましては、ご指摘のように財務4表と言われるバランスシートですとか行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書、これらをあわせて財務4表というふうに称しているわけですが、これについては先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。当町につきましては、基準モデルという一番詳細な方式を当初から採用しているということで、ただそれには公会計に精通した職員が現在のところおりませんので、専門的な知識、これは公認会計士の資格レベルは最低限というような、やっぱりそれができないということで、周辺の規模の大きい市でも、そのように外部委託をしているというような状況もご説明申し上げたとおりでございます。

ただ、ご質問にありました各課での共通認識ができていますとか、それをいかに活用するかという点が、まさにご指摘のとおり大事なところでございまして、各課の共通認識とい

う点に関して申し上げます、昨年度、企画財政課、その委託しているコンサルタントに講師になっていただきまして、職員を対象にした研修を実施いたしました。まだまだそれで十分とは思っていませんので、今後も引き続き共通認識という点も含めまして職員の意識水準の統一を図っていきたいというふうに考えております。

それと、複式簿記の資格を持っている職員はというのは、申しわけありません、それは把握してございません。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、私のほうから婚活についてお話をさせていただきます。川島議員のほうにも、商工会のほうの婚活、また行っていただき、ありがとうございました。

先ほどの応募の状況ということでございますが、平成26年度についてはまだ実施はしてございませんが、今までの分につきましては、全部農業振興会を中心とした中で事業を展開しております、今回、平成26年度に初めて一般会計で1回分を組ませていただきました。2009年から今まで5年間、婚活をさせていただいていまして、おおむね地産地消を兼ねたもので6月、それから12月、3月といろいろまちまちなんですけれども、例えば6月はメロン、トウモロコシ狩りもございまして、9月あたりになりますと梨とかミニトマト、いろいろございますので、そういったものを含めながら婚活事業を展開しているところでございます。

今までの5年間で15回ほど開催させていただきまして、延べで89組ずつの婚活をさせてもらいましたが、成婚したのは今のところ4組が、町内で4組ほど成婚となりました。大変いい結果だと思っておりますが、今後、商工も絡めながらいろいろと農婚だけでなく、絡めてということでこの平成26年度からは、商業、農工業者を嫁不足の解消ということも兼ねて、新しくチャレンジしようという企画でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 川島議員のほうのご質問の中で、1点漏れておりましたので、お答えをさせていただきます。

予算書のほうの120ページの舗装修繕事業でございます。400万円計上してございますけれども、これは栗山と原方の2路線を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 環境防災課長にせっかくご答弁いただいたんですが、ちょっと私の認識が間違っているかもしれませんけれども、コンポストは合併当初、横芝町でやっていたコンポストと、光町でやっていた電動コンポストですか。それで光のほうの電動になったという認識でございましたけれども。

それと、産業振興課長、本当にご勇退ということではありますが、これまで農婚、婚活、お力入れてくださりましてありがとうございます。今月号の広報よこしばひかりに載っていた婚活の応募状況、きょう時点の応募状況がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、産業振興課長、今定例会が最後とは思いますが、もう一つ、国が自公政権になって、農業に対しての施策、新規事業とかいろいろ、あとまた若者とか女性を本当に、あと新規就農者、ここのところに力を入れて、女性プロジェクトをつくるとか、いろんな方策を練ってきてきていると思うんですけども、指導農業士というのがうちの町に何人ぐらいいらっしゃるって、どのような働きをされているのか最後に教えていただきたいというふうには、最後の仕事じゃないですけども、教えていただきたいと思います。

あと、企画財政課長、るるご説明ありがとうございます。きょう、県内14市町ということで、この基準モデルを取り入れているというお話を……

〔「10」と言う人あり〕

○9番（川島富士子君） 失礼しました、10市町ですか。町は横芝光だけということで、それで、その基準モデルを取り入れているところに、総務省のほうからきのうまでということで、今後の新地方公会計の推進に関する研究会ということで、地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会及び地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書案についてということで、アンケート、今現在この基準モデルをやっているところにそういった依頼が来ていると思うんですけども、それを出すことによって、取り組んでいる市町村の課題とか、いろいろ要望等をお知らせできるのではないかなというふうに思ったんですが、そういった依頼というのはご存じだったでしょうか。

じゃ、2回目の質問はそれをよろしくお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 私の説明がまずくて申しわけございませんでした。旧光のほうは合併前に廃止になっていると思います。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 3月号に記載しました婚活の申し込みについては、大変申し

わけございません。今その数値についてはここでは把握してございませんので、後ほど確認させていただいて報告させていただきます。

それから、農業指導士の数等についても、若干の資料を持ってございませんので、これについても一緒に後で報告させていただきますが、農業指導士につきましては、これは資格を持った中でいろいろと、県のほうには指導士はいろいろいらっしゃいますけれども、当町にもかなりいまして、若い農業者の方々にいろいろと農業的なものの指導をしていただくという事で頑張らせていただいております。

いずれにいたしましても、後でまた、この辺については報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまの議員ご指摘の作業部会等のアンケートの文章については、申しわけございません、私はまだ目にしてございませんが、これについても調査いたしまして、もし届いているようでしたら、その対応も含めて、後ほどご回答させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。質問はなるべく簡潔にお願いします。

○9番（川島富士子君） わかりました。

コンポスト、合併前ということでありまして、横芝では普通のコンポストだったんです。合併と同時に電動コンポストだけが残ったというふうな記憶でおりますので、ここのもこういった、やっぱり田舎には旧横芝でやっていたコンポストのほうが合っていると思いますし、費用もたしか一対4,000円ですか。

〔「1つ3,000円」と言う人あり〕

○9番（川島富士子君） 旧横芝のときは補助があって、自己負担が5,000円だったような気がしますけれども、ご検討を、やはりぜひ利用率というか、できるだけ環境に優しい、また取り組みの一助として電動コンポストを、私はこの町に合っているのではないかというふうに思いますので、合併からやってきた経緯を、電動コンポストの経緯を見ながら、やはり検討する余地があるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。課長のご決意を聞かせてください。

あと、企財課長に、突然申し上げて申しわけなかったんですけれども、実際やっている町の声が届くことによって、国もすごく参考になると思うんです。ですので、出されたのかなというふうに思いましたので伺ってみました。

あと、町の基金の一覧というのは、特定目的基金が何本で幾らあって、定額運用基金が何本で幾らあってと、そういうのは伺えるのでしょうか。

以上で終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 旧光のほうでもやはり同じようなもので、グリーンの大きなやつですね。それをたしか、記憶ですので余りはっきりしないんですけども、たしか各家庭2個までで補助されていたと思います。議員おっしゃるように、電動ごみ処理機は、確かに農村地域では1回に処理できる量が少ないので、そのせいもあってか、年々補助台数が減ってきておりますので、それについては我が課としても、今後同じ形で進めるのがいいのかどうか、それを今検討に入っておりますので、今年度電動生ごみ処理機の補助の存続の問題とあわせて、今後検討させていただければと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 基金の資料でございますが、お配りいたしました今回のこの当初予算の概要の19ページをごらんいただきますと、基金現在高の見込みの状況という表をつけてございます。基金の規模、その経緯等も含めて、この表をごらんいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） ほかに質疑等はございませんか。

鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） じゃ、私のほうから1点だけお聞きしたいと思います。企画財政課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

概要の24ページの中段に諸収入がありますけれども、この中で空港周辺対策交付金4億4,000万円を成田空港関係だと思っておりますけれども、見込んでいるということでございますが、そういった中で、27ページの航空機騒音障害防止対策事業ですか、5,908万9,000円から始まりまして、次のページの中段にありますけれども、航空機騒音対策空気調和機器設置事業ということで、7,500万円までがとりあえず航空機の関係の騒音の形で補助しようということ、計算してみますと3億2,640万円がこの金額なんですけれども、残りの1億2,000万円くらいは、ほかの用途に使っていると思います。そういったところを加えた中で、こういったものに使っておるか。それとあわせて、この間、私が一般質問でもしましたけれども、ペナルティ料金のほうもこの中に含まれているものか聞かせてください。それだけです。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご質問ですが、この予算の概要で申し上げますと、24ページの歳入、20款諸収入に空港周辺対策交付金、これが成田空港株式会社からいわゆる周辺対策交付金として、今回予算措置した4億4,000万円でございます。

議員ご承知のように、周辺対策交付金には、普通交付金と特別交付金がございます。この4億4,000万円の26年度予算の内訳といたしましては、普通交付金が2億8,000万円、特別交付金が1億6,000万円、合わせまして4億4,000万円。これが歳入の措置でございます。歳出が、今議員おっしゃったとおりでございます。概要ですのでこれが全てではございませんが、主な事業、ご指摘のとおり27ページから28ページにかけて、その使途の主なものとしてここに掲げたとおりでございます。議員ご指摘のとおり、それを合計するとこの歳入の合計額にまだ足りないということで、それ以外の主な使途ということで、ご報告申し上げます。

私の手元にあるのは、24年度の決算の数値でございます。今ご質問にありました本年度の新規事業といたしまして、エアコン、空調機の補助事業、歳出予算額7,500万円という、これが今年度新規事業でございますが、それ以外は今までと項目あるいは歳出予算規模としてもほぼ同額で推移しているところでございますが、ここに歳出の空港対策関係の騒音対策事業として計上してある以外の主なもので申し上げますと、例えば空港に関連する道路、排水施設、公園の設備というような項目の中で、24年度申し上げますと、町道改良工事、I-7号線ですとかI-9号線ですとか、これに約2,000万円充当してございます。あるいは、消防施設、無線施設等の整備ということで、防災行政無線のデジタル化に、平成24年は1,760万円ほど充当してございますし、東陽病院のいわゆる手術器具にも例年充当しておりますし、産業関係、周辺対策交付金はやっぱり使途が決まっておりますし、消防ですとか、農業等の空港の一体化といいますか、空港の騒音対策に資するというような、あわせて地域の産業振興に資するという意味から、産業関係にもその使途の項目がございます。例えば町単土地改良の事業補助に1,000万円ですとか、主なものとしてはそれこそ近年でいいますと、図書館の空調施設あるいは小学校の施設整備、24年ですと白浜小学校の屋内運動場の改築整備に5,300万円ほど充当しておりますし、そういったもろもろのものが、議員おっしゃった直接この空港対策事業と、入りでいう空港周辺対策の差というのはこういったものに充当しているということでございます。

雑駁ですが以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 予算書のほうで51ページ、中ほどの航空機騒音対策空気調和機器設置補助金の件ですけれども、これのエアコンということで、そういった関係のことで聞いたんですけれども、これの詳細と補助要綱をお聞きしたいと思います。

それとあともう一点が、126ページの一番上です。町営住宅大規模修繕事業、こちらのほうの小田部住宅のことなんですけれども、屋根と外壁というような前回説明いただいたんですけれども、どんな補修なのか。それとこれの耐用年数はどのぐらいを、補修後の耐用年数はどのぐらい考えて工事を行うのかお願いします。

それと、ページ数はないんですけれども、予算編成上でもってお聞きしたいんですけれども、この3月11日で大震災でちょうど3年が過ぎましたが、この全体の電気代で、23年、24年、25年見込みとかで、金額でも上昇率でもいいんですけれども、その辺のところを。あと、この予算編成に当たりまして、平成26年度はどのぐらいの電気料アップでこの予算編成をしているのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

それと、消費税が上がるんですけれども、この義務的経費また補助金等を除く、直接的に当町で受ける、アップする金額というのがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 多々質問をいただきましたので、順にご説明申し上げます。

まず、航空機騒音対策事業といたしましてのエアコン設置の補助の要綱の概要でございます。これにつきましても、過日12月議会終了後にご説明させていただいたときにお配りしておりますので、詳細については改めてごらんいただければと思いますが、まず平成26年度から27、28年、約3年かけて実施を、まずしようとするものでございます。基準日は本年、平成26年7月1日を基準日といたします。対象区域といたしましては、航空機騒音対策事業補助金、いわゆる迷惑料と言っている、その交付地区の中から、横芝地区の第1種騒音区域、隣接区域、あるいは準谷間区域という、もとでいえば空港公団、今NAA等からの防音工事あるいはそれに伴うエアコンの設置について、別途補助のある地域を除いた区域ということでございます。

補助の対象となるエアコンについては1世帯1台ということで、上限額、消費税込みの設置金額5万円を上限といたしまして、その5万円を超えない範囲ということで補助金額を設定しております。本年度7,500万円の予算を計上しておりますが、世帯数でいいますと約1,500世帯を想定した中で実施を始めているということでございます。予算の範囲内で執行するというのでございますので、仮に今年度、年度途中で1,500世帯を超えた場合には、

申しわけございませんが次年度に実施させていただくというような対応になろうかと思いません。

それと、電気料の関係のご質問がございました。町全体の電気料、その推移ですとか集計したものは、まことに申しわけございません。今手元にございませませんが、一部といいますか、この庁舎の電気料でちょっと手元に資料がございますので、この推移を申し上げます。大震災の影響によりましてもちろん電気料は上がっているわけですが、過去3年、平成24年度までの3年間の推移を申し上げますと、職員に省エネの協力を強く依頼しているということと、それに対してその成果があらわれたという観点から、電気の使用量については、この3年間減少傾向でございます。ちなみに、キロワットでいうと、1年間で、平成22年は6万6,870キロワットという、6万6,000、これが平成24年は5万5,700という使用量に推移しております。ただし、議員ご指摘のとおり電力料金が上がっているということで、使用量は減っておるんですが、その電気料については、わずかではございますが、平成22年、総額でこの庁舎の電気料でございますが、1,171万円であったものが、平成24年は1,203万円、わずかではございますが使用量が大きく減った割には電力料としては伸びている。この町予算全体については、申しわけございません、もしお時間をいただけるのであれば、後ほど集計させていただきたいと存じます。

それと、予算編成に当たりまして、本年度の予算編成方針の中で、この電気料の上昇及び消費税の上昇を加味した、当然予算編成をするようにということで、ただ、枠配分予算という中では、消費税の上昇分については各課の努力により、そこは上昇分は予算配分できないよというようなことで、そんな中で予算編成を各課でやっていただいた経緯もございます。

消費税についてでございますが、消費税の影響でございます。まず、消費税の税率上昇に伴いまして、歳入、これは地方消費税交付金という形で町に歳入があるわけですが、これにつきましては、今回の4月からの5%から8%、地方消費税でございますと、従前1%であったものが1.7%になったわけでございますが、その地方消費税の2分の1相当分が地方消費税交付金として市町村に交付されるという、そういう制度になっておるわけですが、26年度予算で申し上げますと、その引き上げ分といたしまして4,030万円、従来分と合わせますと、この地方消費税交付金全体で26年度の歳入予算といたしましては2億3,990万円、約2億4,000万円ということでございます。

今度は、歳出に係る当初予算への影響でございますけれども、これについてはなかなか、これは試算というレベルでございますけれども、総額でおおよそ6,200万円くらいの影響が

あるというように試算をしております。それと、使用料とか手数料については、森川議員のご質問にお答えしたとおり、これも試算でございますが、これはそういう今回の消費税の上昇に伴いまして条例を改正した、その改正分の影響が約800万円強というふうに推計したところでございます。

以上でございます。もし回答漏れがありましたらよろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 町営住宅を改修した場合の耐用年数というお尋ねでございますけれども、住宅等の場合につきまして、ほかの施設もそうでございますけれども、新築の場合ですと耐用年数というのはきちっと定められているわけでございます。ただ、改修の場合ですと、年数がということになりますけれども、今の時点ではこの年数というのは承知しておりません。ただ、おおむね10年とか15年程度はもつんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、当然この改修も国の交付金を入れるわけでございます。当然ながら、国の交付金を入れた場合ですと、何年間かは、要するに住宅が壊れても用途廃止できないというようなこととなりますので、そこら辺の年数につきましては、設計ないし、また補助金の交付を受ける際に、そこら辺のことはきちっと確認してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 空調機のあれなんですけれども、空調機を設置する平成26年から先ほど答弁いただきました、平成28年の3年間を予定しておりますということで説明を受けているんですけれども、そうしますと、今年度1,500台って3年間ということで大体4,500台とか5,000台ぐらいの見込みをしているのか、またお聞きします。

それと、二世帯住宅、今1軒で2世帯住宅があるんですけれども、その場合は2台の設置が可能なのか。その辺のところの、そういったところの要綱が若干お聞きしたかったんです。それと、あとうちのほうにもあるんですけれども、1軒の家で廊下のみでつながっているところがあるんですけれども、そういった世帯の区分というか、その辺のところはどんなふうになっているんでしょうか。

それと、町営住宅のほう、社会資本総合整備交付補助金を受け、戸建住宅から順次改修工事を実施することとしておりますというようなことで説明をいただいたんですけれども、今後、順次行うということなんですけれども、あとどのぐらいの個数とあれがあるのか、再度

お聞きします。

電気代につきましては、非常に民間でも業者でも大変電気代が加算しまして、今非常に大変な時期であります。役場のほうはそれなりに一生懸命節約に努力していただいていることなので、今後もまたそういった努力をお願いしたいなと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） エアコン設置事業は、3年間の計画だと申し上げました。想定しております世帯数といたしましては、横芝地域4,517世帯、光地域345世帯、合計いたしますと4,862世帯を想定しております。

それと、今おっしゃった世帯に対する設置の台数ということですが、今の要綱上もそうですけれども、これは実はお隣の山武市と歩調を合わせまして、同じ対応で同じような要綱を作成いたしまして対応するつもりでおるんですが、基本的には1世帯に対して1台という、1つの住宅に対して1台というふうに考えております。ということは、例えば家屋敷の中に2世帯仮にあって、それぞれが住民登録をしてそれぞれが別世帯、生計も別で生活をしているとすれば、これは1世帯、1世帯ですから、その1戸の家屋敷の住宅に対しては2世帯あるというカウントになります。当然2台になります。ですが、今おっしゃったような、例えば渡り廊下等でつながって実質1つの建物として1棟を構成して、住民登録も1世帯で生計も同一であれば、これは1世帯という判定をして1台ということになります。

いずれにしても、住民登録と生計同一というようなそういう観点から、1世帯というふうに認定できたものに対して1台を補助するという基本原則でいきたいと思いますが、またいろいろなケースがあると思いますので、その辺については方針をきちんと、その要綱だけでは読み取れないようなケースもあろうかと思っておりますので、お隣の山武市とも調整をとりながら、同じような対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、質問にお答えいたしたいと思っております。

小田部住宅につきましては45戸あるわけでございますけれども、平成26年度に20戸実施いたします。平成27年度に残りの25戸を予定しているところでございます。

栗山団地のほうにつきましては、平成28年度、29年度に実施を予定しているところでございます。栗山のほうが簡易耐火平家のほうの30戸を予定しているところでございます。ただ、残りの木造と、あと古川のほうに1戸あるわけでございますけれども、そちらのほうは予定しておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でございますが、ここで休憩いたします。

再開は午後3時40分といたします。

（午後 3時30分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時39分）

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

日程第13、議案第13号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 今年度は幸いにも医療費は抑制されており、税制改正をした年度は一般的に収納率は落ち込みますけれども、関係各課連携を図り徴収していただいております、前年同期と同じ水準で推移しているというふうに伺いました。

昨年の予算委員会では、とにかくこの各課の連携ということで、議会のほうから各課に要望してきたところでありますが、特特調について担当課長のほうから何かありましたら、委員会でも伺っておりますけれども、改めてここ、全議員がいるところでご報告願えればと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 今、川島議員から特特調といいますか、各課の連携をとりながらということで、お話がありましたけれども、せんだっての委員会でも申し上げさせていただきましたけれども、特特調につきましては25年度決定ということになりました。まだ金額につきましては、今後厚生労働省からの決定通知待ちになるんですけれども、一応特特調は平成25年度分につきましては獲得できるということは確実にございます。

特特調につきましては、非常に住民課だけがやる事務だけではなくて、税務課だとか健康管理課だとか、いろいろ協力しながらやらなければならない事務がたくさんございます。せんだっても申し上げましたけれども、ポイント制になりまして非常に細かなポイントを加算しながらもらうといいますか、加算してその合計点に達したものだけが受けられるというようなことで、千葉県では54市町村あるんですけれども、いろんな細かいそういうポイントだとかそういうものがありまして、申請自治体が千葉県で24自治体、その中で18番目に入らないと獲得できないということで、横芝光町につきましては、今年度、平成25年度については点数が565点、ボーダーラインが535点ということで、うちのほうは565点をもらいました。

昨年度までがボーダーラインにつきましては455点、去年は455点だったんですけれども、各自治体非常にいろんな調整をしたりしまして、ボーダーラインが非常に上がったということで、正直言いまして横芝光町、申請するときにはかなり自己採点ではいい点数だったものですので確信を持っていたんですけれども、実際のところ535点がボーダーラインということで、30点しか上乗せできなかったということで非常に、ことはよかったんですけれども、来年度についてはまたこれらをよく精査しながら、来年度も確実にもらえるような、各課との協力体制もしっかりしながらやっていこうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 大変にありがとうございます。

住民課長に代表して、国民健康保険なのでご答弁いただきましたけれども、昨年、1年前の予算議会のときを思い返しますと、本当に努力されてきたというふうに思いますので、町

長におかれましては、職員の皆さんに低く低く頭を下げさせていただいて、職員の皆さんにお礼を言っていただければというふうに思います。税務課長そして健康管理課長、ご苦労さまであります。

税務課に関しては、町民サービスセンター、新年度は住民課と一緒にそれぞれ1名ずつ出して、町民センターに配属されるというふうに伺っておりますけれども、税務課長、ご決意のほど、一言伺いまして終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 平成25年度までは住民課のみで行っていましたが、平成26年度につきましては住民課と税務課が一体となって、また町民サービスセンターに来るお客さんに対してしっかりと対応していきたいと、そのように考えております。よろしく願います。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の川島富士子議員に、私めもお褒めの言葉をいただきましてありがとうございました。しかしながら、今回の特調獲得につきましては、久本副町長が筆頭になりましてプロジェクトチームを組んでやった結果でございまして、私は副町長に頼むぞと、その一言でございました。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） もう一回のチャンスをいただきまして、ありがとうございます。何も知らずに、ですが、全員野球じゃないですけども、本当に横芝光行政チームの大勝利だというふうに思いますので、住民課長初め、皆さんのこの1年間で、旧光町から続いてきたこの特調でありますので、とにかく守り切っていただきたいと思います。

県から来ていただいてご尽力いただきました副町長、本当にありがとうございます。お一声、よろしく願います。

○議長（伊藤圀樹君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 過分のお褒めの言葉をいただきまして大変恐縮しております。

これからも各課横断的なものにつきましては、私も役割をきっちり果たしていきたいと思っております。また、県との調整についても引き続き町のため頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに質疑等はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第14、議案第14号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第15、議案第15号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計予算に

ついてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第16、議案第16号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） お尋ねいたします。

農業集落排水事業、いろいろと目的達成のために当局にはいろいろとご尽力いただいております。本当にありがとうございます。

そういう中ではありますけれども、利用度がいまいち上がらないということで、平成26年度予算案につきましても、維持管理組合の協力を得ながらということで、なかなか目標が事業にのっていないと、そういう中でございまして、この接続率アップはなかなか大変だなど、そのように考えております。

そこで、維持管理組合役員との協力ということでございますけれども、どのような協力をしておるのか。また、もう一点は、この接続施設を設置するについてはいろいろと利子補給等の補助も使えると、そういうこともございまして、当然この辺の案内は十分しておると思

いますけれども、さらに努力していただきたいと、このように思います。

それと、この予算の中で、接続率が当初計画どおりにいきますと、この総務費から事業費、このあたりまでも大分カバーできるのではないかと。それによりまして、一般会計の繰り入れも減ってくるだろうし、このあたりもうちょっと頑張っていたら、そのように思います。

それから、町も平成28年度までには10億円の予算規模を縮小するんだと、そのような大きな目標に向かって今進んでおるわけですけれども、やはりこういうものは一つ一つ解決していかないと、なかなか目標達成というものも厳しくなってくると、そのように考えております。ぜひひとつご努力をお願いしたいと思ひまして、その辺の方向性を課長と町長にもお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 集排の関係でございますが、どうしてもこの接続率は、見方によってはかなり低いというふうに見られます。というのは、当初の計画の人口、世帯でやりますので、実際にその計画どおりの世帯、人口がふえたかというふうにふえておりません。ですから、今の世帯数で接続率を計算しますと82%なんです。しかしながら、どうしても計画人口、世帯でやりますから58%ということになってしまいますので、実際のところは約80%は接続していただいております。

そういった観点から、役員さんとも年に1回あるいは2回ほど歩いていただきまして、この間も説明させていただいたとおり、2戸の新規の接続があったわけなんですけれども、それ以外に自然減が、独居の家庭とか、そういうところがなくなってくるので、あるいは空港との移転の絡みもございまして、そちらから接続も外れるということもございまして、どうしてもその減が毎年ついてきます。ですから、2件、3件と接続しても、実際的にはゼロベースあるいはマイナスベースになってしまうときもございまして、そういった観点から、我々のほうは、現時点での約81%ありますけれども、これを、今いるところをさらに接続率のアップに向けて、また役員さんと私どものほうで、これをもう一度歩くというような方向で平成26年度も考えております。

それから、これをアップすれば当然のごとく歳入が入ってくるわけですが、今のところ歳入800万円ぐらいの皆さんから、組合からいただくこの使用料ですが、これはほとんど我々の事業の中の修繕だとか電気代とか、それにほとんど当たっておりますので、あとは職員の給料等でございますから、実際のところ皆さんからいただいたもので電気料、修繕、その辺

を賄えているということで、私は健全経営が、今できているというふうには考えております。

しかしながら、まだまだだと思いますので、また85%にも向けながらも一致協力して、役員さんとともに町も協力しながら、接続の向上、それとさらにはいろいろとポンプ関係も延命措置をとりながら、大事に施設を守っていききたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 農業集落排水につきましては、公共下水事業の本当に難しさを象徴しているのかなというような認識の中で、残りの約2割については、合併浄化槽の配置が既にできているというのがほとんどのようございまして、なかなかすんなりとあえて料金のかかるほうの改修に向けてご理解いただくのがかなり難しい状況にあるのかなと思いつつも、今後とも誠心誠意ご理解いただけるような施策で進めさせていただきたいと思っております。

それとあともう一点でございますが、この一般会計からの繰入金全てが一般会計の繰入金ではありますが、その一部は、地方交付税に算入されている部分もございまして、一言、数字的にもはっきり、今この場ではわかりませんが、そういう部分もございまして、ひとつご理解いただければなと思っております。しかしながら、今後とも一件でも多い接続に努めるよう努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに質疑等はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第17、議案第17号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 基本的に予算には賛成です。しかしながら、若干、今畜産業界がだんだん厳しくなるような状況の中で、この食肉センターは頑張っている。そういうことに敬意を表する立場からも、危惧されるところが若干あるので質問します。

資料6の概要版、5ページ、特別会計決算見込み、この中で平成25年度の決算見込みの中の繰越金6,400万円があるということで、最後の差し引き、収支の差し引きが3,000万円というふうに書いてありますけれども、この繰越金がもし6,000万円なかったら、マイナスの3,000万円というふうに見ていいのかどうか。しかしながら、歳出のほうで積立金を1,000万円というふうに出ておりますもので、それを引きまして2,400万円が単年度でいけば赤字なのかというふうに、素人の見方なんですけれども、それでいいのかどうかを、もしそうであれば過去5年間こういうような単年度で見たときの食肉センターの経営状況はどうだったのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤囀樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 川島議員のご質問なんですけど、6,400万円で3,000万円ですから赤字だろうと。実は、ご存じのようにカット室の改修工事、それから暮れにも補正とっていますが、そちらのほうで施設を改修するに当たって投資をしてきたということで……

〔14番議員「もう少し大きい声で」と発言〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 小さいですか、すみません。

カット室を改修工事していますね。それは投資的なものであるというふうに解釈していったときに、あれにかかるお金が約6,000万円近くのものがかかっています。ですので、それは財産という考え方でいきますと、これは赤字ではなくて実際にはそれも財産ですから、黒字というふうにご理解いただければと思います。

○議長（伊藤囀樹君） ご理解できましたか。

〔14番議員「できません」と発言〕

○議長（伊藤囀樹君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 細かい、財産という部分についてのあれを、そこまでわからないん

ですけれども、ただ数字を見ただけの中で、そういうふうにあったもので、過去5年の中でのこういうような数字の変化というのはどうなんですか。

○議長（伊藤罔樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 今資料を持っていないんですが、過去には繰り入れを、大きな工事をやる場合とか、そういう場合には補助金とあわせて基金のほうから5,000万円とか6,000万円とか繰り入れをして、実際には赤字ですよ。そういう形でやっていることもありますので、今回金額的にはこういうふうになっておりますけれども、過去にはそういったものは何度かあります。

○議長（伊藤罔樹君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 時間もありますもので、2点目の質問をしたいと思います。

今度、予算書の中で303ページ、今度は歳入です。今のような観点からの質問なんですけれども、歳入また繰越金が、前年は3,700万円、今回は2,700万円、約1,000万円の減ということで、ここに記載されております。これも素人考えなんですけれども、例えば今回のこの予算書の中で、屠畜総数が増加している、料金の改定も行わないということになれば、普通考えれば増収している分だけ収入がふえる。ふえる収入になっておりますけれども、そういう中で繰越金が減、これはいろんな歳出の中の各項目のあれについては詳しくはわからないんですけれども、2,700万円。ことしの繰り越し額が先ほどの収支が3,000万円、今回繰り越すのが2,700万円という、単純に考えれば幾らも流用資金というのがないようにも思うんですけれども、その辺のところ、これからの食肉センターの将来的な見通しの意味で質問したいと思います。

処理頭数がふえて、料金改定は行わないというような方向で今進んでいると思います。しかしながら、単年度でのそういう先ほどの財産という部分はちょっとわからないんですけれども、そういう中で繰越金が減っていくということは、これから先厳しい、こういう畜産業界の情勢の厳しい中で、料金の改定はこのままでいいのかどうか。今、生産者が心配しているのは、この料金は改定しなくて果たしてどうなのか。料金がもし改定された場合に、いろいろな県内何ヵ所かありますけれども、そのときに果たしてここの場所は今後どうなるのか、そういう不安がいろんな面でね。それから、毎回改修改修という中で、果たして先はどうなのかというようないろんな不安的な要素が生産者の中にありまして、だからその辺のところの繰越金が減ってくるということは、これから先も恐らくこういう傾向なのかということで、料金改定は行わなくて大丈夫かなという、そういう点でお聞きしたいと思います。

それで、3回目ですから。あと、そういうことを含めまして、あそこの場所、この前ある生産者が場所を変える、要するにあの場所じゃなくて違う場所に移転すると、そういう話がありますかというふうに聞かれたんですけれども、全然寝耳に何とかで、なかったんですが、何か所長がどういう席で言ったかわからないんですけれども、そういうような話をされたということを聞いた人から話があったんですけれども、あのセンターの将来的な位置と今後の方向づけについて、最後お伺いして質問を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 食肉センターは私が管理者ということで答弁させていただきます。

まず、この予算書の作成につきましては、基金と地方債の関係もございますので、収入については余り大きな部分でなるべく出さないようなという形で作らせてもらっています。しかしながら、一般的にはもうちょっと収入を多くしてもいいのかなという部分もありますが、あくまでもこの運営上、屠畜頭数の問題も、TPPの絡みもございまして、いかんせん不確実な部分がございますので、このような形で予算書を作成させていただきました。

それと、もう一点でございますが、この屠畜場の経営というのは、今千葉県屠畜場協会の会長を、私は仰せつかっているわけでありましてけれども、6屠畜場のみんな相当厳しい事業形態で行っております。横芝光町営東陽食肉センターにつきましても、数字上では一応この数年間の流れの中では赤字の年もあると今説明もありましたが、基本的には黒字経営ができております。しかしながら、そこには一般的な、先ほど来公会計の話も出ていますが、固定資産税も払っているわけじゃございませんし、また減価償却の部分についても出ていない、そういう状況のもとに、じゃそれが、持ち出しはしていないもののそれが本来である黒字なのかどうかというのは、また別の解釈があるのかなと思っておりますが、現状としてそういう厳しい状況にあるのも事実でございます。

また、屠畜料の改正につきましては、これは県の許可が必要なものでございますので、今後の運営の中で、しかしながら千葉県では一番安い屠畜料を誇っておりますし、それで頑張っておるところでございますので、その部分についてのご理解をいただければなと思っております。

それともう一つ、場所が変わって新しくなるんじゃないかという話があったということでございますが、千葉県の屠畜場協会、また千葉県も、この今6つある屠畜場の統廃合を目指しております。そんな中で、今横芝光町営東陽食肉センターでは、豚そして牛、この2つが主な部分でございまして、たまにイノシシとか小動物ということがあるわけでありまして、

それを衛生管理上、豚と牛とでは全く別の衛生管理が必要になってきます。その関係で、再編の中に、例えば牛をやめてしまおうとかというような話もございまして、近隣の食肉センター経営者との話し合いもございます。その場合、農林水産省のほうの補助金も得られるんじゃないかと憶測した中で、今後当町の食肉センターもかなりの老朽化をして、毎年毎年補修しながらやっているような状況でございますし、今後、食品衛生上の衛生基準がますます高くなっていくことが予想されます。それに対応したセンターをつくる必要も、今後可能性としては非常に大きいものがございます。

そうした中で、屠畜場同士のコミュニケーションをとりながらやらなければならない可能性が大きいという話の中で、今後そういうことも考えていかなければならないだろう、だろうではなくて、それは考えていくことは必要なことだろうという中で、そういう話も、実は私もしておりますし、ただ、いかんせん食肉センターを建設するには、数十億、30億、50億、60億というような巨大な予算が伴いますので、簡単にすぐできるものではございませんので、今後近々にそういう何か出てきますれば、また当然議会ともご相談させていただきながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに質疑等ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第18、議案第18号 平成26年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

- 5番（森川 忠君） それでは何点かお尋ねしたいんですが、まず予算書334ページのこの看護学生委託費700万円、この内訳ですね。

それと、恥ずかしい話になるかもしれないんですが、旭中央病院等では薬を院内で、医薬分業をしていませんよね。東陽病院では医薬分業ということなんですけれども、それが義務なのかどうなのか。また、義務でなければ大体何割ぐらいの医療関係でやっているのかをお聞きしたいと思います。

- 議長（伊藤罔樹君） 病院事務長。

- 東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまのご質問については、私どもからお答えを申し上げます。

まず、334ページ、看護の委託料の内訳でございます。委託料につきましては、看護学生の奨学金ということでの委託料になります。現在、昨年からですけれども、この奨学金、2名の学生に貸し付けをしております。1人年間で140万円、これが実際に借りている方が2名おります。平成26年度で新たに3名の貸し付けを予定しているということで、人数的にはそういう5名の予算計上ということで、700万円の計上をさせていただいております。

そしてもう一つ、院内処方の関係でございますけれども、院内処方については、院内処方のほうが、当時のいきさつというのは私はわかりませんが、やはり職員、薬剤師の配置等の問題等々によりまして、そういった部分も含めまして院内処方になったのかと、そういうふうな気がしております。

そして、院外処方の割合でございますけれども、病院のほうの割合というのは、申しわけございません、把握しておりません。

以上です。

- 議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

- 5番（森川 忠君） 奨学金が2名プラス3名で5名、これは何年勤務されて、また、以前私お聞きしましたけれども、医学生に関してはどうなんでしょうか。あるのかないのか。また、これは看護師さんとか作業療法士さんとか、そういう、何年の勤労義務があって、その返済についてを伺います。

それと、院内でやっているということのメリットもあれですけれども、例えばあのあいて

いるスペース、昔やっていたあそこを賃貸で貸して入ってもらうとか、わざわざ外に行ってやるよりも近いし、何か私も利用させてもらっていて、中でとれたほうがいいなというような気がしますがけれども、その2点、お願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 申しわけありませんでした。貸し付けの期間でございますけれども、これは就学年数でございます。今の看護学校につきましては、4年生の大学がメインになっておるようございまして、期間については4年間。そして、義務年限でございますけれども、就学年数と同じ年数を、東陽病院の貸し付けですから東陽病院に勤務していただければ、この償還を免除すると、そういうような規定になっております。これは、近隣のどの自治体病院あるいは民間病院も同じような取り扱いの要綱等が整備されております。

そして、医師への奨学金ということで、これも先般議会の一般質問の中で、森川議員のほうからご質問があったと思います。これについては、そのお答えの中で、実際近隣の自治体病院でもこの制度を取り入れている自治体病院もあります。当時確認しましたところ、制度はあるけれども、貸し付けを受けている医師の卵はいないというようなお話もございました。ただ、この件については、やはり受け皿としては整備していく必要があるのかなと、そういうふうにご考えておりますので、本年度、新年度の予算の中には反映してございませんけれども、そういった意味では今後検討した中で、こういう制度を設けるみたいなの、そういうふうにご考えております。

そして、申しわけございません、院外処方については私も勉強不足なこともございます。そのメリット、デメリットのほかに、いろんな分野で院外処方に至った経緯があると思いますので、その辺については後ほど、私も勉強しましてお答えさせていただければと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これは、院外処方については、当時厚生労働省の指導があったということがまず一番大きな要因ではないかなと思っております。また、病院内に置けるかどうかという部分も、よくはわからないんですけれども、薬事法の関係なのかどうなのか、そういうところも実際に私も見たこともないので、多分そういう関係ではないのかなというふうにご思っております。

また、医学生の対応につきましては、現在千葉県が積極的に行っていて、十数名、12名といったか、今現在やっておることを聞いております。その医学生が卒業というか、国家試験を通過して、医者となった場合には、県内の自治体病院に派遣するというような計画を進めて

いられるというのを聞いております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 最後になりますけれども、後で事務長、それ教えてください。

町長が多分厚労省の指導だということで、現に旭中央病院はあのような形でやっているから、義務ではないんでしょうね。推奨したということだとは思いますがけれども。

それと、多分皆さん気になっているんですけども、この前町長が全協の席で、脳外の先生、北島先生が退職されてということで、やはり町民も脳外について興味を持つ話をよく聞くんですね。今度、横田先生1人でどうなってしまうのと。やめちゃうかいというような話までちまたの話というのは広がるもので、いやいやそうじゃないと思うよという話をする中で、その件と以前にお願いしました、事務長にもお願いしました、その病院のシステム、確かにお金がかかるから、その辺はどのような考えでいるのか。例の画像システムと受付のオペレーションというか、電カルも含めて、電カルの場合は、実は私は内科の先生ともお話をしたけれども、なかなかその操作の面とか、それよりもオーダーリングシステムか、それとか画像のボックスシステム、それをというようなお話が、直接先生からの話なんですけれども、その辺のご検討をされているか。また、そういうようなお考えがあるか。その2点で終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 電子化の関係でございますけれども、これについては今お話がありましたように、各診療科においてやっぱり要望事項が違います。森川議員のお話を聞いた内科の先生にしましては、やはりいろいろ血液検査等のオーダーリングを要望しています。また、整形あるいは外科もそうでしょうけれども、そういうドクターに関しては、オーダーリングよりもどちらかというと画像処理、ボックスのシステムを優先順位としては希望しております。診療科によってさまざまな要望等がありますけれども、近隣の自治体病院に取り入れている病院を見ますと、やはりボックスが、ボックスを導入するに当たっては、ある程度補助金があると、そういうような話も伺っていますので、なかなか一気にということも予算的なもの、あるいは操作面でもなかなか時間がかかるという部分もありますので、いずれにしても、26年度に院内で検討委員会を立ち上げた中で、これの件については進めていきたいと。そういうような形で、院内会議の中でも相談してございますので、それについては今後精査した中で、進めていければと思っています。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 脳外の問題でございますけれども、北島先生がおやめになられることは、もう既に決まっております、辞職届も提出されまして正式に決裁したところでございます。そうした中におかれましては、横田先生、まだ諦めることなく、まず先般全員協議会でお話しさせていただきましたし、今回の予算の中で約8,000万円ほどの機器購入に対する提案をさせていただいております。それが今後、その機器購入ということを保証に、もう一方、脳外の先生に横田先生が声をかけていただけるというお話になっております。ぜひ、何が何でも脳外を、院長もそれはしていきたいというお話もございますので、最善の努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 病院事業会計ということよりは、病院経営という観点から質問させていただきます。これは、事務長は経営者であるかは別として、町長もしくは事務長なのかと思っておりますが、おかげさまでといいますか、皆さん大変ご努力されて、医業収益、医業収入が10%程度、平成26年度は上乗せできるという予算を立てられています。

このところの病院の風景をみますと、ある意味劇的に患者さんも見えていらっしゃるという中で、入院患者さんあるいは外来患者さんともにふえてきている。その結果、医業収益は7,200万円ほど、26年度はふえますよと。しかしながら、医業経費は9,700万円も上がってしまう。一生懸命医業収益を上げながら、医業経費はふえてしまう。このままどんどん収益が減になってイコール繰入金もふえてしまうという傾向に、どうもまだまだ歯どめがかからないという状況の中で、経営的には医業収益は上げて経費のほうはそれに比較したら若干減ると。ということはイコール繰入金も減っていくというような形をとっていかないと経営は成り立たないだろうというふうに思って、銚子みたいにならないような方策を何としてみとっていかなくてはいけないと思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 浅野議員からご指摘をいただきました。医業収益が前年度、これは当初予算の比較になるわけでございますけれども、約7,260万円ほど増収を見ております。一方、医業費用については、前年度比較、やはり9,520万円ほど確かに増えています。これにつきましては、平成26年度地方公営企業会計制度の見直しの関係があつて予算がふえた部分があります。この中で、減価償却費については、これも当初予算比較で約4,000万円

ほどふえております。これが、今申しあげました地方公営企業会計制度の見直しに伴いまして、今までは償却資産については、みなし償却制度というようにことが選択できました。これは任意で選択できました。当東陽病院におきましては、このみなし償却制度で償却計上をしていたわけですが、簡単に申しあげますと、例えば1億円の資産を購入したと。それについて5,000万円の補助金を充てたと。そうした場合にみなし償却制度の考え方からいきますと、補助金充当分については、耐用年数が経過した時点で一気に償却すると、そういうような方式でありました。

したがって、減価償却については補助金充当部分5,000万円を除いた資産ということで、資産については5,000万円の資産ということで減価償却をしていたと。これの見直しについて、今回いろいろと歳入の予算にもありますけれども、引当金制度ということで、補助金については資産計上した中で、年度年度償却資産に充てるという予算計上をしております。

ですから、そういう考え方の中で、説明がうまくできませんけれども、今までは補助金を除いた5,000万円の部分について年度年度償却していったものが、これについては1億円の資産というように考え方の中で償却をしていくということで、要は償却資産については、先ほど申しあげました4,000万円ほどふえていると。ですから、実際の支払いということではありませんで、例えば医業収益がふえて材料費がふえた。もちろん材料費はふえております。材料費については約2,400万円ふえておりますけれども、大きな要因については、そういう制度改正的なものも大きな要因の一つであると、そういうことになります。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 我々も会計士じゃないので、細かい数字はともかく、私が言いたいのは、会計処理の問題というより、大きな問題の中で、医業収益を頑張ってふやす中で、医業経費がどんどん、会計処理の問題もあるんですが、その逆転現象を何とか図っていかなくてはいけない。そのための方策として、どういうものが有効かということの中で、例えば経営という観点からいえば、もっと収益をふやす。要するに率のいい、経費が余りかからなくて率のいい売り上げというか収入をふやす。例えばそこにはがん検診だとか、人間ドック等の検診類があると思うんです。装備があるわけですから。それが現実に今、この予算によれば3,000万円程度、大ざっぱに言って3,000万円程度予算やっているわけです。検診とドックも入れて。ということは、1日十何万円なんです。1日当たり、200日ぐらい稼働すればね。がん検診や人間ドック、今MRI等も含めていろいろ忙しいといっている中で、1日十

数万円ということは、俺は少ないと思うんですね。あれだけの施設がありながら。倍ぐらいやったってもいいんじゃないのというふうに思うわけです。

ですから、そういう意味で、利益の上がる努力をもっともつとすべきでしょうし、さっきの脳外科の問題も、やっぱり利益につながるような環境の中で、脳外科の発展というのも、当然考えていかななくてはいけない。また、新院長は、外科手術やるというのであれば、外科手術も収益的にも大きなものがある。ですから、破産を、病院がならないようにするためには率のいい収益を上げる、そういう手だてというんですか、そういったものをもっと積極的にやるべきでしょうということを実は言いたくて、繰入金より少なくなっていくように、破産しないようにぜひやっていただきたいということで、町長、どう思いますか。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでございます。しかしながら、東陽病院は町民の健康を維持する上でも極めて重要な地域医療のかなめということでございまして、まずは地域住民の健康、また病気を治してさしあげるといような、極めて重大な使命を担っているわけでございます。

また、経営的な部分としては、どうしても医師の確保というものが、極めてまだまだ不安定な状況の中で、これからも安定的な常勤医の確保、それにつながって、今いろんな部分で効率的な経営をするにはどうしたらいいか、例えば看護体制を見直すことによって点数を上げられるですとかいろいろあるんですが、その辺の部分についても今検討しているところで、やれることから一つ一つ積み重ねて、今後もさらにといいますでしょうか、頂上を目指すような病院経営を努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） わかりました。

いずれにしても、経済というか、余り赤字が膨らむということになっていくと、現実問題存続は難しくなってしまうと思いますので、やっぱり一定の歯どめというか、そういったものもかけながら、町長以下、院長を含めて、何とか健全経営に近づくように、ぜひぜひ町民のためにもお願いしたいと。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに質疑等はございませんか。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 病院の経営については非常に難しいところがあるというのは重々承知しておりますが、ちょっとお伺いします。

看護基準は今13対1、それを10対1にしたいとかいう、その近い将来の構想。それともう一つは繰り出し基準がありますよね。繰り出し基準に対する今の経営の中の割合数、どのぐらいなんですか。それを教えてください。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） まず1点目ですけれども、看護基準の関係、要は施設基準ですね。これについては、3月から10対1の基準をとりました。10対1の基準をとるに当たっては、これお一人の入院で約2,080円になります。これを365日で計算してみますと、大体70万円ぐらい。これが先日いろいろ質問の中で看護師の数が充足しているかとかいうようなお話の中で、例えば病床利用率8割とした場合に、看護師については15名が不足するというようなお話をさせていただいております。これを現員の看護師の配置でいきますと、一般病床が55床あるわけですけれども、今の現員のスタッフでいけば、10対1を確保するということになると、大体三十二、三名が限界だと思います。三十二、三名の患者で回していける。そうすれば10対1、これはいろいろ外科の手術等行われておりますので、あと看護師の配置と、もう一つが在院日数というような、そういうような二つの兼ね合いがありますけれども、人数的なものについては三十二、三名を随時確保していこうというふうな方針で考えております。

そうしますと、ざっくりで申しわけございませんけれども、年間大体同じ患者数を入院で見た場合は、大体2,500万円ほどの収益増が見込めるのではないかと、そういうような試算をしておりますので、今後についてはそれを維持するという、そういうような方針で進めたいと、そういうふうに考えています。

そして、もう一つですけれども、繰り出し基準については、自治体の考え方による部分もあります。一般的には、普通交付税で少し下げている部分、そして一般会計で負担するということで、それに基づいた部分があります。あとは、病院の経営上、特に必要と認めたものについては、協議のこと、繰り出し基準というような考え方で見られる部分があります。そういったことで、非常に病院病院によって一律の基準が、一律の比較というのができない部分がありますけれども、ちょっとこれは質問からはずれるかもしれませんが、地方交付税で見られている部分が大体2億強の金額が普通交付税で、病院運営費ということで見られております。そのほかに、例えば医師の確保対策事業とか、そういったものについては一

般会計で負担する。そういうようなルールに分かれておりますので、そうしますと、2億四、五千万円ぐらいが一般的なルール分なのかなと、そういうふうに考えております。

そして、これは私の持論ですけれども、病院運営に当たっては、やはり自治体病院の使命ということであれば、当然独立独法の運営というのが、要は黒字化を目指すというのがルールなんでしょうけれども、なかなか今東陽病院は、15の自治体病院がある中で、収支については平成23年度、平成24年度決算、最下位です。そういったことを含めると、当面の目標は、やはり一般会計から負担していただくものについては、そういう普通交付税以外でも半々ぐらいが当面の目標かなと。そういうふうな考え方で、病院の内部の会議でもそういうようなことは話をさせていただけますので、当面の目標としては半々ですから、大体5億弱を目標に職員に目標値をもって頑張っていこうかと、そういうふうな考えを持っています。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 事務長には日々ご努力いただきましてありがとうございます。

まさに繰り出し基準とフィフティー・フィフティーが逆転すれば黒字ということになりますので、ぜひその点のところは今後経営に生かしていただきたいと思います。

それから、一番我々が気になっているのは、前からいろんな話がありますけれども、医師一人に対して1億円の年間の収益があるのが理想というか、そういう話なんです、その辺のところの今の現状はどのぐらいになっているのか。

また、近い将来、せつかく外科の先生がお見えになったんですから、それで手術ができるような体制づくりというのをどういうふうに、この数年で、院長のお考えとかありますので、その辺の構想について、もし何かありましたらお聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 医業収益で、ドクター一人一人で逆算したときに、一般的には確かに1億円というお話はしています。私もいろいろ他の病院の関係者のお話を伺う中で、ドクターの人件費大体1,500万円から2,000万円ぐらいが自治体病院の一般的な金額だと思いますけれども、ドクター1人雇用すれば、1億円の収益を上げるんだというような、一般的なことが言われております。

これについては、外勤の医師が、やはり常勤とは異なりますので、週1回勤務あるいは週2回勤務とかございますので、一律幾らぐらいかというものについては、申しわけございません。この場で即答はできかねます。

そして、手術の関係ですけれども、院長が昨年10月、外科の医長になりまして、院長の考え方の中では手術をすれば患者が集まる。患者が集まれば、当然内科の医師もそのケアのために集まると、そういうような持論を持っています。そういった中で、積極的に手術を行っていただいております。10月は着任したばかりでそれほど手術はもちろんできなかつたんですけれども、10月から2月までの、参考までに手術の実績だけ申し上げさせていただきます。

手術の実績については、外科の手術は23件ございました。これは全身麻酔を要する手術、そういったものを行っております。そして、ほかの関連の手術ですけれども、整形が14件、脳外科が2件ということで、10月から2月まで39件の実績がございます。

新年度も脳外のほかにそういう外科の資器材等の購入も予定しておりますので、今後についてもこの手術についてはもっとふえていく、ふやしていただくというような形で進めておりますので、一応参考までに話をさせていただきました。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ありがとうございます。じゃぜひ頑張って、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに質疑等ございませんか。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 思い返したように申しわけありません。

千葉県の新年度予算の中に、医療施設防災対策強化事業という新規事業、医療整備課で3億円出ておりますけれども、県内医療施設の防災対策を促進するために、スプリンクラー等の設置等に助成ということがありますが、この辺は特に何か該当というか、利用できないのかなと思ったんですけれども。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 災害関連の補助金につきましては、先ほど補正予算の関係で予算計上させていただきましたのが、これは地域再生基金災害医療体制整備事業補助金ということで、これが災害時における医療提供体制の充実を図るための補助金ということになっております。したがって、議員のおっしゃるのはこれかというものはありますけれども、災害関連については、一応こういった補助金を受けて財源に充てております。そのようなことでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 他に質疑はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第19、議案第19号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎陳情の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第20、陳情の件を議題といたします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

○民生文教常任委員会委員長（川島富士子君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、3月4日午後4時40分から委員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 介護保険要支援者を介護予防給付から外さないよう求める陳情書採択に関する陳情書についてであります。地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しに係る財政的な問題について不透明なところがあるため、継続審議でよいと思う。また、要支援者の支援を予防給付から地域支援事業に移行することで、地域の実情に応じたサービスの提供ができ、費用の効率化が図れるなどの意見があり、採決の結果不採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより陳情第1号 介護保険要支援者を介護予防給付から外さないよう求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立なし。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 以上で今期定例会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて平成26年3月横芝光町定例会を閉会いたします。

長時間にわたりましてご苦労さまでした。

（午後 4時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議員 鈴木 和 彦

議員 川 島 勝 美